



「FIP交付」「交付金相当額積立」 「廃棄等費用積立」 に係る業務仕様書

2026年5月29日

電力広域的運営推進機関

版	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	-	2022/7/1
第2版	CMN006	・事業者情報削除に係る業務フロー、業務詳細仕様を追加。	2023/1/11
	CMN035	・バイオマス比率登録に関する業務フロー、業務詳細仕様を追加。	
	FIP001	・FIP交付金単価のプレミアム調整率算定に用いる諸元を「FIP参照価格(卸電力取引市場分)」から「エリアプライス」に変更。 ・参照価格(卸電力取引市場の参照価格＋非化石価値相当額)が基準価格を超える場合、参照価格を基準価格と同額に補正する(＝balancing costが正の数である限り、事業者に交付される。)内容を追記。	
第3版	CMN002,003	・事業者情報変更申請箇所が視覚的に判別できる機能を追加	2023/4/19
	CMN034	・自己託送している設備の供給電力量を交付金算定対象外とする機能を追加	
	CMN035	・バイオマス比率登録の際、非バイオマス比率の登録方法を変更	
	FIP003	・FIP交付金精算に係る業務フロー追加	
	FIP001	・FIP交付金登録(白紙入力)に係る業務フロー追加	
	DIS004	・積立金登録(白紙入力)に係る業務フロー追加	
	DIS102	・工事完了未登録事業者の経産省通知機能を追加	
	DIS104	・積立金取戻のバリエーション強化についての業務詳細仕様追加	
	ACC200	・交付金及び積立金支払に用いる振込データを区分して記載。	
	ACC304	・経費等登録に係る業務フロー追加	
	ACC305	・白紙登録データ確認に係る業務フロー追加	
	帳票全て	・文書管理番号の項目を追加	

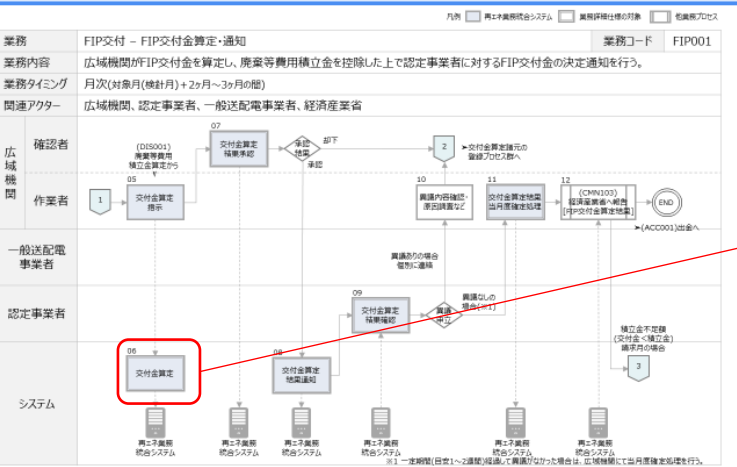
版	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
第4版	CMN036	・系統充放電を行う蓄電池が併設された設備の供給電力量算定方法を加筆	2023/6/19
第5版	CMN007	・リプレイス対象設備を仕訳け、運転開始まで交付金算定から除外する業務を追加	2023/7/12
第6版		(第7版までの修正については、更新履歴の更新・メンテナンスがなかったため略)	
第7版	P56,P149	分割供給設備の設備登録(25-I0049)、廃棄等費用積立 (FITからFIPへ移行した設備)(24-I0308)を追加	2025/7/25
第7.1版	P160	廃棄費用積立金の取戻し申請に関し、積立金の総額の考え方の補足スライドを追加(24-I0138)	2025/8/5
第8版	CMN001	算定対象設備作成後に事業計画認定情報を変更する場合の考慮についてを追加(案件No.78)	2025/8/29
	CMN001,DIS001,DIS005,ACC303,ACC503,ACC504	風力発電設備に係る廃棄等費用積立金の修正(案件No.90)	
	ACC100	事業者の確認期間中に白紙登録した交付金を修正する場合や白紙登録を追加する場合に、同一事業者に対し白紙登録した他の正しい交付金削除を不要とする考慮 (案件No.97)	
	FIP001	交付金算定シミュレーションにおける、再エネ業務統合システムに登録されている事業計画認定情報の参照 (案件No.107)	
第9版	CMN001 (p24,p25)	発電設備出力区分コードの更新	2025/9/19
第10版	p22, p42, p46 P118, p119, p120 p121,p156, p164 P165, p173, p174	設備譲渡時に譲渡元で未確定の取引がある場合の対応 (No. 11) 交付金算定シミュレーションで算定した明細を精算対象とする考慮 (No. 95) 調達・交付期間中に発電事業を縮小する場合の廃棄等費用積立金を取戻候補額の算定ロジック修正 (No. 104) 廃棄等費用積立金取戻における増設等特例の考慮追加 (No. 111)	2026/5/29

- 業務仕様書は、「業務フロー」「業務詳細仕様」「(別紙)業務プロセス詳細記述書」から構成されている。
- 各業務に対して業務フローを作成し、詳細な説明が必要なものは業務詳細仕様で補足している。
- また、各業務プロセスの詳細は「(別紙)業務プロセス詳細記述書」に記載している。

【構成】

業務フロー
FIP交付：FIP交付 - FIP交付金算定・通知

15



(別紙)業務プロセス詳細記述書

業務詳細仕様
FIP交付：FIP交付 - FIP交付金算定・通知

17

業務プロセス 「01:算定諸元管理(TSO供給電力量)」 「03:算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格[当月度])」 「04:算定諸元管理(JEPX非化石価値取引市場価格)」 「06:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(3/6)

[FIP交付金算定式]

$$\text{FIP交付金(円)} = \text{調整後プレミアム単価(円/kWh)} \times \text{供給電力量(kWh)} \times 1$$

調整後プレミアム単価

$$\frac{\{ \text{基準価格} - \text{参照価格} (\text{卸電力取引市場の参照価格} + \text{非化石価値相当額} - \text{バランスコスト}) \} \times \text{エリア・電源種別別の当月電気供給量} (0.01 \text{円/kWhコマ含む})}{\text{エリア・電源種別別の当月電気供給量} (0.01 \text{円/kWhコマ含む})}$$

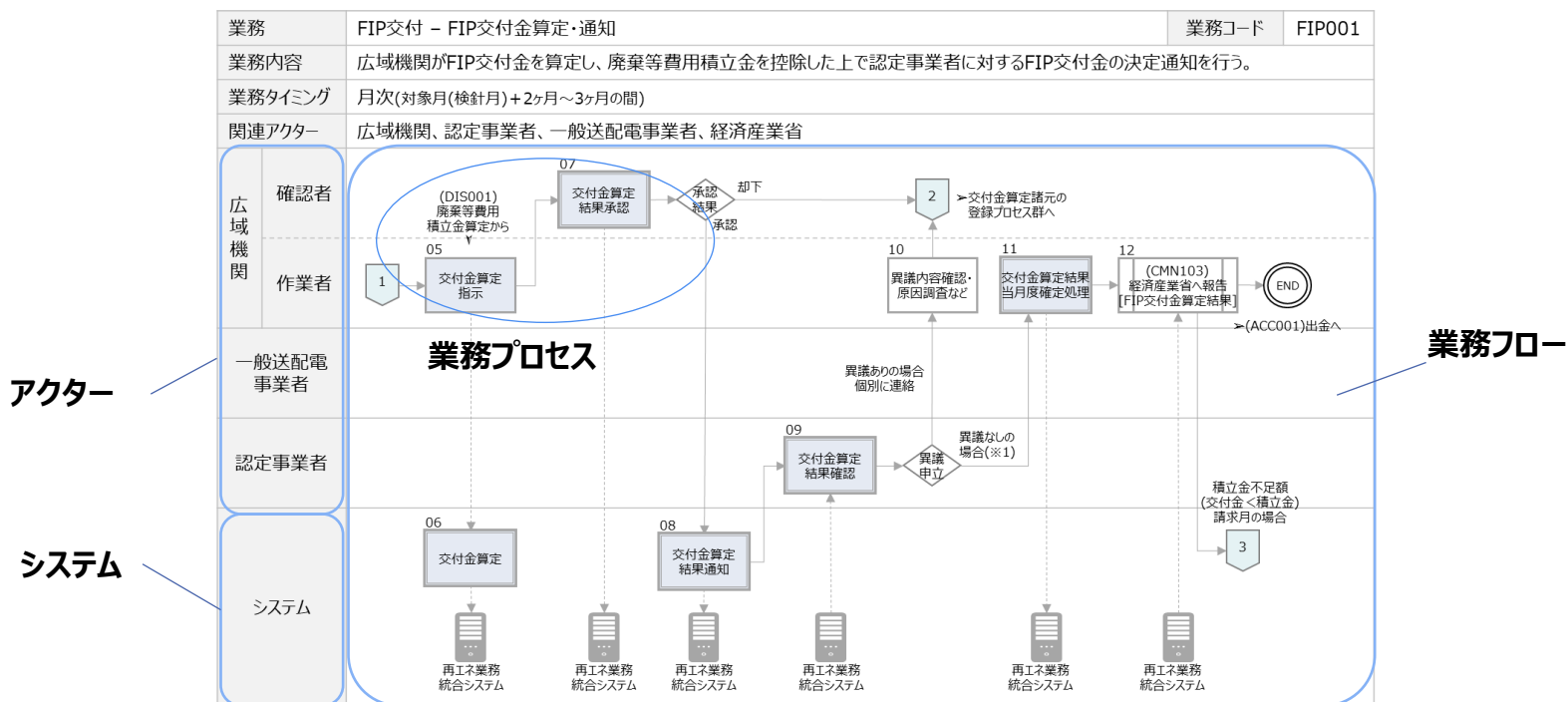
(参考) 経済産業省 資源エネルギー庁「FIP制度の詳細設計」(アグリゲーションビジネスの更なる活性化) (抜粋)

<参照価格の算定方法イメージ>

<具体的な算定イメージ> ※金額は仮定

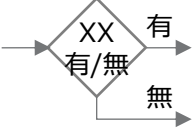
【前提条件】 ① 基準価格 : 20.0円/kWh
② 卸電力取引市場の参照価格 : 7.0円/kWh
③ 非化石価値相当額 : 1.2円/kWh
④ バランスコスト : 1.0円/kWh

【プレミアム算定】 ⑤ 基準価格 (20.0 [円/kWh]) - ⑥ 参照価格 (7.0 + 1.2 - 1.0 = 7.2 [円/kWh]) = ⑦ 調整後プレミアム単価 (12.8 [円/kWh])

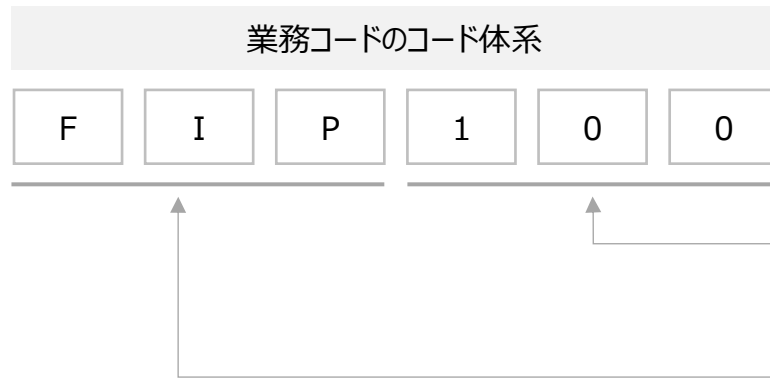


■ 業務フローは、以下の凡例を用いて作成している。

【業務フローの凡例】

オブジェクト	オブジェクト名	説明	オブジェクト	オブジェクト名	説明
	START記号	業務フローの開始		判定/分岐	業務プロセス間で分岐/判断が発生する場合に使用
	END記号	業務フローの終了		接続プロセス	位置が離れている他プロセスとの接続に使用
	業務プロセス	業務フローにおいて実施する業務を表現		システム	システムやツールを表現
	郵送	業務プロセスにおける書類の郵送を表現		業務仕様書の対象範囲	業務詳細仕様の対象となる業務プロセスに使用
	プロセス接続 (実線)	業務プロセス間の接続		再エネ業務統合システム	再エネ業務統合システムを利用する業務プロセスに使用
	システム接続 (点線)	業務プロセスとシステムの接続		他業務プロセス	他業務のプロセスを表現

- 以下の採番ルールに従い、業務コードを付与している。

**業務 : 数字3桁**

- 1桁目 : 業務分類
- 2,3桁目 : 連番

業務分類 : 英字3桁

- FIP(Feed-In-Premium) : FIP交付
- DIS(disposal) : 廃棄等費用積立
- ACC(accounting) : 会計支援
- CMN(common) : 共通

<事前準備>

業務		業務コード
マスタ情報管理	事業計画認定情報※ ¹	CMN001
	事業者情報 (FIP)	CMN002
	事業者情報 (FIT)	CMN003
	事業者情報 (設備譲渡への対応)	CMN004
	一時調達契約情報	CMN005
	事業者情報削除	CMN006
	リプレイス設備登録	CMN007
	自己託送事業者情報	CMN008
算定諸元管理	バランシングコスト※ ¹	CMN030
	インバランスリスク単価※ ¹	CMN031
	JEPXスポット・時間前市場価格※ ¹	CMN032
	JEPX非化石価値取引市場価格※ ¹	CMN033
	供給電力量※ ¹	CMN034
	バイオマス比率	CMN035
	蓄電池系統充放電量	CMN036
	発電側課金相当額	CMN037
ユーザ情報管理	ユーザID再通知	CMN081
	パスワード変更・再発行	CMN082

<FIP>

業務	業務コード
FIP交付金算定	FIP001
(FIP交付金登録(白紙入力))	
FIP交付金算定結果確認	FIP002
FIP交付金精算	FIP003

<廃棄等費用積立>

業務		業務コード
廃棄等費用 積立	(FIP) 積立金※ ² 算定	DIS001
	(FIT) 積立金登録	DIS002
	積立金額確認	DIS003
	積立金登録(白紙入力)	DIS004
廃棄等費用 取戻	積立金取戻申請・審査	DIS100
	工事完了登録	DIS101
	工事完了未登録対応	DIS102
	取戻積立金差額積立	DIS103
	積立金追加取戻申請・審査	DIS104
	自治体等からの積立金取戻申請・審査	DIS105
積立区分変更時対応		DIS200

※¹ 作業者2名で登録作業を実施※² 本資料で言及する“積立金”は、特段の記載がない限り“外部積立金”を指す。

<交付金相当額積立>

業務		業務コード
交付金相当額積立	(FIT)交付金相当額積立金登録	PND001
	交付金相当額積立金額確認	PND002
交付金相当額積立金取戻	交付金相当額積立金取戻申請・審査	PND100
	交付金相当額積立金徴収	PND101
交付金相当額積立金の帰属	交付金相当額積立金の帰属	PND102

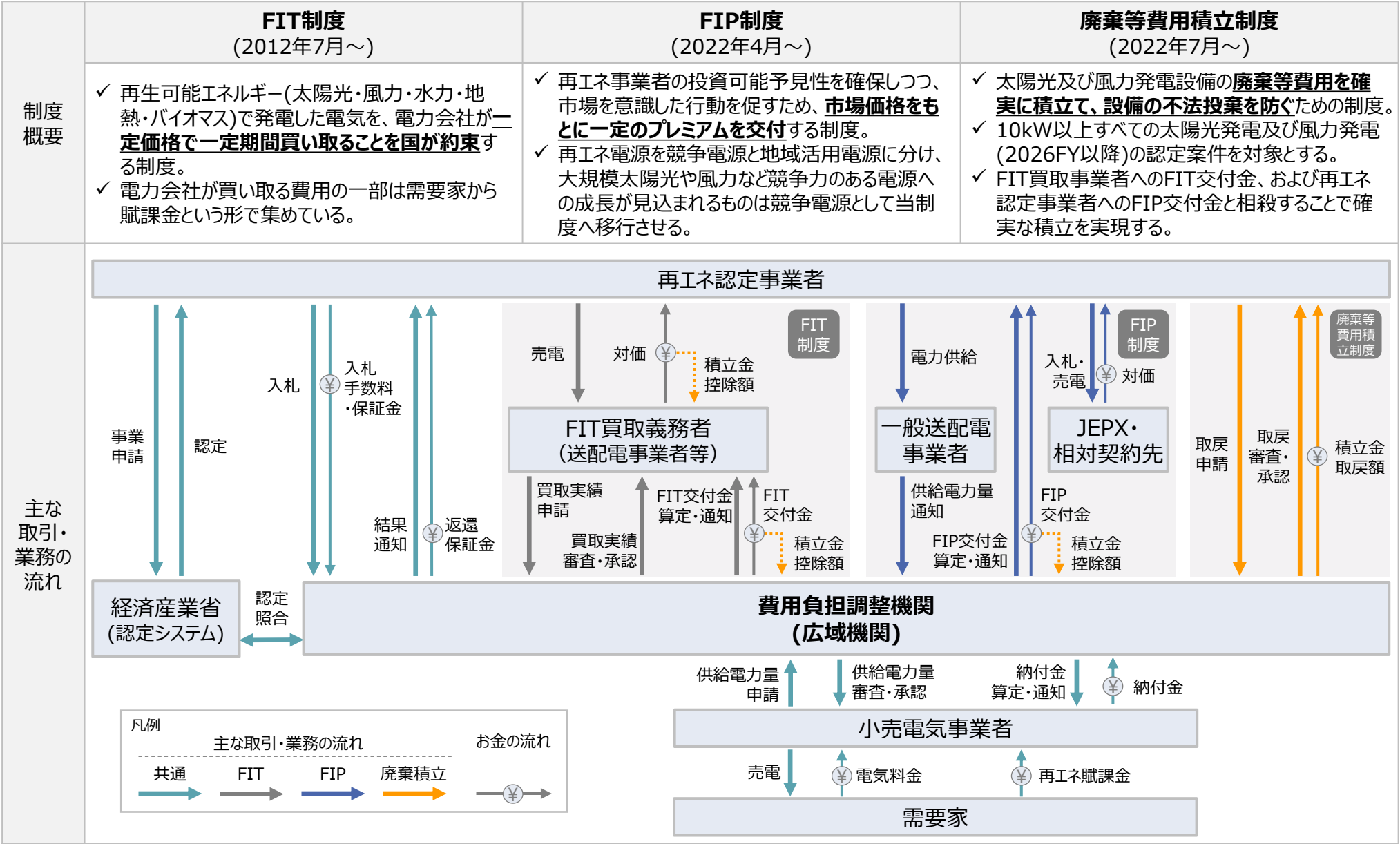
<資金管理・報告>

業務		業務コード
納付金データ取込		ACC001
FIT買取実績データ取込		ACC002
支払通知・請求	支払通知(FIP交付金・積立金)	ACC100
	支払通知 (積立金取戻・外部→内部積立区分切替時)	ACC101
	請求(積立金不足額)	ACC102
	請求(その他)	ACC103
入出金管理	出金	ACC200
	入金	ACC201
	未入金状況の確認	ACC202
	未入金督促	ACC203

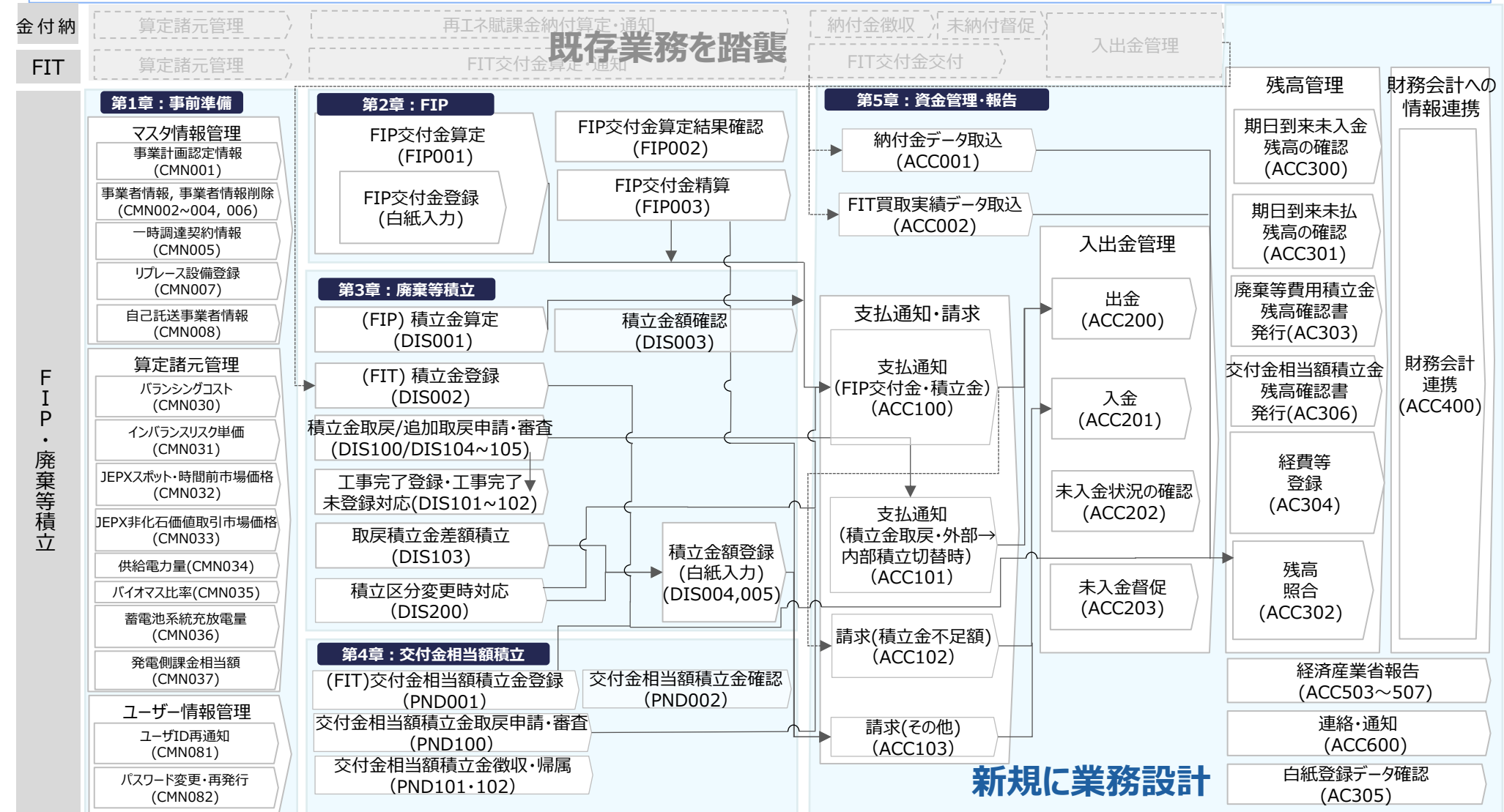
<資金管理・報告>

業務		業務コード
残高管理	期日到来未入金残高の確認	ACC300
	期日到来未払残高の確認	ACC301
	経費等登録	ACC304
	白紙登録データ確認	ACC305
	残高照合	ACC302
	廃棄等費用積立金 残高確認書発行	ACC303
	交付金相当額積立金 残高確認書発行	ACC306
財務会計連携	財務会計連携	ACC400
経済産業省報告	FIP交付金算定結果報告書	ACC503
	廃棄等費用積立金報告書	ACC504
	その他	ACC505
	財務情報開示文書	ACC506
連絡・通知	交付金相当額積立金報告書	ACC507
	連絡事項の掲載・通知	ACC600
	算定諸元の公表	ACC601

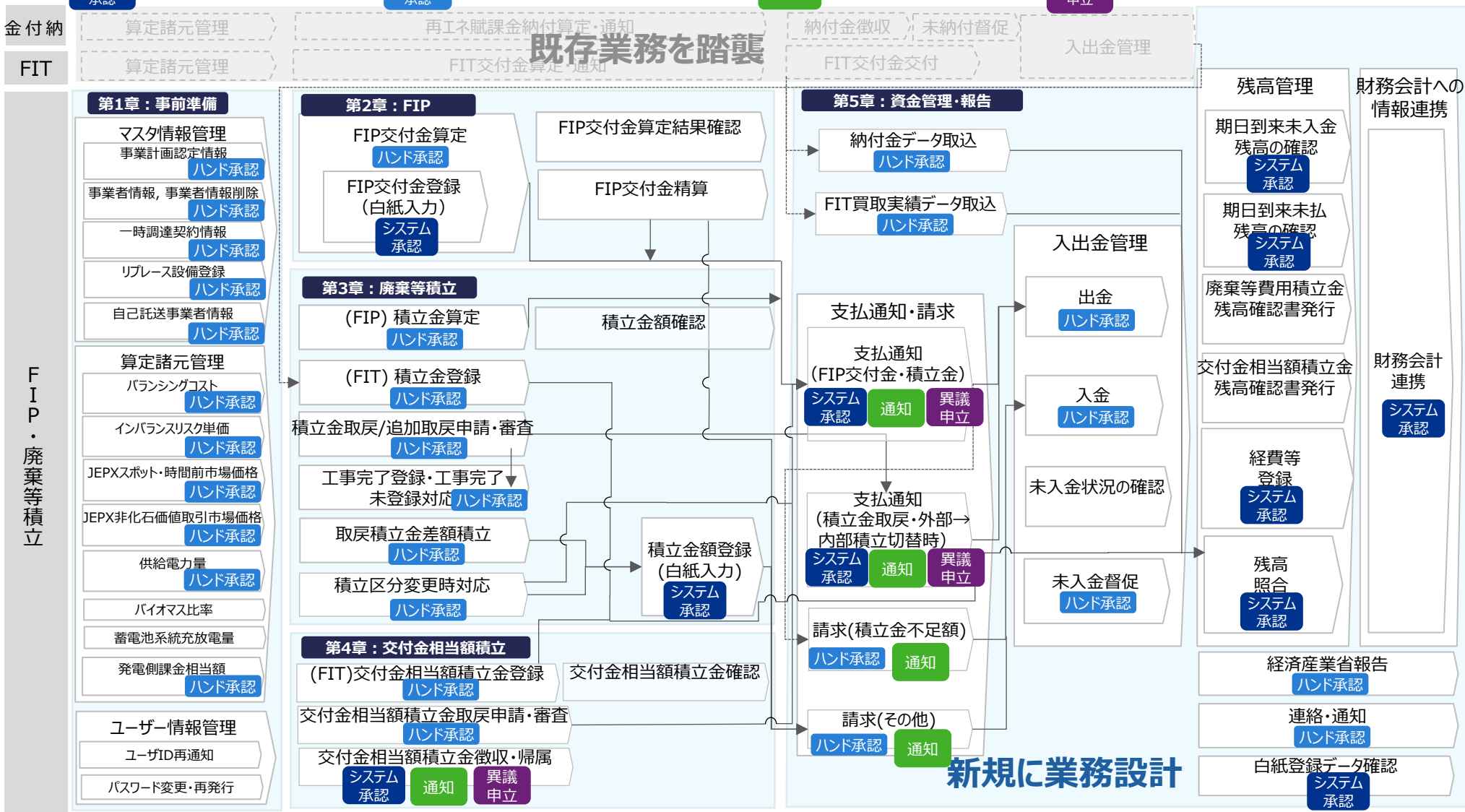
はじめに



- FIP・廃棄等費用積立業務は、「事前準備」、「FIP」、「廃棄等積立」、「資金管理・報告」の4つの業務で構成される。既存業務の再エネ賦課金やFIT業務の入出金管理データを連携し、新規に業務設計した残高管理、財務会計連携にて資金管理を行う。



(凡例)	システム	確認者がシステム上に承認結果を登録	ハンド	確認者がシステム外で承認結果を作業者に伝達	通知	システムにより事業者へ自動で通知	異議	金額に対して事業者からの異議申立を受付
------	------	-------------------	-----	-----------------------	----	------------------	----	---------------------



- FIP施行初年度(2023年度)における設備容量ごとのFIT/FIP対象は以下のとおり。
- 10kW未満の設備はFITのみ可能で、FIPへの参加はできない。10kW以上の設備はFITかFIPを選択できる。ただし、太陽光・水力・地熱については1000kW以上の新規認定事業者はFIPのみ可能で、FITへの参加はできない。

＜2023年度＞

0 10 50 250 500 1,000 2,000 10,000 (単位: kW)

太陽光 (屋根設置は入札免除)	既存	FIT	継続	継続			
		FIP移行					
	新規	FIT	住宅	地域有	入札対象外	入札	
FIP			入札対象外			入札	
風力	既存	FIT	継続	継続			
		FIP移行					
	新規	FIT	地域活用要件有	入札※着床式洋上風力のみ			
FIP			入札				
水力	既存	FIT	継続	継続			
		FIP移行					
	新規	FIT	地域活用要件有				
FIP			入札対象外				
地熱	既存	FIT	継続	継続			
		FIP移行					
	新規	FIT	地域活用要件有				
FIP			入札対象外				
バイオマス	既存	FIT	継続	継続			
		FIP移行					
	新規	FIT	地域活用要件有 ※一般木質等・その他				
FIP			入札対象外 ※一般木質等10,000kW未満・その他			入札 ※一般木質等10,000kW以上/液体燃料50kW以上	

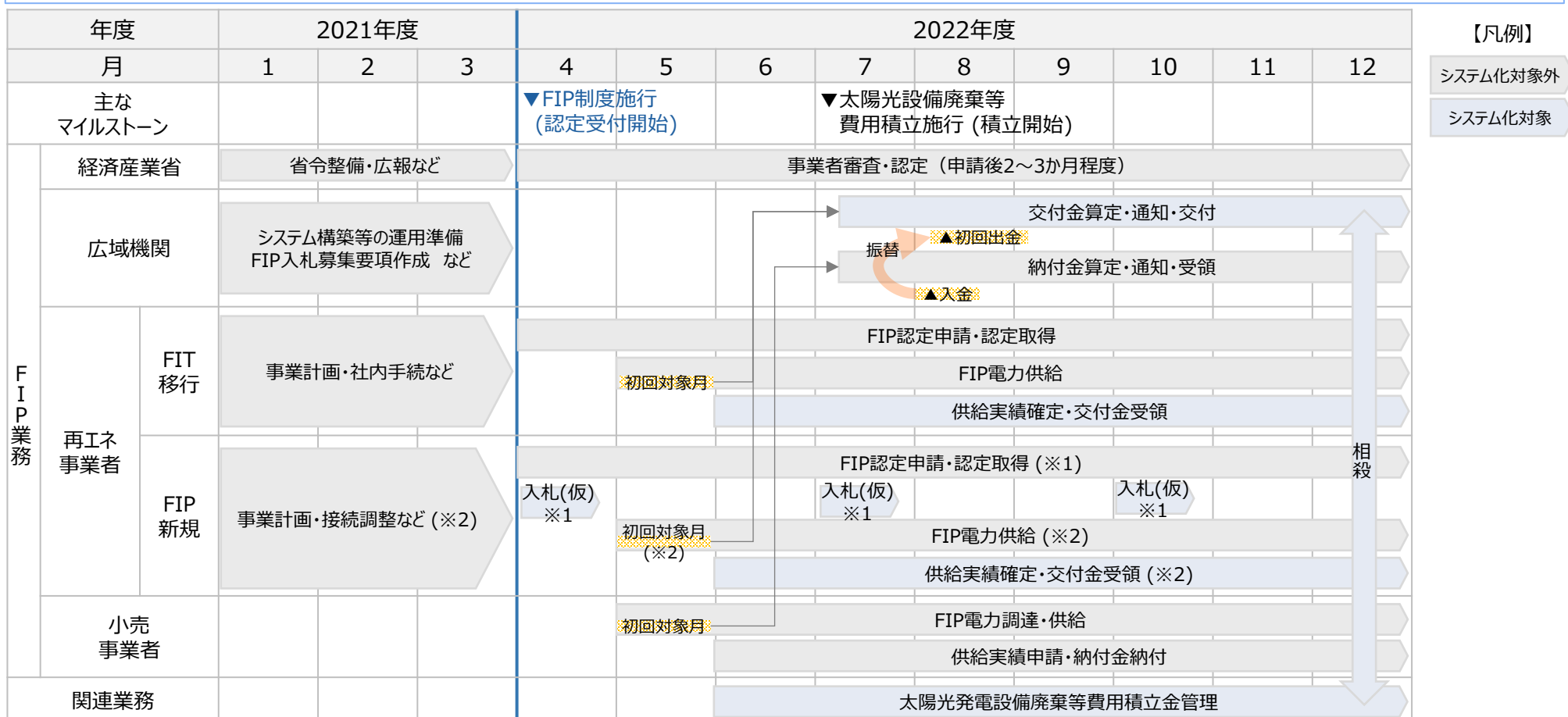
【凡例】

FIT(既存)

FIT(新規)

FIP

- FITからの移行を希望する事業者は、4月以降順次FIP認定申請を行っていただく。その後、経済産業省による審査を経て、正式にFIP事業者として認定される。
- 上記を前提にすると、最速で5月からFIP電力を供給、翌6月から初回の交付処理(供給実績確定～交付額算定・通知～交付)を実施することになる。



- FIP交付金は対象月+3ヶ月の初旬頃までに認定事業者への支払いを完了させる。
- 廃棄等費用積立金はFIT・FIP交付金から差し引き、その差引額は専用口座で積立管理する。

月		N (対象月)	N+1				N+2				N+3				N+4			
週		4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
主なイベント								★経産省報告 (納付金算定結果報告書)				★経産省報告(未納付電気事業者の報告)	★経産省報告(FIT交付金算定結果報告書)	★経産省報告(FIP交付金算定結果報告書)	★経産省報告(積立金報告書)			
納付金 徴収	広域機関					供給電力量審査 納付額算定・確認依頼	納付金決定 通知準備	振込確認・督促 ▼納付金徴収決定通知書送付										
	小売電気 事業者		供給電力量 データ集計			供給電力 データUP	納付額算定 結果確認	納付金通知受領・振込										
FIT 交付	広域機関								買取実績審査 交付金算定・確認依頼		交付金決定 通知準備	交付金振込データ作成 ▼交付金交付決定通知書送付					▼振込実施 (N+4月の暦10日前後)	
	買取義務者		買取実績 データ集計				買取実績 データUP	交付金算定結果 確認				交付金通知 受領					▼交付金受領	
FIP 交付	広域機関							交付金 算定	交付金 通知	交付金決定 振込データ作成	▼振込実施 (N+3月の2Wごろ)							
	認定事業者								交付金 確認		▼交付金受領							
	一般送配電 事業者		供給電力量 データ集計				供給電力 通知											
廃棄等 費用積立	広域機関																	
	認定事業者								交付スケジュールに 準ずる									

第1章 事前準備

業務		業務 タイミング	業務コード	業務		業務 タイミング	業務コード
マスタ情報管理	事業計画認定情報	月次	CMN001	ユーザ情報管理	ユーザID再通知	随時	CMN081
	事業者情報 (FIP)	随時	CMN002		パスワード変更・再発行	随時	CMN082
	事業者情報 (FIT)	随時	CMN003				
	事業者情報 (設備譲渡への対応)	随時	CMN004				
	一時調達契約情報	随時	CMN005				
	事業者情報削除	月次	CMN006				
	リブレース設備登録	月次	CMN007				
	自己託送事業者情報	月次	CMN008				
算定諸元管理	バランシングコスト	年次	CMN030				
	インバランスリスク単価	月次	CMN031				
	JEPXスポット・時間前市場価格	月次	CMN032				
	JEPX非化石価値取引市場価格	月次	CMN033				
	供給電力量	月次	CMN034				
	バイオマス比率	月次	CMN035				
	蓄電池系統充放電量	月次	CMN036				
	発電側課金相当額	年次	CMN037				

- 事業計画認定情報は、経済産業省管轄の「再エネ事業管理システム」のデータがマスタとなる。広域機関管轄の「FIT納付金・交付金システム」「再エネ業務統合システム」に必要な項目は「再エネ事業管理システム」からデータ抽出し、本システムに反映する。
- 事業者情報について、費用負担調整業務を遂行する上で必要な情報(担当者情報・口座情報など)を広域機関にて管理する。なお、データ管理を行うシステムは以下のとおり。
 - 小売電気事業者・FIT買取義務者・・・FIT納付金・交付金システムにて管理
 - FIT・FIP認定事業者・・・再エネ業務統合システムにて管理

【事業計画認定情報・事業者情報の用途】

対象システム	業務	事業者				用途 (費用調整負担業務を遂行するにあたり主要項目を記載)
		小売	FIT買取	FIT認定	FIP認定	
FIT納付金・ 交付金システム	再エネ賦課金徴収	○	—	—	—	納付金の徴収を行うために納付事業者の「基本情報(名称・住所など)」が必要
	FIT交付	—	○	—	—	・FIT買取実績審査のために、「設備ID」「受電地点特定番号」が必要 ・FIT交付金の支払時に、「口座情報」が必要
再エネ業務 統合システム	FIP交付	—	—	—	○	・設備ごとに月々のFIP交付金額を算定するために、「設備ID」「受電地点特定番号」が必要 ・FIP交付金の支払時に、「口座情報」とそれに紐づく「設備ID」が必要
	交付金相当額 積立	—	—	○	○	・設備ごとに月々の積立金額を算定するために、「設備ID」「受電地点特定番号」が必要 ・積立金の返金時に、「口座情報」とそれに紐づく「設備ID」が必要
	廃棄等費用積立	—	—	○	○	・積立対象電源(太陽光10kW以上)を特定するために、「発電設備区分ID」が必要 ・設備ごとに月々の積立金額を算定するために、「設備ID」「受電地点特定番号」が必要 ・積立金の返金時に、「口座情報」とそれに紐づく「設備ID」が必要

- 事業者・電源種別ごとの主要項目のデータ保有イメージは以下のとおり。
 - ポイント①：従来通り、FIT買取義務者と小売電気事業者の情報はFIT納付金・交付金システムにて管理する。
 - ポイント②：再エネ業務統合システムには、FIP認定事業者の基本情報およびFIP交付・廃棄等費用積立業務に必要な「口座情報」「設備ID」「受電地点特定番号」を事業者にて登録する。

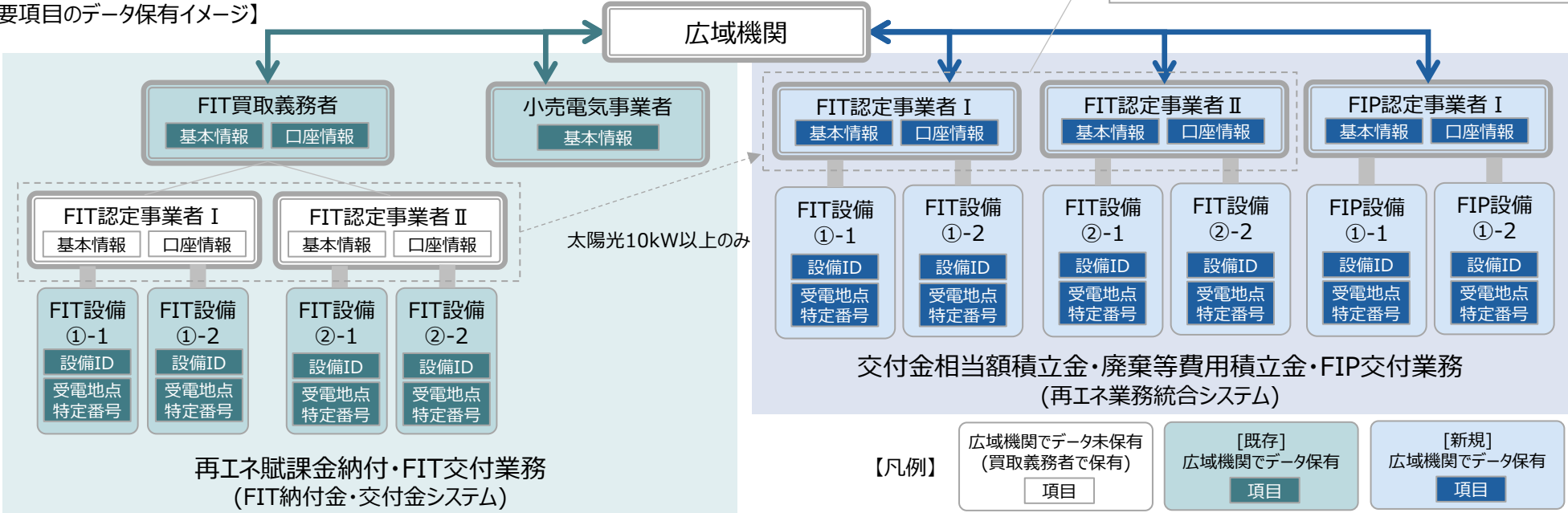
【電源種別ごとの事業者情報の管理システム】

	太陽光 (10kW未満)	太陽光 (10kW以上)	風力	水力	地熱	バイオマス	
FIT買取義務者	FITシステム						※1 廃棄積立業務対象外 ※2 FIP認定対象外容量
小売電気事業者	FITシステム						
FIT認定事業者	新システム (積立命令)※1	新システム (積立命令・廃棄)	新システム (積立命令)※1				ポイント①
FIP認定事業者	対象外	新システム (FIP・積立命令・廃棄)	新システム (FIP・積立命令)※1				ポイント②

**FIT交付時には不要だった認定事業者の
基本情報・口座情報を新システムに保持**

✓ 太陽光10kW以上のみ
✓ 2022年度制度施行開始時点で認定済の
事業者情報はすべて広域機関にてデータ移行する

【主要項目のデータ保有イメージ】

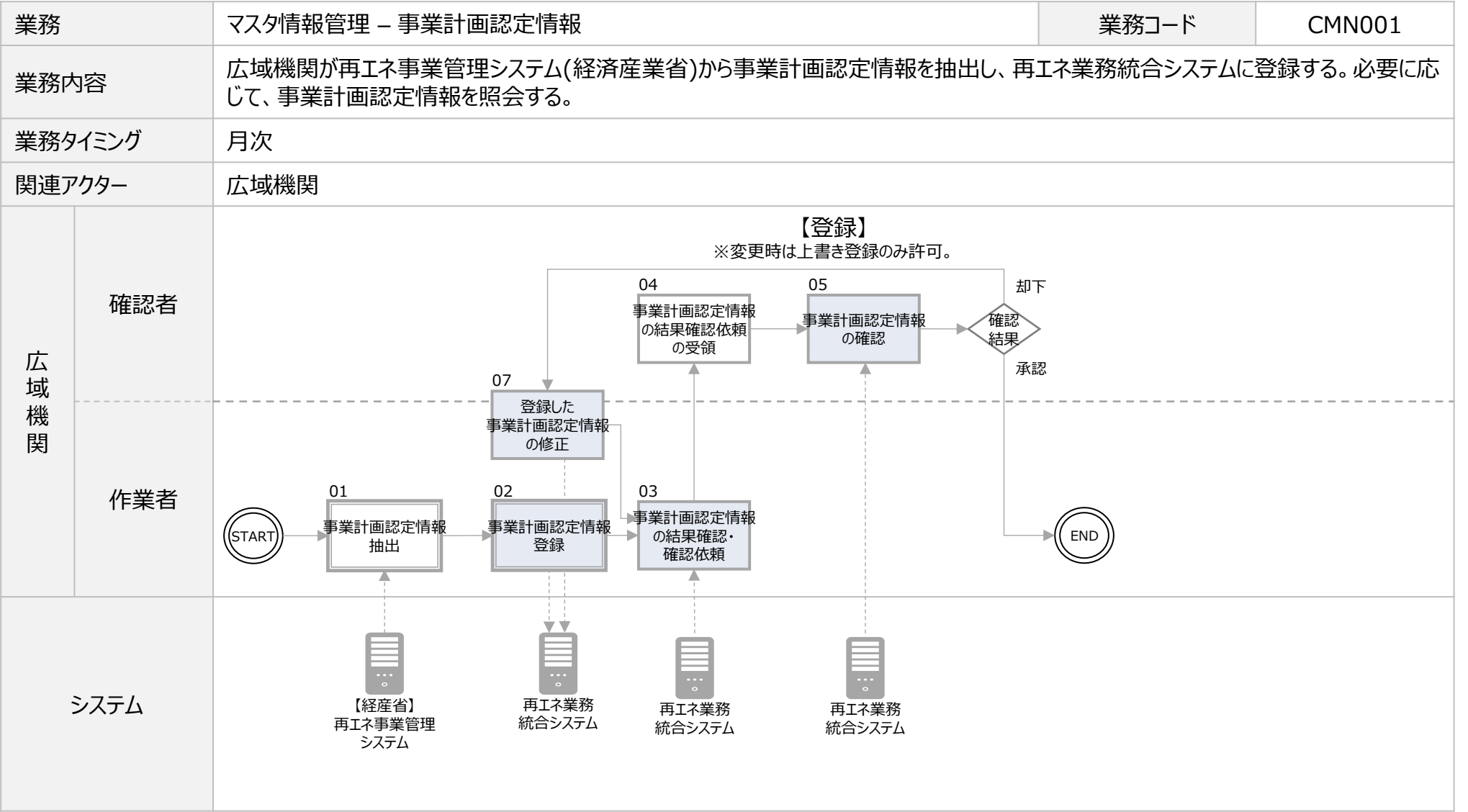


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		マスタ情報管理 – 事業計画認定情報	業務コード	CMN001
業務内容		広域機関が再エネ事業管理システム(経済産業省)から事業計画認定情報を抽出し、再エネ業務統合システムに登録する。必要に応じて、事業計画認定情報を照会する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者	【照会】 START 01事業計画認定情報照会 END		
	作業者			
システム		再エネ業務統合システム		

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(1/10)

No	事業計画認定情報	説明	システム取込項目(※1)	
			既存 FIT	新規 FIP・積立
1	設備識別ID	再エネ発電設備を一意に特定するID (システム上の識別ID)	○	○
2	設備ID	再エネ発電設備を一意に特定するID (業務上の識別ID)(※2)	○	○
3	発電設備の名称	当該設備の名称	－	○
4	認定日	当該設備の新規認定日	○	○
5	認定日_変更認定	当該設備の変更認定日	○	○
6	認定日_みなし認定	当該設備のみなし認定日 (RPS→FITへ移行した日)	○	－
7	移行日 (FITからFIP)	当該設備がFITからFIPに移行認定を受けた 後、FIPとして電力供給開始した日(移行認 定日ではない)	－	○
8	発電設備の出力(kW)	当該設備の発電出力(kW)、認定容量	○	○
9	対象制度識別コード	当該設備の対象制度識別コード(※3)	○	－
10	調達価格	当該設備のFIT調達価格(円/kWh)	○	－
11	残余期間	RPS→FITに移行した設備に適用する調達 期間(月数)	○	－
12	残余期間起算日	RPS→FITに移行した設備の残余期間開始 日	○	－
13	運転開始期限日	当該設備の運転開始期限日	○	－
14	運転開始期限起算日	当該設備の運転開始期限起算日	○	－
15	認定状態変更日	当該設備の認定状態が記録、変更された日 付	○	○
16	認定状態コード	当該設備の認定状態を示すコード (0:認定、1:廃止、2:取消、3:失効、 4:抹消、5:認定中(調達期間終了))	○	○

No	事業計画認定情報	説明	システム取込項目(※1)	
			既存 FIT	新規 FIP・積立
17	認定状態	当該設備の認定状態を示す (認定状態コードに対 応)	－	○
18	認定法区分	当該設備の適用制度(RPS/FIT/FIP)	－	○
19	初回登録日_再エネ管理	システムに当該設備を初回登録した日	○	○
20	最終更新日_再エネ管理	システムに当該設備の情報の変更を行った日	○	○
21	規定法人該当性コード	設置者が地方税法第72条の4に規定する法人に該 当するかどうかを示すコード (00:該当しない、01:該当する)	○	－
22	バイオマス燃料区分コード	バイオマス燃料の区分コード(※4)	○	○
23	バイオマス燃料区分A 調達価格	バイオマス燃料区分Aの調達価格(円/kWh)	○	○
24	バイオマス燃料区分B 調達価格	バイオマス燃料区分Bの調達価格(円/kWh)	○	○
25	バイオマス燃料区分C 調達価格	バイオマス燃料区分Cの調達価格(円/kWh)	○	○
26	バイオマス燃料区分D 調達価格	バイオマス燃料区分Dの調達価格(円/kWh)	○	○
27	バイオマス燃料区分E 調達価格	バイオマス燃料区分Eの調達価格(円/kWh)	○	○
28	バイオマス燃料区分G 調達価格	バイオマス燃料区分Gの調達価格(円/kWh)	○	○
29	旧設備ID	当該設備の設備ID履歴(半角スペース区切り)	○	○
30	特例太陽光W発電区分	特例太陽光設備の発電形態を示すコード (F0:単独、F1:W発電)	○	－

※1 システム取込項目
・既存FIT：FIT納付金・交付金システム
・新規FIP・積立：再エネ業務統合システム
基本的に既存FITに取り込んでいる項目はすべて取り込み、新たにFIP・積立業務に必要な項目は追加で取り込む。
※2,3,4 コード定義は後述

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(2/10)

No	事業計画認定情報	説明	システム取込項目(※1)	
			既存FIT	新規FIP・積立
31	特例太陽光W発電区分_変更	特例太陽光設備の発電形態を示すコード(半角スペース区切り)	○	－
32	調達価格変更日履歴	調達価格が変更認定された年月日の履歴(半角スペース区切り)	○	－
33	調達価格履歴	調達価格が変更認定された価格の履歴(半角スペース区切り)	○	－
34	運転開始日	発電設備の運転開始日(事業計画認定情報での正式名称は”正確な運転開始日(GIO提供用)”)	○	○
35	発電設備出力区分コード	発電設備区分と出力区分から一意に決まるコード(※5)	○	○
36	調達価格適用年度	適用される調達価格の年度	○	－
37	農地一時転用許可申請予定の有無	発電設備の農地一時転用許可申請予定の有無	○	－
38	発電事業者名	当該設備を運営する事業者名	－	○
39	発電設備所在地住所	当該設備の所在地	－	－
40	太陽電池の合計出力	当該設備の太陽光パネル出力(kW)	－	○
41	入札対象	入札または非入札の区分	－	○
42	積立区分	廃棄等費用の積立区分(外部積立or内部積立)	－	○
43	買取開始年月	電気の買取開始年月	－	○
44	買取終了年月	電気の買取終了年月	－	○
45	発電設備区分ID	電源種別・設備容量などを組合せた区分 例:A(太陽光10kW以上)	－	○
46	基準価格	当該設備のFIP基準価格(円/kWh)	－	○
47	解体等積立基準額	当該設備の解体工事費用を積立てるための基準額(円/kWh)(※6)	○	○
48	廃棄等費用の想定額	当該設備の積立期間満期時に想定される積立額(万円/kW)	－	○
49	供給エリア	発電設備が属するTSO別供給エリア	－	○
50	系統充電蓄電池併設有無	系統充放電する蓄電池併設設備を判定する	－	○
51	交付金積立状態	交付金積立命令が発せされた設備に設定される	○	○
52	認定バイオマス比率	バイオマス設備が使用するバイオマス燃料の認定比率	－	○
53	発電側課金対象	発電側課金の対象となる設備の判別	○	○
54	最大受電電力	2024年度以降の新規認定設備に対して設定される、逆潮する出力の最大値	－	○

※1 システム取込項目
・既存FIT：FIT納付金・交付金システム
・新規FIP・積立：再エネ業務統合システム
基本的に既存FITに取り込んでいる項目はすべて取り込み、新たにFIP・積立業務に必要な項目は追加で取り込む。

※5 コード定義は後述

※6 基準額は後述

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(3/10)

【※2：設備IDのコード体系】

①発電設備区分

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②					③	④		

認定法区分	電源種別	出力区分	発電設備区分ID (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
FIT	太陽光	太陽光発電設備（10kW未満）[太陽光発電設備のみ]（FIT）	S	S
		太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務なし）太陽光 10kW未満		a
		太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務あり）太陽光 10kW未満		b
		太陽光発電設備 10kW未満		a
		太陽光発電設備 10kW未満（初期投資スキーム適用）	7	I(小文字のエル)
		T：太陽光発電設備（10kW未満）[太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの]（FIT）	T	T
		太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務なし）10kW未満		d
		太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務あり）10kW未満		e
		太陽光発電設備（10kW以上）または屋根貸し事業者の太陽光発電設備（FIT）	A	A
		太陽光発電設備 10kW以上2000kW未満		f
		太陽光発電設備 2,000kW以上		y
		太陽光発電設備 10kW以上500kW未満		f
		太陽光発電設備 500kW以上		y
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備あり）		f
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備なし）		8
		太陽光発電設備 50kW以上250kW未満		8
		太陽光発電設備 250kW以上		y
		太陽光発電設備 250kW以上1,000kW未満		y
		太陽光発電設備 1,000kW以上		8
		FIP		太陽光発電設備 50kW以上250kW未満
太陽光発電設備 250kW以上1,000kW未満	y			
太陽光発電設備 1,000kW以上	y			

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(4/10)

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②					③	④		

【※2：設備IDのコード体系】

①発電設備区分

認定法区分	電源種別	出力区分	発電設備区分ID (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
FIT	太陽光	太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備あり）（2023年度上期屋根設置）（2023年度地上設置）	A	f
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備なし）（2023年度上期屋根設置）（2023年度地上設置）		8
		太陽光発電設備 250kW以上500kW未満（2023年度上期屋根設置）（2023年度地上設置）		y
		太陽光発電設備 500kW以上（2023年度上期屋根設置）（2023年度地上設置）		8
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備あり）（2023年度下期屋根設置）	6	c
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備なし）（2023年度下期屋根設置）		k
		太陽光発電設備 250kW以上500kW未満（屋根設置）（2023年度下期屋根設置）		y
		太陽光発電設備 500kW以上（2023年度下期屋根設置）		k
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備あり）（2024年度地上設置）	A	f
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備なし）（2024年度地上設置）		8
		太陽光発電設備 50kW以上250kW未満（2024年度地上設置）		8
		太陽光発電設備 250kW以上（2024年度地上設置）		y
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備あり）（2024年度屋根設置）	6	c
		太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（地域活用要件の具備なし）（2024年度屋根設置）		k
		太陽光発電設備 50kW以上250kW未満（2024年度屋根設置）		k
		太陽光発電設備 250kW以上（2024年度屋根設置）		k
FIP	太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（2024年度地上設置）	A	f	
	太陽光発電設備 50kW以上250kW未満（2024年度地上設置）		8	
	太陽光発電設備 250kW以上（2024年度地上設置）		y	
	太陽光発電設備 10kW以上50kW未満（2024年度屋根設置）	6	c	
	太陽光発電設備 50kW以上250kW未満（2024年度屋根設置）		k	
	太陽光発電設備 250kW以上（2024年度屋根設置）		k	
FIT	太陽光発電設備 10kW以上（初期投資スキーム適用）	8	o(小文字のオー)	
FIP	太陽光発電設備 10kW以上（初期投資スキーム適用）		o(小文字のオー)	

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(5/10)

【※2：設備IDのコード体系】（続き）

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②			③		④			

①発電設備区分（続き）
□FIT・FIP共通

電源種別	出力区分	発電設備区分 (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
風力	風力発電設備 20kW未満	C	C
	風力発電設備 20kW以上	D	D
	陸上風力（リプレースを除く）		6
	陸上風力（リプレースを除く） 250kW未満		6
	陸上風力（リプレースを除く） 250kW以上		9
	洋上風力（着床式）	U	7
	洋上風力発電設備 20kW以上		U
	洋上風力（浮体式）	2	2
	風力発電設備（陸上風力リプレース） 20kW以上	D	g
	風力発電（RPS）	W	W
地熱	地熱発電設備 15,000kW未満	K	K
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース） 15,000kW未満		h
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） 15,000kW未満		i
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース） 15,000kW以上	L	j
	地熱発電設備 15,000kW以上		L
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） 15,000kW以上		m
	地熱発電（RPS）	G	G

電源種別	出力区分	発電設備区分 (設備ID1桁目)	発電設備出力区分 (前頁※5)
水力	水力発電設備 200kW未満	E	E
	水力発電設備 200kW以上1,000kW未満	I	I
	水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）（FIT）	J	J
	水力発電設備 1,000kW以上5,000kW未満		n
	水力発電設備 5,000kW以上30,000kW未満		r
	水力発電（RPS）	H	H
	水力発電設備（既設導水路活用型） 200kW未満	V	V
	水力発電設備（既設導水路活用型） 200kW以上1,000kW未満	X	X
	特定水力発電設備（1000kW以上30000kW未満）（FIT）	Y	Y
	水力発電設備（既設導水路活用型） 1,000kW以上5,000kW未満		p
	水力発電設備（既設導水路活用型） 5,000kW以上30,000kW未満		s
バイオマス	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）	M	M
	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） 2,000kW未満	1	1
	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） 2,000kW以上	N	N
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ）（FIT）	O	O
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 20,000kW未満		t
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 20,000kW以上		u
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 10,000kW未満	3	3
	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス） 10,000kW以上	4	4
	バイオマス発電設備(バイオマス液体燃料)	5	5
	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	Q	Q
	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	R	R
バイオマス発電（RPS）	B	B	
複合型	複合型（RPS）	Z	Z

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(6/10)

【※2：設備IDのコード体系】（続き）

X	N	N	N	N	N	N	X	N	N
①	②					③	④		

②担当経済産業局毎に採番された一意のID

1桁目：0～9、A～Zを利用可能

2～6桁目：0～9のみ利用可能、局毎に一意（③担当経済産業局IDの値で区別しない）

1局あたりの採番可能数：(10+26)*100000-1=3599999（※000000は利用されていないので1を引く）

③担当経済産業局ID

英字はFITを表す	数字はFIPを表す
A:北海道（FIT）	1:北海道（FIP）
B:東北（FIT）	2:東北（FIP）
C:関東（FIT）	3:関東（FIP）
D:中部（FIT）	4:中部（FIP）
E:近畿（FIT）	5:近畿（FIP）
F:中国（FIT）	6:中国（FIP）
G:四国（FIT）	7:四国（FIP）
H:九州（FIT）	8:九州（FIP）
I:沖縄（FIT）	9:沖縄（FIP）
J～Z:未使用（FIT）	0:未使用（FIP）

④代表住所の都道府県コード（01～47）

＜変更申請が認定される際の設備IDの変更ルール＞

変更申請が認定される際には、変更箇所に応じて①～④が変更する

a) 発電設備区分が変更となる場合

➢自動で①のみ変更する

例：発電設備区分がAからTに変更となる場合

A000001A01→T000001A01

b) 担当経済産業局は変更せず、都道府県のみが変更となる場合

➢手動で④のみ変更する

例：代表住所が千葉県(12)から東京都(13)に変更となる場合

A000001C12→A000001C13

c) 担当経済産業局と、都道府県が変更となる場合

➢手動で②、③、④を変更する

例：代表住所が長野県(20)から岐阜県(21)に変更となる場合

A000001C20→A123456D21

d) FITからFIPへ移行する場合

➢自動で①、③を変更する

例：関東局のFIT太陽光50kW以上の発電設備をFIPに移行する場合

(①がFITとFIPで同一IDのため表記上の変更なし)

A000001C20→A000001320

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(7/10)

【※3：対象制度識別コードの定義】

大分類	中分類	小分類	対象制度識別コード	提供開始時期
RPS対象設備	RPS対象設備		Null	－
	RPS制度からFIT対象制度に移行した設備 （RPS管理システム登録済み）	特例太陽光以外	2	2012年9月以降
		特例太陽光発電設備（既存の設備でRPS認定を受けていなかった、特例太陽光を含む）	3	2012年8月以降
	FIT制度改正後にRPS制度からFIT対象制度に移 行した設備	FIT制度改正後にRPS制度からFIT対象制度に移行した、調達価格が登録されていない設備	B	2017年4月以降
		FIT制度改正後にRPS制度からFIT対象制度に移行した、調達価格が登録されている設備	C	2017年4月以降
FIT制度対象設備	FIT制度施行後に新規認定された設備	新規に設置された設備(電子申請分)	4	2012年7月以降
		既存の設備でRPS認定を受けていなかったもの（特例太陽光は含まない）	5	2012年9月以降
		新規に設置された設備（紙申請運用委託事業者登録分）	6	2013年12月26日以降
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備（電子申請分）	7	
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備（紙申請運用委託事業者登録分）	8	
		新規に設置された設備（紙申請地方局登録分）	9	2015年2月15日以降
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備（紙申請地方局登録分）	A	2015年2月15日以降
	FIT制度改正後に新規認定された設備	新規に設置された設備で調達価格が登録されていない設備(電子申請分,紙申請分)	D	2017年4月以降
		新規に設置された設備で調達価格が登録されている設備(電子申請分,紙申請分)	E	2017年4月以降
		新規に設置された設備で入札が実施された設備(電子申請分,紙申請分)	F	2017年5月以降
FIP制度対象設備	FIP制度施行後に新規認定された設備	新規に設置された設備	G	2022年4月以降
		新規に設置された設備で入札が実施された設備	H	2022年4月以降
		FIP制度施行後にFIT制度からFIP制度に移行した、個別価格が適用されない設備	I	2022年4月以降
		FIP制度施行後にFIT制度からFIP制度に移行した、個別価格が適用される設備	J	2022年4月以降
		FIT制度からFIP制度に移行した、個別価格が適用されない設備	K	2022年4月以降
		FIT制度からFIP制度に移行した、個別価格が適用されない設備	L	2022年4月以降

業務プロセス	【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」 【照会】「01:事業計画認定情報照会」
業務詳細仕様	
登録が必要な事業計画認定情報(8/10)	
【※4：バイオマス燃料区分コード】 ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料についての燃料区分。設備の発電形態となる主燃料を含む。 A：メタン発酵ガス B：森林における立木竹の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入木材を除く） C：一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等） D：建築資材廃棄物 E：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス F：その他（助燃剤等） G：バイオマス液体燃料 ※複数の燃料区分がある場合は並べて登録される 例：ACEF	

業務プロセス	【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」 【照会】「01:事業計画認定情報照会」
--------	---

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(9/10)

【※6：解体等積立基準額】

- 再エネ促進法第十五条の七(※1)に基づき、**毎年、経産省にて積立対象区分等ごとにkWh単価で決定される。**
- 当該基準額は、通常想定される廃棄費用を交付金期限までの10年間の想定発電量で割り返して算定される。

解体等積立基準額の算定例

【太陽光発電(50kW以上)の場合（調達価格等算定委員会案）】

前提：廃棄等費用想定額 1万円/kW 想定設備利用率 17.2% 発電容量 100kW

10年間の想定発電量：100(kW)×24(h)×365(d)×10(y)×17.2%=1,506,720kWh … ①

廃棄等費用 ：1万円×100kW = 100万円 … ②

解体等積立基準額 ：②÷① = **0.66円/kWh**

※1 (参考) 再エネ促進法 解体等積立基準額

(解体等積立金の額)

第十五条の七

- 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に**当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電気一キロワット時当たりの額**（以下この条において「**解体等積立基準額**」という。）を乗じて得た額とする。
- 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、積立対象区分等ごとに、解体等積立基準額を定めなければならない。**
- 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用の額その他の事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、解体等積立基準額を改定することができる。

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

登録が必要な事業計画認定情報(10/10)

【※6：解体等積立基準額】（続き）

- 調達価格等算定委員会による解体等積立基準額案(※1)は以下のとおり。

認定年度※		調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の 想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額
2012年度		40円/kWh	1.7万円/kW	12.0%	—	1.62円/kWh
2013年度		36円/kWh	1.5万円/kW	12.0%	—	1.40円/kWh
2014年度		32円/kWh	1.5万円/kW	13.0%	—	1.28円/kWh
2015年度		29円/kWh 27円/kWh	1.5万円/kW	14.0%	—	1.25円/kWh
2016年度		24円/kWh	1.3万円/kW	14.0%	—	1.09円/kWh
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.3万円/kW	15.1%	—	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	15.1%	—	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.2万円/kW	17.1%	—	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)	—	—	—	—
2019年度	第3回入札対象	落札者ごと	0.9万円/kW	17.1%	—	0.63円/kWh
	入札対象外	14円/kWh	1.0万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	—	0.54円/kWh
2020年度	第5回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	—	0.52円/kWh
	10-50kW以外	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2021年度	10-50kW	13円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2022年度	10-50kW	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2023年度	10-50kW	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	9.5円/kWh	1万円/kW	17.7%	—	0.64円/kWh
2024年度	10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	地上・10-50kW以外	9.2円/kWh	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
2025年度	屋根・10kW以上	12円/kWh	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	8.9円/kWh	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
2026年度	屋根・10kW以上	11.5円/kWh	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	今年度の審議対象	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
	地上・10-50kW	今年度の審議対象	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	今年度の審議対象	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh

※簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるという観点から、
実際には、適用される調達価格/基準価格に対応する解体等積立基準額が適用されることとする。
※太陽光パネルを更新・増設する際は、当初設備相当分は解体等積立基準額を維持し、増設分相当分は最新の解体等積立基準額を適用（按分計算により基準額算定）

※1 経済産業省 調達価格等算定委員会 令和7年度以降の調達価格等に関する意見から抜粋

業務プロセス

【登録】「01:事業計画認定情報抽出」「02:事業計画認定情報抽出」
【照会】「01:事業計画認定情報照会」

業務詳細仕様

未稼働のFIT認定設備がFIP移行認定後に稼働した場合の考慮

・未稼働のFIT認定設備がFIP移行認定後に稼働した場合、買取開始年月・買取終了年月は事業計画認定情報に登録されない。

・本システムは「買取終了年月」から10年前の年月を廃棄等費用積立金の起算点とするため、上記の設備は「買取開始年月」が無いことにより稼働初日から廃棄等費用積立金が算定されてしまう。

・この状態を回避するため、以下の考慮を追加する。

＜初回交付金算定前＞

事業計画 認定情報	設備ID	A001
	FIP移行日	2024/4/1
	正確な運転開始日	-
	買取開始年月	-
	買取終了年月	-
設備情報 (システム保持)	運転開始日	-

+

＜初回交付金算定＞

供給電力量データ (30分値)	初回発電量が 計上された30分コマ が属する年月日	2024/4/1
--------------------	---------------------------------	----------

➡

＜初回交付金算定後＞

事業計画 認定情報	設備ID	A001
	FIP移行日	2024/4/1
	正確な運転開始日	-
	買取開始年月	-
	買取終了年月	-
設備情報 (システム保持)	運転開始日	2024/4/1

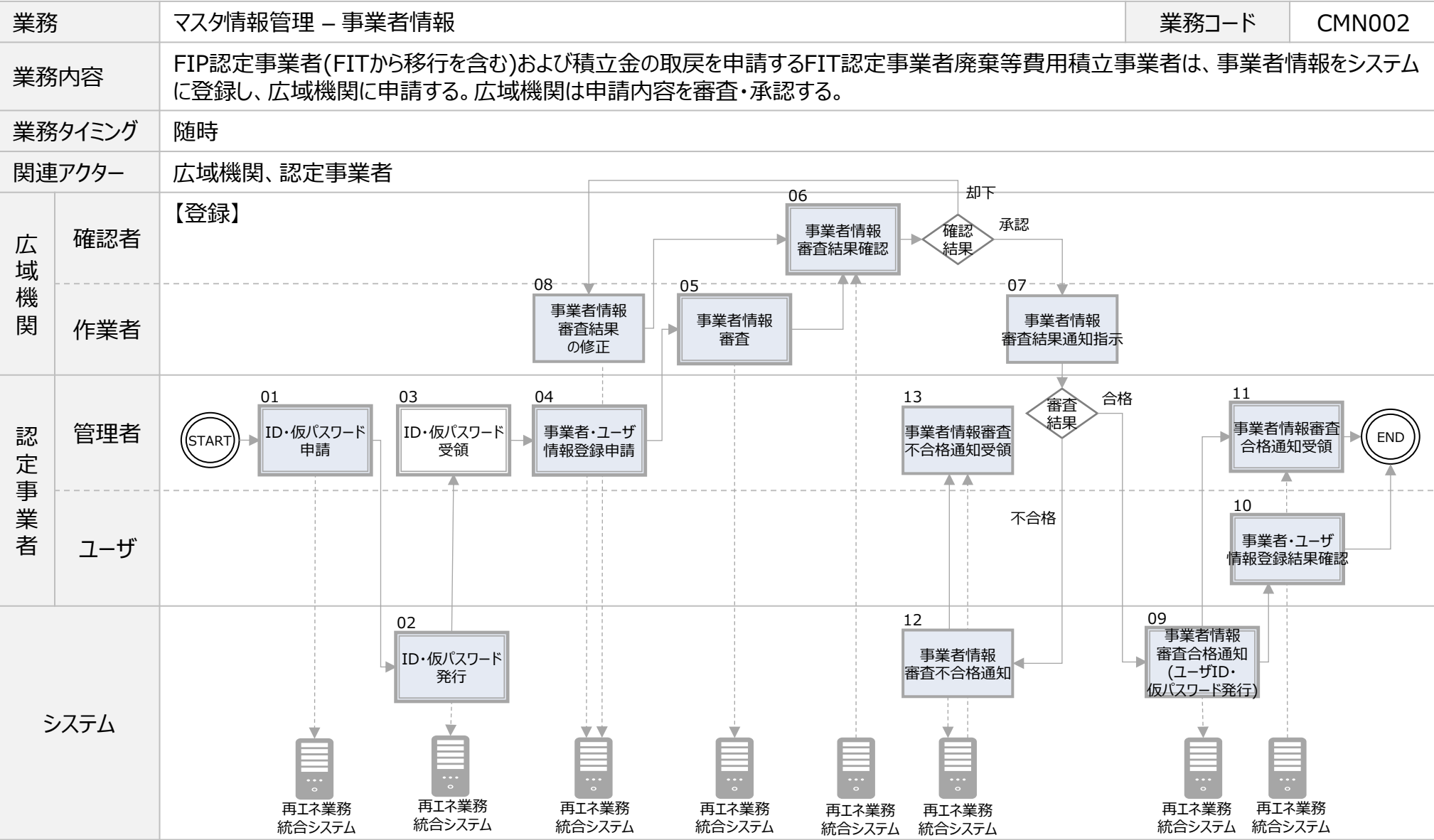
・供給電力量データをもとに、システムが「運転開始日」を自動検知する。

・「運転開始日」をもとにFIP交付期間の終了日を判別し、当該日から10年前の日の交付金算定以降に廃棄等費用積立金を算定開始する。

業務プロセス	【登録】「07:登録した事業計画認定情報の修正」
業務詳細仕様	
算定対象設備作成後に事業計画認定情報を変更する場合の考慮 算定対象設備を作成した後に事業計画認定情報を再登録・変更する場合、以下のパターンごとの対応内容を実施する	
パターン	実施内容
事業計画認定情報の再取込によって、算定対象設備が消える場合	事業者へ支払通知書・請求書を通知していない場合、算定対象設備のデータを削除する。 事業者へ支払通知書・請求書通知済みの場合は、算定対象設備のデータは削除せず、必要に応じて広域機関にて算定結果の削除および0円で白紙登録を実施する。
事業計画認定情報の再取込によって算定対象設備の内容が変更となる場合	算定対象設備のデータを更新したのち、再算定を実施する。
事業計画認定情報の再取込によって算定対象設備が新たに追加される場合	算定対象設備を新規で登録し、算定を実施する。

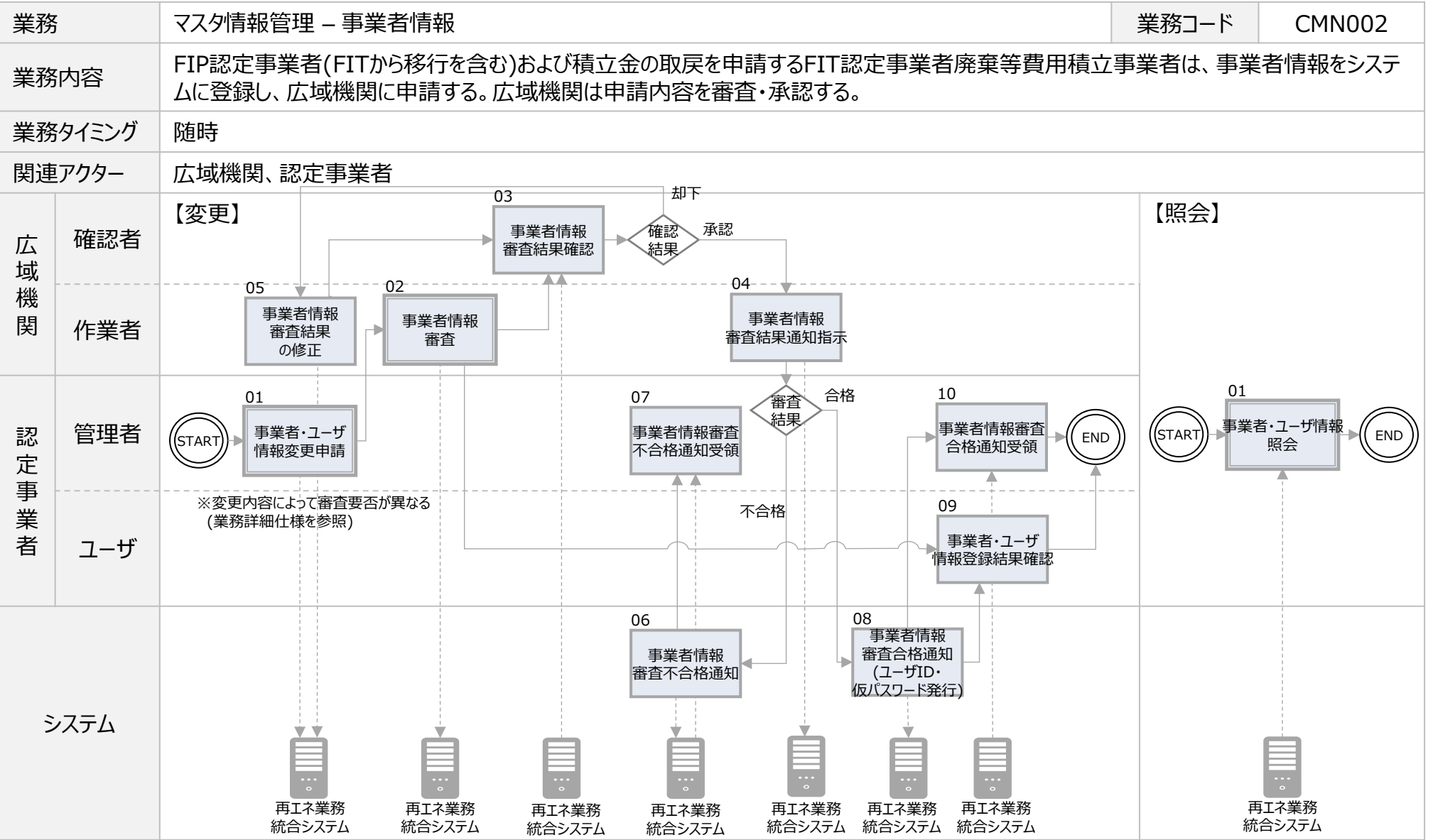
業務フロー
事前準備：マスタ情報管理 – 事業者情報 (FIP)

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

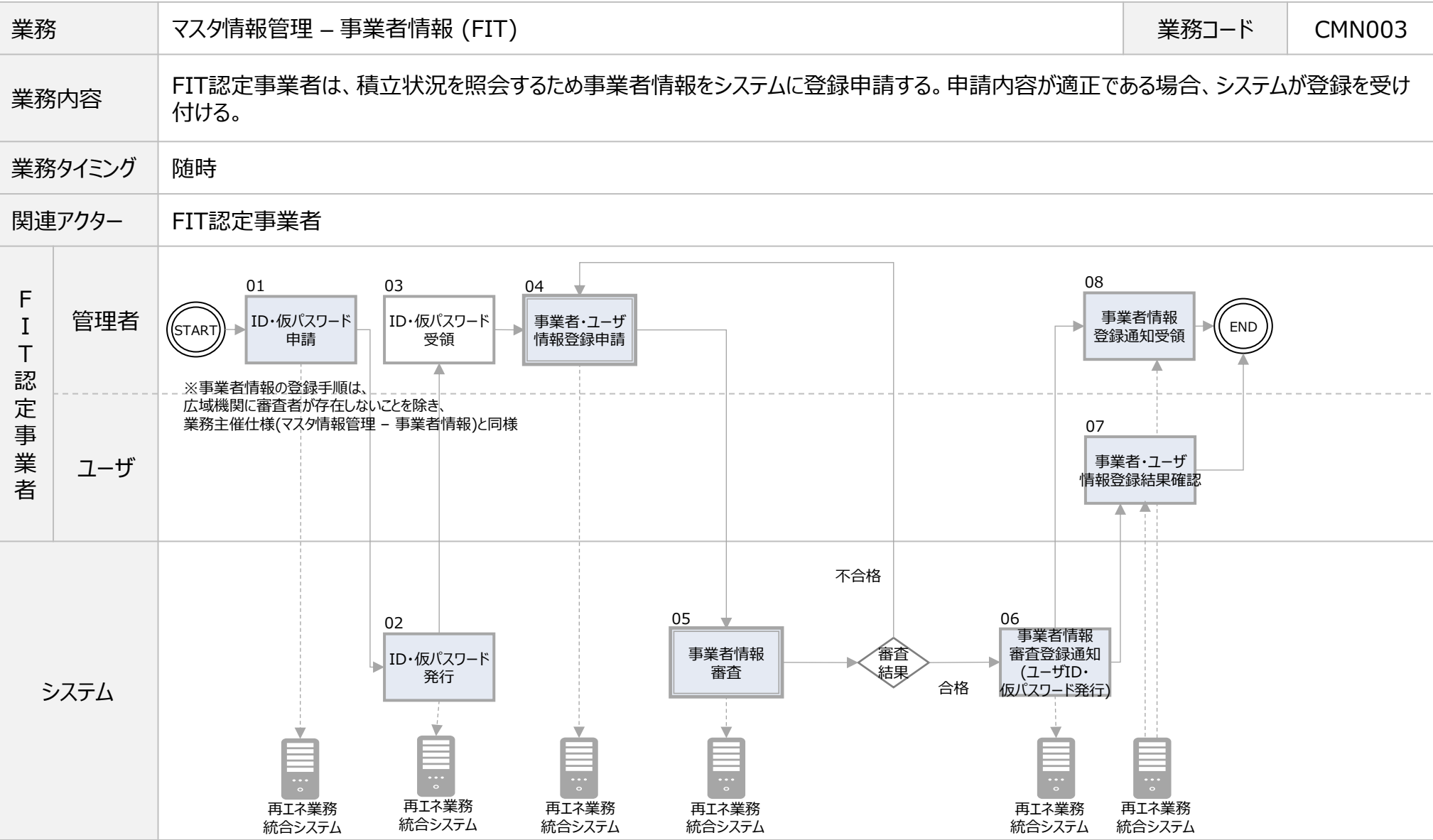


業務フロー
事前準備：マスタ情報管理 – 事業者情報 (FIP)

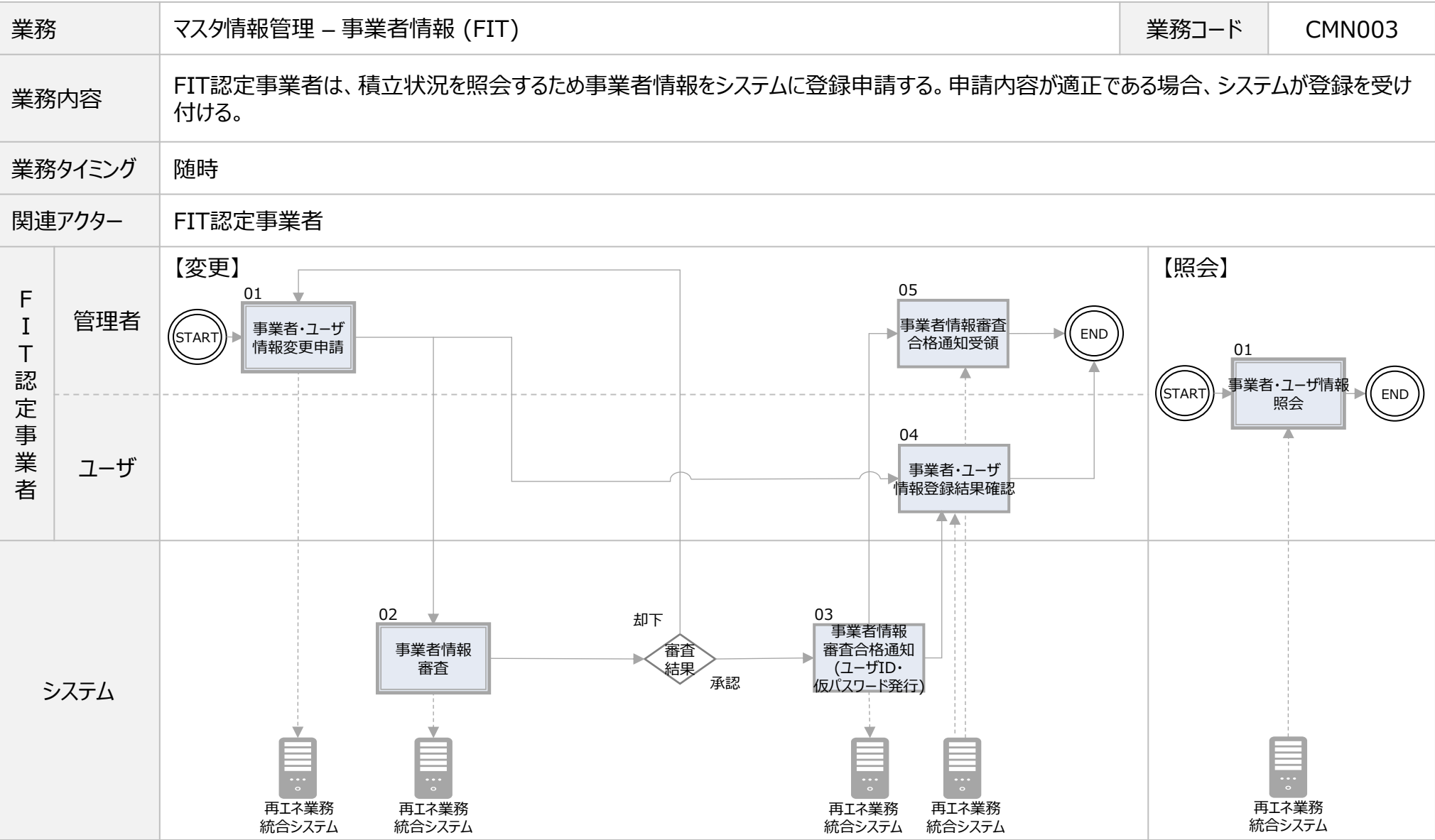
凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

【登録】「04:事業者・ユーザ情報登録申請」「05:事業者情報審査」【変更】「01:事業者・ユーザ情報変更申請」「02:事業者情報審査」【照会】「01:事業者・ユーザ情報照会」

業務詳細仕様

事業者情報の登録データ

【事業者情報の主な登録内容】

登録内容		説明	事業者情報 (FIP)※5	事業者情報 (FIT)	備考
事業者 情報	再エネ事業者コード	再エネ事業者を一意に特定するコード(再エネ業務統合システムにて自動採番)	○	○	消込システムで利用
	電気事業者名称	電気事業者の名称	○	○	(FIP)※3
	業務担当者氏名	FIP交付業務・廃棄等費用積立業務における広域機関との窓口担当者の氏名	○	○	
	業務担当者連絡先	FIP交付業務・廃棄等費用積立業務における広域機関との窓口担当者の連絡先(TEL・メール)	○	○	メールアドレスに“メーリングリスト”の登録を推奨(※1)
	業務担当者住所	FIP交付業務・廃棄等費用積立業務における広域機関との窓口担当者の住所(必要書類などの送付先)	○	○	
	法人番号	法人等が持つ13桁の番号で、国税庁が指定するもの	○	×	事業者の重複登録防止に使用 (FIP)※6
	口座情報	FIP交付金や廃棄等費用積立金(返金)の振込先口座情報 (■ 認定事業者名と交付金振込先口座名義が異なりますが、登録申請内容に相違ありません。 口座名義人との間に問題が生じた場合は認定事業者に於いて解決し、貴機関に一切のご迷惑をおかけしないことを保証いたします。)	○	×	(FIP)※3
	設備ID (一覧)	再エネ発電設備を一意に特定するID(事業計画認定時に経済産業省から通知されたID)	○	○	(FIP)※2,3 (FIT)※4
ユーザ 情報	受電地点特定番号 (一覧)	再エネ発電設備の場所を一意に特定する番号(TSOとの発調契約時に通知される番号)	○	○	(FIP)※2,3 (FIT)※4
	氏名	事業者の従業員のうち、システムを利用する者の氏名(複数名登録可能)	○	○	
	メールアドレス	ユーザのメールアドレス	○	○	
添付 書類	印鑑証明書	正しい事業者であることを証明する印鑑	○	×	(FIP)※3 (FIT)※7
	受電地点特定番号および事業者名が分かる資料	当該事業者の受電地点特定番号であることが証明できる書類(TSOとの契約明細など)	○	×	(FIP)※3 (FIT)※7
	譲渡確認書類	設備譲渡の事実を確認できる書類 (設備の売買契約書等)	○	○	設備譲渡がある場合必須

- ※1 メーリングリスト推奨の理由(事業者情報の登録・変更完了通知について)
- ・ 事業者情報が登録・変更された旨を、業務担当者連絡先で指定したメールアドレスに送信する。
【目的】 悪意のあるユーザが勝手に口座情報の書き換え等を実施した場合に事象を検知するため

・ 当メールには、いずれの項目が変更されたかを記載する。
(登録内容自体はセキュリティの都合上、メール本文には記載しない)
- ※2 設備ID・受電地点特定番号を用いた事業者情報誤登録防止のためのチェック仕様
- ・ 設備ID：入力した設備IDがシステム内に存在するかどうか
(事業計画認定情報として既に登録済かどうか)をチェックする。

・ 受電地点特定番号：既にシステムに登録済の受電地点特定番号を重複登録不可とする。
- ※3 変更申請時に審査が必要。添付ファイルが変更された場合も審査対象となる。
- いづれの項目が変更されたかはシステムで検知して審査者が見えるようにする。
- ※4 設備ID・受電地点特定番号を用いた申請内容のチェック仕様
- ・ FIT納付金・交付金システムで管理されている設備ID・受電地点特定番号の組み合わせと、FIT事業者が申請した設備ID・受電地点特定番号の組み合わせが一致することをシステムがチェックする。
- ※5 一度不合格となった後に再申請された案件は、全て審査対象とする。
- ※6 法人番号を持たない事業者(個人等)はシステムチェック対象外とし、登録申請の都度、ハンド確認 (事業者名検索、印鑑証明書の印影照合) とする。
- ※7 FIT設備のみ登録されている場合、印鑑証明書及び受電地点特定番号を証明できる書面の添付はできない。

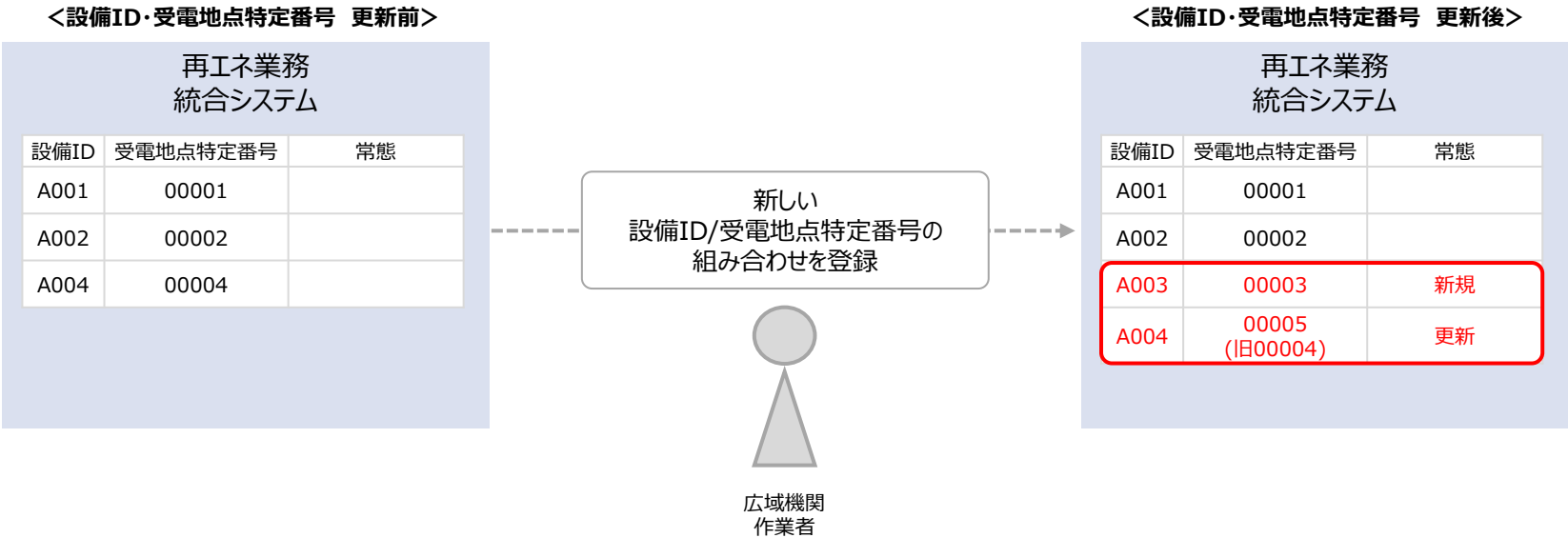
業務プロセス

【登録】「04:事業者・ユーザ情報登録申請」「05:事業者情報審査」【変更】「01:事業者・ユーザ情報変更申請」「02:事業者情報審査」

業務詳細仕様

事業者情報の登録データ

- 【FIT設備の設備IDと受電地点特定番号の組み合わせを更新・登録する】
- システムが保持するFIT設備の「設備IDと受電地点特定番号の組み合わせ」は、システム初期開発時に登録した組み合わせに加え、廃棄・交付金相当額積立金ファイルの取り込みによって更新・登録される。
 - この仕組みでは、「直近で受電地点特定番号や設備IDが変わったFIT設備」や「廃棄等費用が積立開始前のFIT設備」を事業者が設備登録できない。
 - 確からしい「設備IDと受電地点特定番号の組み合わせ」を確認できた場合、システム画面からその組み合わせを登録する。

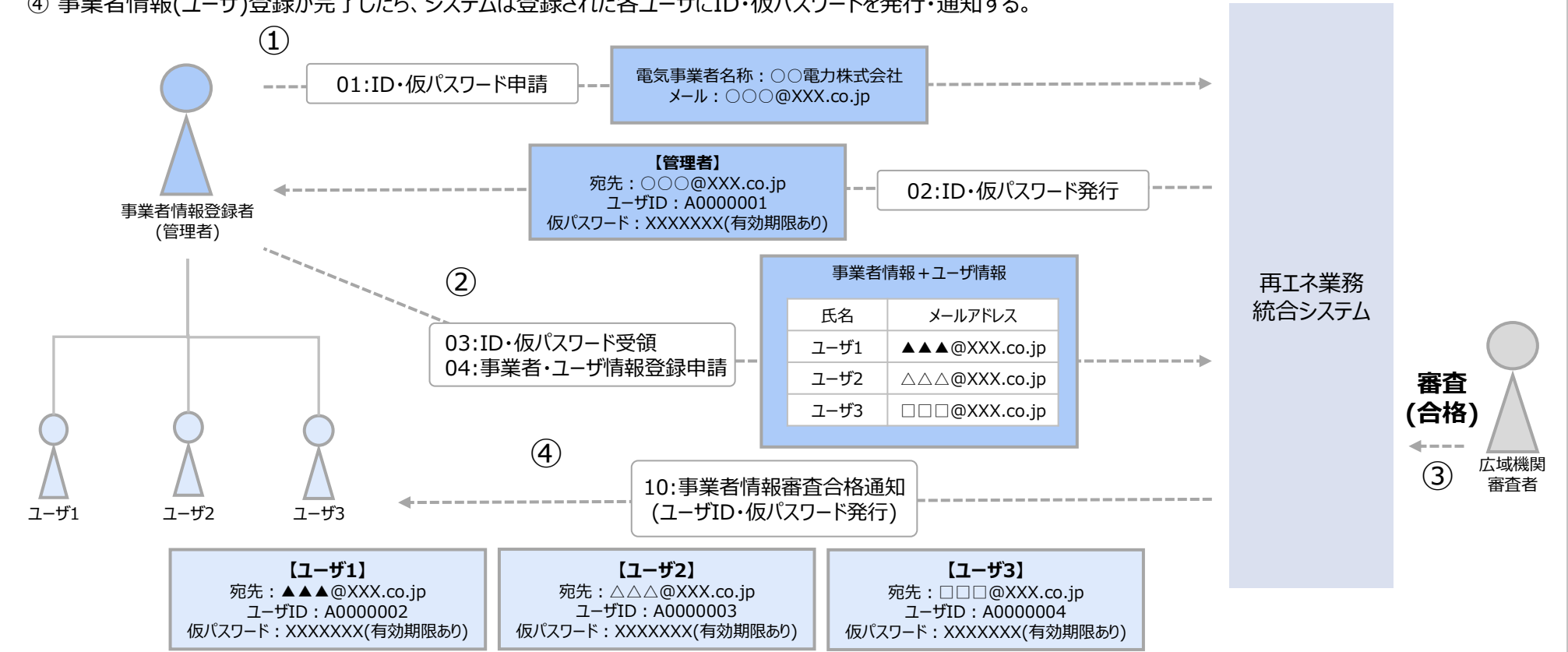


業務プロセス	【登録】「01:ID・仮パスワード申請」「02:ID・仮パスワード発行」「03:ID・仮パスワード受領」「04:事業者・ユーザ情報登録申請」「05:事業者情報審査」「06:事業者情報審査結果確認」「10:事業者情報審査合格通知(ユーザID・仮パスワード発行)」「11:事業者・ユーザ情報登録結果確認」「12:事業者情報審査合格通知受領」
--------	--

業務詳細仕様

事業者情報の登録手順

- ① 事業者情報登録者(管理者)は、システムでユーザID(管理者)を作成する。
- ② 事業者情報登録者(管理者)は、事業者情報登録の際に自社のユーザ情報(氏名・メールアドレス)の登録を行う。
- ③ 広域機関は事業者情報の審査・承認を行う。
- ④ 事業者情報(ユーザ)登録が完了したら、システムは登録された各ユーザにID・仮パスワードを発行・通知する。

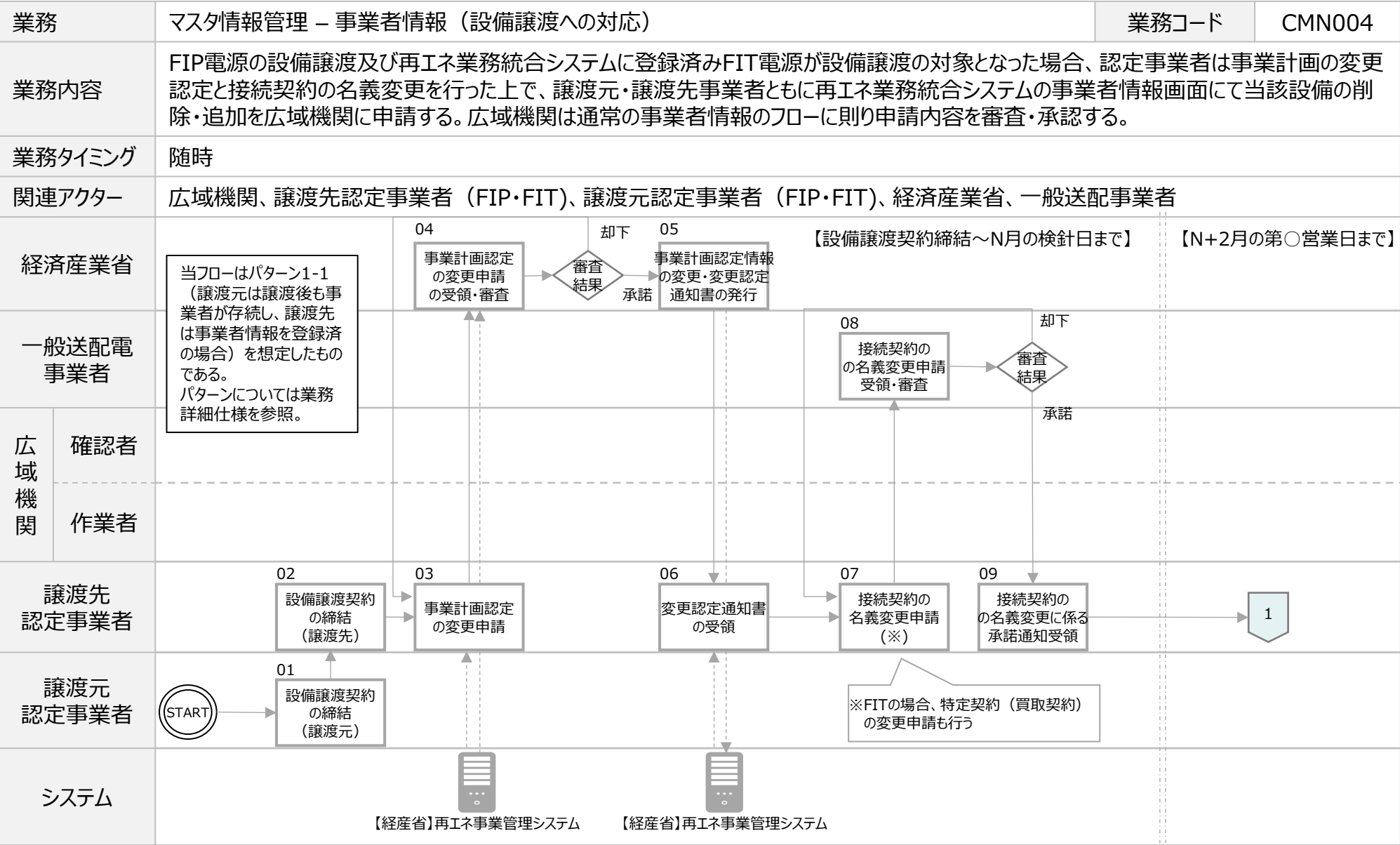


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

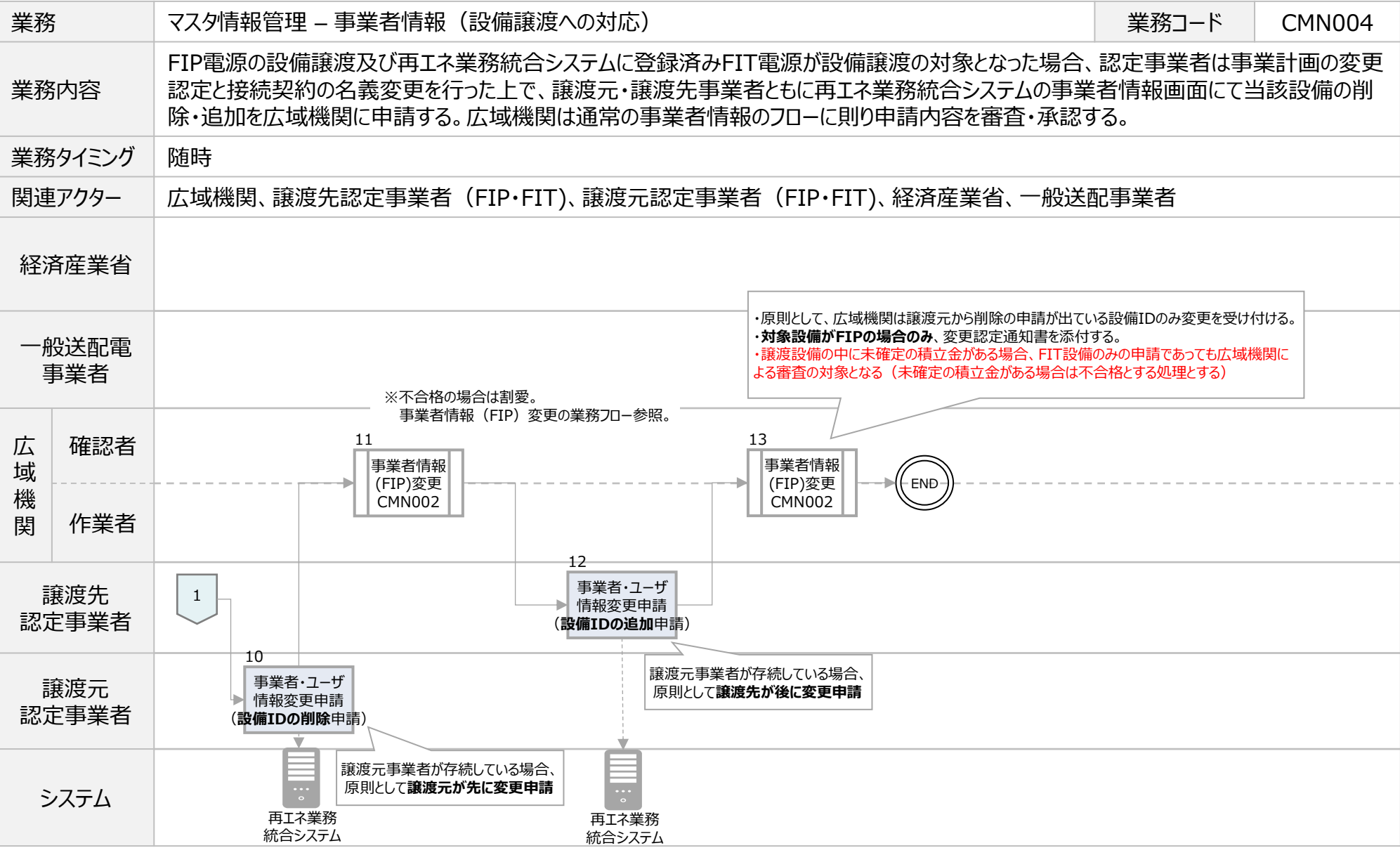


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス	—			
業務詳細仕様				
設備譲渡パターンに基づく事業者情報の登録/変更の主体および実施内容				
以下の設備譲渡のパターンに基づき、譲渡元/譲渡先の事業者が事業者情報の登録または変更を行う。 譲渡先がFIPの場合、広域機関はN＋2月の第○営業日までに事業者情報の登録/変更を実施する。 譲渡先がFITの場合、譲渡先事業者は積立金取戻申請までに事業者情報の登録または変更を行う。				
パターン	譲渡元	譲渡先	事業者情報の登録/変更 を行う主体	実施内容
1-1	譲渡後も事業者が存続	事業者登録済み (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備IDを削除する 譲渡先は事業者情報の変更を申請し、設備IDを追加する
1-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備IDを削除する 譲渡先は新規に事業者情報の登録を申請し、設備IDを追加する
1-3		事業者登録しない (FITのみ)	譲渡元	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備IDを削除する
2-1	譲渡により事業者が 認定事業者として 存続しなくなる (合併、財産分与、相続)	事業者登録済み (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備IDを含めた事業者情報 登録の削除を行う 譲渡先は事業者情報の変更を申請し、設備IDを追加する
2-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡元・譲渡先	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備IDを含めた事業者情報 登録の削除を行う 譲渡先は新規に事業者情報の登録を申請し、設備IDを追加する
2-3		事業者登録しない (FITのみ)	譲渡元	譲渡元は事業者情報の変更を申請し、設備IDを含めた事業者情報 登録の削除を行う
3-1	事業者が既に存在しない (破産、精算済、代表者死去 など)	事業者登録済み (FIT・FIP)	譲渡先	譲渡先は事業者情報の変更を申請し、譲渡元が設備IDの削除申請 ができない事情を示す証憑を添付して設備IDを追加する
3-2		新規に事業者登録する (FIT・FIP)	譲渡先	譲渡先は新規事業者情報の登録を申請し、譲渡元が設備IDの削除 申請ができない事情を示す証憑を添付設備IDを追加する
3-3		事業者登録しない (FITのみ)	—	—

業務プロセス

—

業務詳細仕様

事業者情報の変更時の必要書類

事業者情報の変更にあたって、広域機関は事業者に設備譲渡を証明できる以下の書類の提出を求める。
なお、譲渡先事業者による事業者情報の変更時には、業務担当者の氏名や連絡先などの事業者情報やユーザ情報も変更する。

【事業者情報の主な変更内容】

変更内容		説明	事業者 情報(FIP)	事業者 情報(FIT)	備考
事業者 情報	設備ID（一覧）	再エネ発電設備を一意に特定するID(事業計画認定時に経済産業省から通知されたID)	○	○	
添付 書類	変更認定通知書 又は受理印を押した申請書 の写し	設備IDの追加/削除に係る審査に使用。 ・変更認定通知書（発電事業に影響の大きな変更を伴う変更認定申請が承諾された場合に 経済産業省または代行申請機関から発行される書類） ・受理印を押した申請書の写し（事業者が変更認定申請時に返送を希望すれば、受理印を押 した申請書（写）が事業者に返送される）	○	△	FIPの場合は、必ず変更認定 を申請を行った譲渡先事業者 より提出。 FITの場合は、基本はシステム で自動承認のため提出不要だ が、譲渡元が設備IDの削除申 請ができない場合のみ提出が 必要
	譲渡元が設備IDの削除申請 ができない事情を示す証憑	譲渡元事業者が存在しない場合に、譲渡先からの申請のみで設備IDの削除を判断するための 審査に使用。 設備譲渡理由毎に必要な書類が異なるため、次項を参照。	○	○	譲渡元が設備IDの削除申請 ができない場合のみ、譲渡先 事業者より提出

業務プロセス

—

業務詳細仕様

譲渡元が設備IDの削除申請ができないことを示す証憑

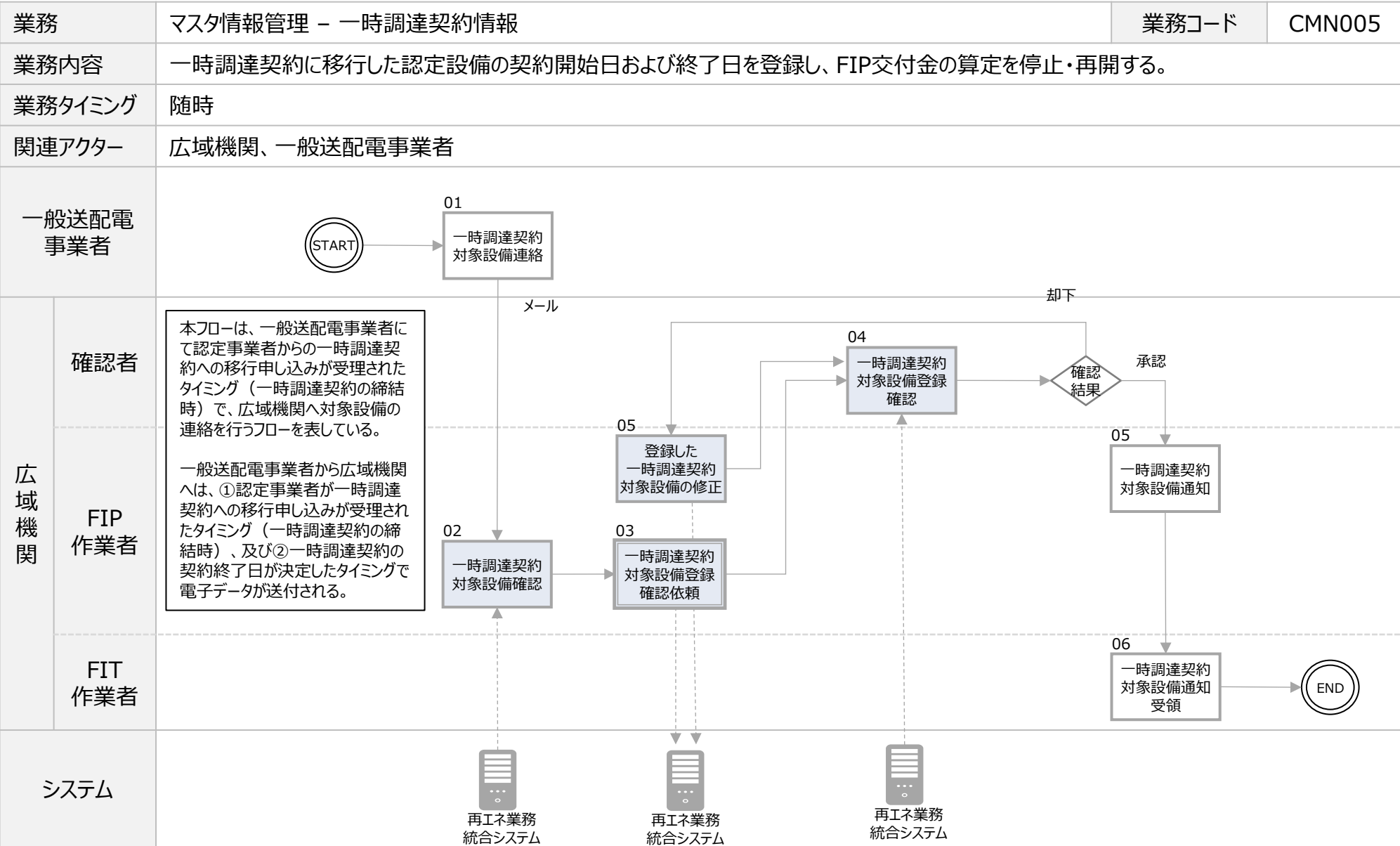
譲渡元からの設備IDの削除申請がない状況において、広域機関は変更認定通知書に加えて、譲渡元が設備IDの削除申請ができないことを示す証憑により理由を確認し、譲渡先のみからの申請で譲渡元の設備IDの削除を認めてよいか審査する

事業者が既に存在しない 主な理由	「譲渡元が設備IDの削除申請ができないことを示す証憑」の詳細	事業者 情報(FIP)	事業者 情報(FIT)	備考
破産、精算済み	変更認定申請時に添付した書類のうち以下の書類の写し ・譲渡契約書または譲渡証明書 ・土地の取得を証する書類等（土地登記簿謄本、不動産売買／賃貸借契約書等） ・裁判所による破産管財人証明書（破産による譲渡の場合のみ）	○	○	
競売物件による事業者変更	変更認定申請時に添付した書類のうち以下の書類の写し ・物件目録 ・登記嘱託書（権利証）又は登記識別情報通知書	○	○	
死去（相続）	変更認定申請時に添付した書類のうち以下の書類の写し ・被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本（附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可。）	○	○	

業務プロセス	「13：事業者情報(FIP)変更CMN002」
業務詳細仕様	
譲渡先の事業計画違反により、本システム上の設備譲渡手続きが完了する前に譲渡対象設備が交付金相当額積立対象となった場合	
＜システム対処困難な状況＞ ①譲渡元から譲渡先に設備が譲渡され、エネ庁が変更認定申請を承認 ②最後のFIP交付金算定前（譲渡がN月とした場合に、N+2か月より前）に、譲渡元が再エネ業務統合システムで設備譲渡申請（譲渡元が設備削除） ③譲渡先の事業計画違反が判明し、対象設備に積立命令発出 ⇒このまま交付金算定すると譲渡元事業者の名義で交付金相当額積立金が積み立てられる。 加えて、譲渡元の申請を承認すると、譲渡元は交付金相当額積立金の取戻が不可能となる。 ＜対応方法＞ ①広域機関から譲渡元事業者に対して、システム外で交付金を算定し交付する。 ②支払った金額を入出金明細登録機能で登録する。	
設備譲渡時に譲渡元で未確定の交付金/積立金がある場合	
未確定の積立金（※）がある状態で設備が譲渡される場合、譲渡先が追加登録すると、設備譲渡の仕様として、譲渡元における未確定の積立金を含んだ総額を、“確定済”として譲渡先へ引き継いでしまい、引き継がれた金額について変更ができないものとなる。 この結果、譲渡先の事業者は、本来、未確定であった分の金額についても取戻の申請が可能となってしまふ。 ＜対応方法＞ 上記状況を防ぐ観点から、未確定の積立金がある場合については、以下の処理により譲渡先による設備登録を不可とする。 ・認定事業者情報新規・変更申請において、申請ボタン押下時に、追加される譲渡設備の取引状態を判定するチェックを実施。 ・未確定の積立金が1つでもある場合は、申請確認画面に警告メッセージを出力する（FIT設備のみの申請でも広域機関の審査対象とする）。 ・広域機関による審査結果登録画面にて未確定の積立金がある場合はエラーメッセージを出力し、審査結果の登録ができない仕様とし、広域機関作業者により、上記審査における結果を不合格、あるいは未確定の積立金が確定済みとなるまで審査を保留する。 ※未確定の積立金：算定されたものの、その後再算定等により変更する可能性がある状態 確定済の積立金：交付金の支払い完了（＝振込結果反映完了）に伴い、積立金が決定し、その後の変更がない状態	

業務フロー
事前準備：マスタ情報管理 – 一時調達契約情報

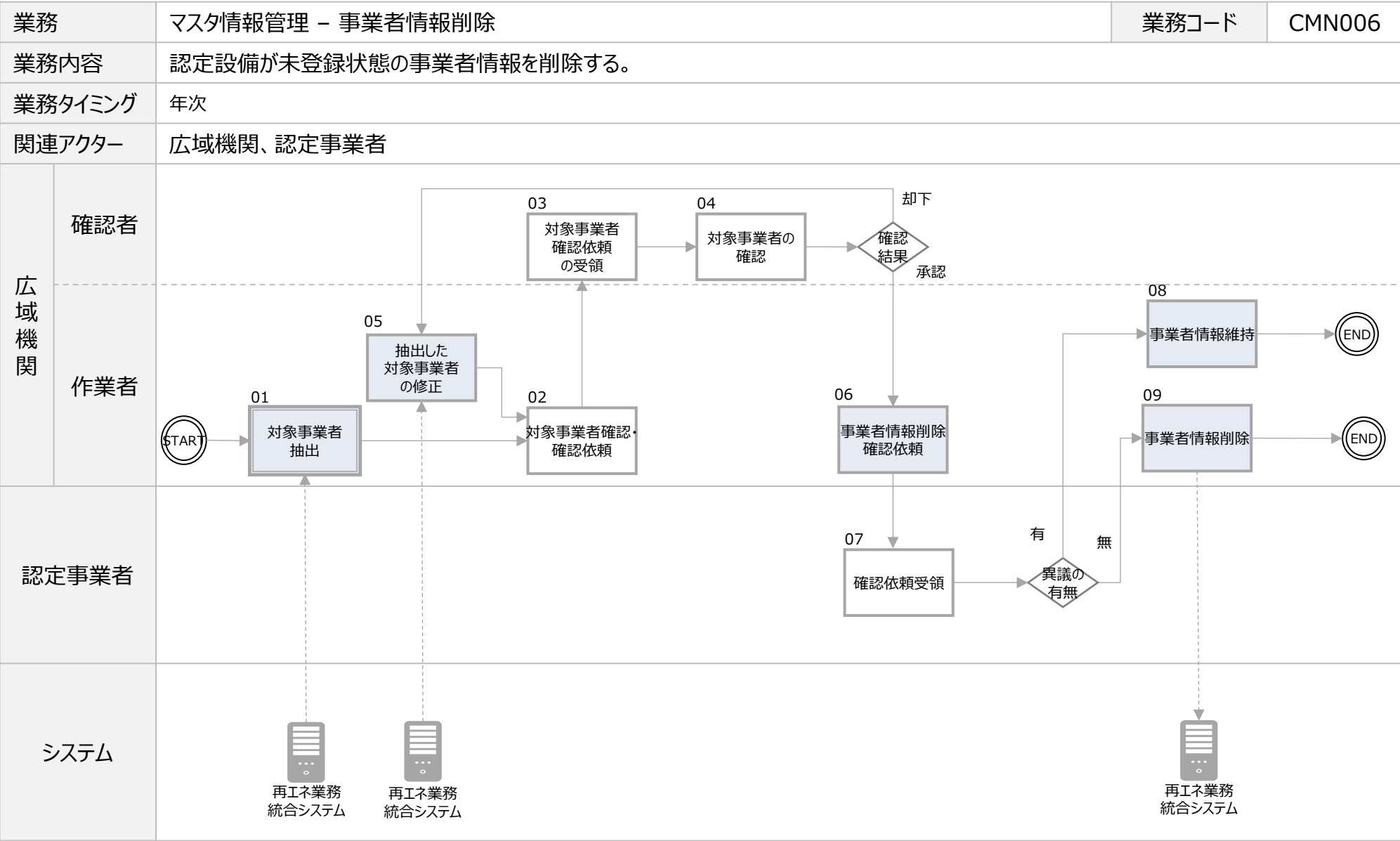
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス	「01:一時調達契約対象設備連絡」、「03:一時調達契約対象設備登録・確認依頼」
業務詳細仕様	
一時調達契約へ移行する対象設備に関する電子データ受領タイミング ・広域機関はTSOから、以下 2 回のタイミングで電子データを受領する。電子データには、一時調達契約の契約開始日（必須）、契約終了日（任意）、設備IDが含まれている。 ①TSOが認定事業者からの一時調達契約への移行申し込みを受理したタイミング（一時調達契約の締結時） ②一時調達契約の契約終了日が決定したタイミング	
一時調達契約の対象設備に関する登録事項 ・該当する認定設備の一時調達契約開始日(検針日以外のケースあり)および終了日(検針日の前日)を登録する。 ・なお、一時調達契約に係るTSOへの交付金は、FIT納付金・交付金管理システムで算定・交付するため、再エネ業務統合システムでは算定対象外とする。	
一時調達が開始された場合のFIP/FITにおける算定業務イメージ <前提> 一時調達期間：2023年4月5日～2024年3月31日、検針日：一日検針 ①(FIP)2023年4月末日：TSOから一時調達契約情報入手 ②(FIP)2023年5月上旬：FIPシステムに一時調達期間を登録 ③(FIP)2023年6月下旬：FIP交付金算定(4/1-4) ④(FIP)2023年7月上旬：FIP交付金交付 ⑤(FIT)2023年6月下旬～7月上旬:FIT交付金算定(4/5-30) ⑥(FIT)2023年8月上旬：FIT交付金交付 5月 6月 7月 10日 9日 4月10(FIP→一時調達へ切替) 5月1(一時調達→FIPへ切替) 4月検針データ① 4月検針データ② 5月検針データ FIP算定処理 一時調達	

業務フロー
事前準備：マスタ情報管理 – 事業者情報削除

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



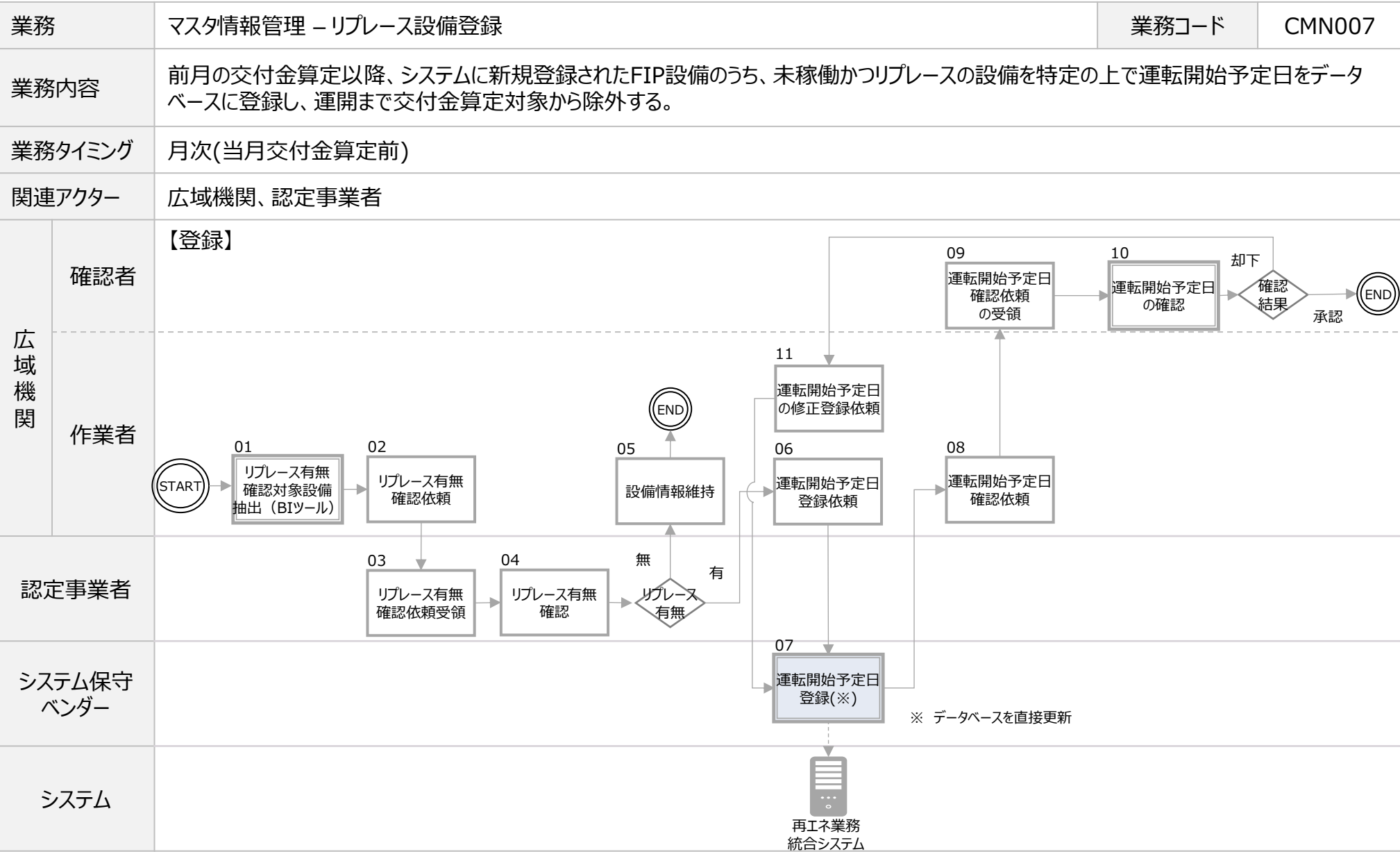
業務プロセス	「01:対象事業者抽出」「06：事業者情報削除確認依頼」
業務詳細仕様	
1. 抽出対象の事業者 ・以下の条件を満たす事業者情報をシステムから抽出する。 ①毎年3月末日時点で、自らが管理する認定設備の数が0である。 ②事業者申請が「合格」の状態。(＝過去に認定設備を登録したが、事業譲渡等により認定設備が無い状態)	
2. 削除依頼の方法 ・事業者情報を削除しても問題無いかメールで確認依頼。確認期限1週間(5営業日)程度。 ・事業者から4営業日目までに返信が無い場合は5営業日目にメールで回答を催促。事業者から回答が無い又は削除して問題ないと回答があった場合は事業者情報を削除。返信があり、近日中(1か月以内目途)に認定設備を登録する予定がある場合は事業者情報を維持。	

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

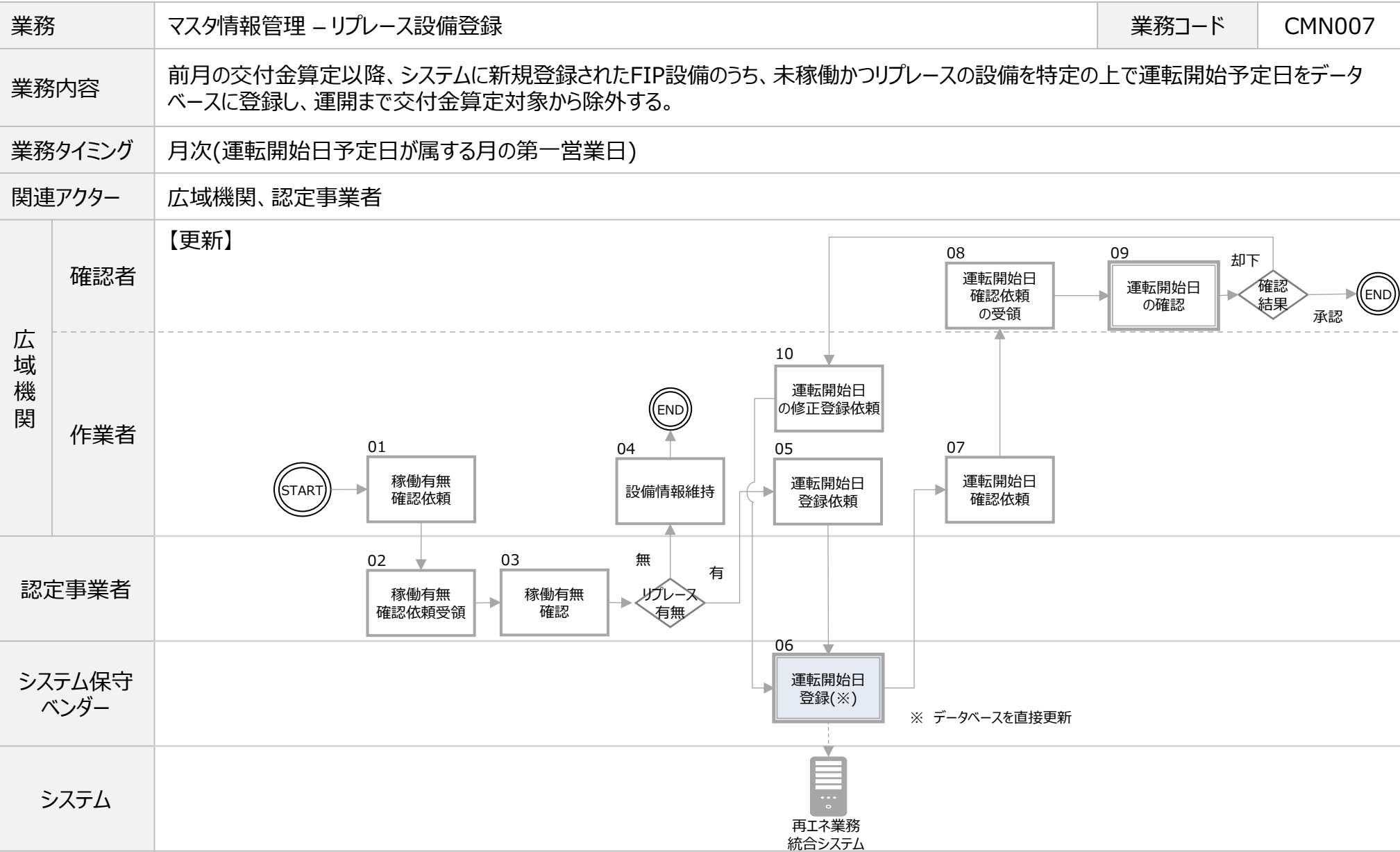


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス	「01:リプレイス有無確認対象設備抽出」「06：運転開始予定日登録」「09：運転開始予定日の確認」
業務詳細仕様	
1. 対象の設備抽出 ・以下の条件を満たす設備情報を洗い出す。 ①前月の算定対象設備一覧の作成日時以降に登録された設備 ②新規FIP設備（「移行日（FITからFIP）」が未登録） ③事業計画認定情報に運転開始予定日が登録済かつ「正確な運転開始日」が未登録の設備（＝未稼働） （未稼働にも関わらず受電地点特定番号が存在しているため、リプレイス案件の可能性が高い）	
2. 事業者に対する確認依頼 ・対象設備のIDをメールで事業者へ通知し、「FIPとして未稼働のリプレイス設備か」「受電地点特定番号がリプレイス前後で同一か」確認	
3. 受電地点特定番号がリプレイス前後で同一の場合 ・事業計画認定情報の「運転開始予定日」を再エネ業務統合システム内の「運転開始日」に登録する。（保守作業） ・同時に、「運転開始予定日」に登録した設備の台帳（システム外）を作成する。 ・「運転開始予定日」のシステム登録後、BIツールで登録済みデータを抽出し、確認者が確認する。	
4. 当該設備の運転開始予定日の月を迎えた場合 ・事業者へ稼働状況を確認する。稼働予定日に変更が無い場合、稼働予定日の直後に状況を再確認し、実際の運転開始日をシステム登録する。（保守作業）	

業務フロー

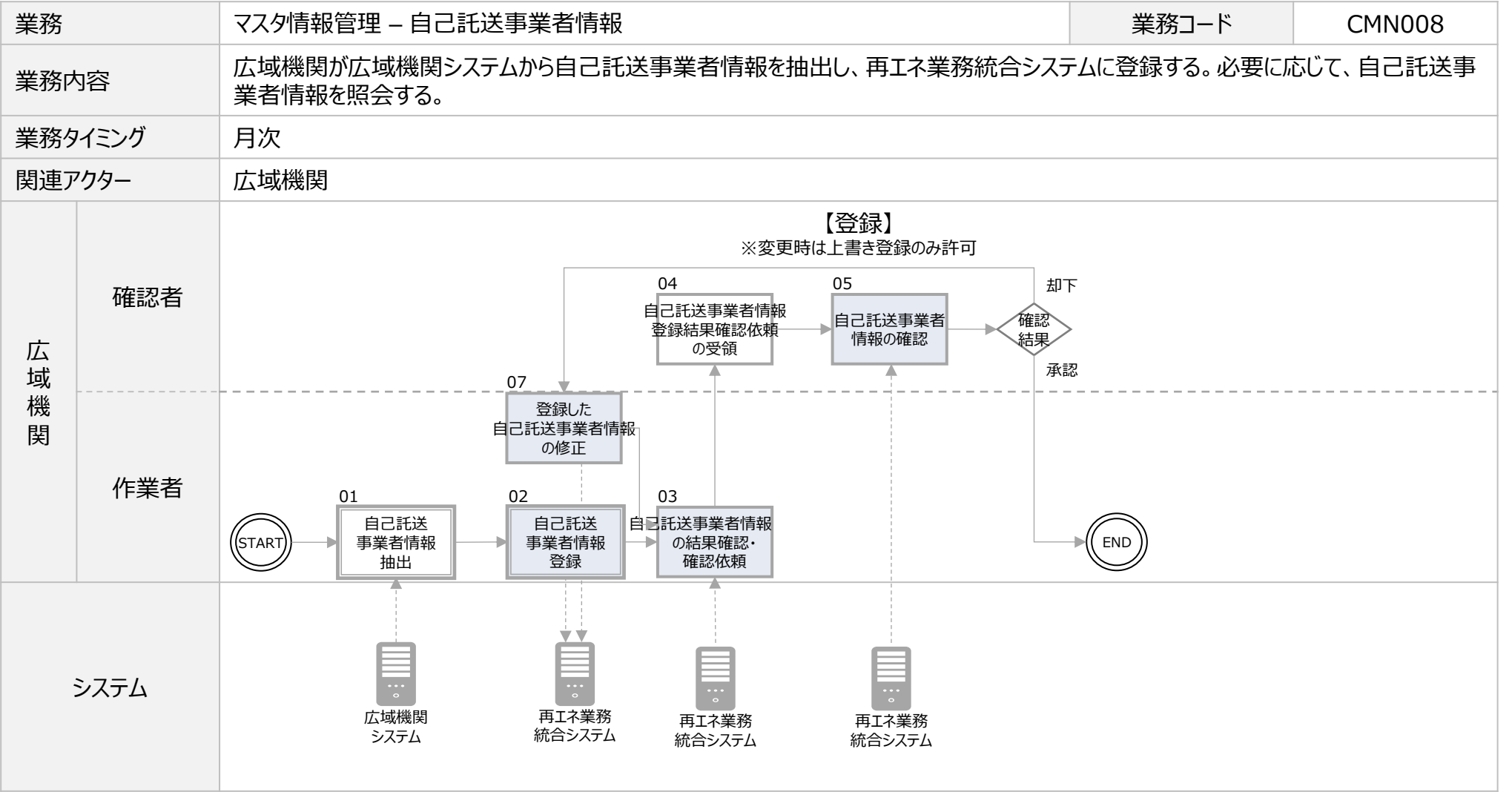
事前準備：マスタ情報管理 – 自己託送事業者情報

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		マスタ情報管理 – 自己託送事業者情報	業務コード	CMN008
業務内容		広域機関が広域機関システムから自己託送事業者情報を抽出し、再エネ業務統合システムに登録する。必要に応じて、自己託送事業者情報を照会する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者	【照会】 01 自己託送事業者情報照会 START → END		
	作業者			
システム		再エネ業務統合システム		

業務プロセス	「01:自己託送事業者情報抽出」「02：自己託送事業者情報登録」
業務詳細仕様	
1. 事業者情報の抽出 ・毎月最終営業日に広域機関システムから事業者情報を抽出する。(前日に情報システム室に依頼し、翌日PMに受領) ・抽出対象は、その時点で有効なデータのみ。事業者コードは4桁。 2. 自己託送事業者情報の選別、ファイル作成 ・事業者名に「自己託送」が含まれる事業者のみを選択し、csvファイル化する。 3. 自己託送事業者情報の登録 ・毎月第一営業日に、先月末時点の自己託送事業者情報をシステムに登録する。	

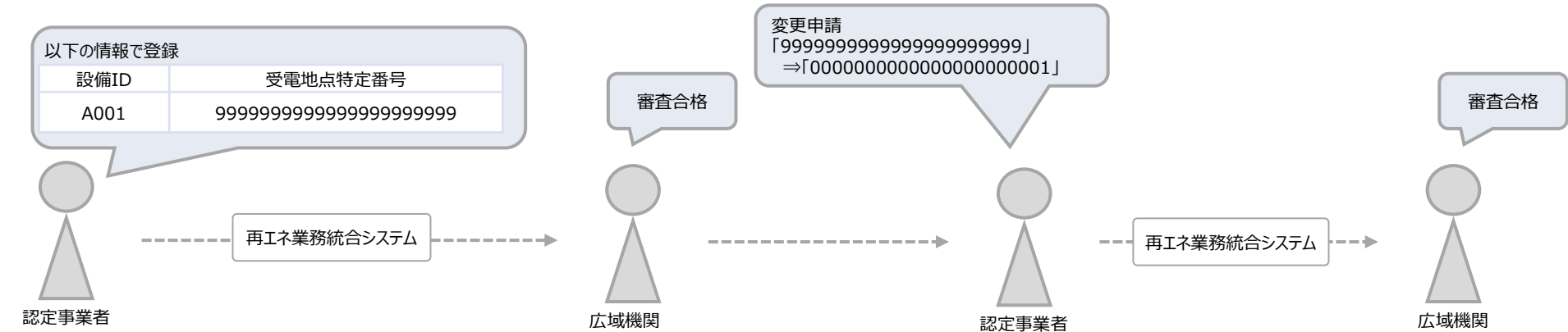
1つの設備IDに対し、複数の受電地点特定番号がある設備の再エネ業務統合システムへの登録について

■ 背景

分割供給設備（買取事業者2社以上、それぞれで受電地点特定番号が異なる）であるFIT設備について、再エネ業務統合システムに設備情報を追加しようとすると、MSG_C0059E のエラーメッセージが出て**登録ができない**状況となる。

設備ID	受電地点特定番号	買取事業者
A001	000000000000000000000001	買取事業者A
	000000000000000000000002	買取事業者B

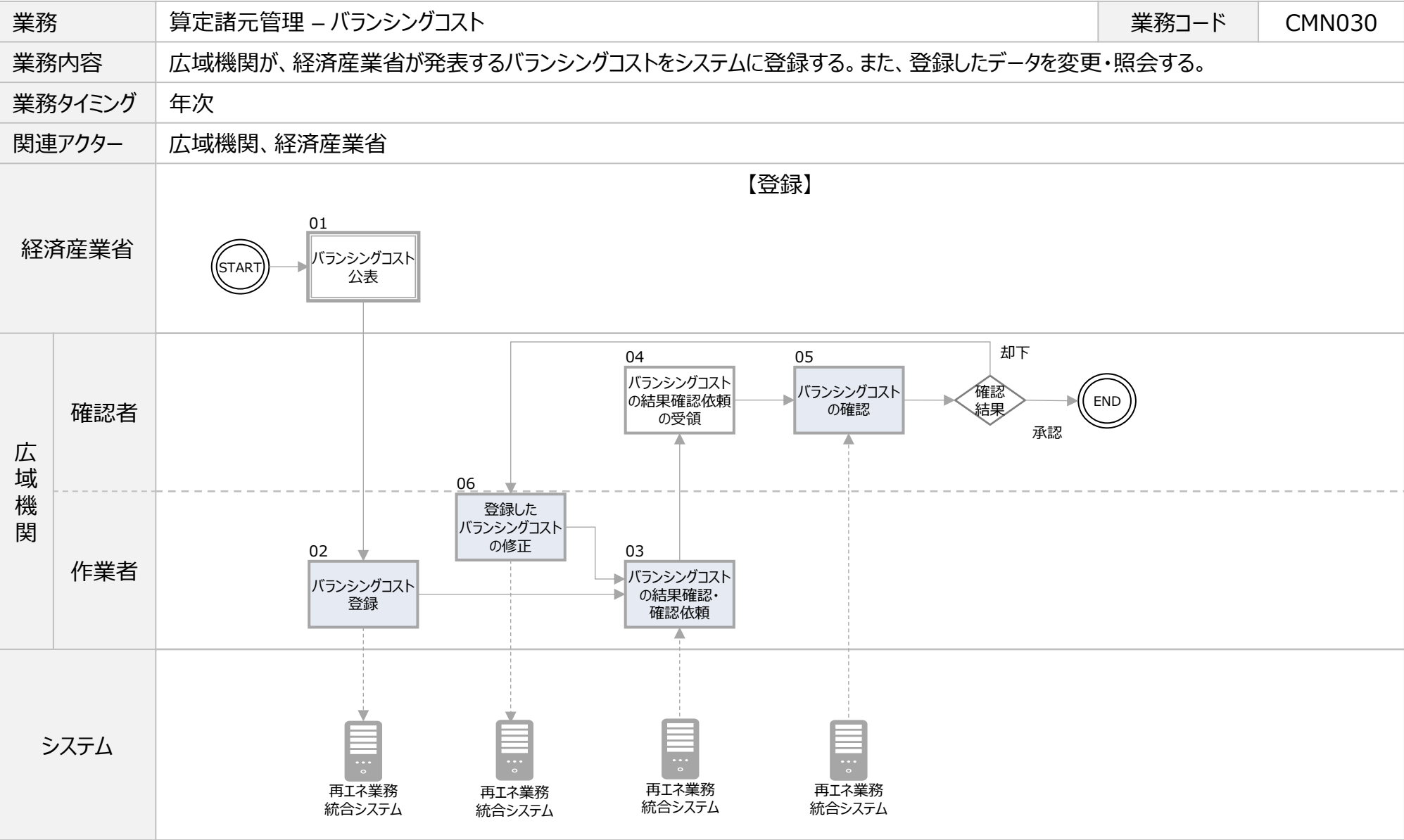
- 対応方法
- ※事前処理として、2つの受電地点特定番号を「999999999999999999999999」として1レコードに集約しておく
- 事業者にて、当該設備IDの**受電地点特定番号を999999999999999999999999(9×22桁のダミーコード)**で登録申請を実施
 - 広域機関による1.の審査合格後、事業者にて当該設備IDの受電地点特定番号をいずれかの正しい受電地点特定番号に変更申請を実施、広域機関による審査を経て、適切な受電地点特定番号の登録が完了



■ 補足・・・インシデント管理No25-I0049,0055参照

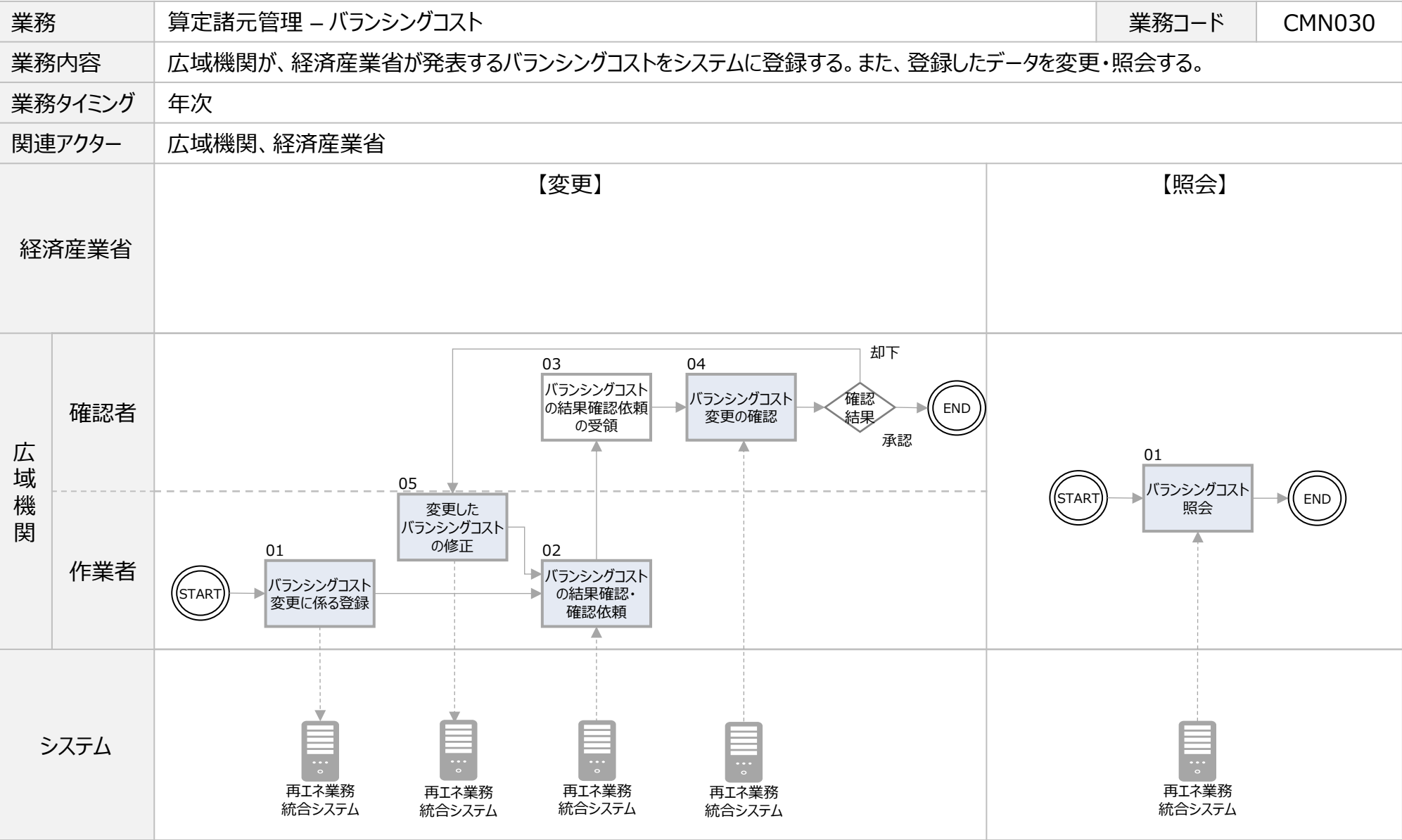
業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – バランシングコスト

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – バランシングコスト

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス 【登録】「01:バランシングコスト公表」

業務詳細仕様

バランシングコストの内容（1/2）

<非自然変動電源>

- ・「バランシングコスト目安（＝FITインバンスリスク料）」で統一する。
- ・FITインバンスリスク単価（FIT納付金・交付金管理システムから抽出）を再エネ業務統合システムに登録する。

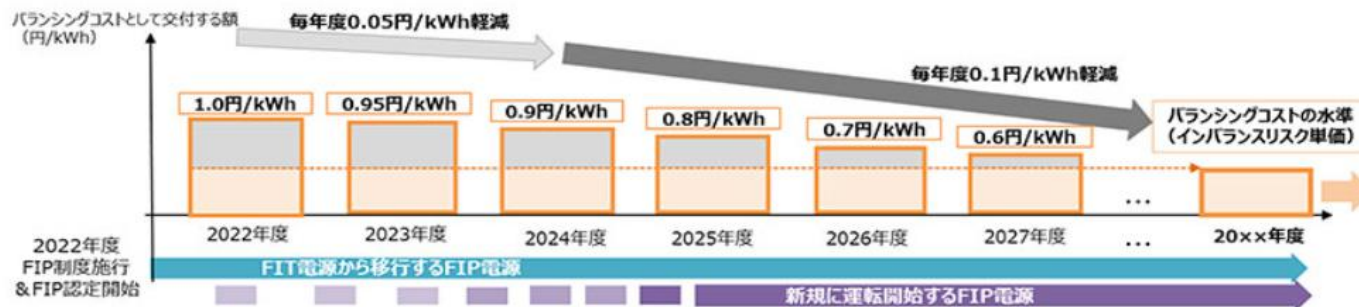
<自然変動電源(太陽光・風力)>

- ・FIP交付金の交付期間が年度を跨ぐ(例：3/10-4/9)の場合、3月供給分は2022年度、4月供給分は2023年度のバランシングコストを適用する。
- ・最終的には、バランシングコストの水準を「インバンスリスク単価」を目指す。

【2023年度までに運転開始したFIP設備】

- ・バランシングコストは、2022年度:1.0円/kWhとし、その後は緩やかに0.05円/kWhずつ低減、4年目以降は0.1円/kWhずつ低減させる。

(参考) 経済産業省 2021年10月 再エネ大量小委 中間整理（第4次）資料から抜粋



業務詳細仕様
事前準備：算定諸元管理 – バランシングコスト

業務プロセス

【登録】「01:バランシングコスト公表」

業務詳細仕様

バランシングコストの内容（2／2）

【2024年度～2027年度に運転開始したFIP設備（FITからFIPへの移行認定含む）】

・運転開始年度は1.0円/kWhとし、運開4年目以降は2023年度に運開したFIP設備と同様の単価となるようにバランシングコストを漸減する。

・但し、2025年度供給分は全て+ 1.00円/kWhとし、2026年度以降のバランシングコストはあらためて検討される。

（参考）2023年12月19日 第58回 再エネ大量小委 資料1 および 2025年1月17日 第101回算定委 資料2 16ページより

対象電源	FIP 供給開始日	バランシングコスト単価(円/kWh)								
		2022年度 供給分	2023年度 供給分	2024年度 供給分	2025年度 供給分	2026年度 供給分	2027年度 供給分	2028年度 供給分	2029年度 供給分	2030年度 供給分
太陽光及び風力	2023年度以前	1.00	0.95	0.90	1.80	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30
太陽光	2024年度	-	-	1.00	1.86	0.73	0.60	0.50	0.40	0.30
	2025年度	-	-	-	2.00	0.83	0.66	0.50	0.40	0.30
	2026年度	-	-	-	-	1.00	0.80	0.60	0.40	0.30
風力	2024年度	-	-	1.00	1.86	0.73	0.60	0.50	0.40	0.30
	2025年度	-	-	-	2.00	0.83	0.66	0.50	0.40	0.30
	2026年度	-	-	-	-	1.00	0.80	0.60	0.40	0.30
	2027年度	-	-	-	-	-	1.00	0.76	0.53	0.30

【FIP供給開始日】

No.	パターン	運転開始日	FIP移行日	買取開始年月	供給期間開始日 (30分値から検知)	FIP供給開始日※
1	FIP移行前にFITとして稼働済	2013/4/1	2024/4/1	2013年4月	2024/4/1	2024/4/1
2	FIP移行前にFITとして稼働済	2013/4/1	2024/4/1	2013年4月	2024/5/1	2024/5/1
3	FIP移行前にFITとして稼働済	2013/4/1	2024/4/1	2013年4月	2024/3/1	-
4	FITとして未稼働、FIP移行後に稼働	2025/4/1	2024/4/1	-	2025/4/1	2025/4/1
5	FITとして未稼働、FIP移行後に稼働	2025/4/1	2024/4/1	-	2024/5/1	2024/5/1
6	FITとして未稼働、FIP移行後に稼働	2025/4/1	2024/4/1	-	2024/3/1	-
7	FITとして未稼働、FIP移行後に稼働	-	2024/4/1	-	2024/4/1	2024/4/1
8	FITとして未稼働、FIP移行後に稼働	-	2024/4/1	-	2024/5/1	2024/5/1
9	FITとして未稼働、FIP移行後に稼働	-	2024/4/1	-	2024/3/1	-
10	新規FIPとして稼働	2024/4/1	-	-	2024/4/1	2024/4/1
11	新規FIPとして稼働	2024/4/1	-	-	2024/5/1	2024/4/1
12	新規FIPとして稼働	2024/4/1	-	-	2024/3/1	-
13	新規FIPとして稼働	-	-	-	2024/4/1	2024/4/1

※

①FIP移行設備：FIP移行日以降で、30分供給電力量データから検知する供給期間開始初日

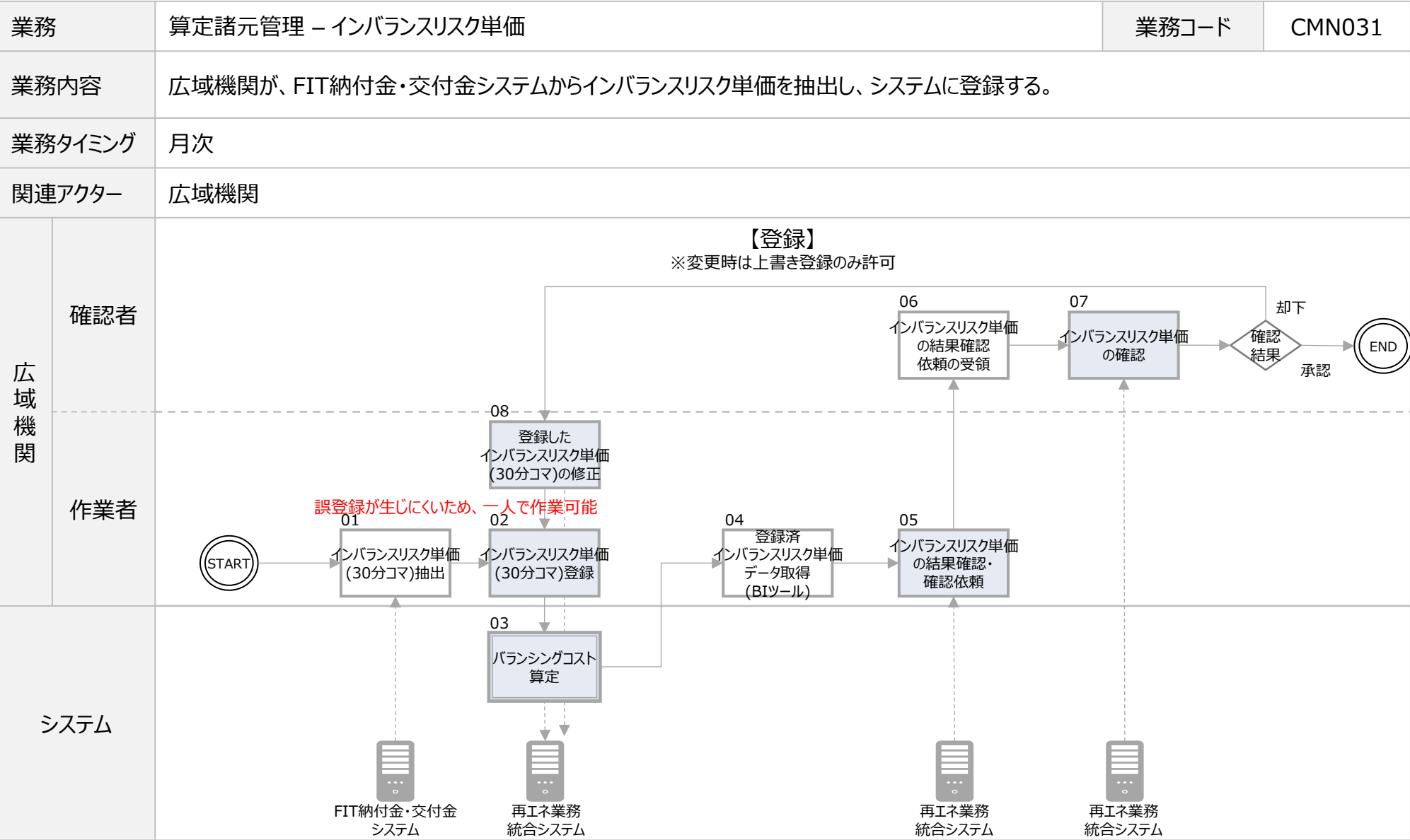
②新規FIP：

a運転開始日がある場合、運転開始日以降で、30分供給電力量データから検知する供給期間開始初日

b運転開始が無い場合、30分供給電力量データから検知する供給期間開始日

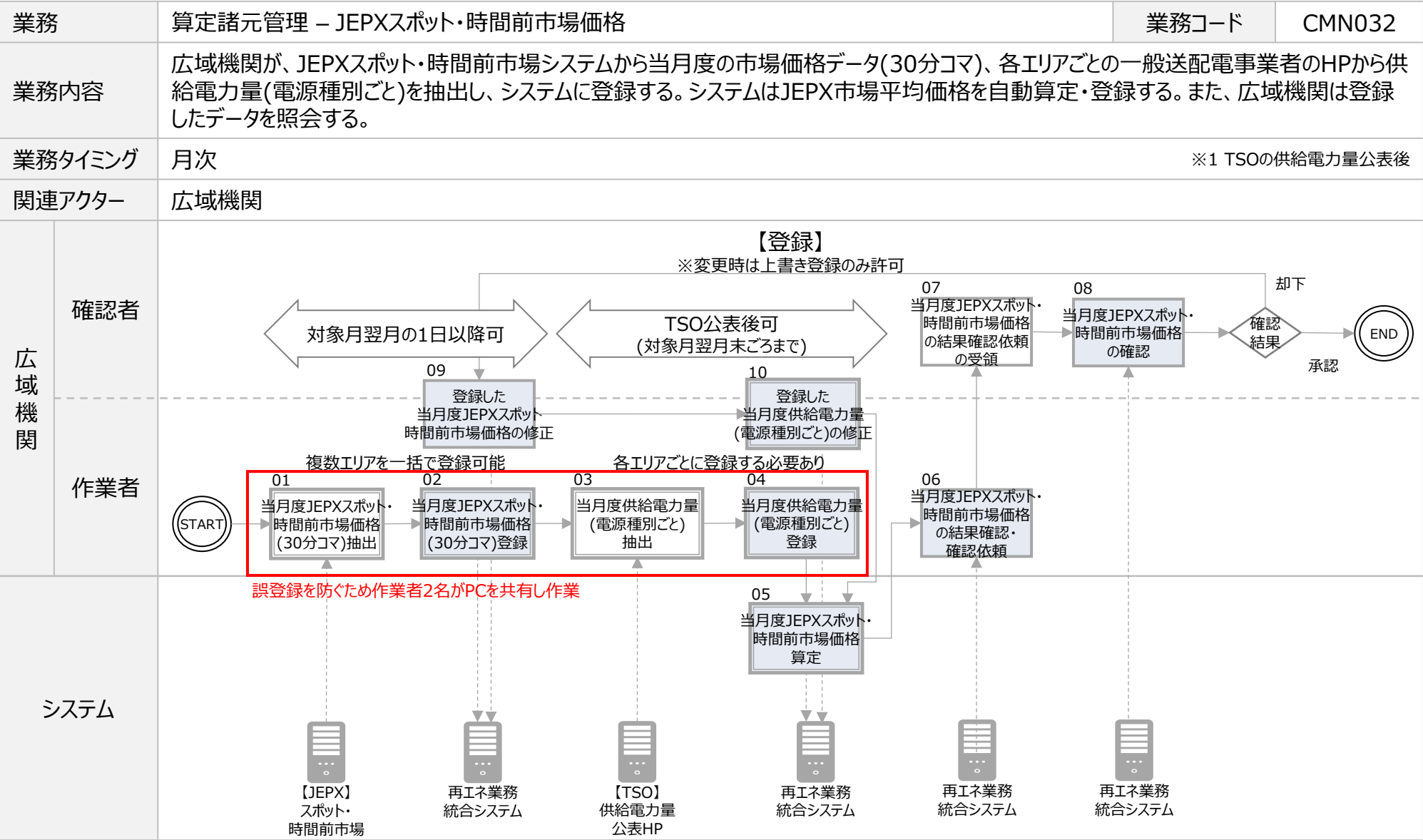
業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – インバンスリスク単価

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – JEPXスポット・時間前市場価格

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		算定諸元管理 – JEPXスポット・時間前市場価格	業務コード	CMN032
業務内容		広域機関が、JEPXスポット・時間前市場システムから当月度の市場価格データ(30分コマ)、各エリアごとの一般送配電事業者のHPから供給電力量(電源種別ごと)を抽出し、システムに登録する。システムはJEPX市場平均価格を自動算定・登録する。また、広域機関は登録したデータを照会する。		
業務タイミング		月次	※1 TSOの供給電力量公表後	
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者	【照会】 START 01 JEPXスポット・ 時間前市場価格 照会 END		
	作業者			
システム		再エネ業務 統合システム		

業務プロセス	【登録】「01:当月度JEPXスポット・時間前市場価格(30分コマごと)抽出」「02:当月度JEPXスポット・時間前市場価格(30分コマごと)登録」「03:当月度供給電力量(電源種別ごと)抽出」「04:当月度供給電力量(電源種別ごと)登録」「05:JEPX平均市場価格算定」
--------	---

業務詳細仕様

JEPXスポット・時間前市場価格の算定方法(1/2)

各30分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリア別に加重平均(※1)する。

※1 自然変動電源は加重平均だが、非自然変動電源は単純平均とする。

【算定式】

JEPXスポット・時間前市場価格(円/kWh)

= 各コマ単価(エリア別) × 自然変動電源の発電特性を踏まえた加重平均

各30分コマの価格を加重平均
スポット市場価格 × 時間前市場価格

(非自然変動電源は単純平均)

(言い換えると)

- 自然変動電源の場合 ➢ 月間SUM(エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh)×供給電力量(kWh))÷月間SUM(供給電力量(kWh))
- 非自然変動電源の場合 ➢ 月間SUM(エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh))÷月間コマ数(コマ) ➢ 具体的な算定イメージは次頁参照

[JEPXのホームページ]

取引結果

取引開始来からのスポット市場取引結果、スポット市場インデックス、時間前市場取引結果。

年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス
2021年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス
2020年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス
2019年度	スポット市場取引結果	スポット市場インデックス

<東京エリアの場合(※2)>
「FIP参照価格(卸電力取引市場分)東京」が
スポット市場と時間前市場の加重平均値

年月日	時刻 コード	エリアプライス 東京(円/kWh)	FIP参照価格 (卸電力取引市場) 東京(円/kWh)
2022/4/1	1	6.76	6.76
2022/4/1	2	6.62	6.62
2022/4/1	3	6.61	6.61
2022/4/1	4	6.51	6.51
2022/4/1	5	6.51	6.51

[東電PGのホームページ]

「揚水」は、発電量と揚水動力量を合算したものとします。
・毎月1日13時頃に前月分データの公表を予定しております。

■CSVダウンロード

2020年度の需給実績

単位[万kWh]	水力	地熱	バイオマス	太陽光	風力
2020/4/1 0:00	161	0	43	0	11
2020/4/1 1:00	164	0	43	0	11
2020/4/1 2:00	165	0	43	0	11
2020/4/1 3:00	174	0	43	0	10
2020/4/1 4:00	173	0	43	0	7
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

この値を用いて平均値を算定

> 自然変動電源(太陽光・風力)の場合は加重平均

> 非自然変動電源(水力・地熱・バイオマス)の場合は単純平均

※2 沖縄を除く9エリアはエリア別のスポット市場・時間前市場の加重平均価格、沖縄エリアはシステムプライス。

【登録】「01:当月度JEPXスポット・時間前市場価格(30分コマごと)抽出」「02:当月度JEPXスポット・時間前市場価格(30分コマごと)登録」「03:当月度供給電力量(電源種別ごと)抽出」「04:当月度供給電力量(電源種別ごと)登録」「05:JEPX平均市場価格算定」

JEPXスポット・時間前市場価格の算定方法(2/2)

【具体的な算定イメージ(東京エリアの場合)】

※1 一般送配電事業者の公表値が1時間単位の場合は、登録時に30分コマに換算する必要がある。

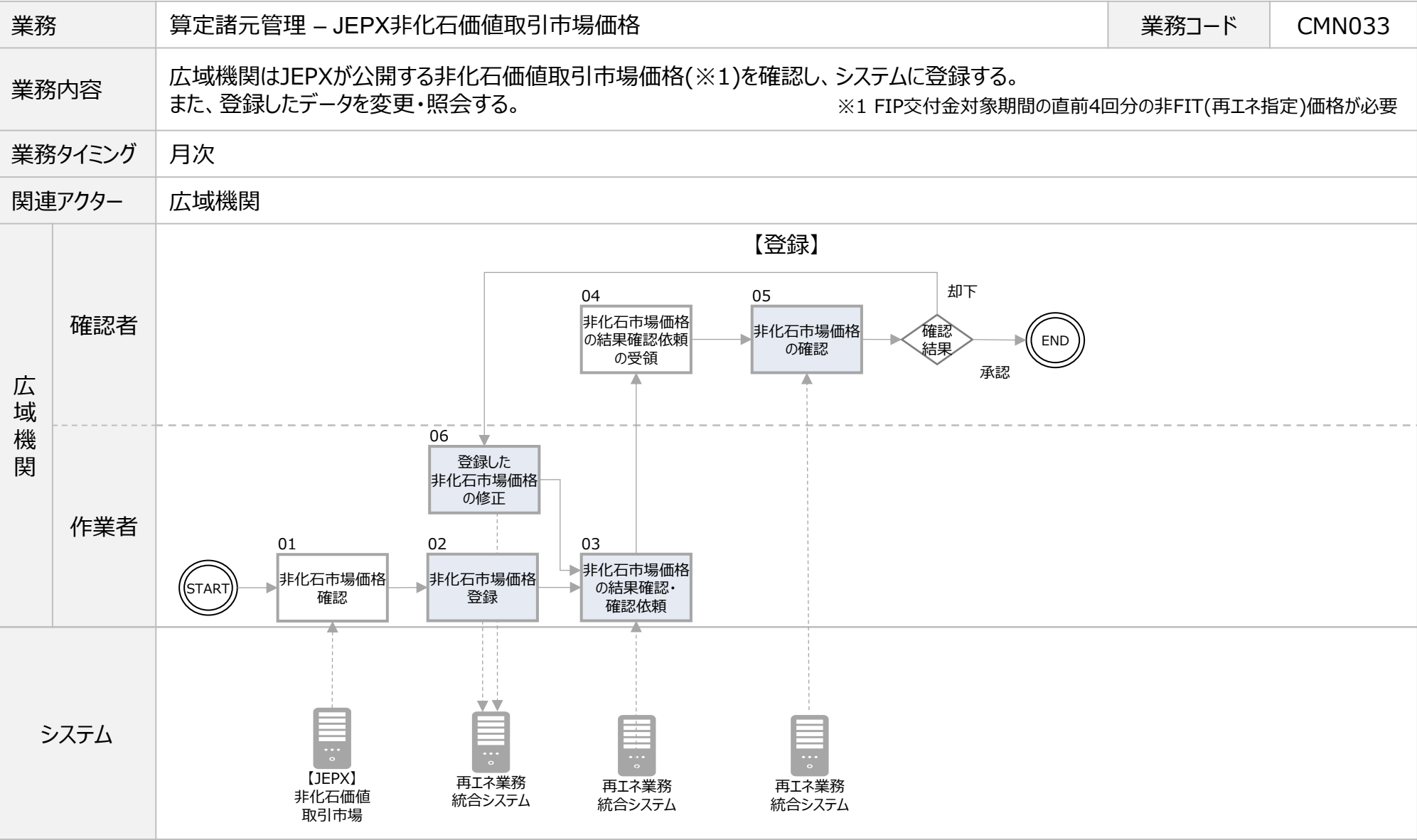
JEPXスポット・時間前市場価格(円/kWh)

※下記のJEPXスポット・時間前市場価格のデータを
10エリア×5電源種別 = 50パターン作成することになる

[illegible]

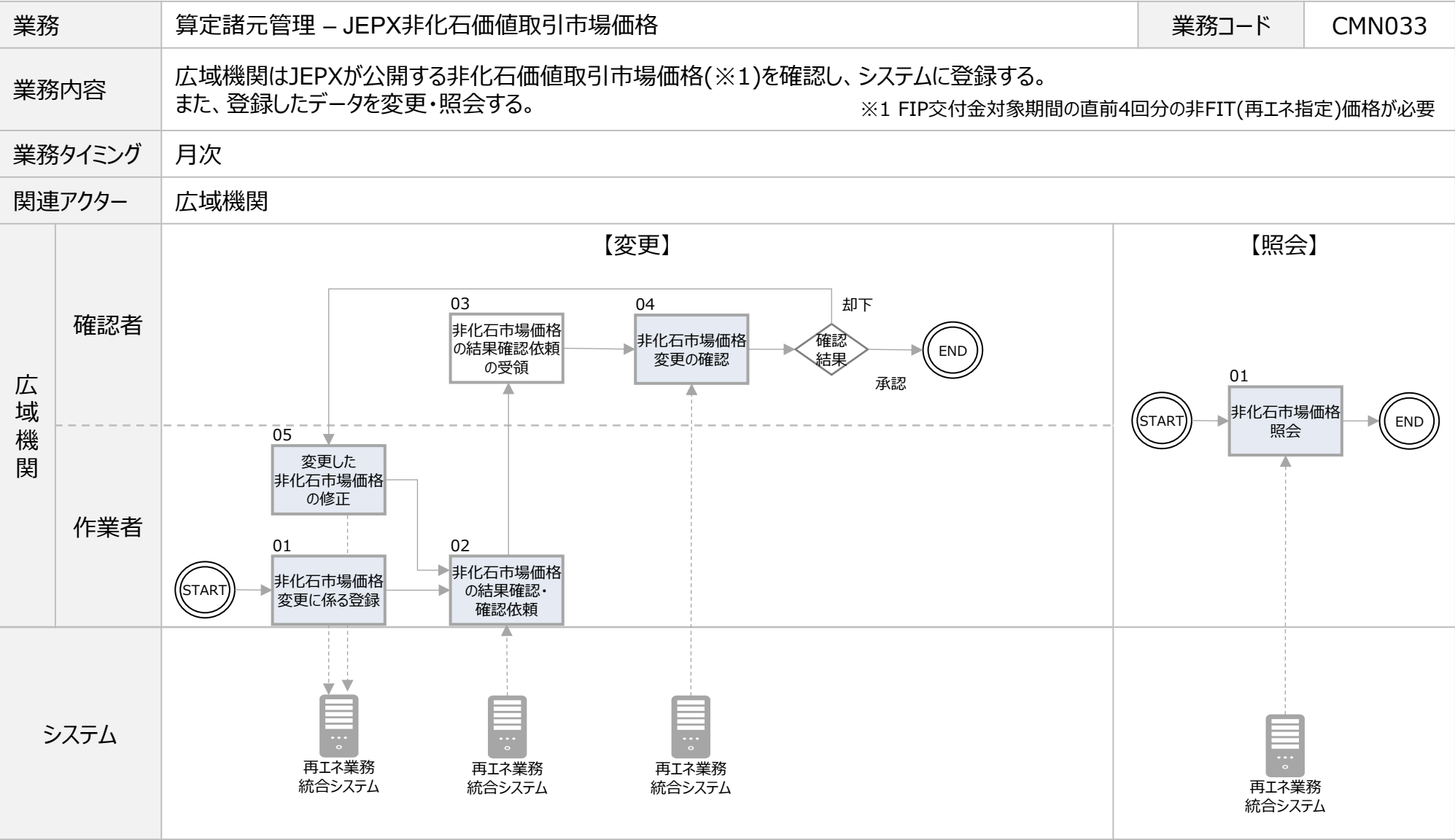
業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – JEPX非化石価値取引市場価格

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



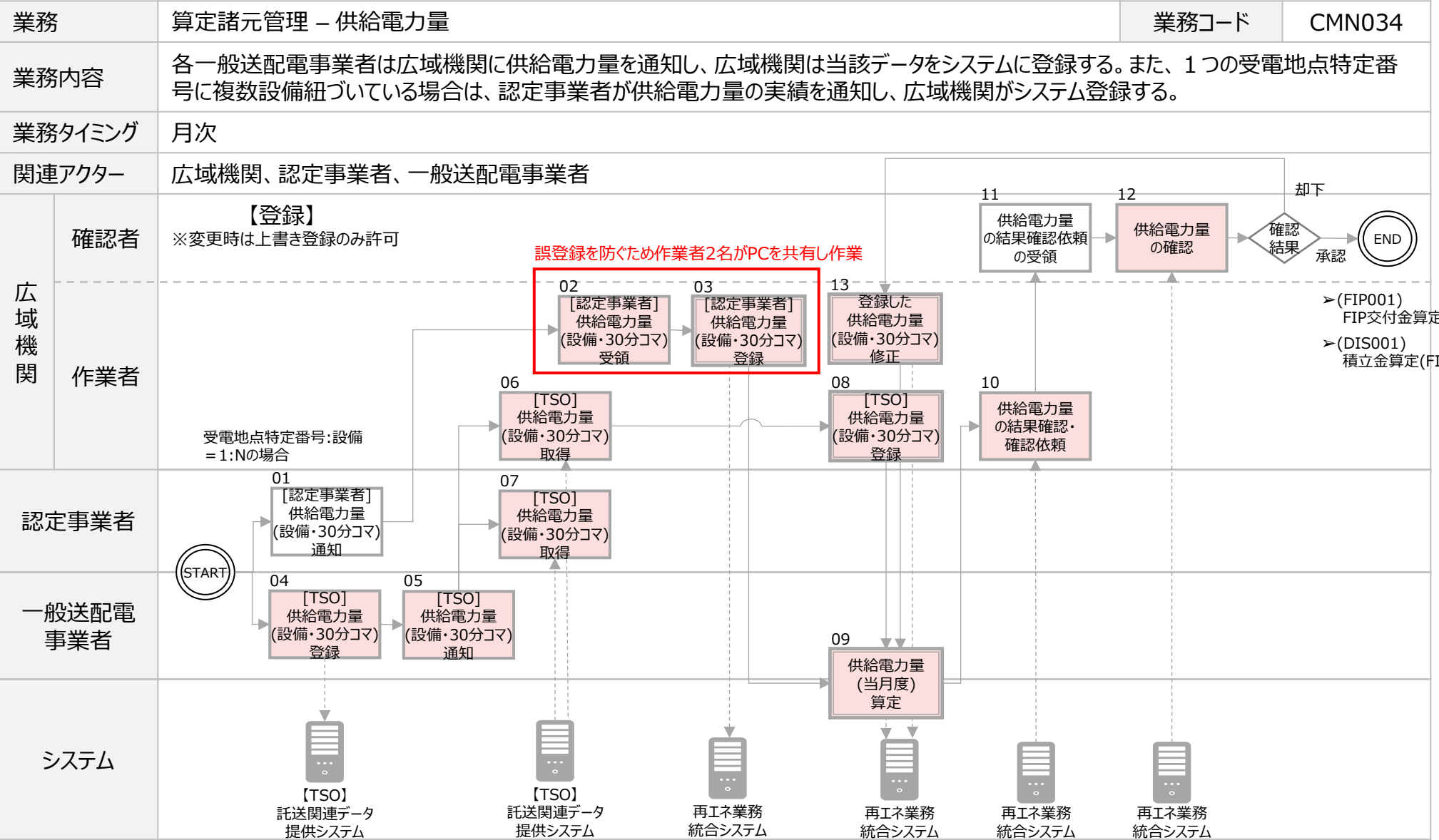
業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – JEPX非化石価値取引市場価格

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

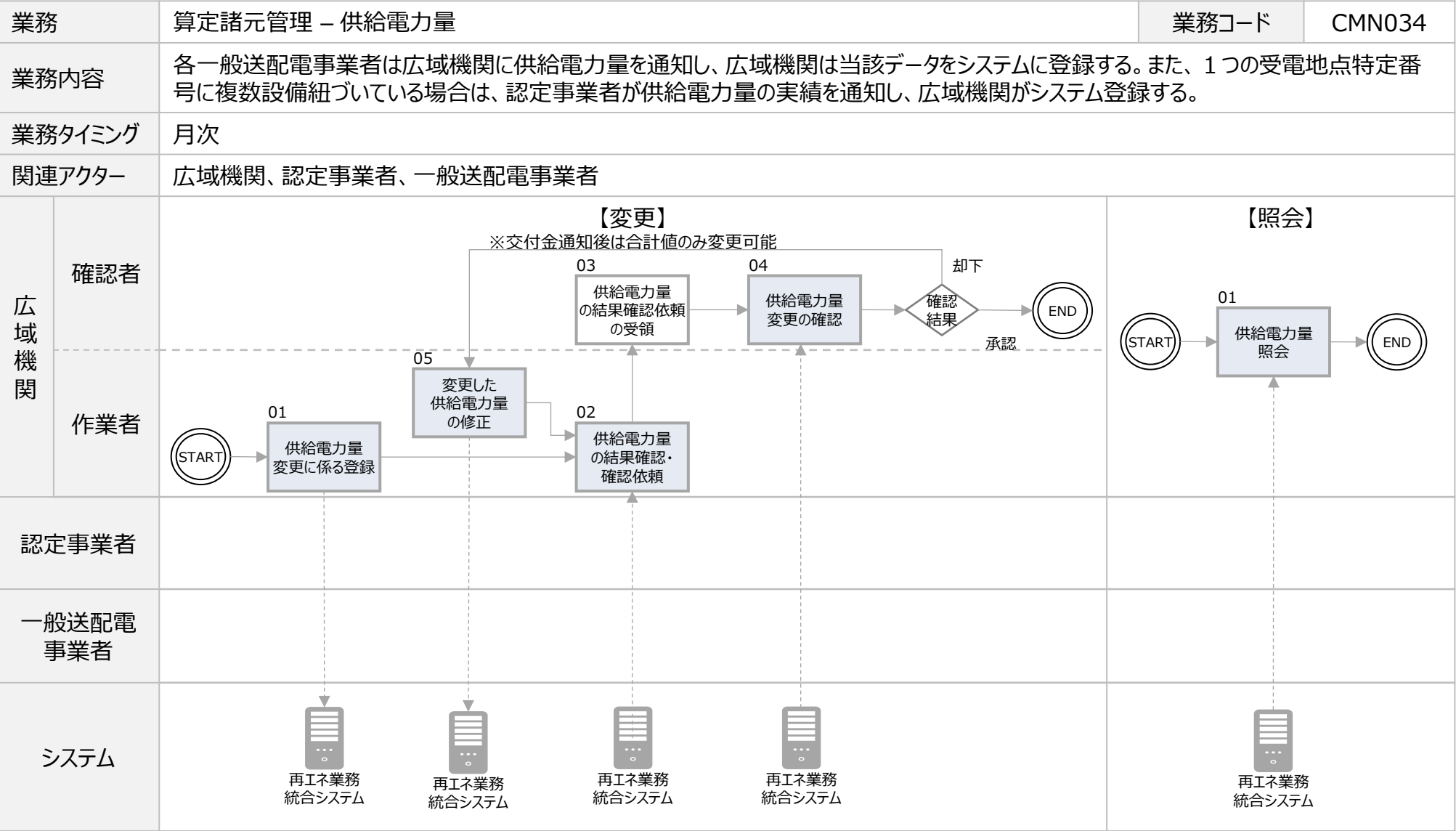


業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – 供給電力量

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務詳細仕様
事前準備：算定諸元管理 – 供給電力量

業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

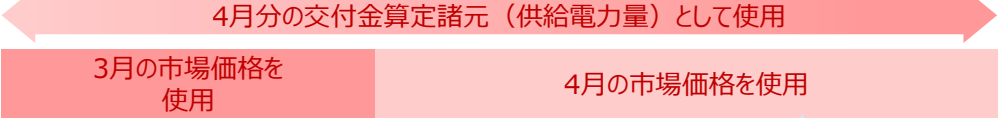
供給電力量の算定方法(1/5)

【当月検針データの確定イメージ】

- 各エリアの一般送配電事業者は当月分の検針データがすべて確定した後に、広域機関に対して供給電力量(kWh)の実績を連絡する。
- ただし、参照価格を導出するための卸電力市場の価格は暦の値を使用する。
- なお「検針」によって広域機関に連携されるデータには、「分散検針の1日検針（ex.供給期間3/1～3/31、4/1検針⇒対象年月4月）」も含まれることに留意。

月	3月						4月													5月											
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
発電A	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
発電B	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
発電C	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
発電D	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
発電E	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

→
暦の値の卸電力市場
価格を使用して参照
価格を導き出す



暦の値の卸電力市場価格を使用して参照価格を導き出す→

- また、FITからFIPへ移行した場合、過渡期における検針月と算定処理の考え方は以下のとおり。
- FIT→FIP切替時点で検針中のデータはすべてFIT算定諸元として処理(FIT最終月)し、FIP初回算定は翌検針月のデータを使用する。
 - 供給電力量データの「供給期間」は、設備毎の供給期間を参照する。(csvのヘッダー部の「対象期間」は参照しない)

ヘッダー部の対象期間は参照しない
(1つのcsvファイルに供給期間が異なる複数の
データがまとめられているケースでは、全設備の供給
期間をカバーする対象期間が登録されるため。)

情報区分	対象期間_開始	対象期間_終了	送信者コード	送信者名	受信者コード
	20240115	20240229	99999	A	XXXXX
コマ番号	開始時刻	終了時刻	2/1	～	2/29
1	0:00	0:30	0	～	0
2	0:30	1:00	0	～	0
48	23:30	24:00	0	～	0

設備毎の供給期間を参照する

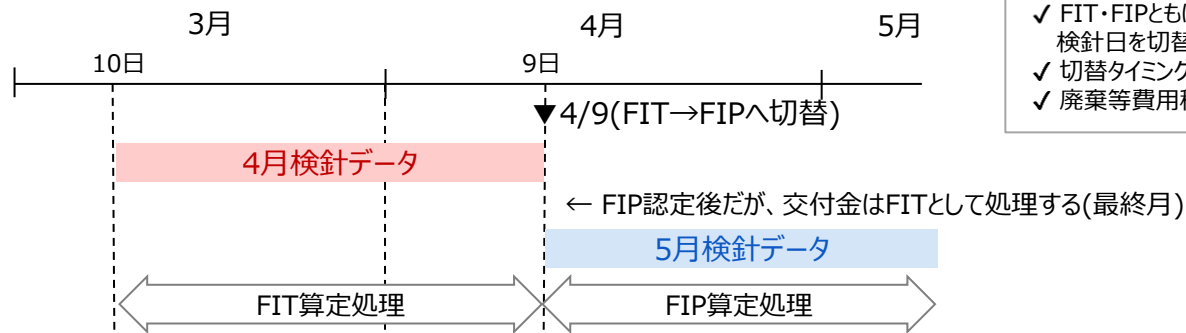
業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(2/5)

【FITからFIPへ移行した場合の検針月と算定処理】

- FIT→FIPへの切替は検針日で実施。

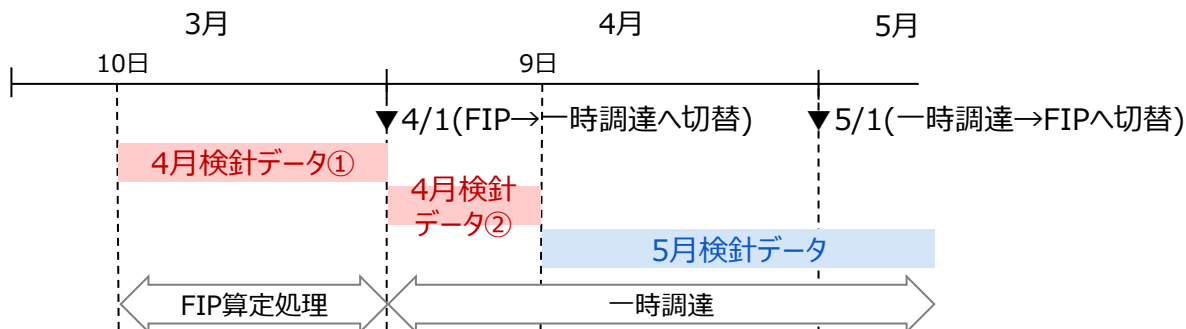


[理由]

- ✓ FIT・FIPともに、検針日データにより交付金を算定することから、検針日を切替の境界とするのが申請側・算定側ともにわかりやすい。
- ✓ 切替タイミングの相違はひと月内に限られるため、プレミアムの影響は僅少と想定される。
- ✓ 廃棄等費用積立の内部と外部切替についても、ガイドラインで検針日で切替と定められている。

【FIP認定設備が一時調達契約に移行した場合の算定月と算定処理】

- 該当設備の一時調達契約開始日は供給期間中となるケースがあるが、契約終了日は供給期間の終了日となる。従って一時調達契約を開始した月は、一時調達契約開始日を境に2つの検針データを用いて通常のFIP交付金と一時調達契約に基づくTSOへの交付金算定処理(FIT納付金・交付金システム)を行う。



業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(3/5)

【FIP電源の特定方法と供給電力量の算定イメージ】

- 認定事業者ごとの供給電力量を導出するために、一般送配電事業者が提供する「供給電力量(設備・30分コマ)」と経済産業省が管理する「FIP認定情報」を紐づける。
- そのため、認定事業者は(CMN002)事業者情報登録時に広域機関に対して、「設備ID(※1)」、「受電地点特定番号(※2)」を合わせて登録する必要がある。

<経済産業省>
FIP認定情報

事業者	設備ID
A社	FIP001
	FIP002
B社	FIP003
	FIP004

認可
(※1)

<認定事業者>
事業者にて申請登録

事業者	設備ID (※1)	受電地点 特定番号 (※2)
A社	FIP001	11111
	FIP002	22222
B社	FIP003	33333
	FIP004	33333

発調契約(※2)

<一般送配電事業者>
供給電力量(設備・30分コマ)※3

受電地点 特定番号	対象 年月	供給電力量(30分コマ)			
		1	...	1488	
11111	2022/9	1.0	...	1.0	
22222	2022/9	1.0	...	1.0	
33333					
事業者	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量		
A社	FIP001	11111	100		
	FIP002	22222	100		
B社	FIP003	33333	30		
	FIP004	33333	40		

受電地点特定番号：設備＝「1：1」「1：N」の算定方法の考え方

【A社】

再エネ設備を2つ保有しており、
それぞれ受電地点特定番号が異なる
(受電地点特定番号：設備＝1：1)

受電地点特定番号
11111

100kWh

設備
FIP001

受電地点特定番号
22222

100kWh

設備
FIP002

一般送配電事業者が通知する
受電地点特定番号ごとの
供給電力量をそのまま算定に使用

FIP001 ➤ 100kWh
FIP002 ➤ 100kWh

【B社】

再エネ設備を2つ保有しており、
1つの受電地点特定番号に複数紐づく
(受電地点特定番号：設備＝1：N)

受電地点特定番号
33333

100kWh

設備
FIP003

30kWh

設備
FIP004

40kWh

設備
一般電源

30kWh

一般送配電事業者が通知する
受電地点特定番号ごとの供給電力量をベースに
認定事業者が通知する供給電力量の比率で案分

FIP003 ➤ 30kWh
FIP004 ➤ 40kWh

※コマ単位に
案分が必要

<広域機関>

設備ごとの電力供給量を算定

- ✓ 0.01円/kWhコマは除いて合計する
- ✓ 検針日が月を跨ぐ場合は各月ごとに算定

- ※1 経済産業省からの認可連絡時に設備IDを通達
- ※2 発電量調整供給契約時に受電地点特定番号を通達
- ※3 FIP電源以外の電源を含む供給電力量を広域機関に連絡

業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(4/5)

【自己託送電力量の除外方法】

- 一般送配電事業者から受領した「供給電力量(設備・30分コマ)」の「受信者コード」と、「自己託送事業者情報」の「事業者コード」が一致する供給電力量をシステムにて交付金算定対象から除外する。
- 除外後の供給電力量を基に、バイオマス燃料区分ごとの按分処理(CMN035)を行う。

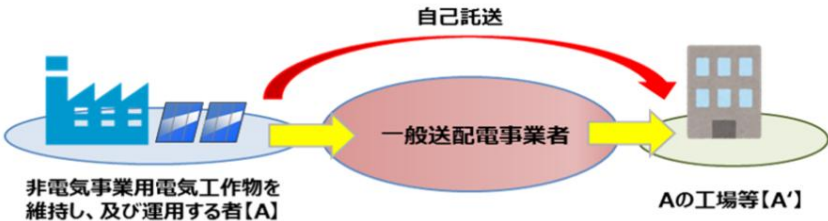
■ 自己託送制度とは

自己託送制度は、自家用発電設備を維持し、及び運用する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスであり、平成25年に制度化された。

原則、FIP認定設備は卸売取引又は相対取引による売電が前提だが、混焼バイオマスの場合は非FIP燃料が含まれるため、一部自己託送が認められている。

■ 運用上の対応

制度上は、「非FIP燃料(=非バイオ分)を自己託送に充てられる」との整理となっているものの、運用上は電気をバイオ・非バイオとして分けることは不可能であるため、自己託送と市場取引で電力量を分けるものの、自己託送分 = 非バイオではないことに注意が必要。※市場取引・自己託で分けた供給電力量に対し一様にバイオマス比率をかける



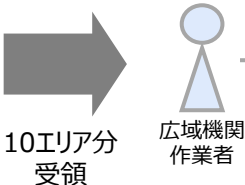
<一般送配電事業者>

供給電力量(設備・30分コマ)

受電地点 特定番号	受信者コード	供給電力量(30分コマ)		
		1	...	1488
11111	A01(自己託送)	10	...	10
11111	B01(市場)	10	...	10
11111	C01(市場)	10	...	10

自己託送事業者リスト

事業者 コード	BG名称	代表事業者名称
A01	A社自己託送	A社(自己託送)



業務プロセス 「03:[認定事業者]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「08:[TSO]供給電力量(設備・30分コマ)登録」「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

供給電力量の算定方法(5/5)

【運転開始日の自動検知方法】

- 新規FIP設備の初回交付金算定に於いて、参照する事業計画認定情報に「正確な運転開始日」が未登録の場合は、連携された供給電力量データ（30分値）を参照して運転開始日を自動検知する。
- 始めて供給電力量が確認された日を「運転開始日」として検知し、交付金を算定する。

＜運転開始日の自動検知イメージ＞

始めて供給電力量が確認された日

コマ番号	開始時刻	終了時刻	2/1	2/2	2/3	2/4	...	2/28
1	0:00	0:30	0	0	0	0	...	0
2	0:30	1:00	0	0	0	0	...	0
...	...	...	...	...	...	...	...	...
17	8:00	8:30	0	10	10	15	...	15
18	8:30	9:00	0	10	15	15	...	15
19	9:00	9:30	0	15	15	10	...	10
	...	...	...	...	...	...	...	...
47	23:00	23:30	0	0	0	0	...	0
48	23:30	24:00	0	0	0	0	...	0

業務プロセス

【FIP交付金算定(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

設備利用率

内部統制上の目的で、事後的にFIP設備(蓄電池併設設備を念頭に置くが、それに限定しない)の稼働状況を確認しやすくするため、FIP交付金算定結果のデータテーブルに設備利用率を記載する。

【算定方法】

- 以下のとおり。

設備利用率(%、小数第三位四捨五入)
= 当月の供給電力量(kWh) ÷ (発電設備の出力(事業計画認定情報の項目名) × 24 × 対象年月の供給日数) × 100

- 設備利用率の対象としない「当月の供給電力量」は以下のとおり。

No	供給電力量の種類	算定タイミング	FIP交付金の対象	設備利用率の対象	理由
1	一時調達契約期間中の電力量	供給電力量算定	×	×	対象年月の供給日数から除外するため(FIT側の設備利用率に算入)
2	自己託送した電力量	供給電力量算定	×	×	再エネだが自家消費であり、FIT/FIPの制度対象外
3	蓄電池の系統充放電量	供給電力量算定	×	×	認定設備で発電した電気ではない
4	非バイオマス燃料由来の電力量	交付金算定	×	×	FIP交付金の対象外
5	エリアプライス0.01円/kWhコマの電力量	交付金算定	×	×	FIP交付金の対象外
6	認定バイオマス比率を上限にカットされた供給電力量	供給電力量算定	×	×	FIP交付金の対象外

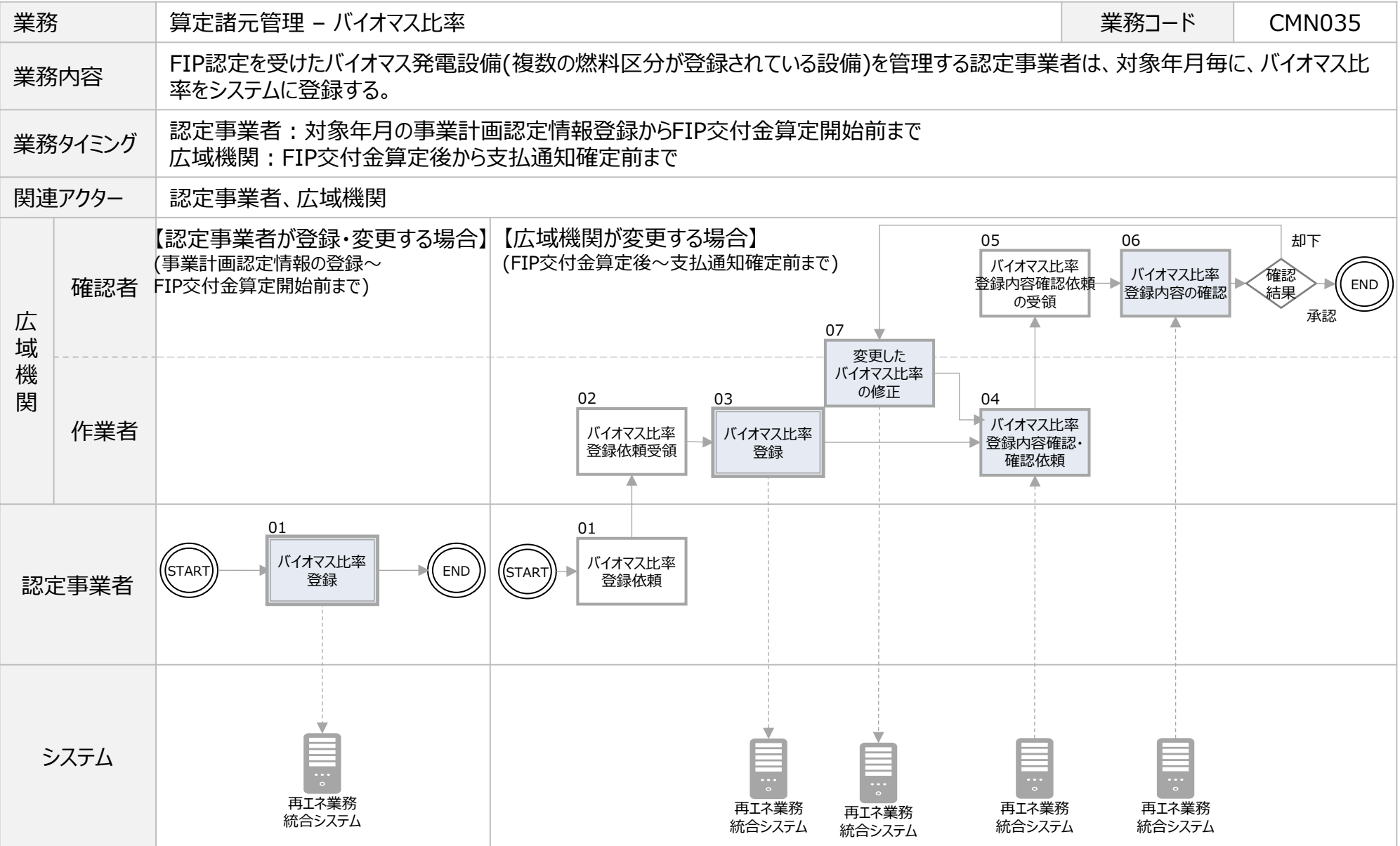
【データテーブルへの追加項目】

- 対象年月毎に「発電出力」、「供給日数」、「設備利用率」を記載する。
(機能実装段階で未整備となる過去のデータは、保守作業で整備する。)

FIP交付金の算定対象となる供給電力量データを
設備利用率の算定対象とする。

業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – バイオマス比率

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		算定諸元管理 – バイオマス比率	業務コード	CMN035
業務内容		FIP認定を受けたバイオマス発電設備(複数の燃料区分が登録されている設備)を管理する認定事業者は、対象年月毎に、バイオマス比率をシステムに登録する。		
業務タイミング		認定事業者：対象年月の事業計画認定情報登録からFIP交付金算定開始前まで 広域機関：FIP交付金算定後から支払通知確定前まで		
関連アクター		認定事業者、広域機関		
広域機関	確認者	【認定事業者が照会する場合】		
	作業者	【広域機関が照会する場合】		
認定事業者		<pre>graph LR; S1((START)) --> B1[01 バイオマス比率登録内容確認]; B1 --> E1((END));</pre>		
システム		再エネ業務統合システム		

業務詳細仕様
事前準備：算定諸元管理 – バイオマス比率

業務プロセス

【認定事業者が登録・変更する場合】「01:バイオマス比率登録」 【広域機関が変更する場合】「03:バイオマス比率登録」

業務詳細仕様

【バイオマス比率登録対象設備】

バイオマス燃料区分コードに2種類以上(F含む)またはEが登録されている場合、バイオマス比率の登録が必要。

燃料区分コードにEが含まれる場合、「E(非バイオマス)」欄への入力を必須とする。

なお、バイオマス燃料区分コードF(その他(助燃剤等)) 1種類のみが登録されている認定設備は存在しない。

設備ID	バイオマス 燃料区分コード*	バイオマス比率 登録要否	登録イメージ(%)								
			A	B	C	D	E	E (非バイオマス)	G	F	計
FIP001	A	不要	-	-	-	-	-	-	-	-	-
FIP002	AF	必要	100							0	100
FIP003	AD	必要	50			50					100
FIP004	ADF	必要	40			40				20	100
FIP005	E	必要					70	30			100
FIP006	EF	必要					60	20		20	100

【(参考)バイオマス燃料区分コードの定義】

バイオマス 燃料区分コード	定義	具体例	バイオ/非バイオ区分
A	メタン発酵ガス	下水汚尿・家畜糞尿・食品残さ由来等メタンガス	バイオマス
B	森林における立木竹の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く)	間伐材、主伐材	バイオマス
C	一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス(製材等残材、輸入木材、農作物残さ等)	製材端材、輸入材、剪定枝、パーム椰子殻、パームトランク	バイオマス
D	建築資材廃棄物	建設資材廃棄物 (リサイクル木材)、その他木材	バイオマス
E	一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス	木くず、紙、食品残さ、古布、廃食用油、黒液	バイオマス
		廃棄プラスチック等	非バイオマス
F	その他(助燃剤等)	灯油、A重油、石炭、コークス	非バイオマス
G	バイオマス液体燃料	パーム油	バイオマス

業務プロセス 第2章FIP【FIP交付金算定(FIP001)】「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIPバイオマス設備のFIP交付金算定イメージ 燃料区分コードFが含まれず月を跨がない場合(1/3)

【前提条件】

- ・供給電力量：600万kWh/月
- ・基準価格（円/kWh、燃料種別）：32（A）、24（B）、13（C）
- ・バイオマス比率（%）：A：B：C＝50：25：25
- ・参照価格（非化石価値込み）：20円/kWh
- ・balancingコスト：1円/kWh

【算定概要】

バイオマス 燃料区分コード	基準価格 (円/kWh)	参照価格 (円/kWh)	balancingコスト (円/kWh)	①FIPプレミアム 単価	②供給電力量 (万kWh)	③交付金額 (万円)
A	32	20	1	13	300	3,900
B	24	20	1	5	150	750
C	13	20	1	1 ※1	150	150
④合計	-	-		-	-	4,800

【詳細】

項目名	算定方法		
①FIPプレミアム単価	燃料種別の基準価格 - (参照価格 - balancingコスト)		
	A = 32 - (20 - 1)円 /kWh	B = 24 - (20 - 1)円/kWh	C = 13 - (20(13に補正) - 1)円/kWh ※1
②供給電力量	燃料種別のバイオマス比率 × 供給電力量		
	A = 50% × 600万kWh	B = 25% × 600万kWh	C = 600万kWh - (A + B)
③交付金額	②燃料種別の供給電力量 × ①FIPプレミアム単価		
	A = 300万kWh × 13円/kWh	B = 150万kWh × 5円/kWh	C = 150万kWh × 1円/kWh
④合計※2	③燃料種別の交付金額の和		
	= 3,900万円 + 750万円 + 150万円		

※1：基準価格Cが参照価格を下回る(13>20)ため、参照価格が基準価格と同額に補正される。
そのためbalancingコスト分がFIPプレミアム単価となる。燃料区分別の交付金の小数第一位を切り捨てる。

業務プロセス 第2章FIP【FIP交付金算定(FIP001)】「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIPバイオマス設備のFIP交付金算定イメージ 燃料区分コードFが含まれず月を跨ぐ場合(2/3)

【前提条件】

- ・対象年月：11月 ・供給電力量：600万kWh/月 ・基準価格（円/kWh、燃料種別）：32（A）、24（B）、13（C）
- ・バイオマス比率(%)：A：B：C＝50：25：25 ・参照価格(非化石価値込み)：【10月】20円/kWh、【11月】30円/kWh ・balancingコスト：-1円/kWh

【算定概要】

	バイオマス 燃料区分コード	基準価格 (円/kWh)	参照価格 (円/kWh)	balancingコスト (円/kWh)	FIPプレミアム 単価	供給電力量 (万kWh)	交付金額 (万円)
10月	A	32	20	-1	11	150	1,650
	B	24	20	-1	3	75	225
	C	13	20	-1	-1	75	-75
	バイオマス 燃料区分コード	基準価格 (円/kWh)	参照価格 (円/kWh)	balancingコスト (円/kWh)	FIPプレミアム 単価	供給電力量 (万kWh)	交付金額 (万円)
11月	A	32	30	-1	1	150	150
	B	24	30	-1	-1	75	-75
	C	13	30	-1	-1	75	-75
バイオマス燃料区分コード		10月	11月	合計			
A		1,650	150	1,800			
B		225	-75	150			
C		-75	-75	0(-150) ^{※1}			
-		-	交付金額	1,950			

※1：燃料区分別の交付金額を対象年月毎に合計し、マイナスとなったら0止める。
燃料区分別の交付金の小数第一位を切り捨てる。

業務プロセス 第2章FIP【FIP交付金算定(FIP001)】「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIPバイオマス設備のFIP交付金算定イメージ 燃料区分コードFが含まれる場合(3/3)

【前提条件】

- ・供給電力量：600万kWh/月
- ・基準価格（円/kWh、燃料種別）：32（A）、24（B）、なし（F）
- ・バイオマス比率(%)：A：B：F＝50：25：25
- ・参照価格(非化石価値)：20円/kWh
- ・バランシングコスト：1円/kWh

【算定概要】

バイオマス 燃料区分コード	基準価格 (円/kWh)	参照価格 (円/kWh)	バランシングコスト (円/kWh)	①FIPプレミアム 単価	②供給電力量 (万kWh)	③交付金額 (万円)
A	32	20	1	13	300	3,900
B	24	20	1	5	150	750
非バイオマス※1	-	-	-	-	150	-
④合計	-	-	-	-	-	4,650

【詳細】

項目名	算定方法		
①FIPプレミアム単価	燃料種別の基準価格－（参照価格－バランシングコスト）		
	A＝32－（20－1）円/kWh	B＝24－（20－1）円/kWh	F＝なし
②供給電力量	燃料種別のバイオマス比率×供給電力量		
	A＝50%×600万kWh	B＝600万kW×バイオ比率(50%＋25%)－A	F＝600万kW－600万kWh×バイオ比率(50%＋25%)
③交付金額	②燃料種別の供給電力量×①FIPプレミアム単価		
	A＝300万kWh×13円/kWh	B＝150万kWh×5円/kWh	F＝なし
④合計※2	③燃料種別の交付金額の和		
	＝3,900万円＋750万円		

※1：非バイオマスに紐づく供給電力量に対し、FIP交付金を算定しない。 ※2：燃料区分別の交付金の小数第一位を切り捨てる。

業務詳細仕様
事前準備：算定諸元管理 – バイオマス比率

業務プロセス 第2章FIP【FIP交付金算定(FIP001)】「15:交付金算定」

業務詳細仕様

FIPバイオマス設備のFIP交付金にあたり、認定バイオマス比率による上限設定（※4）

【前提条件】・供給電力量：600万kWh/月 ・基準価格（円/kWh、燃料種別）：32（A）、24（B）、なし（F）
・バイオマス比率（%）：A：B：F＝50：25：25 ・認定バイオマス比率：50% ・参照価格（非化石価値）：20円/kWh ・バランシングコスト：1円/kWh

【算定概要】

バイオマス 燃料区分コード	基準価格 （円/kWh）	参照価格 （円/kWh）	バランシングコスト （円/kWh）	①FIPプレミアム 単価	②③供給電力量 （万kWh）	③交付金額 （万円）
A	32	20	1	13	200	2,600
B	24	20	1	5	100	500
非バイオマス※1	-	-	-	-	150	-
④合計	-	-	-	-	-	3,100

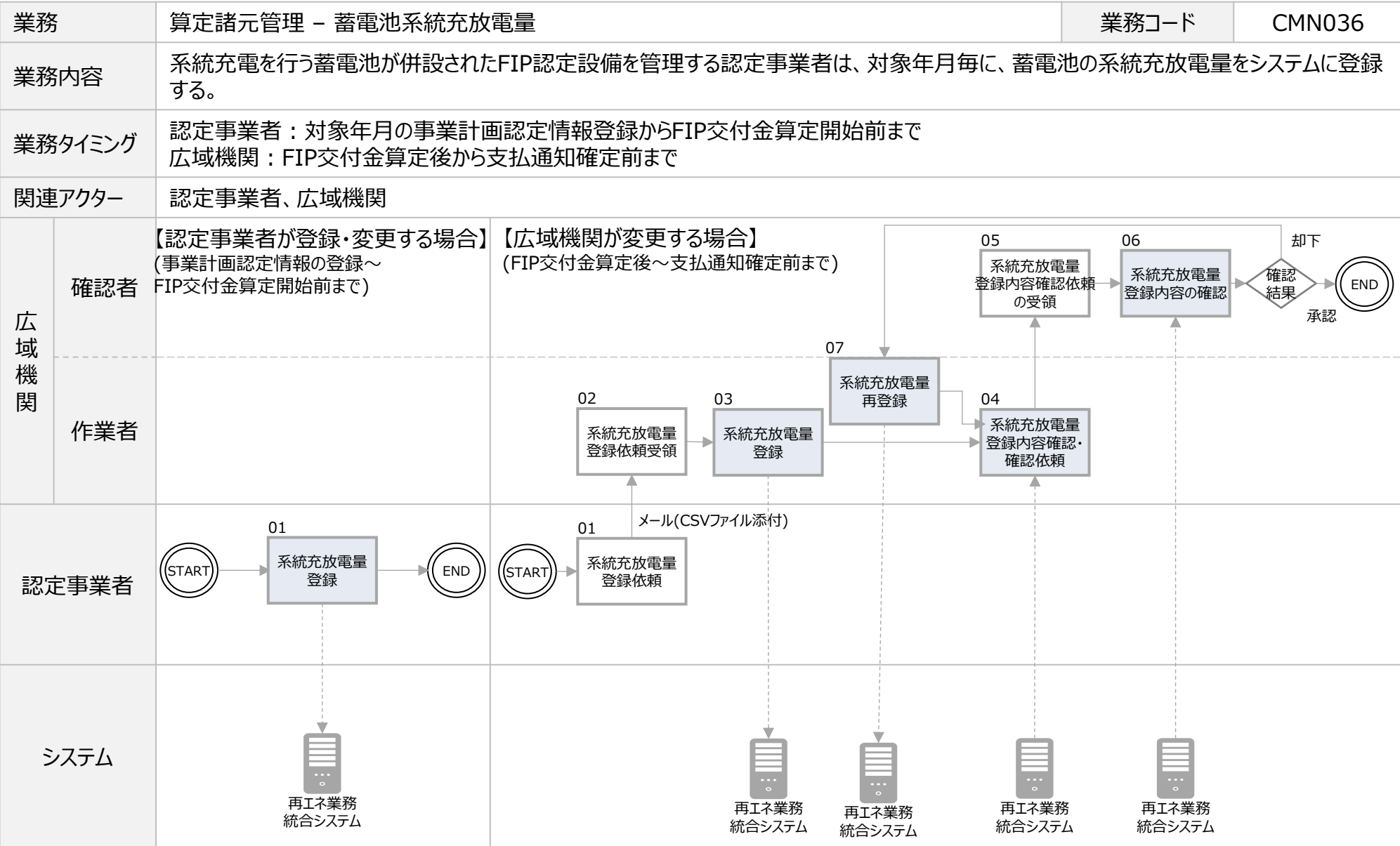
【詳細】

項目名	算定方法
①FIPプレミアム単価	燃料種別の基準価格 - （参照価格 - バランシングコスト） A＝32 - （20 - 1）円 /kWh B＝24 - （20 - 1）円/kWh F＝なし
②供給電力量	燃料種別のバイオマス比率 × 供給電力量 A＝50% × 600万kWh B＝600万kW×バイオ比率(50%+25%) - A F＝600万kW - 600万kWh × バイオ比率(50%+25%)
③認定バイオマス比率による 供給電力量補正	A+B(450万kWh)> 300万kWh(600万kWh×50%)のため、燃料区分別に供給電力量を補正(補正比率50/75) A＝300万kWh×50/75＝200万kWh※3 B＝600万kWh×認定バイオ比率(50%) - A = 100万kWh※3 F＝600万kWh - 600万kWh × バイオ比率(50%+25%) = 150万kWh (Fは非バイオマスのため、②と同じ)
④交付金額	②燃料種別の供給電力量 × ①FIPプレミアム単価 A＝200万kWh × 13円/kWh B＝100万kWh × 5円/kWh F＝なし
⑤合計※2	③燃料種別の交付金額の和 ＝2,600万円+500万円

※1：非バイオマスに紐づく供給電力量に対し、FIP交付金を算定しない。 ※2：燃料区分別の交付金の小数第一位を切り捨てる。
※3：システム画面には、補正後の供給電力量を表示する。(既に0.01円/kWhコマの供給電力量は除外しているため)
※4：ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）は上限の対象外。（事業計画認定情報で完全な判別は不可能とのこと。事業者の申告制とするか？）

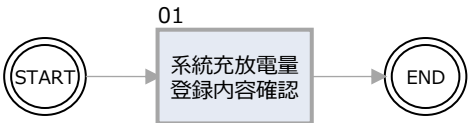
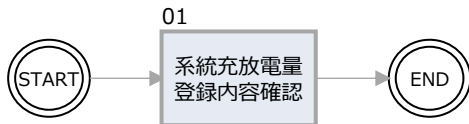
業務フロー
事前準備：算定諸元管理 - 蓄電池系統充放電量

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務フロー
事前準備：算定諸元管理 - 蓄電池系統充放電量

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		算定諸元管理 - 蓄電池系統充放電量	業務コード	CMN036
業務内容		系統充電を行う蓄電池が併設されたFIP認定設備を管理する認定事業者は、対象年月毎に、蓄電池の系統充放電量をシステムに登録する。		
業務タイミング		認定事業者：対象年月の事業計画認定情報登録からFIP交付金算定開始前まで 広域機関：FIP交付金算定後から支払通知確定前まで		
関連アクター		認定事業者、広域機関		
広域機関	確認者	【認定事業者が照会する場合】	【広域機関が照会する場合】 	
	作業者			
認定事業者				
システム		 再エネ業務統合システム	 再エネ業務統合システム	

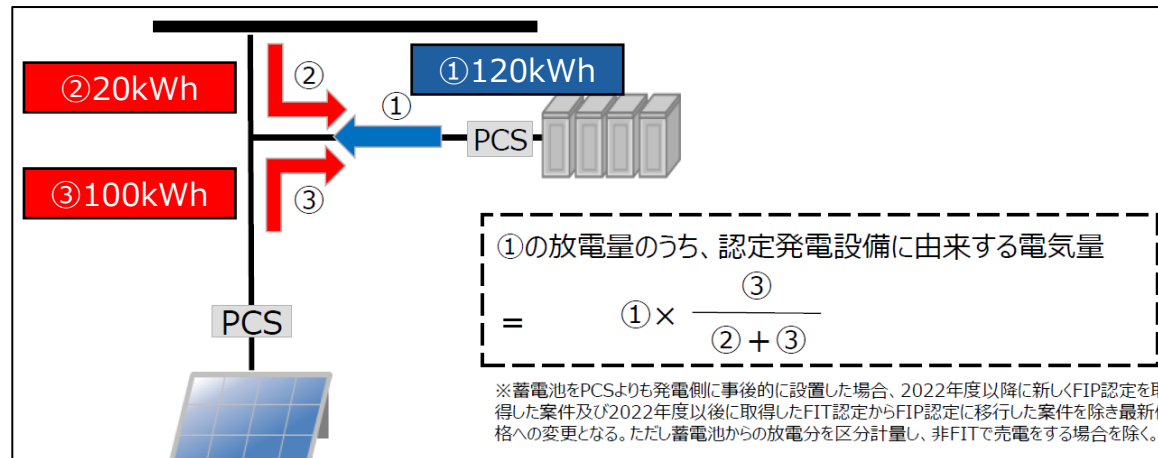
業務プロセス 【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」

業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定概要

- ・再エネ電源に付属するPCSの外側に併設された蓄電池から放電された電力量のうち、系統から充電した電力を対象外としてFIP交付金を算定する。
- ・下図の場合、蓄電池から放電した電力量は120kWhだが、系統から充電した20kWhは交付対象外となり、100kWhが交付対象となる。

<蓄電池から放電した電力のうち、認定設備由来の電力の考え方>



蓄電池から放電した電力量のうち、交付対象となる電力量は・・・

$$① 120\text{kWh} \times \frac{③ 100\text{kWh}}{② 20\text{kWh} + ③ 100\text{kWh}} = 100\text{kWh}$$

純粋な認定設備由来の電力量として交付金対象とする

業務プロセス	【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」 【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充電量登録」 【広域機関が変更する場合】「03:系統充電量登録」
--------	---

業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定詳細(1/3)

【交付金対象電力量の算定方法】

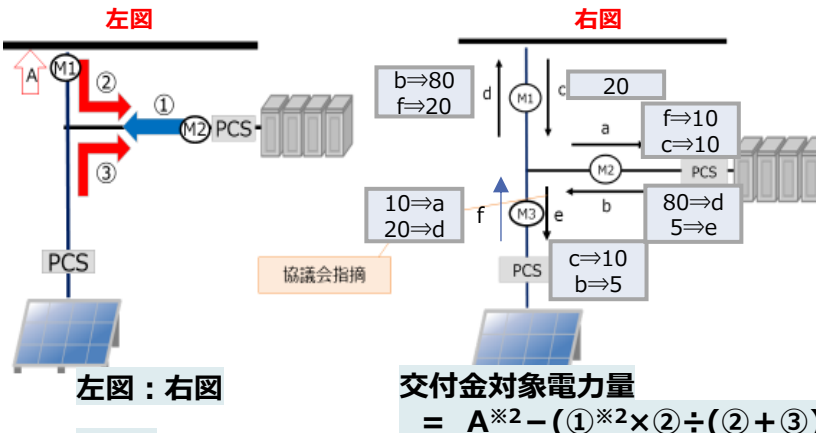
- 蓄電池から放電された電力量について、系統から充電した電力量とFIP設備から充電した電力量で按分し、系統由来の電力量を交付金対象電力量から除外する。
なお一時調達期間中の供給電力量及び自己託送した供給電力量は、交付金対象電力量から除外する。

交付金対象電力量

= 供給電力量※1 - (蓄電池から放電した電力量 × 系統から充電した電力量 ÷ (系統から充電した電力量 + FIP設備から充電した電力量))

※1：TSOが受電地点(メーターM1)で計量し広域機関に連携する30分単位の供給電力量 **<交付金対象電力量の算定イメージ>** a：供給電力量、β：蓄電池系統充放電量、γ：<a-β>全体の発電量

<電力量算定諸元と算定式の関係>



左図：右図

- A：d
- ①：b
- ②：c - e
- ③：a - (c - e)

交付金対象電力量

= A※2 - ((1※2 x 2) / (2 + 3))
= d - (b x ((c - e) ÷ a))

※2：<交付金対象電力量の算定イメージ>に記載のとおり、30分コマ毎の数値で算定する。

- ※3：その他の考慮は以下のとおり。
 - ・b~e(コマ単位)は全て0以上：双方向メーターによる計測値のため、マイナス値はエラー。
 - ・(c-e)/aは0以上1以下：bがコマの蓄電池放電量のため、左記算定結果は1を超えない。またマイナス値も取らない。
算定結果が1を超える場合は1、マイナス値の時は0とする。
 - ・c-eは0以上：一つ上の考慮のため、c-eがマイナス値のときはc-e/aを0とする

コマ	a		系統充放電量 算定諸元			β	γ	エリア プライス (円/kWh)	交付金 対象 電力量
	30分コマ		供給期間合計値						
	d	b	c	a	e				
⇐例	100	85	20	20	15	21.25	78.75	10	78.75
<その他の例>									
14	100	85	1100	1000	100	85	15	10	15
15	110	10				10	100	0.01	0
16	110	120				120	0(-10)	10	0
48	0	40				40	0(-40)	10	0
↓ 翌月の例									
14	110	10	1100	0	1090	10	100	10	100

<算定上の考慮※3>

内容	理由
交付金対象電力量は0以上	コマ毎の供給電力量はマイナス値にならない。 算定結果がマイナス値となった場合は0とする。
a=0のとき、c-e/aを1に置換 (c-eが0以下且つa=0の場合、 先に「c-eは0以上」を実施)	蓄電池から放電のみ(a=0)の場合、0除算は計算上不可能のため放電量の 案分処理ができない。また、前月の繰越し充電分が系統由来だった場合、当 該充電分は算定から除外する必要がある。

業務プロセス	【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」 【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充電放量登録」 【広域機関が変更する場合】「03:系統充放電量登録」
--------	--

業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定詳細(2/3)

【蓄電池と発電設備の設置バリエーション】

・一つの受電地点特定番号に紐づく発電設備及び蓄電池の複数の場合に考慮すべき内容を整理する。

要検討 ケース		発電設備		
		1件	N件 (認定設備のみ)	N件 (一般電源含む)
蓄電池	0件	0:1	0:N(認定設備のみ) CMN034 業務詳細仕様参照	0:N(一般電源含む)
	1件	1:1(通常パターン) CMN036 業務詳細仕様 前頁参照	1:N(認定設備のみ)	1:N(一般電源含む)
	N件	N:1	CMN036 業務詳細仕様 次頁参照 N:N(認定設備のみ)	N:N(一般電源含む)

業務プロセス

【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」
【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充放電登録」 【広域機関が変更する場合】「03:系統充放電登録」

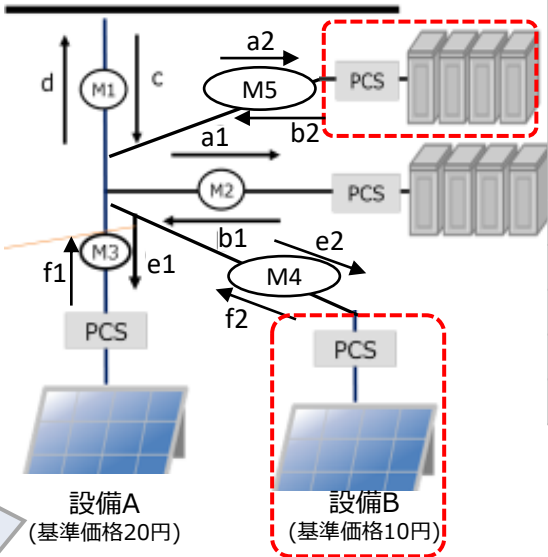
業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定詳細(3/3)

- 一つの受電地点特定番号に対して複数の蓄電池及び発電設備(認定設備又は一般電源)が紐づいている場合、先ず供給電力量※1から系統充放電量を差し引き、全体の発電量(コマ毎)を算定する。(下表(1))
 - 次に、全体の発電量(コマ毎)を各発電設備の発電量(コマ毎)で按分する。(下表(2))
- ※1：TSOが受電地点で計量し広域機関に連携する30分単位の供給電力量

＜交付金対象電力量の算定イメージ＞

a：供給電力量、β：蓄電池系統充放電量、γ：<a-β>全体の発電量



蓄電池：設備	コマ	α	系統充放電量 算定諸元										β	γ	交付金対象電力量		
			30分コマ					供給期間合計値							(1) 合計	(2) 設備別按分	
		d	b1	b2	f1	f2	c	a1	a2	e2	e1	A	B				
1:N(認定設備)	X	100	85	-	70	30	1100	1000	-	150	150	68	32	32	22.4	9.6	
1:N(Bが一般電源)	X	100	85	-	70	30	1100	1000	-	150	150	68	32	22.4	22.4	0	
N:1	X	100	45	40	100	-	1100	500	500	-	300	68	32	32	32	-	
N:N(認定設備)	X	100	45	40	70	30	1100	500	500	150	150	68	32	32	22.4	9.6	
N:N(Bが一般電源)	X	100	45	40	70	30	1100	500	500	150	150	68	32	22.4	22.4	0	

＜ケース別の算定式＞

ケース (蓄電池：設備)	算定式		
	全体の発電量(Z)	A	B
1:N(認定設備)	=d-(b1×((c-(e1+e2))÷a1))	=Z×(f1÷(f1+f2))	=Z×(f2÷(f1+f2))
1:N(Bが一般電源)			0
N:1	=d-((b1+b2)×((c-e1)÷(a1+a2)))		-
N:N(認定設備)	=d-((b1+b2) ^{※2} ×((c-(e1+e2))÷(a1+a2) ^{※2}))		=Z×(f2÷(f1+f2))
N:N(Bが一般電源)			0

※2：受電地点特定番号毎の系統充電量及び放電量は、事業者の登録データを元にシステムが合算する。

備忘録

- 蓄電池⇔蓄電池、発電設備⇔発電設備の電気は、交付対象電力量を算定する上で考慮不要
- ①蓄電池⇔蓄電池は、元を辿れば発電設備が系統由来なので、特別な考慮不要。
- ②発電設備⇔発電設備は、系統に出ない電気(自家消費)なので、そもそもdの数値に入っていない。考慮不要。
- 各設備の接続点が上図と異なる場合の考慮も不要。

業務詳細仕様
事前準備：算定諸元管理 – 蓄電池系統充放電量

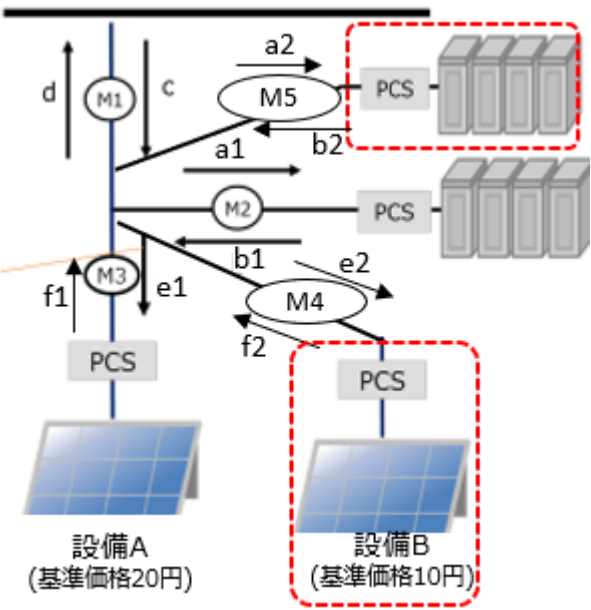
業務プロセス	【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」 【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充電放量登録」	【広域機関が変更する場合】「03:系統充放電量登録」
--------	--	----------------------------

業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定諸元(1/4)

- ・システムは、登録されたFIP設備の「蓄電池区分」をキーに、事業者が毎月登録すべき電力量データの数、種類をシステムが決定。「電力量コード(※1)」を事業者に通知。
- ・事業者は、電力量コードを記載した蓄電池の系統充放電に関する供給電力量データを毎月システムにアップロード。

【メーター種類と毎月登録が必要なデータ】



※ 1：計量箇所と電気の潮流(方向)を一意に特定するコード
GR・・・系統(grid)
GN・・・発電設備(generator)
BT・・・蓄電池(battery)
to・・・潮流の向き

メーター	メーターの説明	メーター所有者	電流	データ所有者		電力量コード※1	算定要素の登録方法
				T S O	認定事業者		
M1	系統接続点に設置されたメーター	TSO	c	○	○	GRtoGNBT	TSOが認定事業者に提供し、認定事業者がアップロード
			d	○	○	-	TSOが託送データ提供システムで広域機関に提供
M2	蓄電池に付属するPCSの系統側に設置されたメーター	認定事業者	a1	×	○	GRGNtoBT	認定事業者がアップロード
			b1	×	○	BTtoGRGN	
M3	発電設備に付属するPCSの系統側に設置されたメーター	認定事業者	e1	×	○	GRBTtoGN	認定事業者がアップロード
			f1	×	○	GNtoGRBT	
M4	M3と同様	認定事業者	e2	×	○	GRBTtoGN	M3がある場合、 e1 とファイルを結合して認定事業者がアップロード
			f2	×	○	GNtoGRBT	M3がある場合、 f1 とファイルを結合して認定事業者がアップロード
M5	M2と同様	認定事業者	a2	×	○	GRGNtoBT	M2がある場合、 a1 とファイルを結合して認定事業者がアップロード
			b2	×	○	BTtoGRGN	M2がある場合、 b1 とファイルを結合して認定事業者がアップロード

【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」
【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充電放電登録」 【広域機関が変更する場合】「03:系統充放電登録」

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定諸元(2/4)

・「認定事業者供給電力量(設備・30分コマ)申請フォーマット」に電力量コードを記載し、システムにアップロードする。

[illegible]

業務プロセス

【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」
【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充電放量登録」 【広域機関が変更する場合】「03:系統充放電量登録」

業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定諸元(3/4)

【諸元の登録イメージ】

・認定事業者は、算定諸元管理画面から諸元を登録する。

・登録済みの算定諸元は、「対象年月の合計値(kWh)」を画面に表示する。

項目		説明
登録情報	TSO供給電力量(設備・30分コマ)と同様の項目	-
	電力量コード	計量箇所と電気の潮流(方向)を一意に特定するコード BTtoGRGN:蓄電池放電量 GNtoGRBT:発電量 GRtoGNBT:系統調達量 GRGNtoBT:蓄電池充電量 GRBTtoGN:所内消費量 GR・・・系統(grid)、GN・・・発電設備(generator)、BT・・・蓄電池(battery)、to・・・潮流の向き
	設備ID	再エネ設備の場合は設備ID(事業計画認定情報(CMN001)参照) 一般電源の場合はZZZZZZZZZZ
	表示情報	
	設備ID	同上
	発電設備名称	当該設備の名称
	対象年月	検針日によって定まる対象年月
	蓄電池放電量(BTtoGRGN)	対象年月に蓄電池が放電した電力量の合算値
	発電量(GNtoGRBT)	対象年月に設備が発電した電力量の合算値
	系統調達量(GRtoGNBT)	対象年月に認定設備側が系統から調達した電力量の合算値
	蓄電池充電量(GRGNtoBT)	対象年月に蓄電池に充電された電力量の合算値
	所内消費量(GRBTtoGN)	対象年月に認定設備側で消費した電力量の合算値

業務プロセス	【供給電力量(CMN034)】「09:供給電力量(当月度)算定」 【認定事業者が登録・変更する場合】「01:系統充電放量登録」	【広域機関が変更する場合】「03:系統充放電量登録」
--------	--	----------------------------

業務詳細仕様

蓄電池が併設されたFIP設備の交付金算定諸元(4/4)

【FIP交付金対象電力量に対する警告表示対象】

<背景>
・蓄電池の系統充放電に関するデータは認定事業者から言い値で入手するものであり、中立の第三者から入手不可能。
系統充放電データが正しく提供されない場合、FIP交付金の過払いに直結する。

ケース① 蓄電池の放電量を実際より少なく登録

	TSO	認定事業者					交付対象
	d	b	f	a	c	e	
正	100	85	30	20	20	15	78.75
誤	100	0	30	20	20	15	100

ケース② 蓄電池の放電量のうち、系統充放電量が小さくなるように登録

	TSO	認定事業者					交付対象
	d	b	f	a	c	e	
正	100	85	30	20	20	15	78.75
誤	100	85	30	20	20	20	100

<対応>
・誤ったデータに基づくFIP交付金過払を避けるため、算定結果が以下の条件に該当する場合、「処理状況一覧」に「正常終了(警告有り)」と表示する。
また、対象設備は「詳細出力」から確認可能とする。
・警告が出た設備を有する認定事業者に対し、算定結果の確認期間中にメールで状況を確認する。

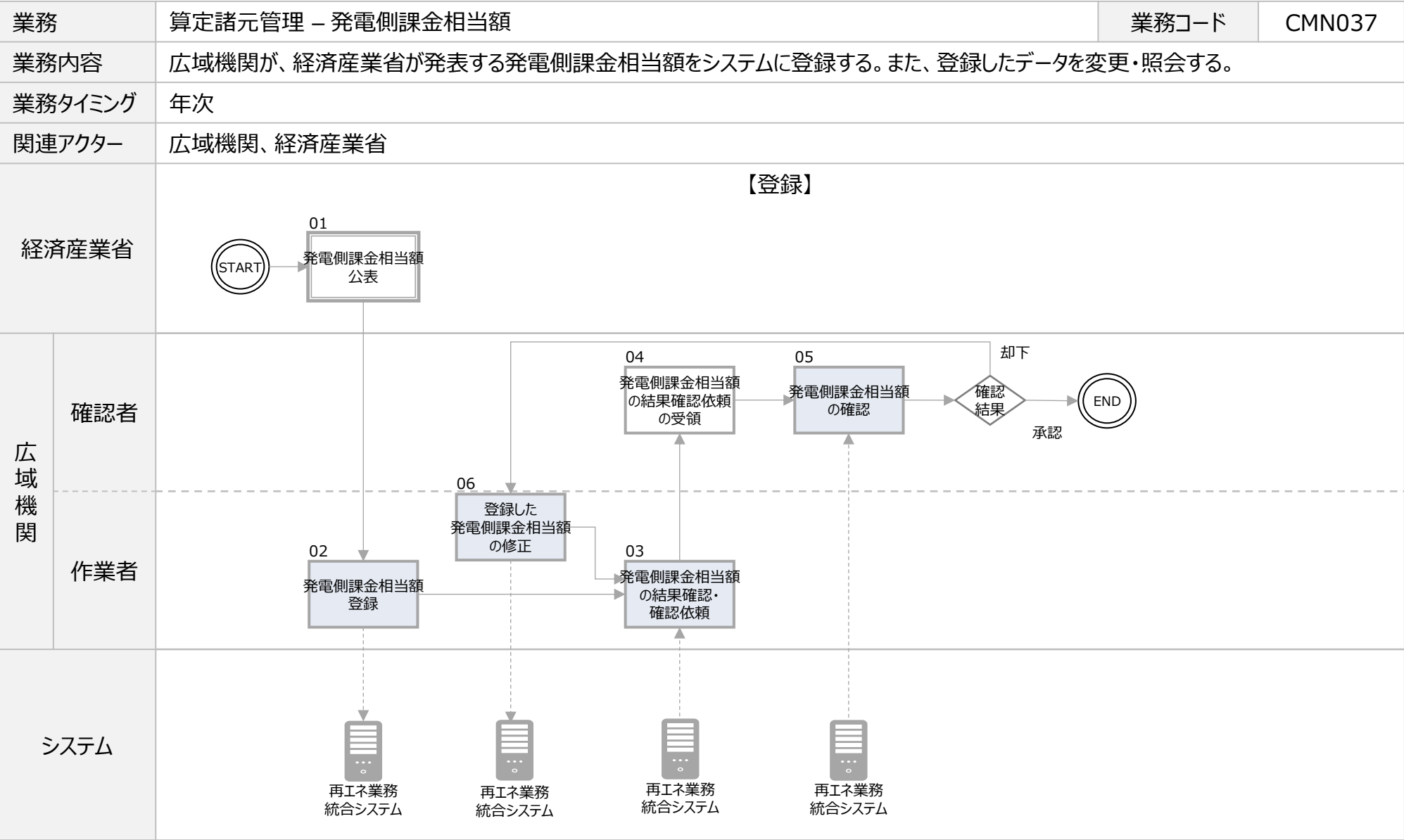
- ①蓄電池の月間放電量(BTtoGRGN)が2か月連続で0kWh*
*メンテナンス等により、蓄電池が稼働しない月も想定されるため、1か月間で0kWhの場合は警告対象にしない。
- ②系統充放電比率(c-e/a)が0*
*蓄電池の放電量が正しく登録されていても、系統充放電比率が0の場合は自動的に系統充放電量が0kWhとなるため。
但し、前月に系統充電した電気だけを当月に放電するケースも考えられるため、エラーとはしない
- ③当月のFIP交付金対象電力量が、「認定設備の月間発電量(GNtoGRBT) + 蓄電池への月間充電量(GRGNtoBT)」を超える

凡例

再エネ業務統合システム

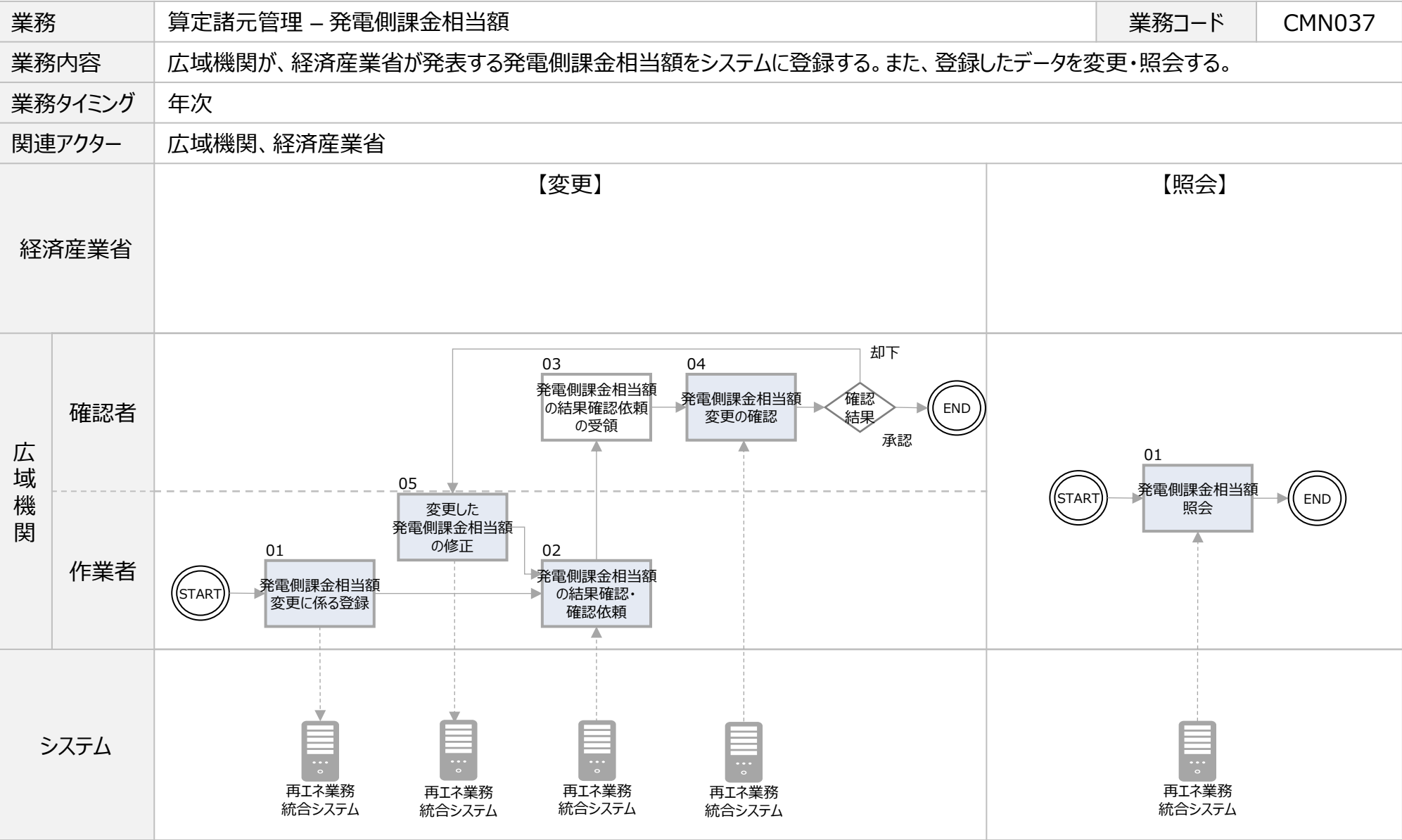
業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務フロー
事前準備：算定諸元管理 – 発電側課金相当額

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



発電側課金相当額の内容

- ・2024年度以降に新規認定を受け運開したFIT/FIP設備のうち「最大受電電力量」が10kW以上の場合、系統整備の原資を確保するため、一般送配電事業者による**発電側課金**の対象となる。（なお、2023年度までに認定を受けたFIT/FIP設備は、調達期間等の終了後から発電側課金の対象となる。）
- ・発電側課金相当額は、認定年度毎に設定される。
- ・発電側課金の導入により再エネ導入が妨げられることの無いよう、当該FIT/FIP設備の供給電力量(kWh)に対して「**発電側課金相当額**」が補填されることとなった。
- ・「発電側課金相当額」は、「**バランシングコスト**」と同様に事業者の発電コストを補填する性格の単価であるため、交付金相当額積立制度の対象外。
また、廃棄等費用積立金の対象である場合は発電側課金相当額から控除する。

<2024年度>

(参考) 令和6年度(2024年度)に新規認定を取得した案件の発電側課金相当額 16
※リブレースにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

※リプレースにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

(1) 太陽光発電設備				
10kW未満	地上設置 10kW以上50kW未満	地上設置50kW以上 入札対象範囲外	屋根設置 10kW以上	地上設置 250kW以上
0.38円/kWh	0.82円/kWh	0.91円/kWh	1.43円/kWh	0.91円/kWh
(2) 風力発電設備				
陸上風力50kW未満	陸上風力50kW以上	着床式洋上風力	浮体式洋上風力	
0.70円/kWh	0.70円/kWh	0.68円/kWh	0.68円/kWh	
(3) 地熱発電設備				
15,000kW未満	15,000kW以上			
0.43円/kWh	0.43円/kWh			
(4) 水力発電設備				
200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000kW以上5,000kW未満	5,000kW以上30,000kW未満	
0.47円/kWh	0.47円/kWh	0.53円/kWh	0.53円/kWh	
(5) バイオマス発電設備				
一般木材等 2,000kW未満	一般木材等 2,000kW以上10,000kW未満	一般木材等10,000kW以上	液体燃料	
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	
未利用材 2,000kW未満	未利用材 2,000kW以上	建設資材廃棄物	一般廃棄物 その他バイオマス	メタン発酵 バイオガス
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.38円/kWh	0.46円/kWh	0.40円/kWh

<2025年度>

(参考) 令和7年度(2025年度)に新規認定を取得した案件の発電側課金相当額 16
※リブレースにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

※リブレスにおいても同一の発電側課金相当額が適用となる。

(1) 太陽光発電設備				
10kW未満	地上設置 10kW以上50kW未満	地上設置50kW以上 入札対象範囲外	屋根設置 10kW以上	地上設置 250kW以上
0.38円/kWh	0.82円/kWh	0.91円/kWh	1.43円/kWh	0.91円/kWh
(2) 風力発電設備				
陸上風力50kW未満	陸上風力50kW以上	着床式洋上風力	浮体式洋上風力	
0.69円/kWh	0.69円/kWh	0.68円/kWh	0.68円/kWh	
(3) 地熱発電設備				
15,000kW未満	15,000kW以上			
0.43円/kWh	0.43円/kWh			
(4) 水力発電設備				
200kW未満	200kW以上1,000kW未満	1,000kW以上5,000kW未満	5,000kW以上30,000kW未満	
0.47円/kWh	0.47円/kWh	0.53円/kWh	0.53円/kWh	
(5) バイオマス発電設備				
一般木材等 2,000kW未満	一般木材等 2,000kW以上10,000kW未満	一般木材等10,000kW以上	液体燃料	
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.39円/kWh	
未利用材 2,000kW未満	未利用材 2,000kW以上	建設資材廃棄物	一般廃棄物 その他バイオマス	メタン発酵 バイオガス
0.39円/kWh	0.39円/kWh	0.38円/kWh	0.46円/kWh	0.40円/kWh

※発電側課金相当額の算定方法については、令和6年度以降の調達価格等に関する意見(2024年2月7日)において取りまとめ。

業務プロセス

【登録】「02:発電側課金相当額登録」

業務詳細仕様

発電側課金相当額の対象設備の判別

・事業計画認定情報の「発電側課金対象」にフラグが設定されている設備が発電側課金相当額の交付対象となる。

・「発電側課金対象」のフラグは、最大受電電力が10kW以上且つ2024年度以降に新規認定を受けた認定設備に設定される。

発電側課金相当額の登録・参照方法

・FIP認定設備のうちバイオマス燃料を使用しない設備は、「発電設備区分ID」及び「発電設備出力区分コード」の組み合わせに対して設定された発電側課金相当額（円/kWh）を参照する。

・FIP認定設備のうちバイオマス燃料を使用する設備は、「燃料区分コード」及び「認定容量」の組み合わせに対して設定された発電側課金相当額を参照する。

＜バイオマス以外の登録イメージ＞

発電設備の区分		発電設備区分ID	発電設備出力区分コード	発電側課金相当額 (円/kWh)
太陽光	地上設置250kW以上	A	y	0.91
水力	200kW以上1,000kW未満	I	I	0.47
地熱	15,000kW未満	K	K	0.43

＜バイオマスの登録イメージ＞

バイオマス発電設備の区分	燃料区分コード	認定容量*（kW）	発電側課金相当額 (円/kWh)
一般木材等2,000kW未満	C	2,000未満	0.39
一般木材等2,000kW以上10,000kW未満	C	2,000kW以上10,000kW未満	0.39
一般木材等10,000kW以上	C	10,000kW以上	0.39
液体燃料	G	0kW以上	0.39
未利用材2,000kW未満	B	2,000kW未満	0.39
未利用材2,000kW以上	B	2,000kW以上	0.39
建設資材廃棄物	D	0kW以上	0.38
一般廃棄物その他バイオマス	E	0kW以上	0.46
メタン発酵バイオマス	A	0kW以上	0.40

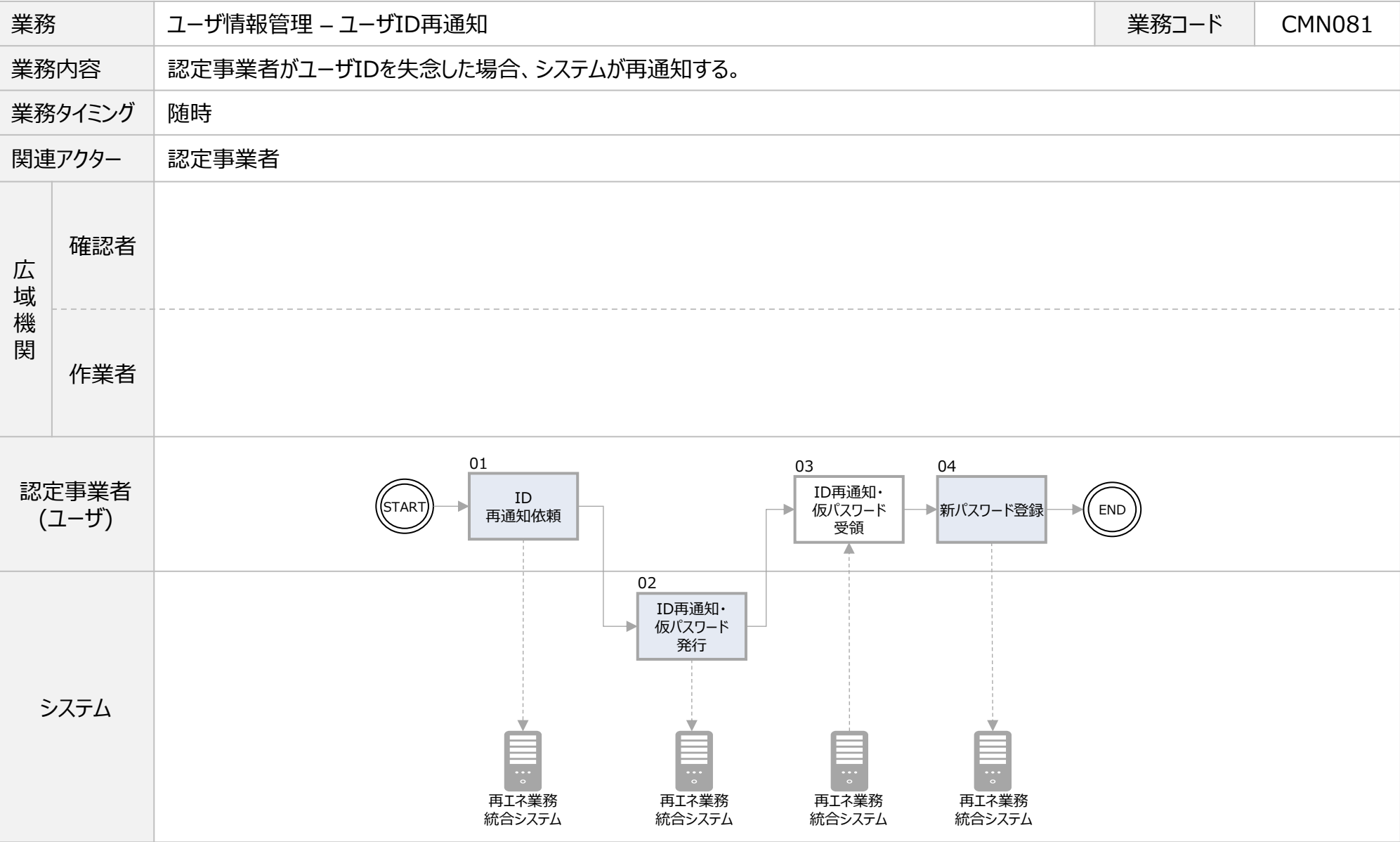
*認定設備全体の認定容量を指す。燃料区分毎の認定容量ではない。

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		ユーザ情報管理 – パスワード変更・再発行		業務コード	CMN082
業務内容		認定事業者は、自らのパスワードを変更する。パスワードを失念した場合、システムが再発行する。			
業務タイミング		随時			
関連アクター		広域機関、認定事業者			
広域機関	確認者	【変更】		【再発行】	
	作業者				
認定事業者 (ユーザ)		START → 01 パスワード変更 → END		START → 01 パスワード再発行依頼 → 02 仮パスワード発行 → 03 仮パスワード受領 → 04 新パスワード登録 → END	
システム		再エネ業務統合システム		再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム 再エネ業務統合システム	

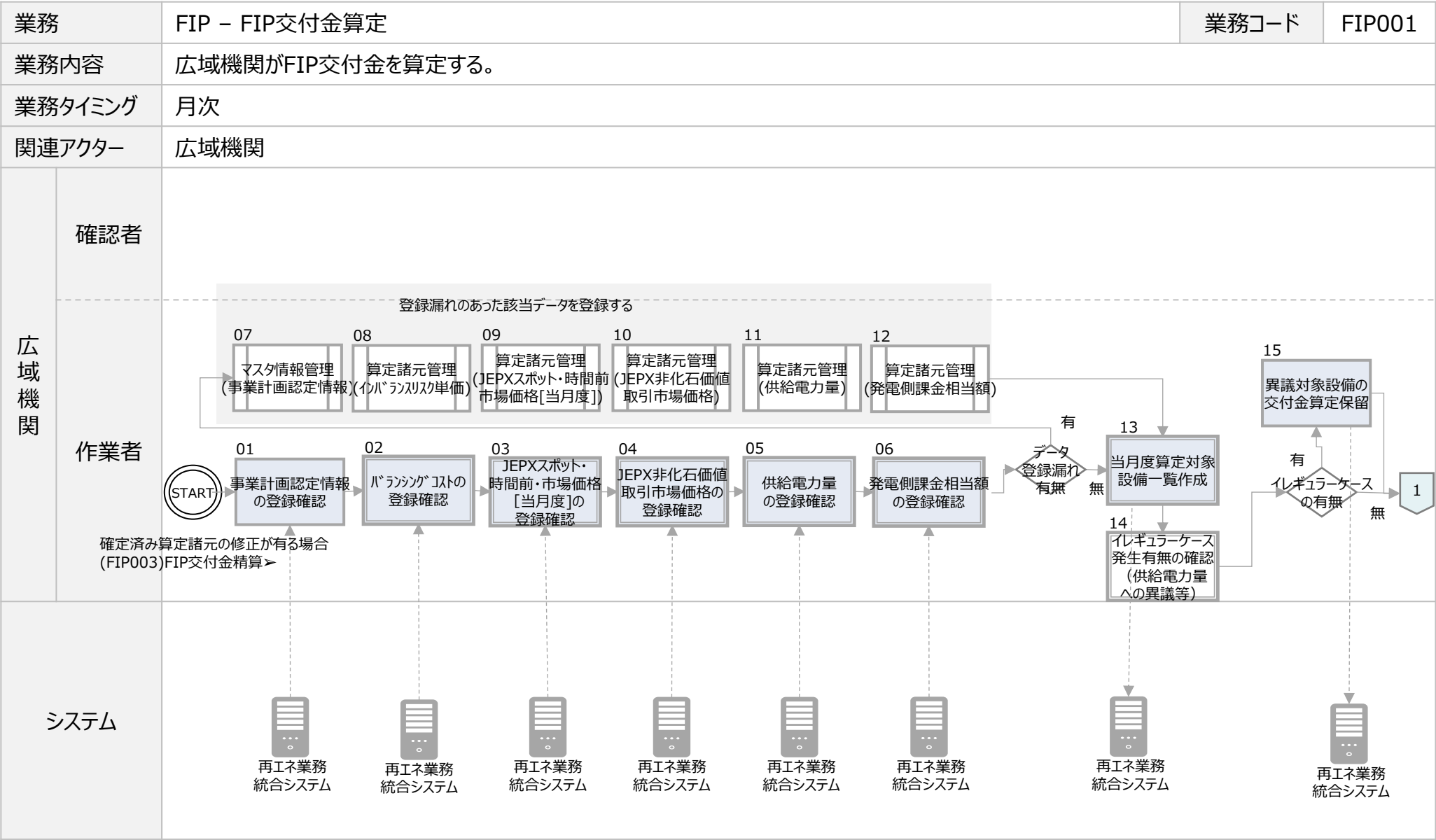
業務プロセス	【変更】「01:パスワード変更」 【再発行】「01:パスワード再発行依頼」「02:仮パスワード発行」「03:仮パスワード受領」「04:新パスワード登録」												
業務詳細仕様													
パスワード設定ルール 【設定可能なパスワードの条件】 - 英字(大文字・小文字)、数字、特殊文字を全て含む、12文字以上。 5回間違えた場合、当該ユーザIDをロックする。 例： <table><tr><td>O</td><td>c</td><td>c</td><td>t</td><td>0</td><td>!</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> 大文字 小文字 数字 特殊文字 数字 【パスワードの再発行】 - ユーザIDおよび登録済メールアドレスをシステムに入力し送信ボタンを押す。 - 登録済メールアドレス宛に仮パスワード(有効期限あり)が送信される。 - ユーザIDと仮パスワードでシステムにログインし、新しいパスワードを登録する。		O	c	c	t	0	!	0	1	0	4	2	2
O	c	c	t	0	!	0	1	0	4	2	2		

第2章 FIP

業務	業務 タイミング	業務 コード
FIP交付金算定	月次	FIP001
(FIP交付金登録(白紙入力))	随時	
FIP交付金算定結果確認	随時	FIP002
FIP交付金精算	月次	FIP003

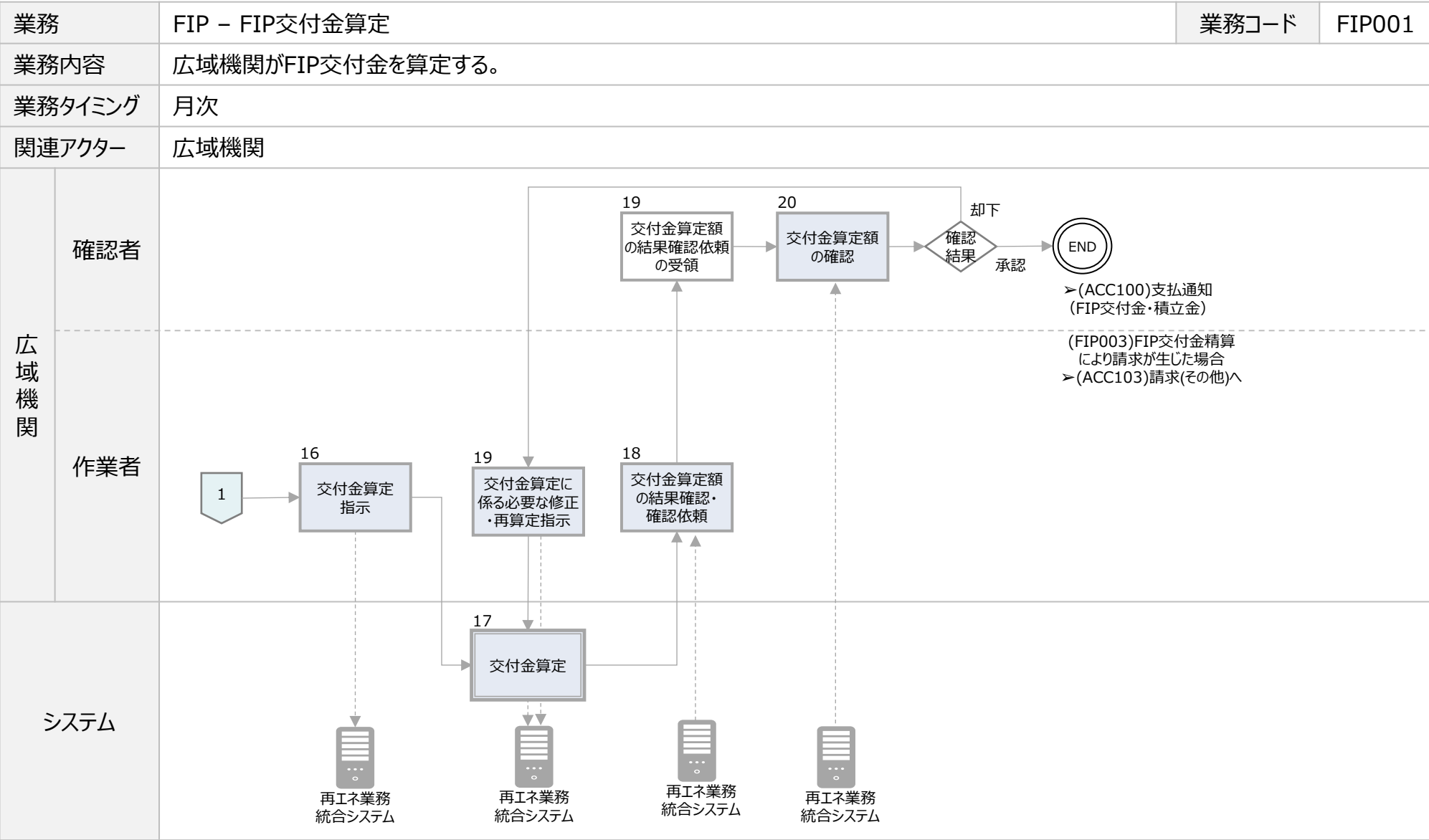
業務フロー
FIP：FIP交付金算定

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務フロー
FIP：FIP交付金算定

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「06:発電側課金相当額の登録確認」「17:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(1/7)

【FIP交付金算定式】

FIP交付金(円) = 調整後プレミアム単価(円/kWh) × 供給電力量(kWh)※1

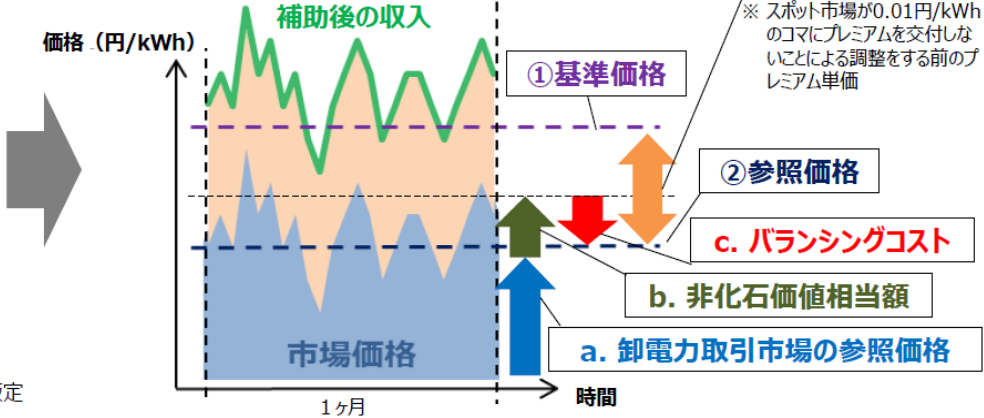
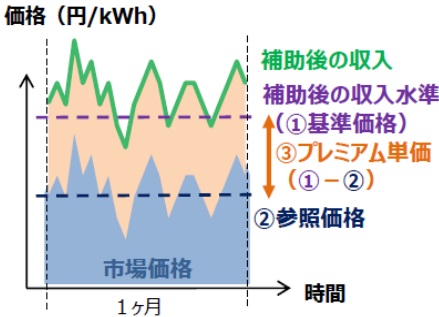
※1 当月度(検針月度)の対象設備の電気供給量のうちエリアプライスが0.01円/kWhコマを除いた実績

調整前プレミアム単価
{基準価格 - 参照価格(卸電力取引市場の参照価格 + 非化石価値相当額 - バランシングコスト - 発電側課金相当額)} × $\frac{\text{エリア・電源種別の暦通りの電気供給量 (0.01円/kWhコマ含む)}^{※2}}{\text{エリア・電源種別の暦通りの電気供給量 (0.01円/kWhコマ含まない)}}$

(参考) 経済産業省 資源エネルギー庁「FIP制度の詳細設計とアグリゲーションビジネスの更なる活性化」抜粋

※2 エリアプライスが0.01円/kWhのコマを含む・含まないエリア・電源種別の電気供給量を指す。検針期間が月を跨ぐ(例：3/10-4/9)場合、3月供給分と4月供給分に其々の電気供給量を元にした係数を適用

＜参照価格の算定方法イメージ＞



＜具体的な算定イメージ＞ ※金額は仮定

- 【前提条件】
- ① 基準価格 : 20.0円/kWh
 - a. 卸電力取引市場の参照価格 : 7.0円/kWh
 - b. 非化石価値相当額 : 1.2円/kWh
 - c. バランシングコスト : 1.0円/kWh

【プレミアム算定】

①基準価格 (20.0 [円/kWh]) - ②参照価格 (7.0 + 1.2 - 1.0 = 7.2 [円/kWh])
= ③調整前プレミアム単価 (12.8 [円/kWh])

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金算定

105

業務プロセス

「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「06:発電側課金相当額の登録確認」「17:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(2/7)

【FIP交付金(自然変動電源)の算定式】

$$\text{FIP交付金(円)} = \text{調整後プレミアム単価(円/kWh)} \times \text{供給電力量(kWh)} \times 1$$

※1 当月度(検針月度)の対象設備の電気供給量のうちエリアプライスが0.01円/kWhコマを除いた実績

$$\begin{aligned} & \text{調整前プレミアム単価} \\ & \{ \text{基準価格}^{\ast 2} + \text{発電側課金相当額} - \text{参照価格(卸電力取引市場の参照価格)} + \text{非化石価値相当額} - \text{バランシングコスト} \} \\ & \times \frac{\text{エリア・電源種別の暦通りの電気供給量 (0.01円/kWhコマ含む)}^{\ast 3}}{\text{エリア・電源種別の暦通りの電気供給量 (0.01円/kWhコマ含まない)}} \end{aligned}$$

※2 発電側課金相当額を除く
設備IDごとに
認定された単価

【算定イメージ】

＜9月の場合＞ **7円/kWh**

卸電力取引市場の参照価格(エリア・電源種別ごと)
(1)前年度年間平均市場価格 + (2)当月補正価格

スポット・時間前市場(平均値)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	6円											
前年	5円	4円	5円	6円	7円	6円	5円	4円	7円	8円	7円	5円
当年	5円	4円	7円	6円	7円	7円	-	-	-	-	-	-
差	0円	0円	2円	0円	0円	1円	-	-	-	-	-	-

1円/kWh

非化石価値相当額
※供給期間の直前4回分(3)の平均

非化石市場(非FIT再エネ)

直近	1回目	2回目	3回目	4回目	..
(3)	1円	1円	1円	1円	..

0.38円~/kWh 発電側課金相当額

＞対象のFIP設備に対し、**基準価格の一部として発電側課金相当額が加算される。**
＞バランシングコストと同様に交付金相当額積立対象とならないが、**市場が高騰する場合は交付されない。**また、発電側課金相当額から廃棄等費用積立金を控除可能。

＞自然変動電源：事業者の声や諸外国の例に倣い、経過措置として一定の配慮を行う(下図)
＞非自然変動電源：「バランシングコスト目安(=FITインバンスリスク料)」で統一する(次頁)

＜2022年度(自然変動電源)の場合＞

1円/kWh バランシングコスト※4

(参考) 経済産業省 資源エネルギー庁「FIP制度の詳細設計とアグリゲーションビジネスの更なる活性化」抜粋

＞2022年度は1.0円/kWhとし、その後は緩やかに0.05円/kWhずつ低減、4年目以降は0.1円/kWhずつ低減させることで、「バランシングコスト目安 = FITインバンスリスク料と同額」を目指す



※3 エリアプライスが0.01円/kWhのコマを含む・含まないエリア・電源種別の電気供給量を指す。検針期間が月を跨ぐ(例：3/10-4/9)場合、3月供給分と4月供給分に其々の電気供給量を元にした係数を適用

※4 卸電力取引市場の参照価格+非化石価値相当額が基準価格を超える場合、卸電力取引市場の参照価格+非化石価値相当額を基準価格と同額に補正する詳細は「FIP交付金の算定方法(4/6)」参照。

業務プロセス	「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「06:発電側課金相当額の登録確認」「17:交付金算定」
--------	---

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(3/7)

【FIP交付金(非自然変動電源)の算定式】

・ 非自然変動電源(水力、地熱、バイオマス)のバランシングコストは、インバンスリスク単価(30分コマ)を用いて算出するため、自然変動電源と算定式が異なる。

FIP交付金(円) = ① 調整後プレミアム単価(円/kWh) × 供給電力量(kWh)※1

調整前プレミアム単価	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量 (0.01円/kWhコマ含む)※3
① = {基準価格※4 + 発電側課金相当額※5 - 参照価格(卸電力取引市場の参照価格 + 非化石価値相当額 - ②バランシングコスト)}	エリア・電源種別ごとの当月電気供給量 (0.01円/kWhコマ含まない)

② = インバンスリスク単価(30分コマ)の設備別加重平均※2
{インバンスリスク単価(30分コマ) × 供給電力量(30分コマ(kWh)※1) / 供給電力量(kWh)※1}

- ※1 当月度(検針月度)の対象設備の電気供給量のうちエリアプライスが0.01円/kWhコマを除いた実績
- ※2 加重平均の結果、負の数となる場合は0に置換する。
- ※3 エリアプライスが0.01円/kWhのコマを含む・含まないエリア・電源種別の電気供給量を指す。検針期間が月を跨ぐ(例：3/10-4/9)場合、3月供給分と4月供給分に其々の電気供給量を元にした係数を適用
- ※4 発電側課金相当額を除く。
- ※5 発電側課金対象の場合、基準価格の一部として発電側課金相当額が加算される。

【卸電力取引市場の参照価格(エリア別・電源別)の導出方法詳細】

コマ (48×30日)	インバンスリスク単価 (円/kWh)	認定設備 供給電力量 (kWh) B	バランシングコスト (インバンスリスク料) (円) A×B
計算式	A		A×B
1	0.01	10	0.1
2	0.02	20	0.4
3	0.01	15	0.15
...	...	...	...
1440	0.01	10	0.1
月間合計値		30,000	200
加重平均		0.01	kWh/円

- ① 前年度年間平均市場価格の確定 ➤ 詳細は(CMN032)「算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格)」の年次処理を参照
各30分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリア別(※1)に加重平均(※2)する。
※1 沖縄を除く9エリアはエリア別のスポット市場・時間前市場の加重平均価格、沖縄エリアはシステムプライス。
※2 自然変動電源は加重平均だが、非自然変動電源は単純平均(電源種別ごとに同一単価)とする。

- ② 当月補正価格の確定
・ 当年度当月と前年度同月について、各30分コマ市場価格を発電特性を踏まえて加重平均(非自然変動電源は単純平均)し、その差分を補正する。
・ 当年度月間平均市場価格の算定は、前年度の算定方法と同様とする。 ➤ (CMN032)「算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格)」の月次処理を参照

業務プロセス

「02:インバランスリスク単価の登録確認」「17:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(4/7)

【バランシングコスト交付のための補正】

$$\text{調整前プレミアム単価} = \{ \text{①基準価格}^{\ast 1} + \text{②発電側課金相当額}^{\ast 2} - \text{参照価格}(\text{③卸電力取引市場の参照価格} + \text{④非化石価値相当額} - \text{⑤バランシングコスト}) \}$$

調整前プレミアム単価を算定する段階で、③卸電力取引市場の参照価格 + ④非化石価値相当額が①基準価格 + ②発電側課金相当額を超える場合は、「③ + ④」を「① + ②」と同額に補正する(※3)。

当該補正によって、バランシングコストが0を超える場合は必ず認定事業者に④バランシングコストが交付される。

【前提条件】

①基準価格：10円 ②発電側課金相当額：0.5円/kWh ③卸電力取引市場の参照価格：30円 ④非化石価値相当額：0.6円
⑤バランシングコスト：1円 (単位：円/kWh)

【算定イメージ】

$$\begin{aligned} \text{調整前プレミアム単価} &= \text{①10円} + \text{②0.5円} - (\text{③30円} + \text{④0.6円} - \text{⑤1円}) \\ &= (\text{①} + \text{②}) \text{ 10.5円} - (\text{③} + \text{④}) \text{ 30.6円} - \text{⑤1円} \\ &\quad \downarrow \text{③} + \text{④} > \text{①} + \text{②} \text{ のため、30.6円を10.5円に補正} \\ &= (\text{①} + \text{②}) \text{ 10.5円} - (\text{③} + \text{④}) \text{ 10.5円} - \text{⑤1円} \\ &= \text{1円} \end{aligned}$$

※1 発電側課金相当額を除く。

※2 発電側課金対象の場合、基準価格の一部として発電側課金相当額が加算される。

※3 再生可能エネルギー特措法施行規則 第3条の5 但し書き以下

業務プロセス 「02:インバランスリスク単価の登録確認」「17:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(5/7)

【発電側課金相当額の交付イメージ】

調整前プレミアム単価 = {①基準価格※¹ + ②発電側課金相当額※² - 参照価格(③卸電力取引市場の参照価格 + ④非化石価値相当額 - ⑤balancing cost)}

調整前プレミアム単価を算定する段階で、③卸電力取引市場の参照価格 + ④非化石価値相当額が①基準価格を超え、①基準価格 + ②発電側課金相当額を超えない場合は、③ + ④と① + ②の差分が②から差し引かれることとなる。さらに④balancing costが加算され、調整前プレミアム単価となる。

【前提条件】

①基準価格：10円 ②発電側課金相当額：0.5円/kWh ③卸電力取引市場の参照価格：10円 ④非化石価値相当額：0.25円
⑤balancing cost：1円 (単位：円/kWh)

【算定イメージ】

$$\begin{aligned}\text{調整前プレミアム単価} &= \text{①10円} + \text{②0.5円} - (\text{③10円} + \text{④0.25円} - \text{⑤1円}) \\ &= (\text{①} + \text{②}) \text{10.5円} - ((\text{③} + \text{④}) \text{10.25円} - \text{⑤1円}) \\ &= \text{1.25円}\end{aligned}$$

※1 発電側課金相当額を除く。

※2 発電側課金対象の場合、基準価格の一部として発電側課金相当額が加算される。

業務詳細仕様
FIP：FIP交付金算定

業務プロセス 「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「06:発電側課金相当額の登録確認」「17:交付金算定」

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(6/7)
【FIP交付金算定要素と算定式】

算定項目		算定要素		算定式 ※3		要素の登録方法	
調整前 プレミアム単価 (円/kWh)	基準価格(円/kWh)		－		－		経済産業省の再エネ事業管理システムから抽出して手動登録 ➤(CMN030)「算定諸元管理(基準価格)」を参照
	参照価格(円/kWh)		－		－		
	卸電力取引市場の 参照価格 (円/kWh)	年間平均市場価格 (円/kWh)	a. 【JEPX】エリア別のFIP参照価格(卸電力取引市場分)(円/kWh) ※1 b. 【TSO】供給電力量(エリア・電源種別ごと)(kWh) ※2 c. 【JEPX】コマ数(コマ)		[自然変動電源の場合] 年間SUM(a×b)÷年間SUM(b)	a,c・・・JEPXの公表HPから取得して手動登録 b・・・各エリアごとにTSOの公表HPから取得して手動登録 ➤(CMN032)「算定諸元管理(JEPXスポット・時間前市場価格)」を参照	
		月間補正価格 (円/kWh) ※当年度－前年度			[非自然変動電源の場合] 年間SUM(a)÷年間SUM(c)		
					[自然変動電源の場合] (当月SUM(a×b)÷当月SUM(b)) －(前年同月SUM(a×b)÷前年同月SUM(b))		
					[非自然変動電源の場合] (当月SUM(a)÷当月SUM(c)) －(前年同月SUM(a)÷前年同月SUM(c))		
	非化石価値相当額(円/kWh)		d. 【JEPX】約定価格(円/kWh) e. 【JEPX】約定量(kWh)		直近1年SUM(d×e)÷直前4回SUM(e)		d.e・・・JEPXの公表HPから取得して手動登録
	バランシングコスト(円/kWh)		－		供給期間が年度を跨ぐ(例：3/10-4/9)場合は、各年度の価格を適用		経済産業省が公表する価格を確認して手動登録 ➤(CMN030)「算定諸元管理(バランシングコスト)」を参照
発電側課金相当額(円/kWh)		－		供給期間が年度を跨ぐ(例：3/10-4/9)場合は、各年度の価格を適用		経済産業省が公表する価格を確認して手動登録 ➤(CMN037)「算定諸元管理(発電側課金相当額)」を参照	
調整後 プレミアム単価 (円/kWh)	供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)(kWh)		a. 【JEPX】エリア別のエリアプライス(円/kWh) b. 【TSO】供給電力量(エリア・電源種別ごと)(kWh) ※2		暦月SUM(b) (供給期間が月を跨ぐ場合は各月)		a.b・・・「卸電力取引市場の参照価格(円/kWh)」と同様
	供給電力量(0.01円/kWhコマ含まない)(kWh)				暦月SUM(b) ※ただし、a=0.01円/kWhのコマを除く		
供給電力量(kWh)			a. 【JEPX】エリア別のエリアプライス(円/kWh) f. 【TSO】供給電力量(設備・30分コマ)		当月SUM(f) ※ただし、a=0.01円/kWhのコマを除く		f・・・TSOから検針データを受領して手動登録
インバンスリスク料(円) ※非自然変動電源のみ			f. 【TSO】供給電力量(設備・30分コマ) g. 【FIT】インバンスリスク単価(円/kWh)		当月SUM(g×f)		f・・・TSOから検針データを受領して手動登録 g・・・FIT納付金・交付金システムから抽出

※1 スポット市場と時間前市場の加重平均値 ※2 当面1時間値の公表のため、30分単位への変換(×0.5)が必要。ただし、今後TSO側で30分単位の公表へ見直す計画あり。
※3 各算定項目(円/kWh)は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までにする。最終的な金額(FIP交付金、廃棄等費用積立金、廃棄等費用積立金取戻額等)を計算する段階で、円未満を切り捨てる。
なお、小数点に関する本考え方については、XXXXの整理に基づいて整理されたもの。

業務プロセス	「02:インバンスリスク単価の登録確認」「03:JEPXスポット・時間前市場価格[当月度]の登録確認」「04:JEPX非化石価値取引市場価格の登録確認」「05:供給電力量の登録確認」「06:発電側課金相当額の登録確認」「17:交付金算定」
--------	---

業務詳細仕様

FIP交付金の算定方法(7/7)

【市場価格高騰時の翌年度の参照価格の取り扱い】
参照価格が0円/kWhを下回る場合は0円/kWhと見做す（「前年度市場平均価格+月間補正（当該月の月平均-前年度同月の月平均）」の算出方法で参照価格が負の値になるときは、非化石取引市場の収益を加えて0円/kWhを超える場合を除き、市場参照価格を0円/kWhと見做す。ただし、バランシングコストについては外数として扱う。）

【FIP制度開始年度における補正手法】
FIP制度開始年度（2022年度）については、仮に2021年冬季に市場価格が高騰した場合には、事業者にとってはこうした市場動向を踏まえて、FIP制度の活用を阻害するディスインセンティブ（阻害要因）となる可能性がある。したがって、FIP制度開始に伴う事業者の事業予見性を高める観点から、プレミアムの算定に用いる2021年冬季（12月～3月）の市場価格については、2021年9月1日時点のTOCOM先物価格（太陽光：日中ロード、その他：ベースロードを東西エリア別で採用）を上限として設定する（ただし、これは2022年度のみの特例措置とする）

（イメージ）TOCOM先物価格を上限とした際のプレミアム計算（太陽光）の簡易シミュレーション
補正内容：2021年度冬季(12月～3月)の月間市場平均価格を同月のTOCOM先物取引市場価格（東エリア・日中ロード）を上限として補正。
（2021年09月01日時点 12月：15.46(円/kWh)、1月:16.46(円/kWh)、2月:16.85(円/kWh)、3月:11.22(円/kWh))

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①2021年度年間市場平均	9.89											
②2022年度月間市場平均	7.49	7.85	8.41	9.46	14.20	9.75	8.92	7.33	7.71	7.28	6.79	6.21
③2021年度月間市場平均	5.40	4.78	5.67	5.19	7.70	7.50	4.54	4.73	10.32	52.71	6.84	5.77
④月間補正值（②-③）	2.09	3.07	2.74	4.27	6.51	2.25	4.38	2.60	-2.60	-45.43	-0.05	0.44
⑤参照価格（①+④）	11.98	12.96	12.63	14.16	16.39	12.14	14.27	12.49	7.29	0.00	9.84	10.33
⑥プレミアム（基準価格-⑤）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.71	10.00	0.16	0.00
⑦月間総収入（②+⑥）	7.49	7.85	8.41	9.46	14.20	9.75	8.92	7.33	10.43	17.28	6.95	6.21

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①2021年度年間市場平均	7.04											
②2022年度月間市場平均	7.49	7.85	8.41	9.46	14.20	9.75	8.92	7.33	7.71	7.28	6.79	6.21
③2021年度月間市場平均	5.40	4.78	5.67	5.19	7.70	7.50	4.54	4.73	10.32	16.46	6.84	5.77
④月間補正值（②-③）	2.09	3.07	2.74	4.27	6.51	2.25	4.38	2.60	-2.60	-9.18	-0.05	0.44
⑤参照価格（①+④）	9.14	10.12	9.80	11.33	13.56	9.30	11.44	9.66	4.46	0.00	7.01	7.50
⑥プレミアム（基準価格-⑤）	0.86	0.00	0.20	0.00	0.00	0.70	0.00	0.34	5.54	10.00	2.99	2.50
⑦月間総収入（②+⑥）	8.35 (0.86)	7.85 (0.00)	8.62 (0.20)	9.46 (0.00)	14.20 (0.00)	10.44 (0.70)	8.92 (0.00)	7.67 (0.34)	13.26 (2.83)	17.28 (0.00)	9.78 (2.83)	8.71 (2.50)

2021年度年間平均市場価格が基準価格付近まで高くなり、**価格高騰**が起こった冬季（12月～3月）以外のプレミアム収入はゼロ。

プレミアム収入がゼロとなっていた月も補正により一定程度のプレミアム収入が見込める

業務プロセス	「14:イレギュラーケース発生有無の確認（TSO供給電力量への異議等）」
業務詳細仕様	
<u>イレギュラーケース発生有無の確認</u>	
広域機関はFIP交付金算定前にイレギュラーケースが発生していないかを確認し、以下のイレギュラーケースが発生していた際に、異議を申立てている該当設備（異議対象設備）に対するFIP交付金の算定をいったん保留する。	
➤ <u>TSOが通知した供給電力量に認定事業者が異議を唱えた場合の対応</u> TSOが認定事業者と供給電力量の確認を行い、再度、広域機関に供給電力量を通知する。 ✓ TSOが認定事業者から供給電力量の異議を受けた場合、広域機関に対象データ(設備ID、対象期間)を連絡する。 広域機関は、該当設備に関する交付金の算定を保留する。 ✓ TSOは認定事業者と供給電力量を確認し、両者で確認後の供給電力量を広域機関に通知する。	

業務プロセス

「13:当月度算定対象設備一覧作成」

業務詳細仕様

認定設備の認定状態に関する考慮

• 算定対象設備は、対象年月の事業計画認定情報の認定状態が「0:認定中」である認定設備である。

• 但し、買取終了年月を迎えた認定設備が「5:認定中(調達期間終了)」となるタイミングは、買取終了年月の2か月後である。
 <例> 買取終了年月：202308 ⇒ この設備の認定状態が「認定中（調達期間終了）」となるのは、2023年10月1日。

• そのため、認定状態が「0:認定中」でも、買取終了年月を超過している場合は、算定対象設備から除外する考慮を行う。

対象年月	認定状態	買取終了年月	算定対象設備
2023年8月	認定中	2023年8月	○
2023年9月	認定中	2023年8月	×
2023年10月	認定中（調達期間終了）	2023年8月	×

※1:再生可能エネルギー特措法施行規則 第3条の5 但し書き以下により、「基準価格-市場参照価格」がマイナスの場合もバランシングコストは必ず交付されるが、廃棄等費用積立対象の場合はバランシングコストから廃棄積立金が控除される。そのため交付金相当額積立金に於いても、バランシングコスト相当額から廃棄積立金を控除する。

※2:再生可能エネルギー特措法 第15条の14第1項により、FIP交付金からまずは交付金相当額積立金が控除されバランシングコスト相当額が残り、その後、廃棄等費用が控除されることとなる。

※3:エリアプライス0.01円/kWhのコマの供給電力量を除く ※4:非化石価値含む、バランシングコスト除く ※5:エリアプライス0.01円/kWhのコマの供給電力量を含む

※6:バランシングコストが0円のケースは、省略

業務プロセス

「17:交付金算定」

業務詳細仕様

交付金相当額積立設備と通常算定の設備を同一事業者が管理する場合（月次交付金の設備間相殺）

・交付金(バランシングコスト相当額及び発電側課金相当額)から廃棄積立金額を控除し、積立金不足額が生じた場合、同一事業者の他設備で交付金余剰があれば積立金不足額と相殺する(太陽光設備とそれ以外の電源種との相殺含む)。

No.	ケース	設備ID	相殺前			相殺後			
			交付金額<控除前>(円)	交付金相当額積立金額(円)	廃棄積立金額(円)	交付金額<控除後>(円)	交付金相当額積立金額(円)	廃棄積立金額(円)	廃棄積立不足額(円)
1	交付金相当額積立設備の廃棄積立金不足額を通常設備の交付金と相殺	通常 太陽光 FIP001	1,000	-	500	0	-	500	0
		積立命令 太陽光 FIP002	100	900	1,500	0	900	600	900
2	通常設備の廃棄積立金不足額を交付金相当額積立設備の交付金と相殺	通常 太陽光 FIP001	1,000	-	1,500	0	-	1,500	0
		積立命令 太陽光 FIP002	1,000	900	500	0	900	500	0
3	交付金相当額積立設備の廃棄積立金不足額を通常設備の交付金と相殺(自動按分)*2	通常 太陽光 FIP001	1,000	-	0	0	-	0	0
		積立命令 太陽光 FIP002	100	900	3,000	0	900	1,100	1,900
4	交付金相当額積立設備の廃棄積立金不足額を通常設備の交付金と相殺(手動按分)*3	通常 太陽光 FIP001	1,000	-	500	0	-	500	0
		積立命令 太陽光 FIP002	100	900	1,500	0	900	600	900
		積立命令 太陽光 FIP003	100	900	1,200	0	900	100	1,100
5	交付金相当額積立設備の廃棄積立金不足額を通常設備(バイオ)の交付金と相殺	通常 バイオ*1 FIP001	1,000	-	-	0	-	-	-
		積立命令 太陽光 FIP002	100	900	1,500	0	900	1,100	400
6	通常設備の廃棄積立金不足額を交付金相当額積立設備(バイオ)の交付金と相殺	積立命令 バイオ FIP001	100	900	-	0	900	-	-
		通常 太陽光 FIP002	1,000	-	1,500	0	-	1,100	400
7	交付金相当額積立設備の廃棄積立金不足額を交付金相当額積立設備(バイオ)の交付金と相殺	積立命令 バイオ FIP001	900	100	-	0	100	-	-
		積立命令 太陽光 FIP002	100	900	1,500	0	900	1,000	500

*1：積立対象外の設備例として、バイオマスを例示

*2：事業者単位で廃棄積立不足額が有り、積立開始済みの太陽光設備を1設備保有する場合は、廃棄積立金不足額を自動按分する。

*3：事業者単位で廃棄積立不足額が有り、積立開始済みの太陽光設備を2設備以上保有する場合は、廃棄積立金不足額を手動按分する(下線太字)。
按分後の金額は事業者・エネ庁と確認。

業務プロセス「17:交付金算定」

業務詳細仕様

積立命令後の行政処分と事業者への返金額

交付金の積立命令後、認定取消又は積立命令解除による交付金額及び廃棄積立金の取扱いを整理した。

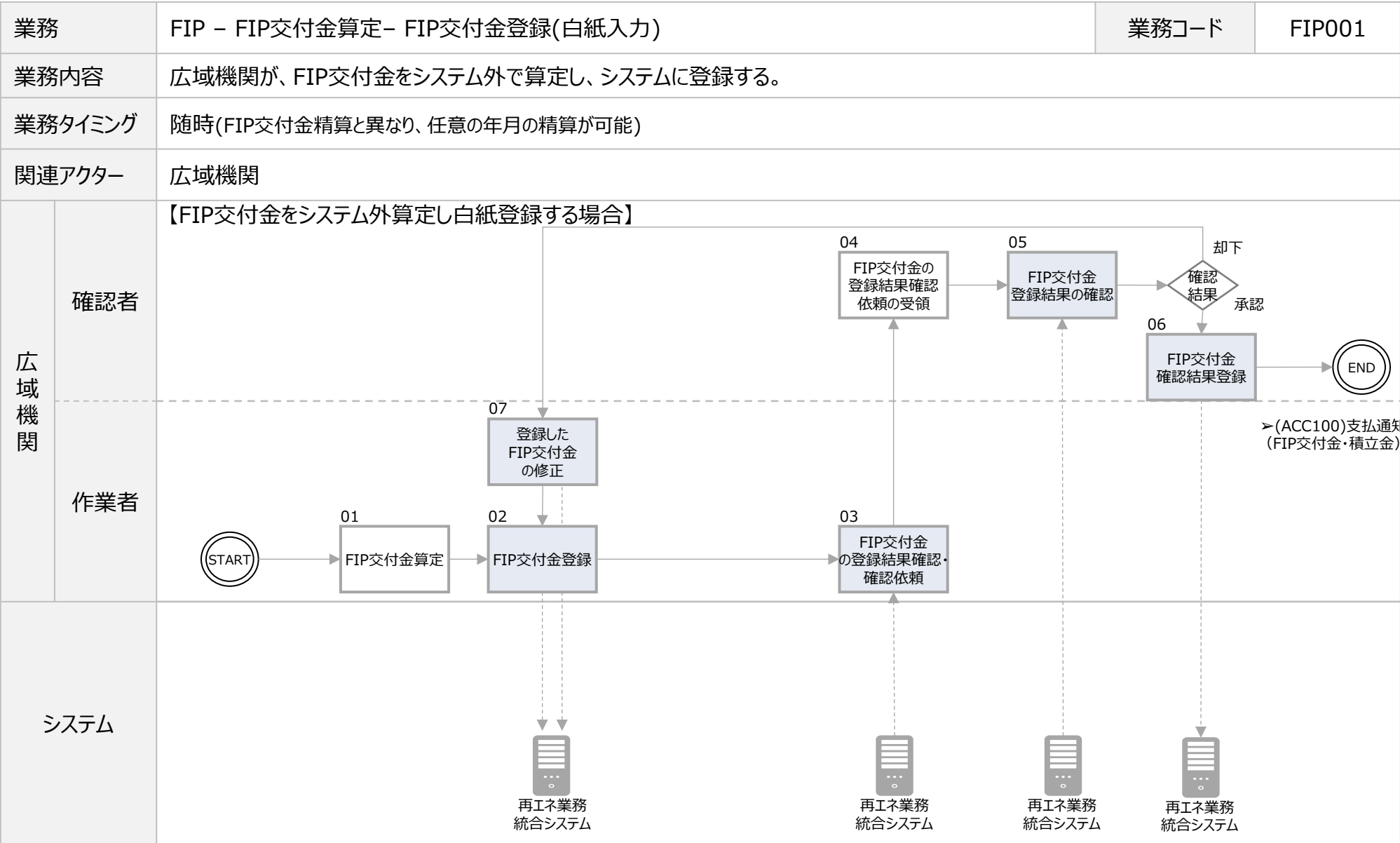
No.	最終的な処分	交付金相当額 積立金額 <控除前>	交付金相当額 積立金額 <控除後>	廃棄 積立金額	廃棄積立金 不足額	結論		
						事業者への 返金額	累計積立金額	廃棄積立金 不足額
1	認定取消-全額徴収	1100	1000	100	0	0	100	0
2	認定取消-一部交付	1100	1000	100	0	1~999	100	0
3	認定取消-全額交付	1100	1000	100	0	1000	100	0
4	積立命令解除-全額交付	1100	1000	100	0	1000	100	0
5	自治体等による除去-全額徴収*	1100	1000	100	0	0	100	0

*事業者の交付金相当額積立金の全額を広域機関に帰属させる。
また、以下の3つの額のうち最も小さい額を限度として廃棄等費用積立金の取り戻しを認める。
①10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽電池モジュールの出力に
対する除去等を行う太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額
②取戻時点で当該認定事業について推進機関に積み立てられた廃棄等費用積立金の額
③実際に除去等に要した費用の額

業務フロー

FIP：FIP交付金算定 - FIP交付金登録(白紙入力)

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス		「01:対象設備の事業計画認定情報登録」「02:対象設備の算定諸元登録」		
業務詳細仕様				
【FIP交付金をシステム算定し白紙登録する場合】 以下のデータをシステム画面から登録する。事業計画認定情報は、原則として各対象年月毎に広域機関が保存している事業計画認定情報から引用するが、対象年月の事業計画認定情報に対象設備の登録が無い場合は、翌月以降の事業計画認定情報から引用する。				
業務フロー	画面登録が必要な情報	登録形式	備考	
対象設備の事業計画認定情報登録	設備識別ID	CSV		
	設備ID			
	移行日(FIT⇒FIP)		FITから移行設備の場合	
	認定状態コード			
	認定法区分			
	バイオマス燃料区分コード		バイオマス設備の場合	
	認定バイオマス比率			
	基準価格		バイオマス設備の場合、燃料区分毎の基準価格	
	運転開始日			
	発電設備週力区分コード			
	積立区分			
	買取開始年月			
	買取終了年月			
	発電設備区分ID			
	解体等積立基準額		10kW以上の太陽光設備及び風力設備(2026FY以降)の場合	
	供給エリア			
	系統充電蓄電池併設有無			
	交付金積立有無			
	発電側課金対象フラグ			
対象設備の算定諸元登録	過去の対象年月	直接入力	算定したい過去の対象年月	
	FIP供給開始日	直接入力	算定したい過去の対象年月でFIPとして未算定の場合、FIP供給開始日を設定	
	供給電力量（TSO設備30分値）	CSV		
	供給電力量（認定事業者30分値）	CSV	対象設備の受電地点特定番号に他の発電設備も紐づいている場合	
	バイオマス比率	直接入力	バイオマス設備の場合	
	系統充電蓄電池併設有無	CSV	系統充電蓄電池併設有無の場合	

業務プロセス「10:FIP交付金確認結果登録」

業務詳細仕様

【白紙登録したFIP交付金算定諸元データについて】
シミュレーション機能を用いてシステム算定（**遡及算定**）し、白紙登録した交付金について、精算の必要性が生じた際にシステムの精算機能を用いた精算を可能とするため、当該交付金の算定諸元のうち、以下データをシステム内に保持させる。

システム内にデータ保持させる情報		備考
①	供給電力量（0.01円/kWhコマ含む）	
②	供給電力量（0.01円/kWhコマ含まない）	
③	バイオマス比率	
④	インバンスリスク加重平均値	シミュレーション上での修正は不可であるものの、当該値は①②の供給電力量に応じて変動する値のため、シミュレーション内で当該値を計算してシステム内にデータを保持する
⑤	FIP供給開始日	移行FIP設備：FIP供給開始日が未登録、または設備情報管理画面のFIP供給開始日よりも過去の日付でシミュレーションした場合データを保持する 新規FIP設備：FIP供給開始日が未登録の場合データを保持する

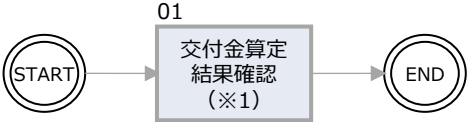
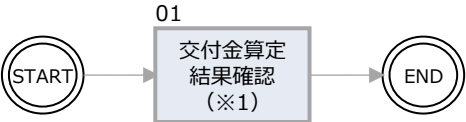
業務詳細仕様

FIP：FIP交付金算定 - FIP交付金登録(白紙入力)

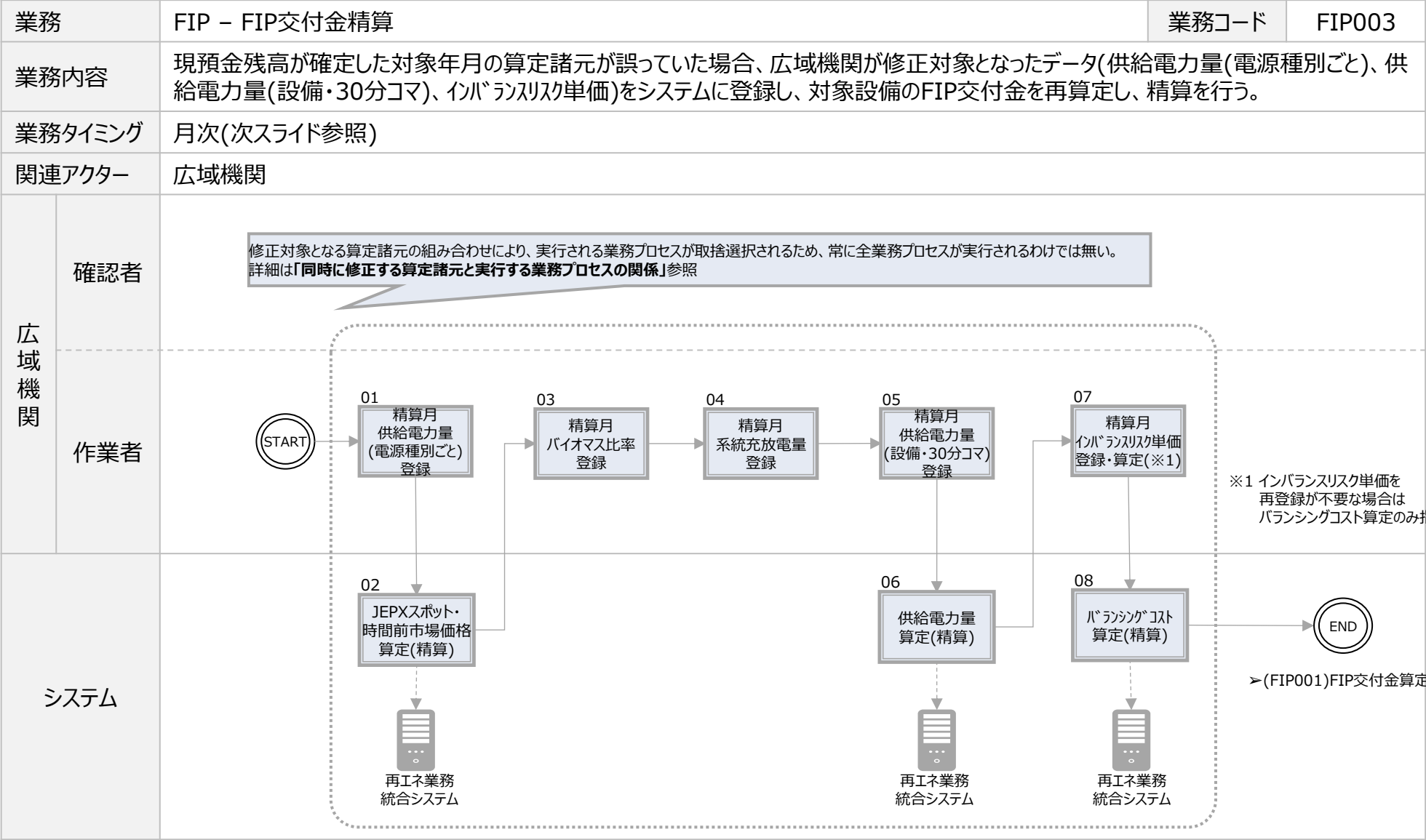
業務プロセス	「01:FIP交付金算定」「02:FIP交付金登録」	
業務詳細仕様		
【白紙登録を行うケース】		
白紙登録系機能	業務類型	具体例
FIP交付金白紙登録 (供給電力量含む)	過去の対象年月でシステム算定していない 認定設備に対するFIP交付金の交付	・年度を跨ぐFIP交付金の精算、供給電力量の変更* ・事業者の設備登録遅延等により、交付金が算定されるべき対象年月で算定されず、精算機能(FIP003)が利用できない場合 ・交付金相当額積立対象設備の場合、金額登録時に交付金相当額積立設備であることも同時に登録する ・系統充電蓄電池の電力量がある設備の場合 ・月半ばでのFIP移行設備等イレギュラーなパターンの場合 ・何らかの理由により算定済み交付金を取り下げとなり、交付金を0円として白紙登録し、支払通知書を再通知する場合 ・支払通知書承認・通知後に事業計画認定情報の設備情報が修正された場合
積立金白紙登録	システム算定した FIP交付金に紐づかない 積立金登録	・積立区分の変更(DIS200参照) ・取戻積立金差額積立(DIS103参照)
入出金明細作成	システム外で実施した 入出金実績の登録	・経費等登録(ACC304参照)
*通常、供給電力量はFIP交付金白紙登録と同タイミングで登録するが、FIP交付金算定結果報告書へ供給電力量を反映するためにシステム算定したFIP交付金に紐づかない供給電力量登録が必要な場合は本機能を利用する。 記入例：交付金0円、供給電力量100kWh、交付根拠(前年度の供給電力量に誤りがあったため、供給電力量のみ補正する。)		

業務フロー
FIP：FIP交付金算定結果確認

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		FIP – FIP交付金算定結果確認	業務コード	FIP002
業務内容		広域機関・認定事業者がFIP交付金算定結果(過去の算定結果や算定諸元含む)を確認する。		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	【広域機関が確認する場合】 ※1 (DIS002)積立金確認と同画面 		
	作業者			
認定事業者		【認定事業者が確認する場合】 ※1 (DIS002)積立金確認と同画面 		
システム		 再エネ業務統合システム  再エネ業務統合システム		

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス	「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」「03:精算月バイオマス比率登録」「04:精算月系統充放電量登録」「05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録」「06:供給電力量算定(精算)」「07:精算月インバランスク単価登録・算定」「08:バランシングコスト算定(精算)」
--------	--

業務詳細仕様

「年度を跨ぐ精算業務に於ける注意点」

①精算期限

- 前年度分の精算は、当年度6月末まで(当年度の4月算定結果確定前まで)可能。 例：2024年3月供給分の精算は、2024年6月末まで以降は、年度を跨ぐ精算不可。

▼前年度分の精算期限

年度		前年度	当年度												
月		3月	4月	5月				6月				7月			
週		-	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W
FIP 交付	広域機関									交付金 算定	交付金 通知	交付金振込 データ作成	▼振込実施 (7月の2Wごろ)		
	認定事業者										交付金 確認		▼交付金受領		
	一般送配電 事業者			4月分 供給電力量 データ集計				4月分 供給電力 通知							

②エリア電源種別ごとの供給電力量の入れ替え

- 前年度のエリア電源種別ごとの供給電力量を入れ替える場合、当年度の卸電力市場の参照価格に影響が出る。(「前年平均(年間)」「前年平均(月間)」)
そのため、当年度4月分の交付金算定時に前年度のエリア電源種別ごとの供給電力量を入れ替える場合、当年度のJEPX・時間前市場価格を再算定する必要がある。

<例> 2024年4月現在、1年前のエリア電源種別ご供給電力量(2023年度4月)を入れ替える場合

2024年度			
月		4月	5月～3月
前年平均		7円→8円	
月間平均	前年	5円→6円	-
	当年	8円	-
	差	3円→2円	-

業務プロセス	「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」03:精算月バイオマス比率登録04:精算月系統充放電量登録05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録06:供給電力量算定(精算)07:精算月インバランリスク単価登録・算定08:バランシングコスト算定(精算)」
--------	--

業務詳細仕様

「同時に修正する算定諸元と実行する業務プロセスの関係」

同時に修正する 諸元の組み合わせ	実行される業務プロセス							
	01	02	03	04	05	06	07	08
供給電力量(電源種別ごと)	○	○						
供給電力量(設備・30分コマ)・ バイオマス比率・系統充放電量			○	○	○	○	○*1	○*1
インバランリスク単価							○	○*2
供給電力量(電源種別ごと) + 供給電力量(設備・30分コマ)・ バイオマス比率・系統充放電量	○	○	○	○	○	○	○*1	○*1
供給電力量(電源種別ごと) + インバランリスク単価	○	○					○	○*2
供給電力量(設備・30分コマ)・ バイオマス比率・系統充放電量 + インバランリスク単価			○	○	○	○	○	○
供給電力量(電源種別ごと) + 供給電力量(設備・30分コマ)・ バイオマス比率・系統充放電量 + インバランリスク単価	○	○	○	○	○	○	○	○

*1対象設備が非自然変動電源の場合
*2インバランリスク単価精算を行う際(バランシングコスト算定(精算)時)、過去の供給電力量ファイルから30分コマデータをシステムにて自動生成する。

業務詳細仕様
FIP：FIP交付金精算

業務プロセス	「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」「03:精算月バイオマス比率登録」「04:精算月系統充放電量登録」「05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録」「06:供給電力量算定(精算)」「07:精算月インバランスク単価登録・算定」「08:バランシングコスト算定(精算)」
--------	--

業務詳細仕様

「FIP交付金精算機能」

- 供給電力量データ、エリア電源種別の電気供給量、バイオマス比率、系統充放電量、インバランスク単価にデータの誤りがある場合、以下のとおり交付金算定及び報告書に誤算定が生じる。

不備の内容		影響受ける内容(設備毎の算定結果)										
		算定諸元		FIP交付金							積立金	
		供給 電力量	卸電力取引市場の 参照価格 (変動電源)	供給 電力量	FIP 交付金	参照価格	バランシングコスト (変動電源)	バランシングコスト (非変動電源)	発電側課金	エリア電源種別の 電気供給量	供給 電力量	積立金
(TSO/認定事業者) 供給電力量データ・ バイオマス比率・系統充放電量	電力量 データ	誤算定	-	誤算定	誤算定	-	-	誤算定	-	-	誤算定	誤算定
エリア電源種別の 電気供給量	電力量 データ	-	誤算定	-	誤算定	誤算定	-	-	-	誤算定	-	-
インバランスク単価	単価	-	-	-	誤算定	誤算定	-	誤算定	-	-	-	-

不備の内容		影響を受ける内容								
		報告書								
		FIP交付金			積立金					
		FIP交付金額	積立金	供給電力量	供給電力量	FIT積立金	FIP積立金	積立金額(相殺処理外)	取戻額	累計積立金
(TSO/認定事業者)供給電力量データ・バイオマス比率・系統充放電量	電力量データ	誤算定	誤算定	誤算定	誤算定	-	誤算定	誤算定	-	誤算定
エリア電源種別の電気供給量	電力量データ	誤算定	誤算定	-	-	-	誤算定	誤算定	-	-
インバランスク単価	単価	誤算定	誤算定	-	-	-	-	-	-	-

※ 表中の「積立金」は廃棄等費用積立金、交付金相当額積立金を指す。

業務プロセス 「05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録」「06:供給電力量算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」①-1供給電力量データ修正 (他設備の交付金と相殺あり)

<前提> 基準価格(A001)15円 (B001)16円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	A001	11111	10	...	10	...	100	...	10
001	B001	22222	20	...	20	...	100	...	20

(供給電力量データ修正)

②2022年11月 (対象年月：2022年9月)

設備A：供給電力量減少⇒FIP交付金減少

設備B：供給電力量増加⇒FIP交付金増加

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	A001	11111	10	...	10	...	0	...	10
001	B001	22222	20	...	20	...	300	...	20

■事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)

①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム(WinSCP)】受領したファイルをアップロードする。

(例：9月フォルダ「202209」、8月フォルダ「202208_seisan」)

③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。

⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値)※供給電力量画面から参照できること

④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。※当月を指定すると精算も一括算定

⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金							廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	900	980	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
001	B001	1800	4,120	15	1.00	12,000/10,000	2,000	200	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
5,100	300	2,700	3,000	0	300	5	1	100,000

FIP交付金							廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備 ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	800 (-100)	870 (-110)	15	1.00	12,000/10,000	900 (-100)	90 (-10)	2022年8月
001	B001	2,000 (+200)	4,580 (+460)	15	1.00	12,000/10,000	2,200 (+200)	220 (+20)	2022年8月
001	A001	2,000	2,150	20	1.00	12,000/10,000	2,500	250	-
001	B001	1,000	1,100	20	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
-	-	-	3,600	-	-	-	-	360	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
3,600	360	3,100	3,600	0	360	5	1	110,000

業務プロセス 「05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録」「06:供給電力量算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」①-2供給電力量データ修正 (他設備の交付金と相殺無し)

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)							
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488	
001	A001	11111	10	...	10	...	100	...	10	

(供給電力量データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

供給電力量減少⇒FIP交付金減少

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)							
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488	
001	A001	11111	10	...	10	...	0	...	10	

- 事業者向け対応(請求書作成プロセス)
- ①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
 - ②【システム(WinSCP)】受領したファイルをアップロードする。
(例：9月フォルダ「202209」、8月フォルダ「202208_seisan」)
 - ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値)※供給電力量画面から参照できること
 - ④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。※当月を指定すると精算も一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
 - ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

<算定結果>

FIP交付金							廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	balancing コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	900	980	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
980	100	900	1,000	0	300	5	1	100,000

FIP交付金							廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	balancing コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	800 (-100)	870 (-110)	15	1.00	12,000/10,000	900 (-100)	90 (-10)	2022年8月
001	A001	0	0	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
-110	-10	-100	-100	0	-10	5	1	110,000

・事業者001に対し、請求書「-110(交付金返還請求)+10(積立金)=-100」を作成する。
(積立金10円は、広域機関内部で口座間振替(積立口座⇒納付金口座)する。)

業務プロセス

「05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録」「06:供給電力量算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」①-3供給電力量データ修正(精算後に再精算)

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	A001	11111	10	...	10	...	10	...	10

(供給電力量データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

供給電力量増加⇒FIP交付金増加

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	A001	11111	10	...	10	...	110	...	10

(供給電力量データ再修正)

③2022年12月(対象年月：2022年10月)

供給電力量増加⇒FIP交付金変化なし、積立金増加

事業者 コード	設備ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
			1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	A001	11111	10	...	110	...	110	...	10

■事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)

- ①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
- ②【システム(WinSCP)】受領したファイルをアップロードする。
(例：9月フォルダ「202209」、8月フォルダ「202208_seisan」)
- ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値)※供給電力量画面から参照できること
- ④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。※当月を指定すると精算も一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- ⑤ 対象年月8月分にて再精算が生じる場合、①～④を繰り返す。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
- ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

<算定結果>

FIP交付金							廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	900	980	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
FIP交付金報告書					積立金報告書				
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺 処理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)	
980	100	900	1,000	0	100	5	1	100,000	

FIP交付金							廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備 ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	1,000 (+100)	1,090 (+110)	15	1.00	12,000/10,000	1,100 (+100)	110 (+10)	2022年8月
001	A001	2,000	2,180	15	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
FIP交付金報告書					積立金報告書				
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺 処理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)	
2,290	230	2,100	2,300	0	230	5	1	105,000	

FIP交付金							積立金		精算 対象年月
事業者 コード	設備 ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	A001	1,000 (±0)※1	1,090 (±0)※1	15	1.00	12,000/10,000	1,200 (+100)※1	120 (+10)※1	2022年8月
001	A001	2,000	2,180	15	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
FIP交付金報告書					積立金報告書				
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺 処理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)	
2,180	230	2,000	2,300	0	230	5	1	110,000	

業務プロセス	「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」
--------	--

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」②-1エリア電源種別電気供給量データ修正 (他設備の交付金と相殺あり)

<前提> 基準価格(A001)15円 (B001)16円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

<諸元>
①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1000	...	2000	...	0
関西	0	...	1000	...	4000	...	0



(エリア電源種別電気供給量データ修正)

②2022年11月 (対象年月：2022年9月)

東京：電気供給量変化⇒プレミアム調整率低下⇒FIP交付金減少
関西：電気供給量増加⇒プレミアム調整率上昇⇒FIP交付金増加

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1000	...	4000	...	0
関西	0	...	2000	...	2000	...	0



FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	980	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
001	関西	B001	1800	4,120	15	1.00	12,000/10,000	2,000	200	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
5,100	300	2,700	3,000	0	300	5	1	100,000

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備 ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	953 (-27)	15.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2022年8月
001	関西	B001	1,800	5,120 (+1,000)	14.9	1.00	11,000/8,000	2,000	200 (±0)	2022年8月
001	東京	A001	2,000	2,150	20	1.00	12,000/10,000	2,500	250	-
001	関西	B001	1,000	2,300	20	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
-	-	-	-	5,423	-	-	-	-	350	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
5,423	350	3,000	3,000	0	350	5	1	110,000

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- ①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
- ②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。
- ⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示
- ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
- ⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
- ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

業務プロセス

「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」②-2エリア電源種別電気供給量データ修正 (他設備の交付金と相殺無し)

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	…	48 (0.01)	…	96	…	1488
東京	0	…	1000	…	2000	…	0

(エリア電源種別電気供給量データ修正)



FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円 /kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	980	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-

報告書									
FIP交付金				積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)	
980	100	900	1,000	0	300	5	1	100,000	

②2022年11月(対象年月：2022年9月)
供給電力量増加⇒FIP交付金減少

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1000	...	4000	...	0



FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	953 (-27)	15.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2022年8月
001	東京	A001	0	0	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-

報告書									
FIP交付金				積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)	
-27	0	0	0	0	0	5	1	110,000	

・事業者001に対し、請求書「-27円(交付金返還請求)」を作成する。

■事業者向け対応(請求書作成プロセス)

- ①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
- ②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示
- ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
- ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金精算

業務プロセス

「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」②-3エリア電源種別電気供給量データ修正 (精算後に再精算)

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1000	...	2000	...	0

(エリア電源種別電気供給量データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

供給電力量増加⇒FIP交付金減少

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1000	...	4000	...	0

(エリア電源種別電気供給量データ修正)

③2022年12月(対象年月：2022年10月)

供給電力量増加⇒FIP交付金変

エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	2000	...	4000	...	0

■事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)

①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。

⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示

④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定

⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

⑤ 対象年月8月分に再精算が生じる場合、①～④を繰り返す。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

<算定結果>

FIP交付金								積立金		精算対象年月(年月)
事業者コード	エリア	設備ID	供給電力量(kWh)	FIP交付金(円)	参照価格(円/kWh)	balancingコスト(円/kWh)	エリア電源種別の電気供給量(kWh)	供給電力量(kWh)	積立金(円)	
001	東京	A001	900	980	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-

FIP交付金報告書

積立金報告書

交付金(円)	積立金(円)	供給電力量(kWh)	供給電力量(kWh)	FIT積立金(円)	FIP積立金(円)	積立金(相殺処理外、円)	取戻額(円)	累計積立金(円)
980	100	900	900	0	100	5	1	100,000

FIP交付金								積立金		精算対象年月
事業者コード	エリア	設備ID	供給電力量(kWh)	FIP交付金(円)	参照価格(円/kWh)	balancingコスト(円/kWh)	エリア電源種別の電気供給量(kWh)	供給電力量(kWh)	積立金(円)	
001	東京	A001	900	953(-27)	15.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100(±0)	2022年8月
001	東京	A001	2,000	2,180	15	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-

FIP交付金報告書

積立金報告書

交付金(円)	積立金(円)	供給電力量(kWh)	供給電力量(kWh)	FIT積立金(円)	FIP積立金(円)	積立金(相殺処理外、円)	取戻額(円)	累計積立金(円)
2,153	220	2,000	2,200			5	1	105,000

FIP交付金								積立金		精算対象年月
事業者コード	設備ID	供給電力量(kWh)	FIP交付金(円)	参照価格(円/kWh)	balancingコスト(円/kWh)	エリア電源種別の電気供給量(kWh)	供給電力量(kWh)	積立金(円)		
001	A001	900	1,025(+72)	15.2	1.00	15,000/12,000	1,000	100(±0)	2022年8月	
001	A001	2,000	2,180	15	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-	

FIP交付金報告書

積立金報告書

交付金(円)	積立金(円)	供給電力量(kWh)	供給電力量(kWh)	FIT積立金(円)	FIP積立金(円)	積立金(相殺処理外、円)	取戻額(円)	累計積立金(円)
2,252	220	2,000	2,000	0	220	5	1	110,000

業務プロセス	「07:精算月インバンスリスク単価登録・算定」「08:バラシングコスト算定(精算)」
--------	--

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」③-1インバンスリスク単価データ修正 (他設備の交付金と相殺あり)

<前提> 基準価格(A001)15円、(B001)16円 電源種別：バイオマス

<算定結果>

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1	...	0.5	...	0
関西	0	...	1	...	0.5	...	0

(インバンスリスク単価データ修正)

②2022年11月 (対象年月：2022年9月)

東京：インバンスリスク単価上昇⇒バラシングコスト上昇⇒FIP交付金増加
関西：インバンスリスク単価低下⇒バラシングコスト低下⇒FIP交付金減少

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1	...	1.0	...	0
関西	0	...	1	...	0.1	...	0

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- ①【人】対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
 - ②【システム(WinSCP)】対象年月9月分(当月)の供給電力量データをアップロードする。(対象年月8月分(精算)の供給電力量データは再アップロード不要)
 - ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。
 - ④【システム】受領したインバンスリスク単価ファイルを精算画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のバラシングコストを算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値
 - ⑤【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月及び精算分を一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
 - ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バラシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	1,080	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-
001	関西	B001	1,800	4,320	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
5,400	0	2,700	0	0	0	5	1	100,000

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電 力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バラシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	2,160 (+1,080)	15	2.00 (+1.00)	12,000/10,000	0	0	2022年8月
001	関西	B001	1,800	3,240 (-1,080)	15	0.50 (-0.50)	12,000/10,000	0	0	2022年8月
001	東京	A001	2,000	2,400	20	1.00	12,000/10,000	0	0	-
001	関西	B001	1,000	1,200	20	1.00	12,000/10,000	0	0	-
-	-	-	-	3,600	-	-	-	-	0	-

報告書								
FIP交付金			積立金					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
3,600	0	3,000	0	0	0	5	1	110,000

業務プロセス

「07:精算月インバンスリスク単価登録・算定」「08:バランシングコスト算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」③-2インバンスリスク単価データ修正 (他設備の交付金と相殺無し)

<前提> 基準価格 (A001)15円、電源種別：バイオマス

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1	...	1.0	...	0

(インバンスリスク単価データ修正)

②2022年11月 (対象年月：2022年9月)

設備A：インバンスリスク単価低下⇒バランシングコスト低下⇒FIP交付金減少

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1	...	0.5	...	0

<算定結果>

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力 量 (kWh)	FIP交 付 金(円)	参照価格 (円 /kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力 量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	1,080	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-

報告書

FIP交付金			積立金					
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
1,080	0	900	0	0	0	5	1	100,000

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業 者 コード	エリア	設備 ID	供給電力 量 (kWh)	FIP交 付 金額(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力 量 (kWh)	積立金額 (円)	
001	東京	A001	900	540 (-540)	15	0.50 (-0.50)	12,000/10,000	0	0	2022年8月
001	東京	A001	0	0	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-

報告書

FIP交付金			積立金					
交付金 (円)	積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺処 理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)
-540	0	0	0	0	0	5	1	110,000

■事業者向け対応(請求書作成プロセス)

①【人】対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム(WinSCP)】対象年月9月分(当月)の供給電力量データをアップロードする。(対象年月8月分(精算)の供給電力量データは再アップロード不要)

③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。

④【システム】受領したインバンスリスク単価ファイルを精算画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のバランシングコストを算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値

⑤【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月及び精算分を一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。
※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・事業者001に対し、請求書「-540円(交付金返還請求)」を作成する。

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金精算

業務プロセス 「07:精算月インバンスリスク単価登録・算定」「08:バラシングコスト算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金精算」③-3インバンスリスク単価データ修正 (精算後に再精算)

<算定結果>

<前提> 基準価格(A001)15円、電源種別：バイオマス

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1	...	0.5	...	0

(インバンスリスク単価データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

設備A：インバンスリスク単価上昇⇒バラシングコスト上昇⇒FIP交付金増加

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	1	...	1.0	...	0

(インバンスリスク単価データ修正)

③2022年12月(対象年月：2022年10月)

設備A：インバンスリスク単価上昇⇒バラシングコスト上昇⇒FIP交付金増加

インバンスリスク単価							
エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
東京	0	...	2.0	...	2.0	...	0

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- ①【人】対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
 - ②【システム(WinSCP)】対象年月9月分(当月)の供給電力量データをアップロードする。(対象年月8月分(精算)の供給電力量データは再アップロード不要)
 - ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。
 - ④【システム】受領したインバンスリスク単価ファイルを精算画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のバラシングコストを算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値
 - ⑤【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月及び精算を一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。
※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
 - ⑥ 対象年月8月分に再精算が生じる場合、①～⑤を繰り返す。

- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
 - ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金(円)	参照価格 (円/kWh)	バラシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	東京	A001	900	1,080	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-
FIP交付金報告書					積立金報告書					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺 処理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)		
1,080	0	900	0	0	0	5	1	100,000		

FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金額(円)	参照価格 (円/kWh)	バラシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金額 (円)	
001	東京	A001	900	2,160 (+1,080)	15	2.00 (+1.00)	12,000/10,000	1,000	0	2022年8月
001	東京	A001	2,000	2,400	15	1.00	12,000/10,000	2,200	0	-
FIP交付金報告書					積立金報告書					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺 処理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)		
3,480	0	2,900	0	0	0	5	1	105,000		

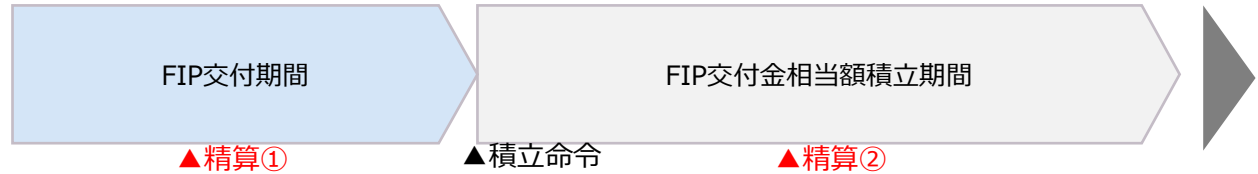
FIP交付金								積立金		精算 対象年月
事業者 コード	エリア	設備ID	供給電力量 (kWh)	FIP交付 金額(円)	参照価格 (円/kWh)	バラシング コスト(円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	積立金額 (円)	
001	東京	A001	900	3,240 (+1,080)	15	3.00 (+1.00)	12,000/10,000	0	0	2022年8月
001	東京	A001	2,000	2,400	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-
FIP交付金報告書					積立金報告書					
交付金(円)	積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT積立金 (円)	FIP積立金 (円)	積立金(相殺 処理外、円)	取戻額 (円)	累計積立金 (円)		
3,480	0	2,900	0	0	0	5	1	105,000		

業務プロセス	「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」03:精算月バイオマス比率登録「04:精算月系統充放電量登録」05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録「06:供給電力量算定(精算)」07:精算月インバランスク単価登録・算定「08:バランシングコスト算定(精算)」
--------	--

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立対象設備の精算タイミング」

- ・積立期間中に精算が行われた場合、対象年月に関わらず交付金相当額を積み立てる。
- ・積立命令解除後に精算が行われた場合、対象年月に関わらず即時精算する。



積立命令解除(全部交付)	▲精算③
認定取消(全部徴収)	▲精算④
認定取消(全部交付)	▲精算⑤
認定取消(一部徴収)	▲精算⑥
自治体による除去	▲精算⑦

- ・現在の精算対象は、認定中の事業者のみが対象。
- ・仮に積立命令⇒認定取消の事業者に対し交付金精算が可能となるよう、システム上の考慮が必要。

「FIP交付金相当額積立対象設備が精算対象となった場合の精算金取扱い」

No.	ケース		精算発生時期(暦月)						
	精算対象年月	精算対象諸元	①積立命令前	②積立命令後 積立命令解除前	③積立命令解除後 全部交付	④認定取消 全部徴収後※2	⑤認定取消 全部交付※2	⑥認定取消 一部徴収後※2	⑦自治体等による除去
1	積立命令前	供給電力量(設備・30分コマ) バイオマス比率・系統充放電量	即時精算 (前ページのとおり)	積立命令※1	即時精算	即時精算	即時精算	即時精算	即時精算
2		供給電力量(電源種別ごと)		積立命令※1					
3		インバランスク単価		即時精算					
5	積立命令後	供給電力量(設備・30分コマ) バイオマス比率・系統充放電量	-	積立命令※1	即時精算	精算しない	即時精算	積立命令 (エネ庁協議後 精算)	精算しない
6		供給電力量(電源種別ごと)		積立命令※1					
7		インバランスク単価		即時精算		即時精算		即時精算	即時精算

※1 精算額が正の場合は積立、負の場合請求せず“精算対象年月”に交付金相当額積立金があれば積立金残高を減算、“精算対象年月に”交付金相当額積立金が無ければ請求する。
仮に精算対象年月の積立金残高を超えて減算すると、他の対象年月の積立金が取戻されたことになる。

※2 事業計画認定情報では認定取消されているが、「全部徴収」「全部交付」「一部徴収」が分からない段階で精算が発生したときは一旦「積立」

業務詳細仕様
FIP：FIP交付金相当額積立金精算

業務プロセス 「01:精算月供給電力量(電源種別ごと)登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格算定(精算)」「03:精算月バイオマス比率登録」「04:精算月系統充放電量登録」「05:精算月供給電力量(設備・30分コマ)登録」「06:供給電力量算定(精算)」「07:精算月イバンスリスク単価登録・算定」「08:バランシングコスト算定(精算)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立対象設備の”精算算定～支払済”までの期間に、積立命令に係る認定状態等が変化した場合の交付金取扱い」

・精算金額算定後、支払通知書確定前までに認定状態等が変化した場合、 「FIP交付金の交付金相当額積立対象設備が精算対象となった場合の精算金取扱い（前スライド）」に準じて精算を反映する。
・支払通知書確定後に認定状態等が変化した場合は、翌月交付分の交付金に精算を反映する。

精算対象年月	交付金相当額積立金 有無	精算算定	算定ステータス			
			支払通知書承認	支払通知書確定	振込中	支払済
認定状態等の変化		①積立命令前	②積立命令後解除前			
積立命令前	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める	止める	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	即時精算	止める	止める	積立	
積立命令後	交付金相当額積立金無し	-	-	-	-	
	交付金相当額積立金有り	-	-	-	-	
認定状態等の変化		②積立命令後解除前	③解除後全部交付			
積立命令前	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める	止める	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	積立	止める	止める	即時精算	
積立命令後	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める	止める	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	積立	止める	止める	即時精算	
認定状態等の変化		②積立命令後解除前	④認定取消全部徴収後			
積立命令前	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める		算定対象外	
	交付金相当額積立金有り	積立			算定対象外	
積立命令後	交付金相当額積立金無し	即時精算	止めない	止めない	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	積立	止める	止める	即時精算	
認定状態等の変化		②積立命令後解除前	⑤認定取消全部交付			
積立命令前	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める		算定対象外	
	交付金相当額積立金有り	積立			算定対象外	
積立命令後	交付金相当額積立金無し	即時精算	止めない	止めない	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	積立	止める	止める	即時精算	
認定状態等の変化		②積立命令後解除前	⑥認定取消一部徴収後			
積立命令前	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める		算定対象外	
	交付金相当額積立金有り	積立			算定対象外	
積立命令後	交付金相当額積立金無し	即時精算	止めない	止めない	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	積立	止める	止める	積立（エネ庁協議後精算）	
認定状態等の変化		②積立命令後解除前	⑦自治体等による除去			
積立命令前	交付金相当額積立金無し	即時精算	止める		算定対象外	
	交付金相当額積立金有り	積立			算定対象外	
積立命令後	交付金相当額積立金無し	即時精算	止めない	止めない	即時精算	
	交付金相当額積立金有り	積立	止める	止める	即時精算	

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金相当額積立金交付金精算

業務プロセス 「03:修正対象供給電力量(設備・30分コマ)の登録」「04:供給電力量(修正対象)算定」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」①-1供給電力量データ修正(精算時に積立命令、他設備の交付金と相殺あり)

<前提> 基準価格(A001)15円 (B001)16円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

*BC:バランシングコスト

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	無	A001	11111	10	...	10	...	100	...	10
001	無	B001	22222	20	...	20	...	100	...	20

FIP交付金									廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*) (円)	FIP 交付金 (BC除く) (円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	A001	900	980	1,080	14	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
001	無	B001	1800	1,960	4,320	14	1.00	12,000/10,000	2,000	200	-

(供給電力量データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

設備A：供給電力量減少⇒FIP交付金減少

設備B：供給電力量増加⇒FIP交付金増加、積立命令

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	無	A001	11111	10	...	10	...	0	...	10
001	有	B001	22222	20	...	20	...	300	...	20

FIP交付金									廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*) (円)	FIP 交付金 (BC除く) (円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	A001	800 (-100)	870 (-110)	960 (-120)	14	1.00	12,000/10,000	900 (-100)	90 (-10)	2022年8月
001	有	B001	2,000 (+200)	2,180 (+220)	4,800 (+480)	14	1.00	12,000/10,000	2,200 (+200)	220 (+20)	2022年8月
001	無	A001	2,000	2,150	0	20	1.00	12,000/10,000	2,500	250	-
001	有	B001	1,000	1,100	0	20	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
-	-	-	-	3,240	480	-	-	-	-	370	-

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- ①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
 - ②【システム(WinSCP)】受領したファイルをアップロードする。
(例：9月フォルダ「202209」、8月フォルダ「202208_seisan」)
 - ③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値)※供給電力量画面から参照できること
 - ④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
 - ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書			
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当 額積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
3,240	360	480	3,100	3,700	0	370	110,000	1,200	0	480	480

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金相当額積立金精算

138

業務プロセス 「03:修正対象供給電力量(設備・30分コマ)の登録」「04:供給電力量(修正対象)算定」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」①-2供給電力量データ修正(精算時に積立命令、他設備の交付金と相殺無し)

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

*BC:バランシングコスト

<算定結果>

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	無	A001	11111	10	...	10	...	100	...	10

(供給電力量データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

供給電力量減少⇒FIP交付金減少

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	有	A001	11111	10	...	10	...	0	...	10

FIP交付金									廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	設備 ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*) (円)	FIP 交付金 (BC除く) (円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	A001	900	980	1,080	14	1.00	12,000/10,000	1,000	100	
FIP交付金報告書						廃棄等費用積立金報告書			交付金相当額積立金報告書		
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当 額積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
2,060	100	0	900	1,000	0	300	100,000	0	0	0	0

FIP交付金									廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	設備 ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*) (円)	FIP 交付金 (BC除く) (円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	A001	800 (-100)	870 (-110)	960 (-120)	14	1.00	12,000/10,000	900 (-100)	90 (-10)	2022年8月
001	有	A001	0	0	0	14	1.00	12,000/10,000	0	0	-

FIP交付金				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書			
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当 額積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
-110	-10	-120	-100	-100	0	-10	110,000	0	0	0	0

・事業者001に対し、請求書「-230(交付金返還請求)+10(積立金)=-220」を作成する。
(積立金10円は、広域機関内部で口座間振替(積立口座⇒納付金口座)する。)

・精算年月2022年8月の交付金は交付済みであり交付金相当額積立金残高が無い場合、残高からマイナス精算金を減らすことができない。交付金相当額積立金報告書の積立額は0円となる。

■事業者向け対応(請求書作成プロセス)

①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム(WinSCP)】受領したファイルをアップロードする。

(例：9月フォルダ「202209」、8月フォルダ「202208_seisan」)

③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。

⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の())の数値)※供給電力量画面から参照できること

④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。※当月を指定すると精算も一括算定

⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金相当額積立金精算

139

業務プロセス

「03:修正対象供給電力量(設備・30分コマ)の登録」「04:供給電力量(修正対象)算定」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」①-3供給電力量データ修正(初回精算時に積立命令、精算後に再精算)<算定結果>

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、
電源種別：太陽光

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	無	A001	11111	10	...	10	...	10	...	10

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

供給電力量増加⇒FIP交付金増加

(供給電力量データ修正)

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	有	A001	11111	10	...	10	...	110	...	10

③2022年12月(対象年月：2022年10月)(供給電力量データ再修正)

供給電力量増加⇒FIP交付金変化なし、積立金増加

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	受電地点 特定番号	供給電力量(30分コマ)						
				1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	有	A001	11111	10	...	110	...	110	...	10

■事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)

①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム(WinSCP)】受領したファイルをアップロードする。

(例：9月フォルダ「202209」、8月フォルダ「202208_seisan」)

③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)を供給電力量算定する。

⇒当月：通常通り算定、精算：確定データとの差分(右の表セル内の()の数値)※供給電力量画面から参照できること

④【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。※当月を指定すると精算も一括算定

⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

⑤ 対象年月8月分に再精算が生じる場合、①～④を繰り返す。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	供給 電力量 (kWh)	FIP交付金		参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	廃棄積立金		精算 対象年月
				FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除)(円)				供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	A001	900	980	1,080	14	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書			
交付金 (円)	廃棄積立 金(円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
2,060	100	0	900	1,000	1,000	100	100,000	0	0	0	0

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	供給 電力量 (kWh)	FIP交付金		参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	廃棄積立金		精算 対象年月
				FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除)(円)				供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	A001	1,000 (+100)	1,090 (+110)	1,200 (+120)	14	1.00	12,000/10,000	1,100 (+100)	110 (+10)	2022年8月
001	有	A001	2,000	2,180	0	20	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
			交付	↓ 2,290	↓ 120	積立				230	

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書			
交付金 (円)	廃棄積立 金(円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
2,290	230	120	2,100	2,300	0	230	105,000	2,100	0	120	120

事業者 コード	積立 命令	設備 ID	供給 電力量 (kWh)	FIP交付金		参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	廃棄積立金		精算 対象年月
				FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除)(円)				供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	A001	1,000 (±0)	1,080 (-10)	1,200 (±0)	14	1.00	12,000/10,000	1,200 (+100)	120 (+10)	2022年8月
001	有	A001	2,000	2,180	0	20	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
			交付	↓ 2,170	↓ 0	積立				230	

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書			
交付金 (円)	廃棄積立 金(円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
2,170	230	0	2,000	2,300	0	230	110,000	2,000	0	0	120

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金相当額積立金精算

140

業務プロセス 「01:修正対象供給電力量(エリア電源種別ごと)の登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格(修正対象)算定)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」②-1エリア電源種別電気供給量データ修正(精算時に積立命令、他設備の交付金と相殺あり)

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格(A001)15円 (B001)16円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光、「基準価格」に発電側課金相当額含む

<算定結果>

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)					
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96 ... 1488
001	無	東京	0	...	1000	...	2000 ... 0
001	無	関西	0	...	1000	...	4000 ... 0



(エリア電源種別電気供給量データ修正)

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

東京：電気供給量変化⇒プレミアム調整率低下⇒FIP交付金減少

関西：電気供給量増加⇒プレミアム調整率上昇⇒FIP交付金増加

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)					
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96 ... 1488
001	無	東京	0	...	1000	...	4000 ... 0
001	有	関西	0	...	2000	...	2000 ... 0



■事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)

①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。

⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示

③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定

⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	980	1,080	14	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
001	無	関西	B001	1800	1,960	4,320	14	1.00	12,000/10,000	2,000	200	-
FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
8,340	300	0	2,700	3,000	0	300	100,000	0	0	0	0	

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	953 (-27)	945 (-135)	14.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2022年8月
001	有	関西	B001	1,800	2,284 (+324)	5,220 (+900)	13.9	1.00	11,000/8,000	2,000	200 (±0)	2022年8月
001	無	東京	A001	2,000	2,150	0	20	1.00	12,000/10,000	2,500	250	-
001	有	関西	B001	1,000	1,100	0	20	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
-			-	交付	3,412	900	積立	-	-	-	350	-
FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
3,412	350	900	3,500	3,500	0	350	110,000	1,000	0	900	900	

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金相当額積立金精算

141

業務プロセス 「01:修正対象供給電力量(エリア電源種別ごと)の登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格(修正対象)算定)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」②-2エリア電源種別電気供給量データ修正 (精算時に積立命令、他設備の交付金と相殺無し)

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格(A001)15円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	無	東京	0	...	1000	...	2000	...	0

(エリア電源種別電気供給量データ修正)

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	980	1,080	14	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
2,060	100	0	900	1,000	0	100	100,000	0	0	0	0	

②2022年11月 (対象年月：2022年9月)

供給電力量減少⇒FIP交付金減少

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	有	東京	0	...	1000	...	4000	...	0

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	東京	A001	900	953 (-27)	945 (-135)	14.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2022年8月
001	有	東京	A001	0	0	0	14	1.00	12,000/10,000	0	0	-
FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
-27	0	-135	0	0	0	0	110,000	0	0	0	0	

■事業者向け対応(請求書作成プロセス)

①【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。

②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。

⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示

③【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。※当月を指定すると精算も一括算定

⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。

■経産省向け対応(報告書作成プロセス)

・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・事業者001に対し、請求書「-27-135=-162円(交付金返還請求)」を作成する。

業務詳細仕様

FIP：FIP交付金相当額積立金精算

業務プロセス 「01:修正対象供給電力量(エリア電源種別ごと)の登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格(修正対象)算定)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」②-3エリア電源種別電気供給量データ修正(初回精算時に積立命令、精算後に再精算)定結果>

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格 (A001)15円、解体等積立基準額0.1円、
電源種別：太陽光

<諸元>

①2022年10月算定(対象年月：2022年8月)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
001	無	東京	0	...	1000	...	2000	...	0

②2022年11月(対象年月：2022年9月)

(エリア電源種別
供給電力量増加⇒FIP交付金増加
電気供給量データ修正)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
001	有	東京	0	...	1000	...	4000	...	0

③2022年12月(対象年月：2022年10月)

(エリア電源種別
供給電力量増加⇒FIP交付金変化なし、積立金増加
電気供給量データ修正)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
001	有	東京	0	...	2000	...	4000	...	0

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- 【人】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をTSOから受領する。
 - 【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：一覧画面に上書き表示
 - 【システム】対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
⇒対象年月8月分(精算)および対象年月9月分(当月)の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
 - 対象年月8月分に再精算が生じる場合、①～④を繰り返す。

- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
 - 積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月 (年月)
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	980	1,080	14	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
FIP交付金報告書					廃棄等費用積立金報告書					交付金相当額積立金報告書		
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
980	100	0	900	900	0	100	100,000	0	0	0	0	

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	東京	A001	900	953 (-27)	945 (-135)	14.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2022年8月
001	有	東京	A001	2,000	2,180	2,400	14	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
				交付	2,153	2,265	積立				220	
FIP交付金報告書					廃棄等費用積立金報告書					交付金相当額積立金報告書		
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
2,153	220	2,265	2,000	2,200	0	220	105,000	2,000	0	2,265	2,265	

FIP交付金										廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC*)(円)	FIP 交付金 (BC除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	東京	A001	900	1,025 (+72)	900 (-45)	14.2	1.00	15,000/12,000	1,000	100 (±0)	2022年8月
001	有	東京	A001	2,000	2,180	2,400	14	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
				交付	2,252	2,355	積立					

FIP交付金報告書					廃棄等費用積立金報告書					交付金相当額積立金報告書		
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
2,252	220	2,355	2,000	2,000	0	220	110,000	2,000	0	2,355	4,620	

業務プロセス

「01:修正対象供給電力量(エリア電源種別ごと)の登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格(修正対象)算定)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」②-1'エリア電源種別電気供給量データ修正（精算時に積立命令、他設備の交付金と相殺あり）

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格(A001)15円 (B001)16円、発電側課金相当額0.2円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

<諸元>

①2024年10月算定(対象年月：2024年8月)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)					
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96 ... 1488
001	無	東京	0	...	1000	...	2000 ... 0
001	無	関西	0	...	1000	...	4000 ... 0

(エリア電源種別電気供給量データ修正)

②2024年11月（対象年月：2024年9月）

東京：電気供給量変化⇒プレミアム調整率低下⇒FIP交付金減少
関西：電気供給量増加⇒プレミアム調整率上昇⇒FIP交付金増加

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)					
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96 ... 1488
001	無	東京	0	...	1000	...	4000 ... 0
001	有	関西	0	...	2000	...	2000 ... 0

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- ①【人】対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）をTSOから受領する。
- ②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。
- ⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示
- ③【システム】対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
- ⇒対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
 - ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発電)(円)	FIP 交付金 (左除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	980	216	0	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
001	無	関西	B001	1800	1,960	432	2,160	15	1.00	12,000/10,000	2,000	200	-
FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書					
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)		
5,748	300	0	2,700	3,000	0	300	100,000	0	0	0	0		

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発電)(円)	FIP 交付金 (左除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	953 (-27)	108 (-108)	0 (±0)	15.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2024年8月
001	有	関西	B001	1,800	2,284 (+324)	504 (+72)	2,736 (+576)	14.9	1.00	11,000/8,000	2,000	200 (±0)	2024年8月
001	無	東京	A001	2,000	2,150	0	0	20	1.00	12,000/10,000	2,500	250	-
001	有	関西	B001	1,000	1,100	0	0	20	1.00	12,000/10,000	1,000	100	-
-			-	交付	3,466		576	積立	-	-	-	350	-
FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書					
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)		
3,511	350	576	3,000	3,500	0	350	110,000	1,000	0	576	576		

業務プロセス

「01:修正対象供給電力量(エリア電源種別ごと)の登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格(修正対象)算定)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」②-2'エリア電源種別電気供給量データ修正 (精算時に積立命令、他設備の交付金と相殺無し)

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格(A001)15円、発電側課金相当額0.2円、解体等積立基準額0.1円、電源種別：太陽光

<算定結果>

<諸元>

①2024年10月算定(対象年月：2024年8月)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	…	48 (0.01)	…	96	…	1488
001	無	東京	0	…	1000	…	2000	…	0

(エリア電源種別電気供給量データ修正)

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象年月			
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備 ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発課)(円)	FIP 交付金 (左除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)				
001	無	東京	A001	900	980	216	0	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100				
FIP交付金報告書						廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書						
交付金 (円)		廃棄積立金 (円)		交付金相当額 積立金(円)		供給電力量 (kWh)		供給電力量 (kWh)		FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)
1,196		100		0		900		1,000		0	100	100,000	0	0	0	0

②2024年11月（対象年月：2024年9月）

供給電力量減少⇒FIP交付金減少

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48 (0.01)	...	96	...	1488
001	有	東京	0	...	1000	...	4000	...	0

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発課)(円)	FIP 交付金 (左除く)(円)	参照価格 (円 /kWh)	バランシング コスト(円 /kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	東京	A001	900	953 (-27)	108 (-108)	0 (±0)	15.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2024年8月
001	有	東京	A001	0	0		0	15	1.00	12,000/10,000	0	0	-
FIP交付金報告書					廃棄等費用積立金報告書					交付金相当額積立金報告書			
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)		
-135	0	0	0	0	0	0	110,000	0	0	0	0		

- 事業者向け対応(請求書作成プロセス)
- ①【人】対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）をTSOから受領する。
- ②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。
⇒当月：通常通り算定、精算：通常通り算定、一覧画面に上書き表示
- ③【システム】対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
⇒対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
- ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

・事業者001に対し、請求書「-27-108=-135円(交付金返還請求)」を作成する。

業務プロセス

「01:修正対象供給電力量(エリア電源種別ごと)の登録」「02:JEPXスポット・時間前市場価格(修正対象)算定)」

業務詳細仕様

「FIP交付金相当額積立金精算」②-3'エリア電源種別電気供給量データ修正（初回精算時に積立命令、精算後に再精算定結果>

*BC:バランシングコスト

<前提> 基準価格（A001）15円、解体等積立基準額0.1円、
発電側課金相当額0.2円、電源種別：太陽光

<諸元>

①2024年10月算定(対象年月：2024年8月)

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	…	48(0.01)	…	96	…	1488
001	無	東京	0	…	1000	…	2000	…	0

②2024年11月（対象年月：2024年9月）（エリア電源種別
供給電力量増加⇒FIP交付金増加 電気供給量データ修正）

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
001	有	東京	0	...	1000	...	4000	...	0

③2024年12月（対象年月：2024年10月）（エリア電源種別
供給電力量増加⇒FIP交付金増加（一概には言えない） 電気供給量データ修正）

事業者 コード	積立 命令	エリア電源種別電気供給量(30分コマ)							
		エリア	1	...	48(0.01)	...	96	...	1488
001	有	東京	0	...	2000	...	4000	...	0

- 事業者向け対応(支払通知書作成プロセス)
- ①【人】対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）をTSOから受領する。
- ②【システム】受領したファイルをJEPXスポット・時間前市場価格管理画面にアップロードし、対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）のJEPXスポット・時間前市場価格を算定する。
- ⇒当月：通常通り算定、精算：一覧画面に上書き表示
- ④【システム】対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）をFIP交付金・積立金算定する。 ※当月を指定すると精算も一括算定
- ⇒対象年月8月分（精算）および対象年月9月分（当月）の金額を合算する。 ※算定結果詳細にて精算の明細を参照できるようにする。
- ⑤ 対象年月8月分に再精算が生じる場合、①～④を繰り返す。

- 経産省向け対応(報告書作成プロセス)
- ・FIP交付金報告書：対象年月の数値(精算分は差分)を単純合計
- ・積立金報告書：会計年月の数値(精算分は差分)を単純合計

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象 年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発課)(円)	FIP 交付金 (左除)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	無	東京	A001	900	980	216	0	15	1.00	12,000/10,000	1,000	100	

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
1,196	100	0	900	900	0	100	100,000	0	0	0	0	

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象 年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発課)(円)	FIP 交付金 (左除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	東京	A001	900	953 (-27)	108 (-108)	0 (±0)	15.1	1.00	14,000/12,000	1,000	100 (±0)	2024/8
001	有	東京	A001	2,000	2,180	480	2,400	14	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
				交付	↓2,525		2,400	積立				220	

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
2,525	220	2,400	2,000	2,200	0	220	105,000	2,000	0	2,400	2,400	

FIP交付金											廃棄積立金		精算 対象 年月
事業者 コード	積立 命令	エリア	設備ID	供給 電力量 (kWh)	FIP 交付金 (BC)(円)	FIP 交付金 (発課)(円)	FIP 交付金 (左除く)(円)	参照価格 (円/kWh)	バランシング コスト (円/kWh)	エリア電源種別の 電気供給量 (kWh)	供給 電力量 (kWh)	積立金 (円)	
001	有	東京	A001	900	1,025 (+72)	0 (-108)	0 (±0)	15.2	1.00	15,000/12,000	1,000	100 (±0)	2024/8
001	有	東京	A001	2,000	2,180	480	2,400	14	1.00	12,000/10,000	2,200	220	-
				交付	▼2,624		2,400▼	積立					

FIP交付金報告書				廃棄等費用積立金報告書				交付金相当額積立金報告書				
交付金 (円)	廃棄積立金 (円)	交付金相当額 積立金(円)	供給電力量 (kWh)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	供給電力量 (kWh)	FIT (円)	FIP (円)	累計積立金 (円)	
2,624	220	2,624	2,000	2,200	0	220	110,000	2,000	0	2,400	4,800	

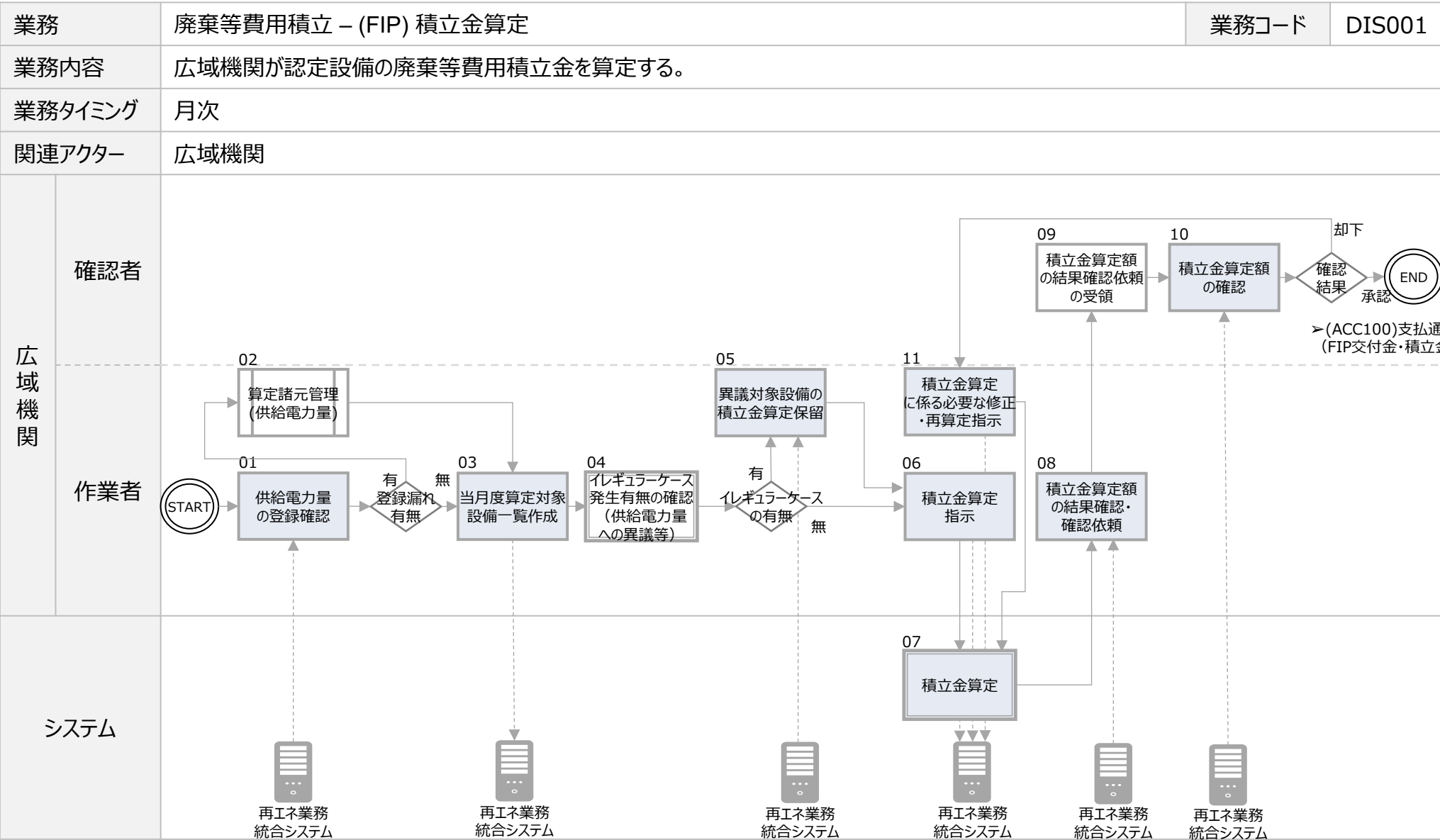
第3章 廃棄等費用積立

業務		業務 タイミング	業務 コード
廃棄等費用 積立	(FIP) 積立金※1 算定	月次	DIS001
	(FIT) 積立金登録	月次	DIS002
	積立金額確認	随時	DIS003
	積立金登録(白紙入力)	月次	DIS004
	一括積立金算定	随時	DIS005
廃棄等費用 取戻	積立金取戻申請・審査	随時	DIS100
	工事完了登録	随時	DIS101
	工事完了未登録対応	随時	DIS102
	取戻積立金差額積立	随時	DIS103
	積立金追加取戻申請・審査	随時	DIS104
	自治体等からの積立金取戻申請・審査	随時	DIS105
積立区分変更時対応		月次	DIS200

※1 本資料で言及する“積立金”は、特段の記載がない限り“外部積立金”を指す。

業務フロー 廃棄等費用積立：廃棄等費用積立 - (FIP) 積立金算定

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス 「07:積立金算定」

業務詳細仕様

1. 廃棄等費用積立金の算定方法

【廃棄等費用積立金の算定式】

$$\text{廃棄等費用積立金(円)} = \text{解体等積立基準額(円/kWh)} \times \text{供給電力量(kWh)}$$

※1 解体等積立基準額は、経済産業省の再エネ事業管理システムから取り込む事業計画認定情報を参照する

※2 FIT設備の場合は、買取義務者が申告する設備ごとの買取電力量(月単位)

FIP設備の場合は、TSOが通知する設備ごとの供給電力量(30分コマ)を月単位で合計する (FIP交付金算定時とは違い、いずれもエリアプライスが0.01円/kWhコマを含む)

2. 廃棄等費用積立金の積立て開始時期

【原則】

- － 積立開始 交付期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日
- － 積立終了 交付期間終了日

<太陽光>

【例外（上記の積立開始日が 2022 年 6 月 30 日以前に到来する場合）】

- － 積立開始 2022 年 7 月 1 日以降、最初の検針日
- － 積立終了 交付期間終了日

<風力>

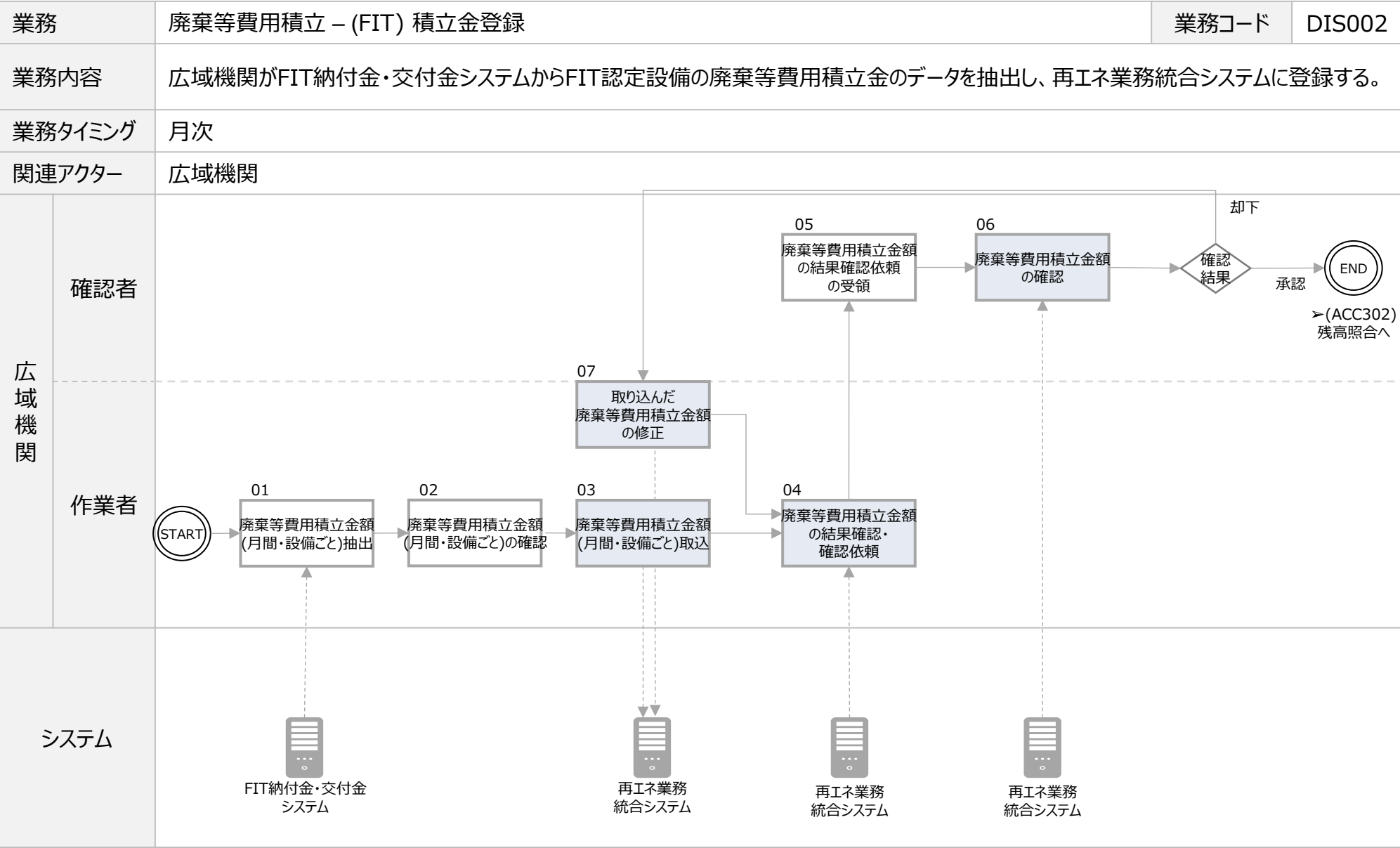
【例外（上記の積立開始日が2026 年 3 月 31 日以前に到来する場合）】

- － 積立開始 2026 年 4 月 1 日以降、最初の検針日
- － 積立終了 交付期間終了日

業務プロセス	「07:積立金算定」
業務詳細仕様	
3. 風力発電設備に係る廃棄等費用積立金	
・風力発電設備の廃棄等費用積立金は、2026年4月以降（開始時期は8/29時点でエネ庁へ確認中）積立開始となる。 ・他方で2015年度以前に運開した設備の場合、2026年4月時点の残りの積立期間が10年未満となるため、通常の解体等積立基準額（10年で積み立てる前提の単価）では廃棄費用を満額積み立てることができない。 ・そのため、2026年4月時点で残りの積立期間が10年未満の場合は、残りの積立期間に応じて解体等積立基準額を割り増しする。	
エネ庁にて、①不足額の一括積立てを求める、②残存期間に応じて（例えば残存期間7年なら）10/7倍するなどして均して積立を求める、で検討中。 広域として②の方向性で進めてほしい旨を伝え、エネ庁も②を志向中だが、今後、調整予定（早ければ9末の大量小委で定められる予定）	
<前提> 運転開始日：2012年10月1日 調達期間終了日：2032年9月30日 2026年4月時点の残り積立期間：6年6か月 解体等積立基準額：1.0円/kWh	
<積立期間10年未満の設備に係る解体等積立基準額> 解体等積立基準額(円/kWh) = 1.00円/kWh × 10年 ÷ 6年（残り積立期間、年単位） = 1.67円/kWh	

業務フロー
廃棄等費用積立：廃棄等費用積立 - (FIT) 積立金登録

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス「07:積立金算定」

業務詳細仕様

【FITからFIPへ移行した設備の廃棄等費用積立金残高の引き継ぎについて】

■概要
FITからFIPへ移行する設備について、FIT時期に廃棄等費用積立金の積立が開始されている場合、FIT時に積み立てた積立金残高はFIPへの移行後においても継続して積立金残高として引き継がれる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
認定状況		FIT10年目			FIPへ移行		
毎月の積立額	¥0	¥100	¥100	¥100	¥100	¥100	¥100
累計の積立額	¥0	¥100	¥200	¥300	→ ¥400	¥500	¥600

FIT設備として廃棄等費用積立金積立開始

FIT⇒FIPに移行後もFIT時の積立額残高は継承される

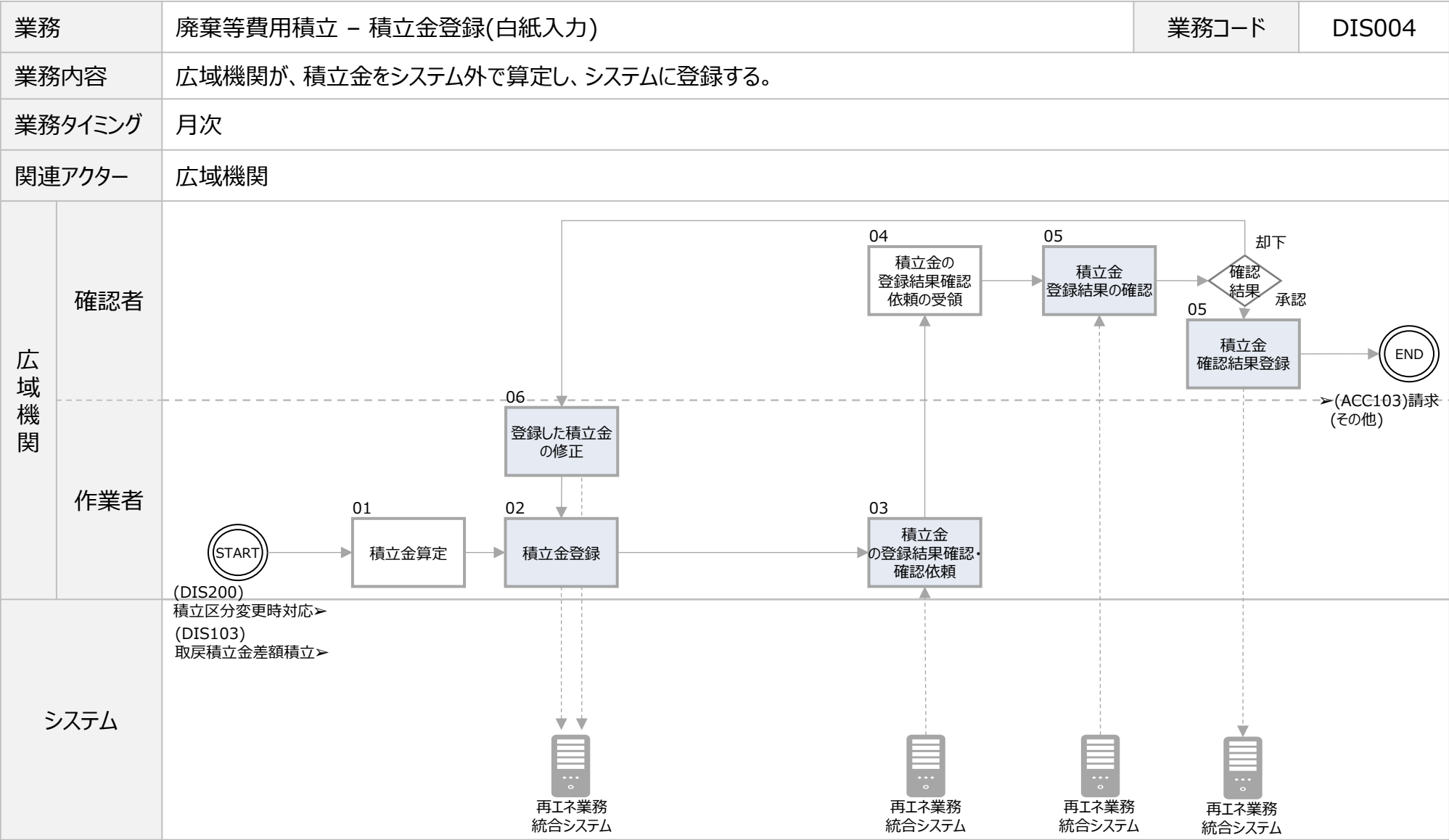
■補足・・・インシデント管理No.24-I0038参照
廃棄等費用積立金取戻申請で集計される「取戻時の積立額」が、取戻時点の認定法区分に基づいて集計されるロジックとなっていたことにより、事業者の取戻申請時に「取戻時の積立額」が0円と表示され、取戻申請ができない事象が発生。集計方法を修正することにより、本仕様の通り、積立金が引き継がれるよう改修を実施済(2025/3)。

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

業務		廃棄等費用積立－積立金額確認	業務コード	DIS003
業務内容		広域機関・認定事業者が積立金額を確認する。		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	【広域機関が確認する場合】 ※1 (FIP002)FIP交付金算定結果確認と同画面 01 積立金額確認 (※1) START → END ➤(ACC303) 廃棄等費用 積立金残高確認書発行へ		
	作業者			
認定事業者		【認定事業者が確認する場合】 ※1 (FIP002)FIP交付金算定結果確認と同画面 01 積立金額確認 (※1) START → END ➤(ACC303) 廃棄等費用 積立金残高確認書発行へ		
システム		再エネ業務 統合システム		

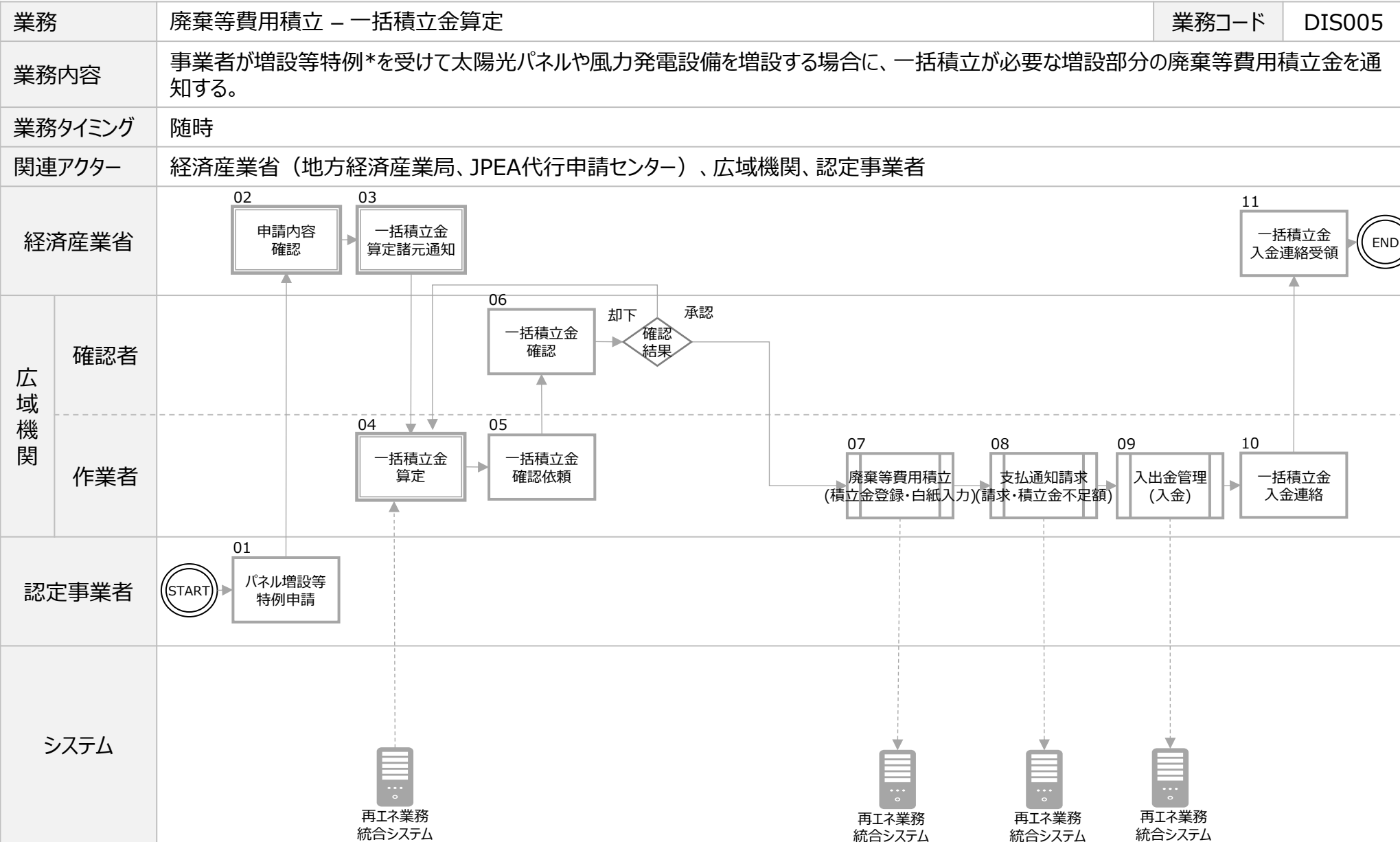
業務フロー 廃棄等費用積立：積立金登録(白紙入力)

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



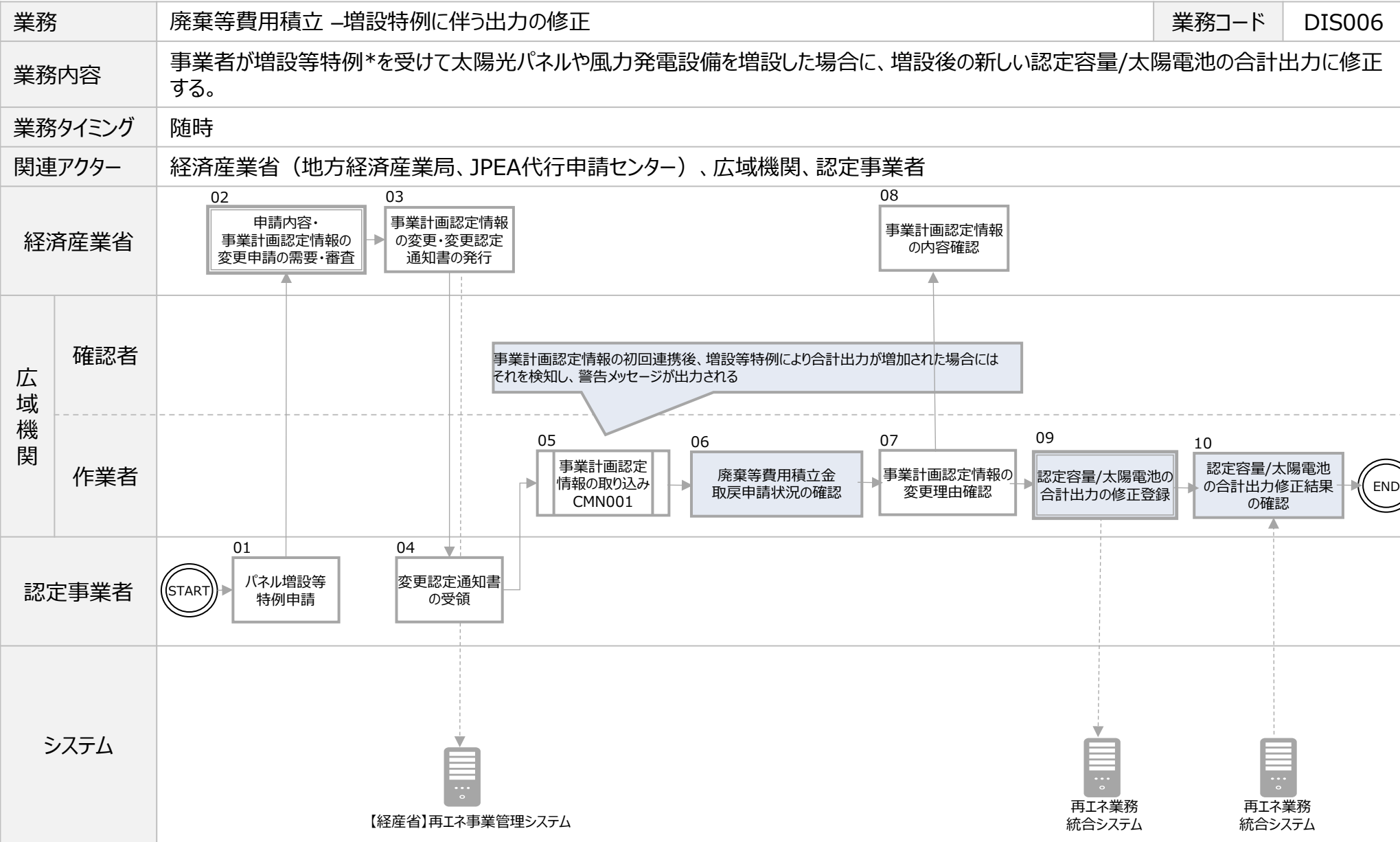
業務フロー 廃棄等費用積立：一括積立金算定 案

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

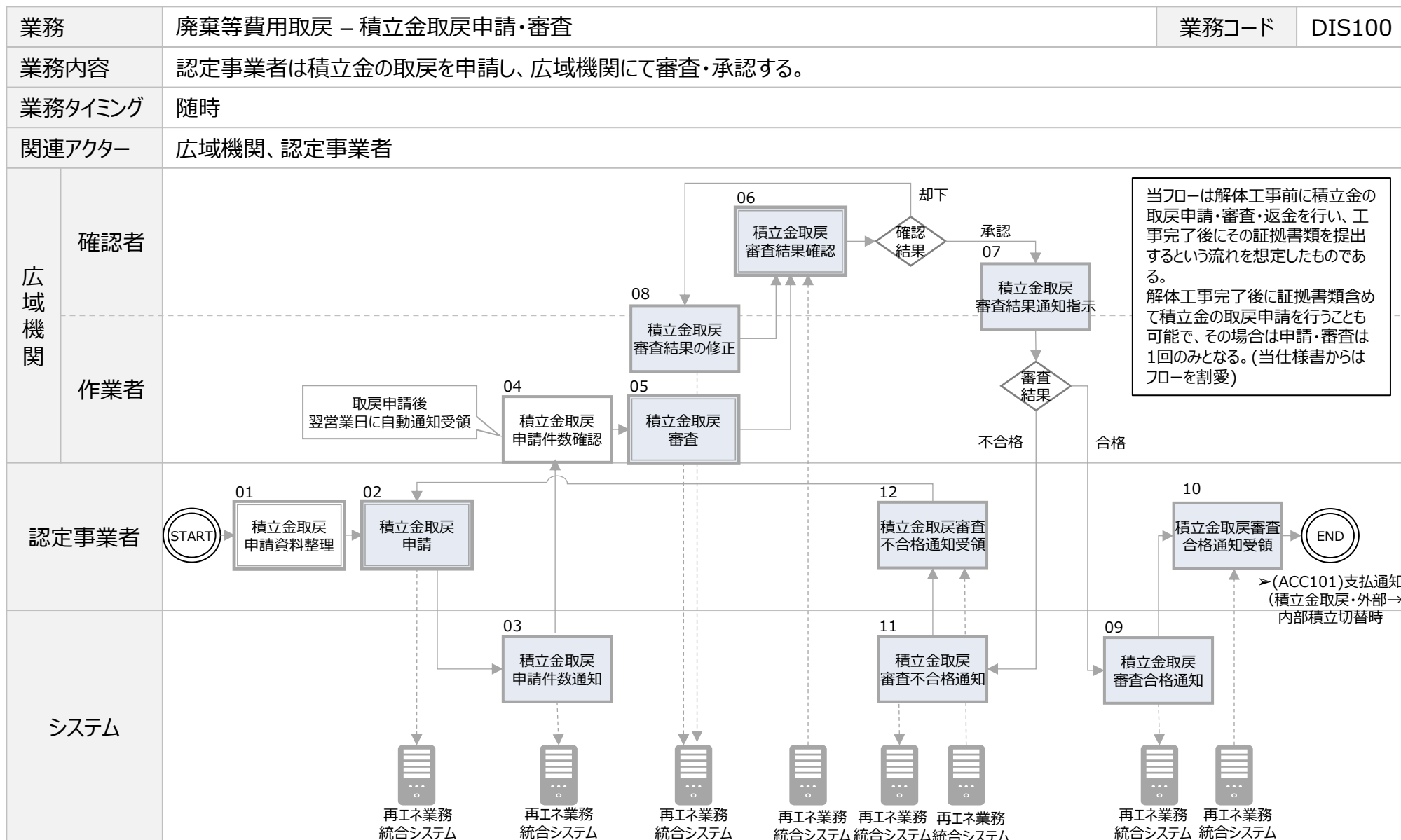


業務フロー 廃棄等費用積立：増設特例に伴う出力の修正

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

業務		廃棄等費用取戻 – 工事完了登録				業務コード	DIS101	
業務内容		認定事業者は解体工事および解体事業者へ支払が完了した時点で、添付書類とともにシステムに工事完了日を登録する。						
業務タイミング		随時						
関連アクター		広域機関、認定事業者						
広域機関	確認者	当フローは解体工事前に積立金の取戻申請・審査・返金を行い、工事完了後にその証拠書類を提出するという流れを想定したものである。 解体工事完了後に証拠書類含めて積立金の取戻申請を行うことも可能で、その場合は申請・審査は1回のみとなる。 (当仕様書からはフローを割愛)						
	作業者							
認定事業者								
システム								

業務プロセス「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」

業務詳細仕様

<太陽光> 積立金取戻のルール(1/6)

【積立金の取戻が認められる条件】

- ・ 調達期間中は、原則、積立金の取戻を認めない。
- ・ ただし、調達期間中であっても、発電事業を終了または縮小(※1)する場合には、積立金の取戻を認める。
※1 発電事業を縮小する場合は、事業認定された太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄する場合に限る（制度運用コスト増大防止のため）

廃棄予定	取戻申請時期	事業計画(廃棄区分)	返金可否 (可:○、可(条件付):△、不可:×)
廃棄する (一部または全部)	調達期間中	事業継続(一部廃棄)	【△】 太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄する場合は返金可
		事業終了(全部廃棄)	【○】 積立金を全額返金
	調達期間終了後	事業継続(一部廃棄)	【△】 太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上を廃棄する場合は返金可
		事業終了(全部廃棄)	【○】 積立金を全額返金
廃棄しない (または廃棄証拠なし)	—	—	【×】 返金不可

【積立金取戻金額(返金額)の考え方】

- ・ 事業を終了する場合は、積立金を全額返金する。
- ・ 事業を継続する場合は、以下のルールに従って返金額を決定する。

■ 返金額の決定方法

以下の3つのうち、最低額を返金額の上限とする。

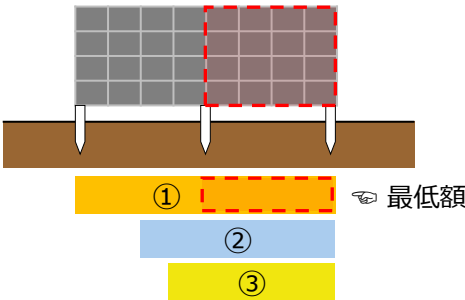
① 10年間で積み立てられた積立金の総額(積立て期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

② 取戻時点での積立額

③ 実際に廃棄に要した費用

⇒ 右記の場合は、①の金額が採用される。

例：50%(50kW以上)を廃棄する場合



業務プロセス	【積立金取戻申請・審査】「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」 【工事完了登録】「01:工事完了報告書類整理」「02:工事完了登録」	
業務詳細仕様		
＜太陽光＞ 積立金取戻のルール(2/6)		
【認定事業者等による取戻申請の内容】		
申請内容		説明
廃棄対象の設備ID(一覧)		認定事業者に紐づく設備から廃棄対象を選択
発電設備の名称		発電設備の名称
申請主体の性質		以下から選択 ①認定事業者 ②認定事業者等以外の者 ③認定事業者であった者(旧認定事業者)又はその承継人(※1)
取戻事由		以下①(A～F)～③から選択 ①認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる(経済産業省による解体等の確認前に申請する場合) ＜調達期間中＞ A:発電事業廃止、B:発電事業縮小 ＜調達期間終了後＞ C:発電事業廃止、D:発電事業縮小、E:太陽光パネル一部交換、 F:調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換 ②再エネ特措法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた(解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する場合) ③認定事業者が再エネ特措法第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（積立区分が外部積立→内部積立に切り替わった場合） （解体したパネル量が積立金取戻申請時より多い場合の積立金の追加取戻は、元の取戻申請をシステムで呼び出して申請）
廃棄対象の太陽光パネル出力		廃棄対象の太陽光パネル出力[kW]を入力
廃棄比率		上記の「廃棄対象の太陽光パネル出力」と認定済の発電出力からシステムで自動計算
取戻金額 (候補)	廃棄比率からの算定額	前頁「返金額の決定方法」の①部分をシステムで自動計算
	取戻時の積立額	前頁「返金額の決定方法」の②部分をシステムで自動計算
	実際の廃棄費用	前頁「返金額の決定方法」の③部分を入力
取戻申請額		上記の取戻金額(候補)を踏まえて取戻申請額を入力
振込先口座		取戻す積立金の振込先口座(金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義)

※1 再エネ特措法 第十五条の九 より抄訳
旧認定事業者又はこの承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。

業務プロセス

【積立金取戻申請・審査】「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」
【工事完了登録】「01:工事完了報告書類整理」「02:工事完了登録」

業務詳細仕様

<太陽光> 積立金取戻のルール(3/6)

【認定事業者等による取戻申請の内容】

申請内容		説明
工事情報	委託事業者	契約した解体・撤去業者名を入力
	工期(予定)	着工日・完工日(予定)を入力(※1)
	工期(実績)	着工日・完工日(実績)を入力(※1)
添付書類	印鑑証明書	・ いずれの取戻事由でも添付が必要 ・ 申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本の写し(PDFまたは画像ファイル)を添付
	旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面	・ 申請主体の性質②(旧認定事業者又はその承継人が申請)を選択した場合に添付が必要 ・ 旧認定事業者の場合は認定通知書、承継人の場合は地位の承継が分かる書面を添付
	解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	・ 取戻事由①(認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる)を選択した場合に添付が必要 ・ 工事未了/完了によって以下のとおり添付ファイルが異なる 【工事未了の場合】 ➢ 解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(太陽光電池モジュールの量を記載要) 【工事完了の場合】 ➢ 解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(太陽光電池モジュールの量を記載要)、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写し、写真(取外し前/取外し中/取外し後)、領収書
	解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	取戻事由②を選択した場合に添付が必要
	内部積立てを行っていることを証する書面	取戻事由③を選択した場合に添付が必要
	当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	取戻事由①を選択した場合に添付が必要
	その他	必要に応じて添付書類を追加する

広域機関による確認日の入力欄にするか。
工事が終わってる人には工期（予定）・（実績）は入力不要か。

※1 取戻申請時に工事未了の場合は、工期(予定)を入力し、工事完了後に工期(実績)を入力する。取戻申請時に工事完了の場合は、工期(実績)・工期(予定)に同値を入力する。

業務プロセス

【積立金取戻申請・審査】「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」

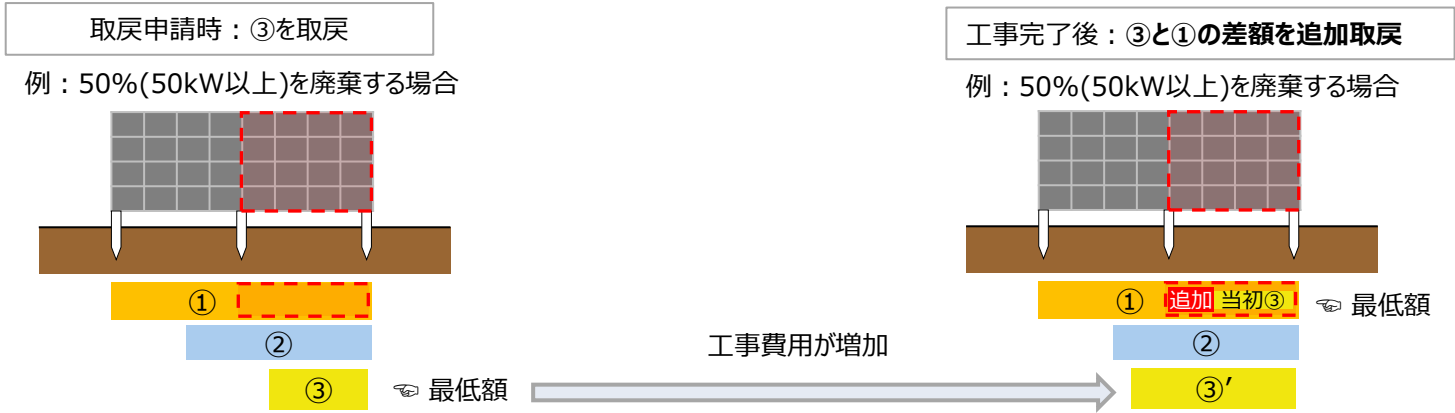
業務詳細仕様

<太陽光> 積立金取戻のルール(4/6)

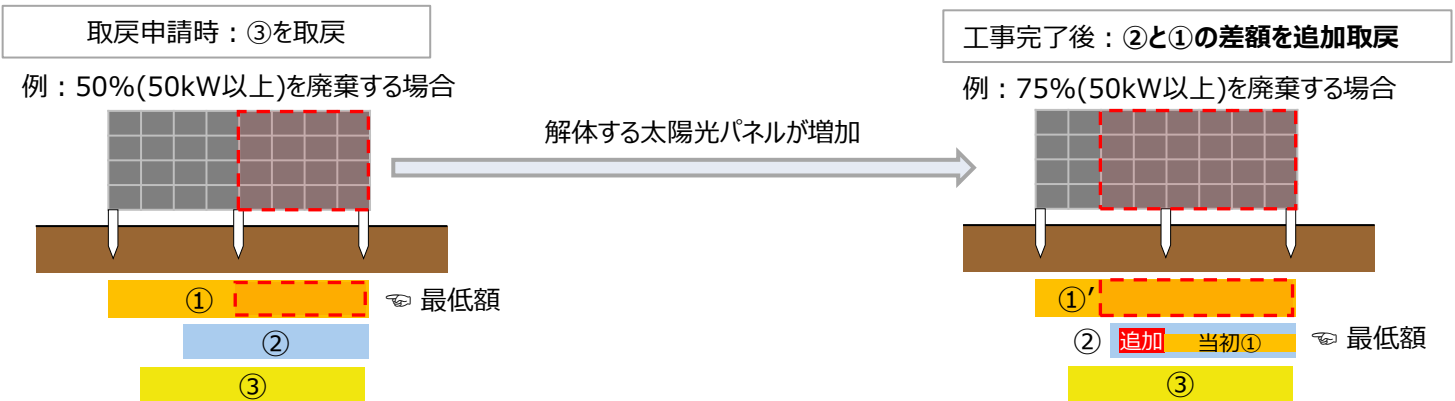
【認定事業者等による追加取戻を認める場合】

- ・工事未了の段階で積立金を取り戻した後、本来の取戻可能額が実際の取戻額を上回る場合、認定事業者は差額分の追加取戻を行うことができる。
- ・申請・審査のプロセスは通常の積立金取戻の場合と同様とし、差額が算定できる資料の追加添付を求める。

ケース① 工事費用が申請段階から増加した場合



ケース② 申請時に予定した太陽光パネルより多い太陽光パネルを解体した場合



①10年間で積み立てられた積立金の総額(積立て期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

②取戻時点での積立額

③実際に廃棄に要した費用

業務プロセス

【工事完了登録】

業務詳細仕様

<太陽光> 積立金取戻のルール(5/6)

【工事完了前に積立金を取戻した後、解体したパネルの量に増減が確認された場合の処理】

・工事未了の段階で積立金を取り戻した後、予定と比べ解体したパネルの量が増え本来の取戻可能額が実際の取戻額を上回る場合、認定事業者は差額分の追加取戻を行うことができる。同様に、予定と比べ解体したパネルの量が減り本来の取戻可能額が実際の取戻額を下回る場合、認定事業者は差額分の追加積立を行う。

・1回の取戻申請で1設備の積立金を取戻す場合、実際に解体したパネル量に比例して積立金の追加取戻または追加積立が生じるが、1回の取戻申請で2設備以上の積立金を取戻す場合で設備毎に解体したパネルの量が増えたり減ったりする場合は、必ずしも解体したパネルの量に比例して追加取戻や追加積立が発生せず、取戻申請の単位で設備間で相殺した額を追加取戻又は追加積立する。

<1回の取戻申請で1設備の積立金を取戻す場合>

取戻申請番号	設備ID	解体予定量(kW)	取戻額(円)
001	A001	100	5000

➡

解体量(kW)	取戻可能額
70(-30)	3500(-1500)

➡

解体量の差(kW)	追加積立額
-30	-1500

<1回の取戻申請で複数設備の積立金を取戻す場合>

取戻申請番号	設備ID	解体予定量(kW)	取戻額(円)
001	A001	100	5000
	A002	100	50000
	A003	200	40000

➡

解体量(kW)	取戻可能額
70(-30)	3500(-1500)
150(+50)	75000(+25000)
100(-100)	20000(-20000)

➡

解体量の差(kW)	追加取戻可能額
-80	3500

業務プロセス

廃棄等費用積立－増設特例に伴う出力の修正

業務詳細仕様

<太陽光> 積立金取戻のルール(6/6)

【廃棄等費用積立金取戻における増設等特例の考慮】

増設等特例により、認定設備の認定容量/太陽電池の合計出力が変更された場合、以下の対応を実施する

対応①

事業計画認定情報の初回連携後、増設等特例により認定容量/太陽光パネル出力が変更された場合にはそれを検知し、警告メッセージが出力される

対応②

変更された認定容量/太陽光パネル出力について、広域機関作業員にて内容を確認のうえ、当該変更分の反映処理を再エネ業務統合システム上で行う

例：認定容量/太陽電池の合計出力が増設した場合

パネル増設

認定容量

200 kW

300 kW

太陽電池の合計出力

250 kW

400 kW

増設を検知し、警告メッセージが発報

設備ID	認定容量 (kW)	太陽電池の合計出力(kW)
A001	200	250

設備ID	認定容量 (kW)	太陽電池の合計出力(kW)
A001	300	400

業務プロセス

「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」

業務詳細仕様

＜太陽光＞ 積立金取戻のルール(補足)

【積立金取戻金額(返金額)の考え方】

- ・ 事業を終了する、もしくは全てのモジュールが交換される場合は、積立金を全額返金する。
- ・ 事業を継続する（既存設備が残る、もしくは一部のモジュールが交換される）場合は、以下のルールに従って返金額を決定する。

■ 返金額の決定方法

以下の3つのうち、最低額を返金額の上限とする。

① 10年間で積み立てられた積立金の総額(積立て期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

② 取戻時点での積立額

③ 実際に廃棄に要した費用

上記の内、①に関して補足をする

【積立期間中】 想定される積立金の総額のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

想定される積立金の総額とは、 $\text{廃棄等費用の想定額(円/kW)} \times \text{認定容量(kW)}$

事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合とは、 $\text{廃棄対象パネル出力(kW)} / \text{太陽電池の合計出力(kW)}$

このとき、太陽電池の合計出力については、再エネ業務統合システム内で管理するテーブルのデータが対象となる。

【積立期間後】 10年間で積み立てられた積立金の総額のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

10年間で積み立てられた積立金の総額とは、 $(\text{交付期間及び調達期間中に積み立てられた額}) - (\text{交付期間及び調達期間中に取戻された額})$

事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合とは、 $\text{廃棄対象パネル出力(kW)} / \text{太陽電池の合計出力(kW)}$

このとき、太陽電池の合計出力については、再エネ業務統合システム内で管理するテーブルの積立満了時点のデータが対象となる。

業務プロセス

「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」

業務詳細仕様

<風力> 積立金取戻のルール(1/4)

【積立金の取戻が認められる条件】

- ・ 調達期間中は、原則、積立金の取戻を認めない。
- ・ ただし、調達期間中であっても、発電事業を終了または縮小(※1)する場合には、積立金の取戻を認める。
 ※1 発電事業を縮小する場合は、事業認定された出力の〇%以上かつ〇kW以上を廃棄する場合に限る（制度運用コスト増大防止のため）

廃棄予定	取戻申請時期	事業計画(廃棄区分)	返金可否 (可:○、可(条件付):△、不可:×)
廃棄する (一部または全部)	調達期間中	事業継続(一部廃棄)	【△】 出力の〇%以上かつ〇kW以上を廃棄する場合は返金可
		事業終了(全部廃棄)	【○】 積立金を全額返金
	調達期間終了後	事業継続(一部廃棄)	【△】 出力の〇%以上かつ〇kW以上を廃棄する場合は返金可
		事業終了(全部廃棄)	【○】 積立金を全額返金
廃棄しない (または廃棄証拠なし)	—	—	【×】 返金不可

【積立金取戻金額(返金額)の考え方】

- ・ 事業を終了する場合は、積立金を全額返金する。
- ・ 事業を継続する場合は、以下のルールに従って返金額を決定する。

■ 返金額の決定方法

以下の3つのうち、最低額を返金額の上限とする。

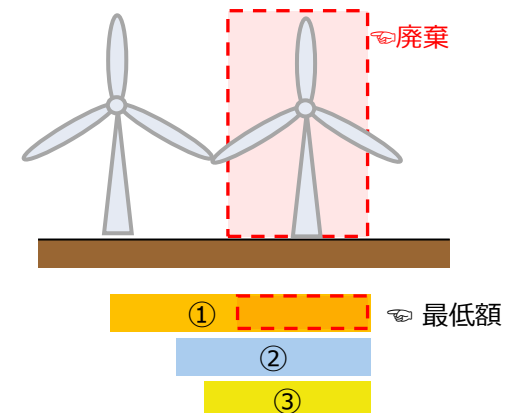
① 10年間で積み立てられた積立金の総額(積立期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された出力に対する廃棄する出力の割合に相当する額

② 取戻時点での積立額

③ 実際に廃棄に要した費用

⇒ 右記の場合は、①の金額が採用される。

例：〇%(〇kW以上)を廃棄する場合



業務プロセス	【積立金取戻申請・審査】「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」 【工事完了登録】「01:工事完了報告書類整理」「02:工事完了登録」	
業務詳細仕様		
＜風力＞ 積立金取戻のルール(2/4)		
【認定事業者等による取戻申請の内容】		
申請内容		説明
廃棄対象の設備ID(一覧)		認定事業者に紐づく設備から廃棄対象を選択
発電設備の名称		発電設備の名称
申請主体の性質		以下から選択 ①認定事業者 ②認定事業者等以外の者 ③認定事業者であった者(旧認定事業者)又はその承継人(※1)
取戻事由		以下①(A～F)～③から選択 ①認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる(経済産業省による解体等の確認前に申請する場合) ＜調達期間中＞ A:発電事業廃止、B:発電事業縮小 ＜調達期間終了後＞ C:発電事業廃止、D:発電事業縮小、E:太陽光パネル一部交換、 F:調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換 ②再エネ特措法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた(解体等の工事が完了し、経済産業省の確認後に申請する場合) ③認定事業者が再エネ特措法第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（積立区分が外部積立→内部積立に切り替わった場合） （解体した設備量が積立金取戻申請時より多い場合の積立金の追加取戻は、元の取戻申請をシステムで呼び出して申請）
廃棄対象の風力発電出力		廃棄対象の風力発電出力[kW]を入力
廃棄比率		上記の「廃棄対象の風力発電出力」と認定済の発電出力からシステムで自動計算
取戻金額 (候補)	廃棄比率からの算定額	前頁「返金額の決定方法」の①部分をシステムで自動計算
	取戻時の積立額	前頁「返金額の決定方法」の②部分をシステムで自動計算
	実際の廃棄費用	前頁「返金額の決定方法」の③部分を入力
取戻申請額		上記の取戻金額(候補)を踏まえて取戻申請額を入力
振込先口座		取戻す積立金の振込先口座(金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義)

※1 再エネ特措法 第十五条の九 より抄訳
旧認定事業者又はこの承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。

業務プロセス

【積立金取戻申請・審査】「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」
【工事完了登録】「01:工事完了報告書類整理」「02:工事完了登録」

業務詳細仕様

＜風力＞ 積立金取戻のルール(3/4)

【認定事業者等による取戻申請の内容】

申請内容		説明
工事情報	委託事業者	契約した解体・撤去業者名を入力
	工期(予定)	着工日・完工日(予定)を入力(※1)
	工期(実績)	着工日・完工日(実績)を入力(※1)
添付書類	印鑑証明書	・ いずれの取戻事由でも添付が必要 ・ 申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本の写し(PDFまたは画像ファイル)を添付
	旧認定事業者またはその承継人であることを証する書面	・ 申請主体の性質②(旧認定事業者又はその承継人が申請)を選択した場合に添付が必要 ・ 旧認定事業者の場合は認定通知書、承継人の場合は地位の承継が分かる書面を添付
	解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面	・ 取戻事由①(認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる)を選択した場合に添付が必要 ・ 工事未了/完了によって以下のとおり添付ファイルが異なる 【工事未了の場合】 ➢ 解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(風力発電設備の量を記載要) 【工事完了の場合】 ➢ 解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(風力発電設備の量を記載要)、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写し、写真(取外し前/取外し中/取外し後)、領収書
	解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	取戻事由②を選択した場合に添付が必要
	内部積立てを行っていることを証する書面	取戻事由③を選択した場合に添付が必要
	当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	取戻事由①を選択した場合に添付が必要
	その他	必要に応じて添付書類を追加する

風力発電設備に特有の添付資料が発生し得る可能性を考慮

風力発電設備に特有の添付資料が発生し得る可能性を考慮

※1 取戻申請時に工事未了の場合は、工期(予定)を入力し、工事完了後に工期(実績)を入力する。取戻申請時に工事完了の場合は、工期(実績)・工期(予定)に同値を入力する。

業務プロセス	【積立金取戻申請・審査】「01:積立金取戻申請資料整理」「02:積立金取戻申請」「05:積立金取戻審査」
--------	--

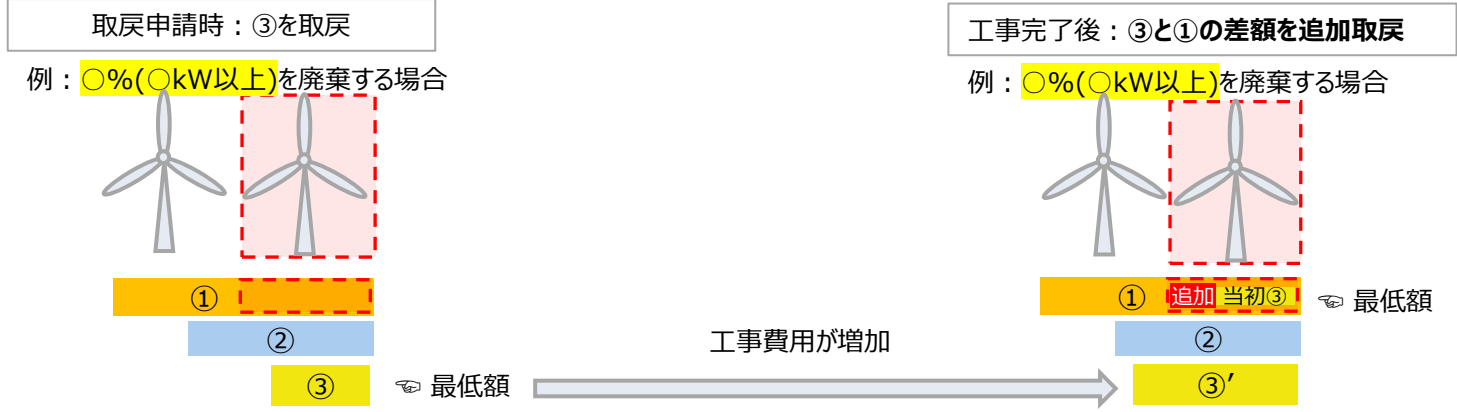
業務詳細仕様

<風力> 積立金取戻のルール(4/4)

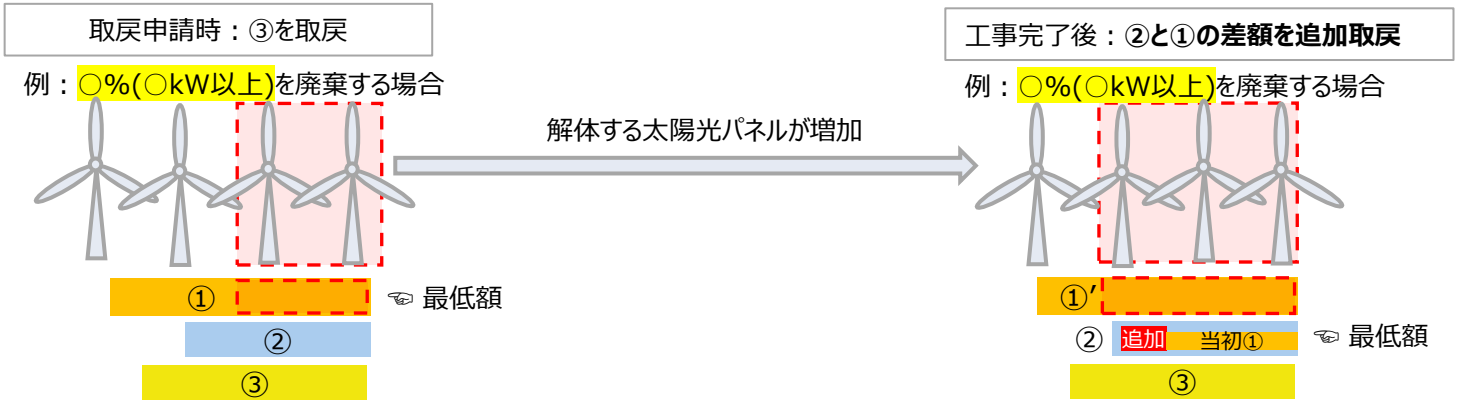
【認定事業者等による追加取戻を認める場合】

- ・工事未了の段階で積立金を取り戻した後、本来の取戻可能額が実際の取戻額を上回る場合、認定事業者は差額分の追加取戻を行うことができる。
- ・申請・審査のプロセスは通常の積立金取戻の場合と同様とし、差額が算定できる資料の追加添付を求める。

ケース① 工事費用が申請段階から増加した場合



ケース② 申請時に予定した太陽光パネルより多い太陽光パネルを解体した場合

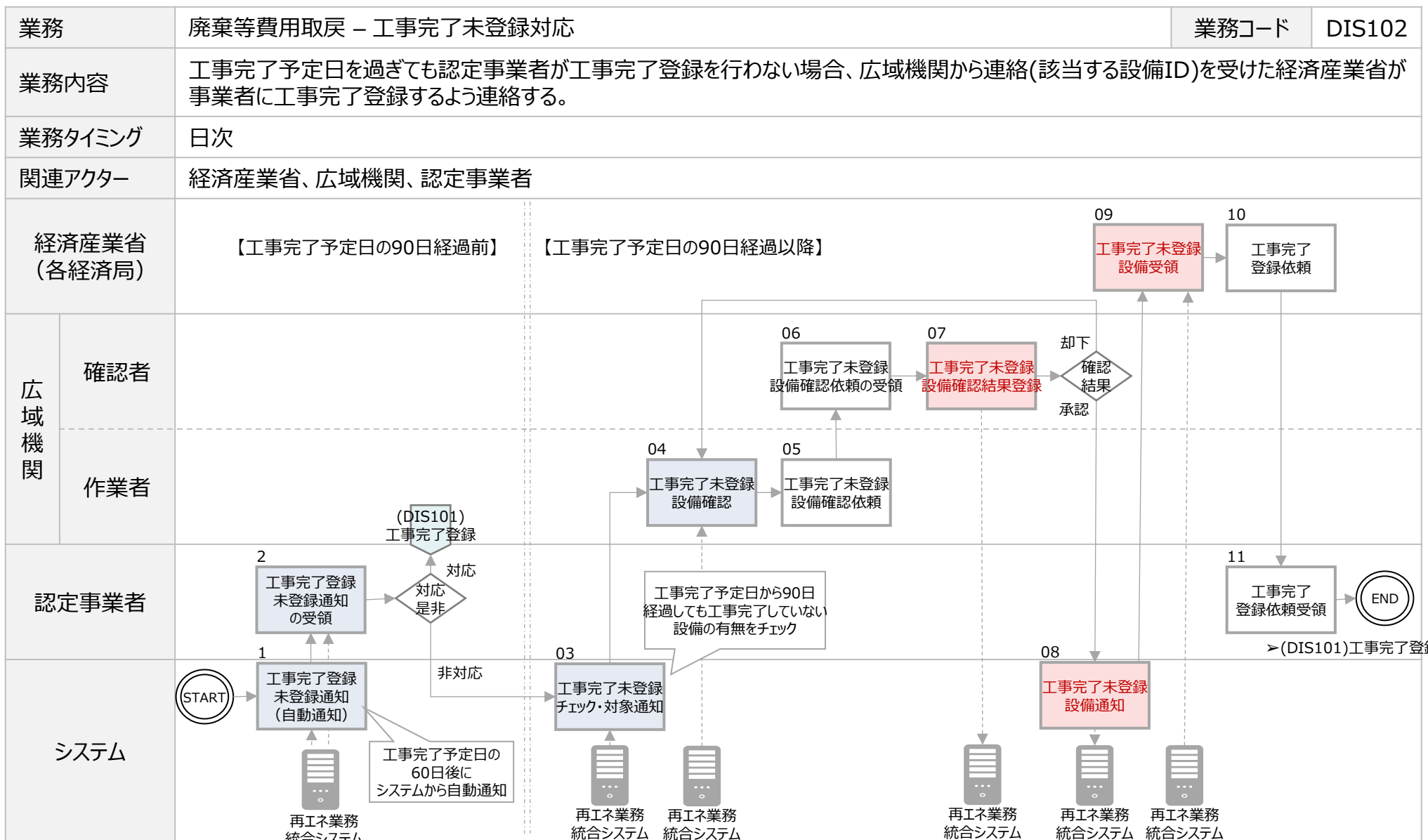


①10年間で積み立てられた積立金の総額(積立て期間中の場合は想定される積立金の総額)のうち、事業認定された太陽光パネル出力に対する廃棄する太陽光パネル出力の割合に相当する額

②取戻時点での積立額

③実際に廃棄に要した費用

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務フロー

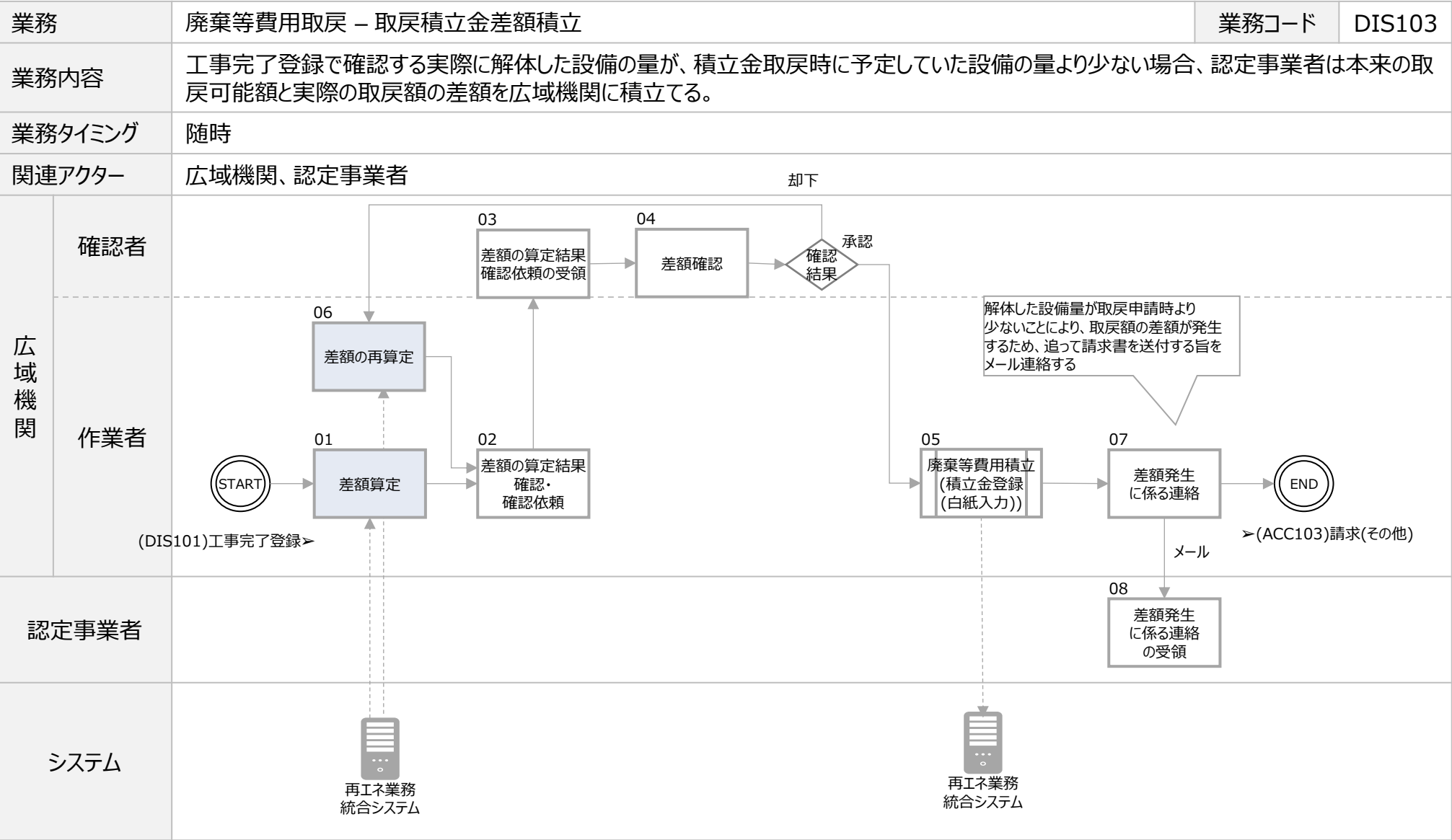
廃棄等費用積立：廃棄等費用取戻 – 取戻積立金差額積立

凡例

再エネ業務統合システム

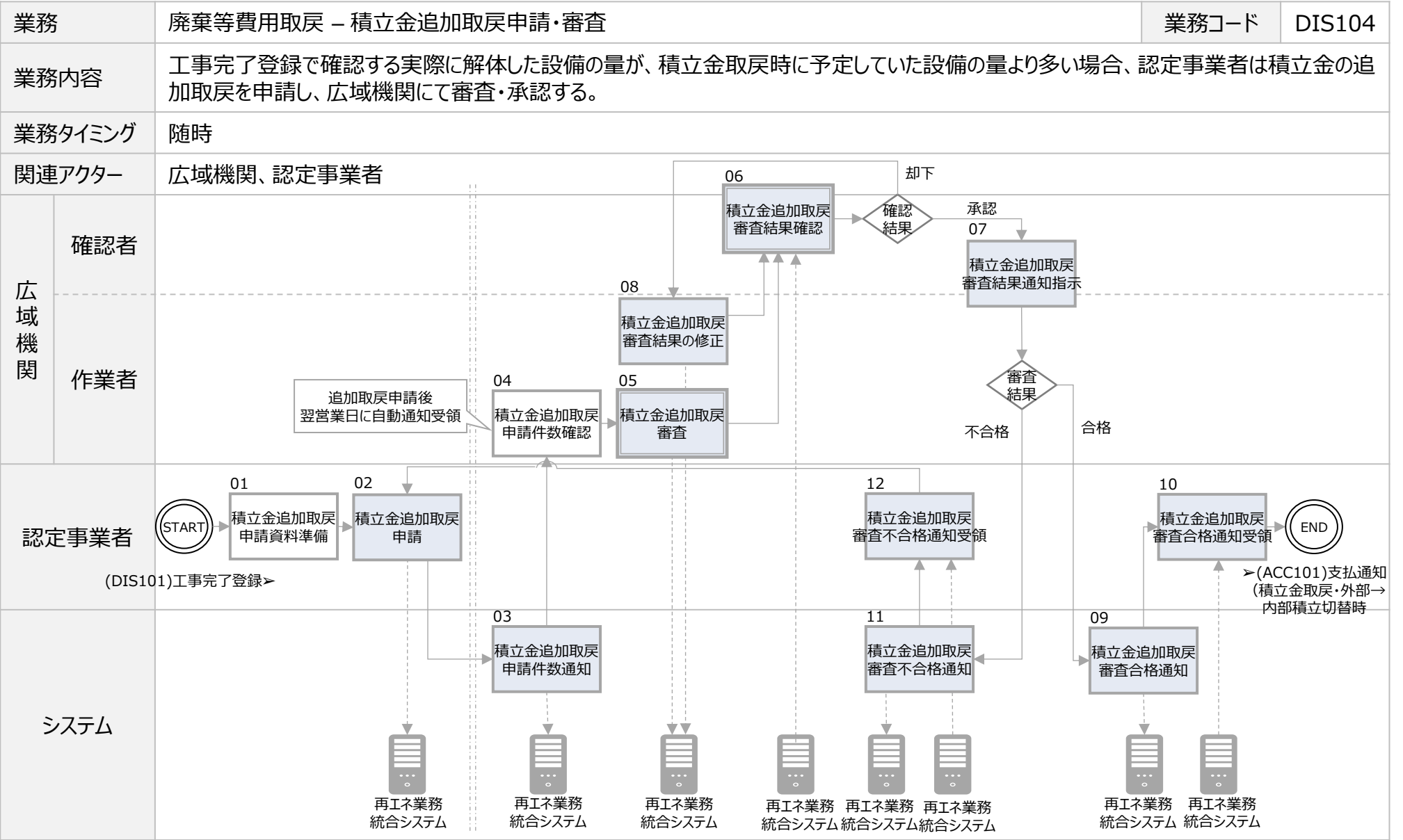
業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務フロー
廃棄等費用積立：廃棄等費用取戻 – 積立金追加取戻申請・審査

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス「02:積立金追加取戻申請」

業務詳細仕様

＜太陽光＞ 積立金追加取戻の想定ケース

想定ケース										業務プロセス			
工事期間①					工事期間②					申請登録	審査		結果通知
											データ整合 システム	添付書類	
全部取戻										システム	システム	ハンド	システム
一部取戻 ➡ 全部取戻													
一部取戻					➡ 全部取戻								
一部取戻 ⇒ 差額取戻					➡ 一部取戻 ⇒ 差額取戻 ➡ 全部取戻								
一部取戻 ⇒ 差額取戻					➡ 全部取戻								
一部取戻 ⇒ 差額取戻 ➡ 全部取戻													
一部取戻 → 差額積立					➡ 一部取戻 → 差額積立 ➡ 全部取戻								
一部取戻 → 差額積立					➡ 全部取戻								
一部取戻 → 差額積立 ➡ 全部取戻													

【凡例】
➡：新規扱い(申請の基本情報「申請主体の性質」「取戻事由」を指定可)
⇒：増額扱い(申請の基本情報「申請主体の性質」「取戻事由」を指定不可(過去の申請情報を引継ぎ))
→：減額扱い(申請の基本情報「申請主体の性質」「取戻事由」を指定不可(過去の申請情報を引継ぎ))

全部取戻：認定パネルのすべてを解体する(取戻事由：A,C,F,G)
一部取戻：認定パネルのすべてを解体する(取戻事由：B,D,E)
差額取戻：工事費が想定より増加した場合、取戻額を増額する
差額積立：工事費が想定より減少した場合、取戻額を減額する(追加で積立を行う)

【データ整合チェック(申請額チェック)概要】

	項目	属性	チェック概要	差額申請時の考慮事項(※4)
	①'廃棄対象太陽光パネル出力[kW]	画面入力	・認定容量を超過していないか ・全部：全量廃棄か ・一部：50kW・15%以上か	・事業者が申請する追加の廃棄出力と既に廃棄済のパネル出力(差額積立も考慮)を合算したうえでチェックする ・廃棄比率算出時の母数となるパネル出力は初回取戻時の事業計画認定情報のものを使用
※1	①''廃棄比率[%]	自動(※2)	—	—
※1	①廃棄比率からの算定額[円]	自動(※3)	—	—
※1	②取戻時の積立額[円]	自動	—	実際の積立額 – 過去の取戻額を基に比較する
※1	③実際の廃棄費用[円]	画面入力	—	—
	④取戻申請額[円]	画面入力	全部：②かどうか 一部：①～③の下限値かどうか	—

※1 廃棄等費用積立ガイドラインで定められた取戻可能上限額の候補
※2 パネル出力母数(①'÷事業計画認定情報の太陽電池の合計出力)×100
※3 積立期間10年経過：実際の積立金額×①'' 積立期間10年未満：積立金想定額(事業計画認定情報の廃棄等費用の想定額[万円])×①'
※4 前表(積立金追加取戻の想定ケース)において、前プロセスの支払または請求の消込完了後でない差額登録不可とするようシステム考慮する。

業務プロセス「02:積立金追加取戻申請」

業務詳細仕様

＜風力＞ 積立金追加取戻の想定ケース

想定ケース											業務プロセス			
工事期間①					工事期間②						申請登録	審査		結果通知
												データ整合	添付書類	
全部取戻											システム	システム	ハンド	システム
一部取戻 ➡ 全部取戻														
一部取戻					➡ 全部取戻									
一部取戻 ⇒ 差額取戻					➡ 一部取戻 ⇒ 差額取戻 ➡ 全部取戻									
一部取戻 ⇒ 差額取戻					➡ 全部取戻									
一部取戻 ⇒ 差額取戻 ➡ 全部取戻														
一部取戻 → 差額積立					➡ 一部取戻 → 差額積立 ➡ 全部取戻									
一部取戻 → 差額積立					➡ 全部取戻									
一部取戻 → 差額積立 ➡ 全部取戻														

【凡例】

➡：新規扱い(申請の基本情報「申請主体の性質」「取戻事由」を指定可)

⇒：増額扱い(申請の基本情報「申請主体の性質」「取戻事由」を指定不可(過去の申請情報を引継ぎ))

→：減額扱い(申請の基本情報「申請主体の性質」「取戻事由」を指定不可(過去の申請情報を引継ぎ))

全部取戻：認定設備のすべてを解体する(取戻事由：A,C,F,G)

一部取戻：認定設備のすべてを解体する(取戻事由：B,D,E)

差額取戻：工事費が想定より増加した場合、取戻額を増額する

差額積立：工事費が想定より減少した場合、取戻額を減額する(追加で積立を行う)

【データ整合チェック(申請額チェック)概要】

	項目	属性	チェック概要	差額申請時の考慮事項(※4)
	①'廃棄対象出力[kW]	画面入力	・認定容量を超過していないか ・全部：全量廃棄か ・一部：○kW・○%以上か	・事業者が申請する追加の廃棄出力と既に廃棄済の設備出力(差額積立も考慮)を合算したうえでチェックする ・廃棄比率導出時の母数となる設備出力は初回取戻時の事業計画認定情報のものを使用
※1	①'廃棄比率からの算定額[円]	自動(※3)	－	－
※1	②取戻時の積立額[円]	自動	－	実際の積立額－過去の取戻額を基に比較する
※1	③実際の廃棄費用[円]	画面入力	－	－
	④取戻申請額[円]	画面入力	全部：②かどうか 一部：①～③の下限値かどうか	－

※1 廃棄等費用積立ガイドラインで定められた取戻可能上限額の候補

※2 出力母数(①'÷事業計画認定情報の設備の合計出力)×100

※3 積立期間10年経過：実際の積立金額×①' 積立期間10年未満：積立金想定額(事業計画認定情報の廃棄等費用の想定額[万円])×①'

※4 前表(積立金追加取戻の想定ケース)において、前プロセスの支払または請求の消込完了後でないとは差額登録不可とするようシステム考慮する。

業務プロセス

「02:積立金追加取戻申請」

業務詳細仕様

＜太陽光＞ 積立金取戻申請時のチェック仕様

取戻事由		取戻条件・金額チェック(or条件)※4			添付書類の必須チェック					工事情報の必須チェック			
		廃棄対象出力	廃棄比率	取戻申請額	印鑑証明書	認定事業者であった者又はその承継人であることを証する書面(※1)	解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面(※2)	解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	内部積立を行っていることを証する書面	当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	委託事業者	工期(予定)	工期(実績)
A	発電事業を廃止する-調達期間中	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△	○			○	○	○	
B	発電事業を縮小する-調達期間中	全量 または 50kW未満	15%未満	上限金額超過	○	△	○			○	○	○	
C	発電事業を廃止する-調達期間終了後	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△	○			○	○	○	
D	発電事業を縮小する-調達期間終了後	全量 または 50kW未満	15%未満	上限金額超過	○	△	○			○	○	○	
E	太陽光パネルを一部交換する-調達期間終了後	全量 または 50kW未満	15%未満	上限金額超過	○	△	○			○	○	○	
F	調達期間終了後に一度も交換していない太陽光パネルを全て交換する-調達期間終了後	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△	○			○	○	○	
G	再エネ特措法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△		○		○			
H	認定事業者が再エネ特措法第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている	入力なし	－	≠取戻時の積立額	○	△			○				
I	解体等に要する費用の積立対象外となる変更認定(10kW以上から10kW未満へ)を受けた	入力なし	－	≠取戻時の積立額	○	△							
チェック方法		新規取戻申請	システム			システム					システム		－
		追加取戻申請	システム(※3)			システム					－		－

※1：申請主体が認定事業者であった者又はその承継人の場合(認定事業者でない場合)、当該ファイルが必須

※2：積立金取戻申請時点で解体等の実施が未了の場合：解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(太陽光電池モジュールの量を記載要)を添付。
工事完了登録時に解体完了を証する書面(マニフェスト写し、写真(取り外し前・中・後)、領収書等)を追加添付させる。
積立金取戻申請時点で解体等の実施が完了の場合：解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(太陽光電池モジュールの量を記載要)、
工事完了登録時に解体完了を証する書面(マニフェスト写し、写真(取り外し前・中・後)、領収書等)

※3：追加取戻申請が複数回発生するケースを想定したシステム機能とする。

※4：積立金取戻可能な認定状態は「認定中」「認定中(調達期間終了)」「廃止」「取消し」且つ 含有物質情報登録“有”の設備(詳細は要確認)

業務プロセス

「02:積立金追加取戻申請」

業務詳細仕様

＜風力＞ 積立金取戻申請時のチェック仕様

取戻事由		取戻条件・金額チェック(or条件)※4			添付書類の必須チェック						工事情報の必須チェック			
		廃棄対象出力	廃棄比率	取戻申請額	印鑑証明書	認定事業者であった者又はその承継人であることを証する書面(※1)	解体等を行うこと及び解体等に要する費用を証する書面(※2)	解体等の完了の確認を受けたことを証する書面	内部積立を行っていることを証する書面	当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	委託事業者	工期(予定)	工期(実績)	
A	発電事業を廃止する-調達期間中	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△	○			○	○	○		
B	発電事業を縮小する-調達期間中	全量 または ○kW未満	○%未満	上限金額超過	○	△	○			○	○	○		
C	発電事業を廃止する-調達期間終了後	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△	○			○	○	○		
D	発電事業を縮小する-調達期間終了後	全量 または ○kW未満	○%未満	上限金額超過	○	△	○			○	○	○		
E	風力発電設備を一部交換する-調達期間終了後	全量 または ○kW未満	○%未満	上限金額超過	○	△	○			○	○	○		
F	調達期間終了後に一度も交換していない風力発電設備を全て交換する-調達期間終了後	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△	○			○	○	○		
G	再エネ特措法第15条の12第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた	≠全量	－	≠取戻時の積立額	○	△		○		○				
H	認定事業者が再エネ特措法第15条の11の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている	入力なし	－	≠取戻時の積立額	○	△			○					
I	解体等に要する費用の積立対象外となる変更認定(10kW以上から10kW未満へ)を受けた	入力なし	－	≠取戻時の積立額	○	△								
チェック方法		新規取戻申請	システム			システム						システム		－
		追加取戻申請	システム(※3)			システム						－		－

※1：申請主体が認定事業者であった者又はその承継人の場合(認定事業者でない場合)、当該ファイルが必須

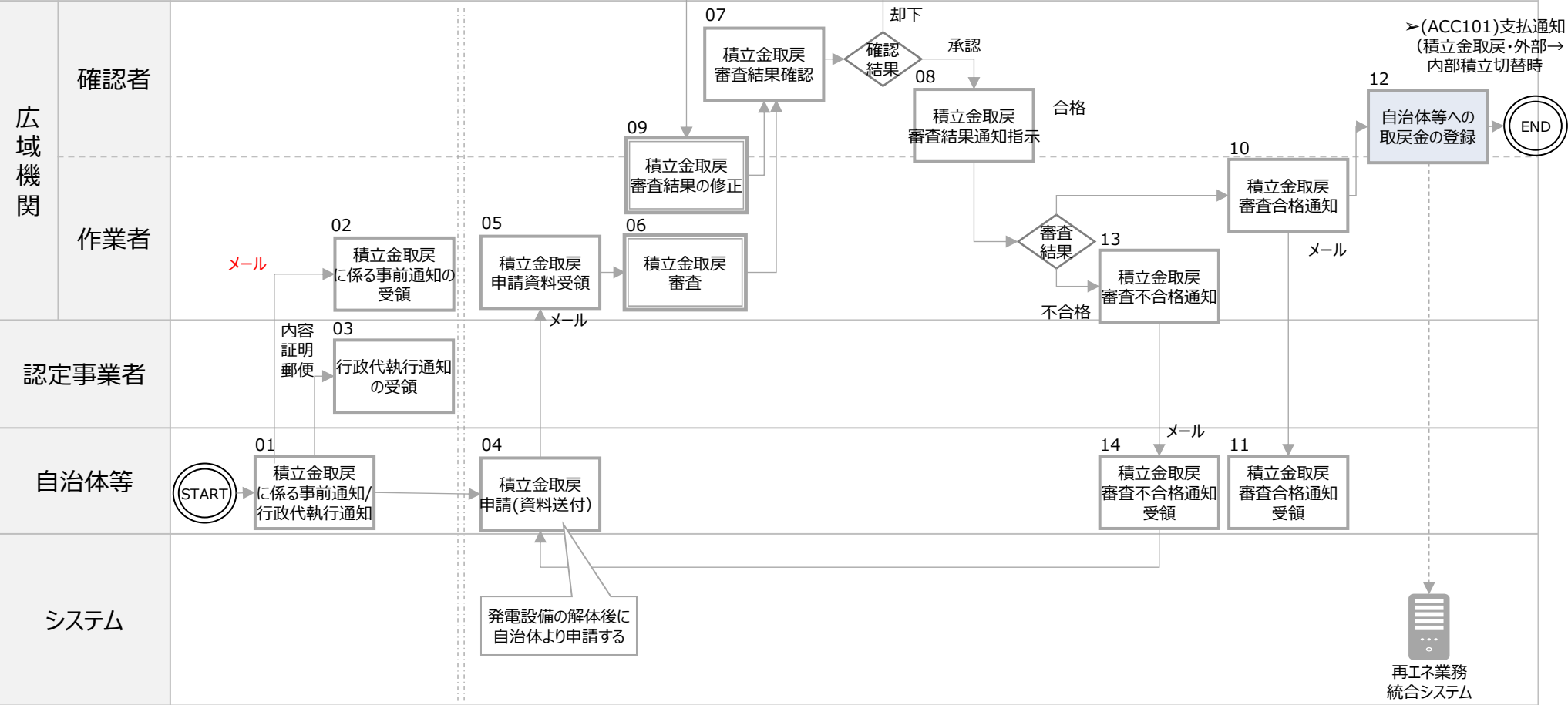
※2：積立金取戻申請時点で解体等の実施が未了の場合：解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(風力発電設備の量を記載要)を添付。
工事完了登録時に解体完了を証する書面(マニフェスト写し、写真(取り外し前・中・後)、領収書等)を追加添付させる。
積立金取戻申請時点で解体等の実施が完了の場合：解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し(風力発電設備の量を記載要)、
工事完了登録時に解体完了を証する書面(マニフェスト写し、写真(取り外し前・中・後)、領収書等)

※3：追加取戻申請が複数回発生するケースを想定したシステム機能とする。

※4：積立金取戻可能な認定状態は「認定中」「認定中(調達期間終了)」「廃止」「取消し」の設備(詳細は要確認)

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス

業務	廃棄等費用取戻 – 自治体等からの積立金取戻申請・審査	業務コード	DIS105
業務内容	認定事業者以外の自治体等が廃棄物処理法等に基づく行政代執行により発電設備の解体等を行い、積立金の取戻を申請し、広域機関にて審査・承認する。		
業務タイミング	随時		
関連アクター	広域機関、認定事業者、自治体等		



業務プロセス		「04:積立金取戻審査」	
業務詳細仕様			
＜太陽光＞自治体等による積立金取戻審査			
広域機関は自治体等から以下の書類を受領し、審査する。なお、自治体等による積立金取戻は、以下のア～ウの全ての要件を満たしていることが前提となる。			
提出書類		備考	
申請書（改正再エネ特措法施行規則様式第7の4）			
添付書類	印鑑証明書		
	産業廃棄物管理表(マニフェスト)の写し		
	写真(取り外し前・中・後)		
	除去等が適法にされたものであることを証する書面	（例：行政代執行の通知書、議会への報告書等）	
	認定事業者等へあらかじめ通知を行ったことを証する書面	（例：内容証明郵便の写し、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書面等）	
	除去等に係るパネル容量を証する書面	（例：除去等に係るパネルの枚数及び1枚当たりの発電容量を証する書類等）	
	除去等に要した費用の額を証する書面	（例：領収書、行政代執行の議会への報告書等）	
	当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面	（例：廃棄する太陽光パネルについての含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等））あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時においてが入化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。	
広域機関が自治体等から取戻を認める場合		備考	
ア. 認定事業者等以外の者が、廃棄物処理法等の法律の規定により、問題となる発電設備の解体等と評価される行為を行ったこと		（具体例）地方自治体により廃棄物処理法に基づく行政代執行が実行された場合	
イ. 認定事業者等及び推進機関へあらかじめ通知を行ったこと		（注意）認定事業者等の所在が明らかでない場合には、公示送達の方法等により、通知を行うことができる。	
ウ. 上記アに自治体等が費用を要したこと		以下の3つの額のうち、最も小さい額を限度として取り戻すことができる。 ・10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽光パネル出力に対する除去等を行う太陽光パネル出力の割合に相当する額 ・取戻時点で当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額 ・実際に除去等に要した費用の額	

業務プロセス	「04:積立金取戻審査」
--------	--------------

業務詳細仕様

＜風力＞自治体等による積立金取戻審査

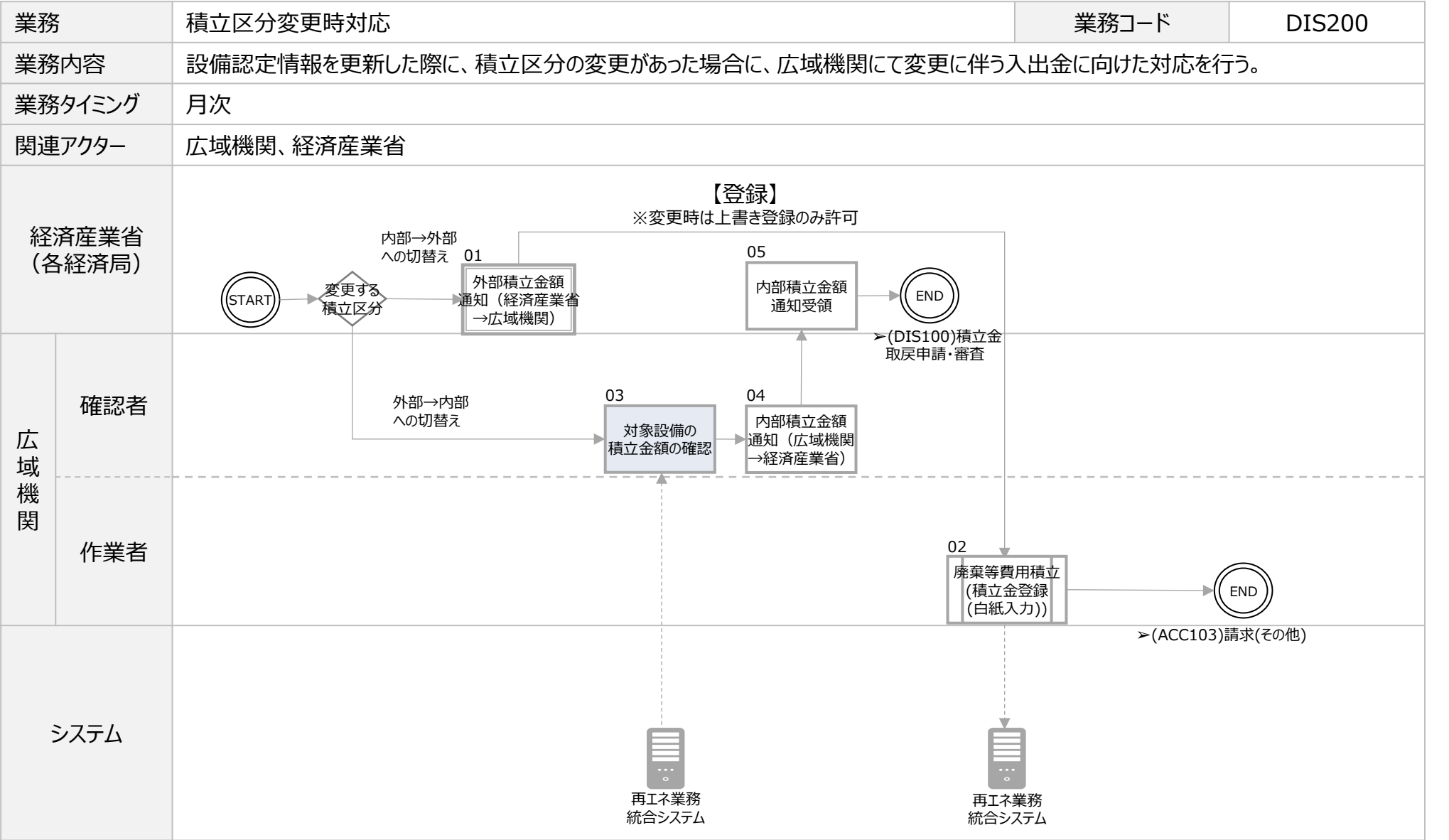
広域機関は自治体等から以下の書類を受領し、審査する。なお、自治体等による積立金取戻は、以下のア～ウの全ての要件を満たしていることが前提となる。

提出書類		備考
申請書（改正再エネ特措法施行規則様式第〇の〇）		
添付書類	印鑑証明書	
	産業廃棄物管理表(マニフェスト) の写し	
	写真(取り外し前・中・後)	
	除去等が適法にされたものであることを証する書面	（例：行政代執行の通知書、議会への報告書等）
	認定事業者等へあらかじめ通知を行ったことを証する書面	（例：内容証明郵便の写し、公示送達等の方法による通知を行った場合における当該方法による通知を行ったことを証する書面等）
	除去等に係る風力発電設備の出力を証する書面	（例：除去等に係る風力発電設備の出力を証する書類等）
	除去等に要した費用の額を証する書面	（例：領収書、行政代執行の議会への報告書等）
当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面		風力発電設備に特有の 添付資料が発生し得る可能性を考慮

広域機関が自治体等から取戻を認める場合	備考
ア。認定事業者等以外の者が、廃棄物処理法等の法律の規定により、問題となる発電設備の解体等と評価される行為を行ったこと	（具体例） 地方自治体により廃棄物処理法に基づく行政代執行が実行された場合
イ。認定事業者等及び推進機関へあらかじめ通知を行ったこと	（注意） 認定事業者等の所在が明らかでない場合には、公示送達の方法等により、通知を行うことができる。
ウ。上記アに自治体等が費用を要したこと	以下の 3 つの額のうち、最も小さい額を限度として取り戻すことができる。 ・ 10 年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の出力に対する除去等を行う出力の割合に相当する額 ・ 取戻時点で当該認定事業について推進機関に積み立てられた解体等積立金の額 ・ 実際に除去等に要した費用の額

業務フロー
廃棄等費用積立：積立区分変更時対応

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



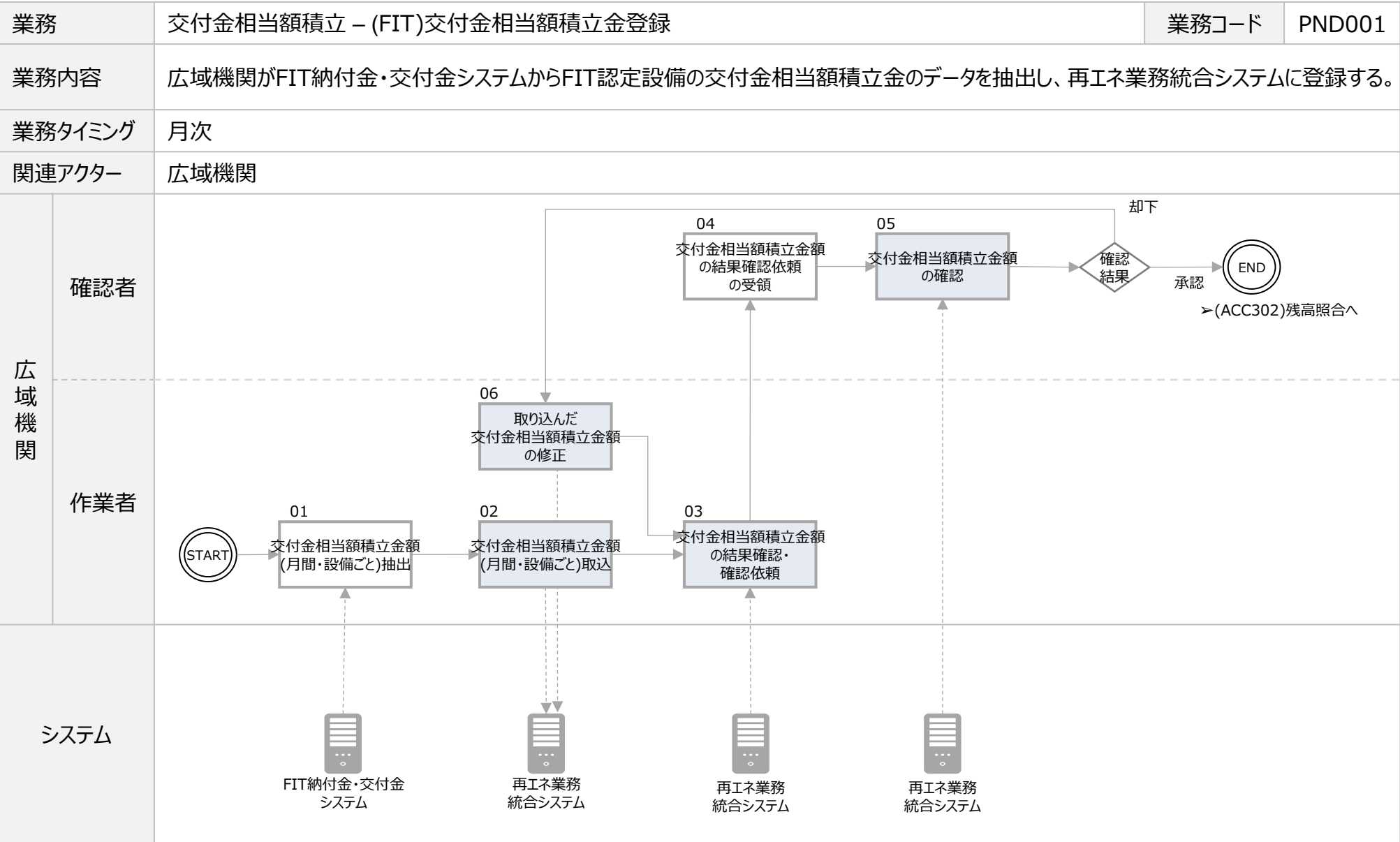
業務プロセス	「03:外部積立金額通知（経済産業省→広域機関）」
業務詳細仕様	
<u>広域機関に対する外部積立金額の通知内容</u> 経済産業省が認定事業者と連絡をとり、積立必要総額、分割条件（当初額（現状の内部積立額含む。））、毎月の支払額や期限等）を記載した通知書を認定事業者および広域機関に対して発行。当該通知の内容に従って、広域機関が請求書を発行し認定事業者は積立を行う。	

第4章 交付金相当額積立

業務		業務 タイミング	業務コード
交付金相当額積立	(FIT)交付金相当額積立金登録	月次	PND001
	交付金相当額積立金額確認	随時	PND002
交付金相当額積立 金取戻	交付金相当額積立金取戻申請・審査	随時	PND100
	交付金相当額積立金徴収	随時	PND101
交付金相当額積立 金の帰属	交付金相当額積立金の帰属	随時	PND102

交付金相当額積立：交付金相当額積立 - (FIT)交付金相当額積立金登録

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

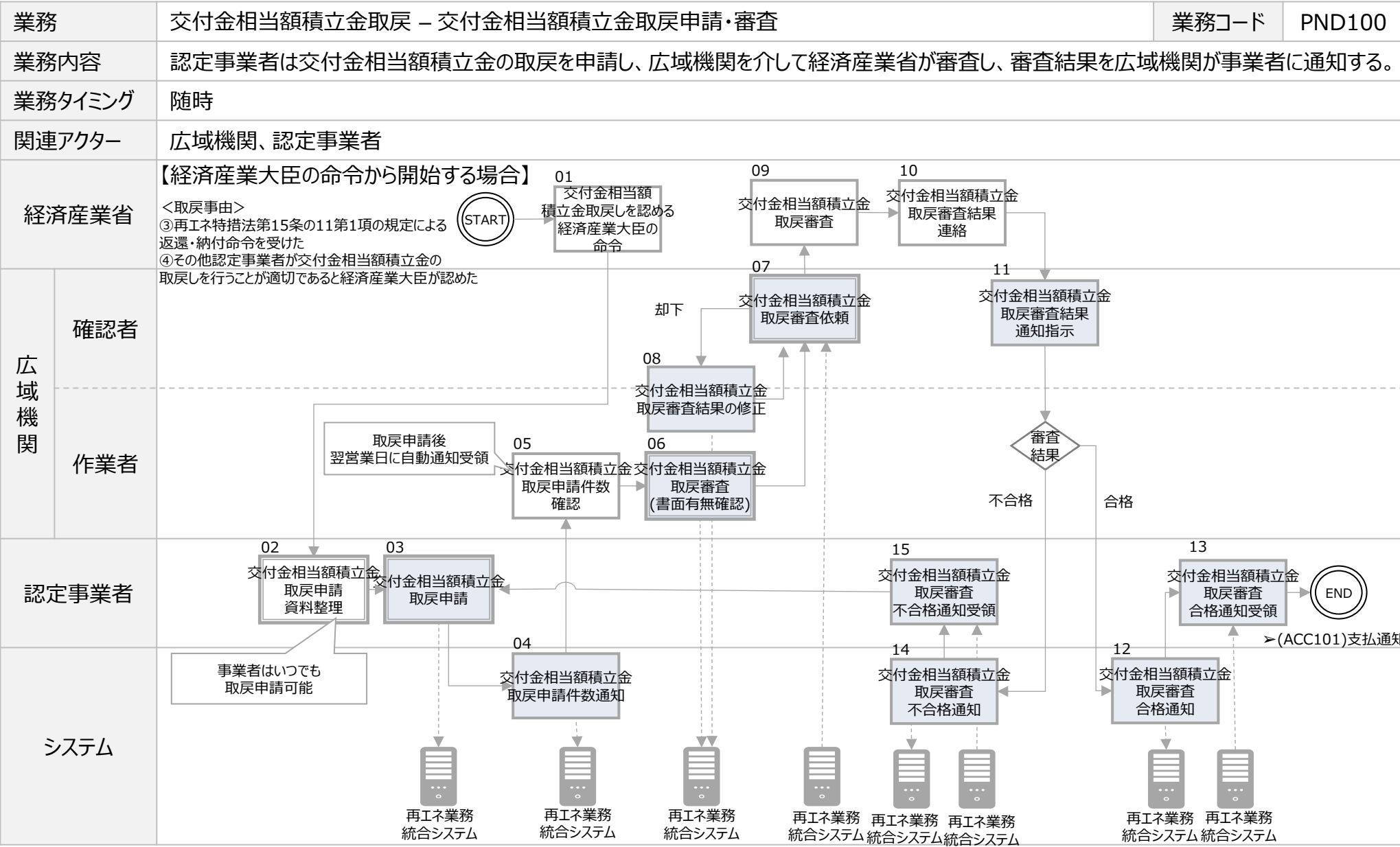
業務		交付金相当額積立 - 交付金相当額積立金額確認		業務コード	PND002
業務内容		広域機関・認定事業者が積立金額を確認する。			
業務タイミング		随時			
関連アクター		広域機関、認定事業者			
広域機関	確認者	【広域機関が確認する場合】 01 積立金額確認 START → END ➤(ACC306) 交付金相当額積立金 残高確認書発行へ		【認定事業者が確認する場合】 01 積立金額確認 START → END ➤(ACC306) 交付金相当額積立金 残高確認書発行へ	
	作業者				
認定事業者					
システム		再エネ業務 統合システム		再エネ業務 統合システム	

業務フロー

交付金相当額積立：交付金相当額積立金取戻 – 交付金相当額積立金取戻申請・審査

185

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務詳細仕様

交付金相当額積立：交付金相当額積立金取戻 – 交付金相当額積立金取戻申請・審査

186

業務プロセス	【事業者の取戻申請から開始する場合】「01:交付金相当額積立金取戻申請資料整理」「02:交付金相当額積立金取戻申請」「05:交付金相当額積立金取戻審査（書面有無確認）」「06:交付金相当額積立金取戻審査依頼」／【経済産業大臣の命令から開始する場合】「02:交付金相当額積立金取戻申請資料整理」「03:交付金相当額積立金取戻申請」「06:交付金相当額積立金取戻審査（書面有無確認）」「07:交付金相当額積立金取戻審査依頼」
--------	--

業務詳細仕様

交付金相当額積立金取戻のルール①

【認定事業者による取戻申請の内容】

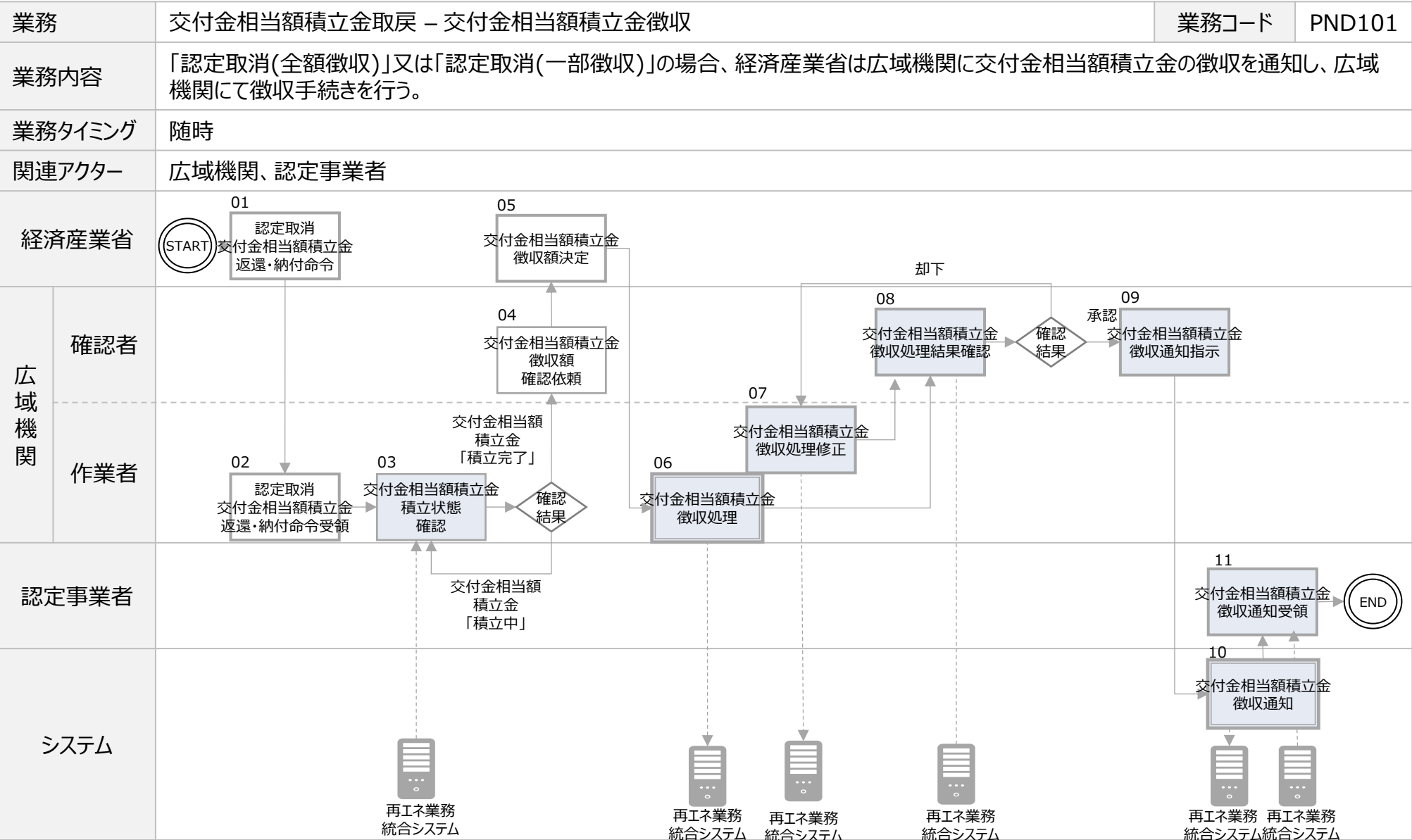
申請内容	説明	備考
対象の設備ID(一覧)	認定事業者に紐づく設備から廃棄対象を選択	1件の申請にFITとFIPを混在させない
申請主体の性質	次から選択 ①認定事業者 ②認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）	-
取戻事由	以下①～④から選択 ①再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった ②認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した ③再エネ特措法第15条の11第1項の規定による返還・納付命令を受けた ④その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた	-
振込先口座	取戻す交付金相当額積立金の振込先口座(金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義)	-
添付書類	印鑑証明書	必須
	旧認定事業者であることを証する書面	旧認定事業者のみ
	再エネ特措法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面	取戻事由①
	認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面	取戻事由②
	その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めたことを証する書面	取戻事由④
	その他	

【取戻事由と取戻金額の相関】

取戻事由	取戻金額※	取戻金額決定タイミング	※FIT設備の場合、積立命令直後に生じる買取義務者の赤字を交付金相当額積立金で補てんするため、認定事業者に交付金相当額積立金の全額が支払われない場合がある。
①	全部	取戻申請⇒積立命令解除(返還額確認)⇒交付金相当額積立金満額積み立て⇒返還	
②	全部	取戻申請⇒積立命令解除(返還額確認)⇒交付金相当額積立金満額積み立て⇒返還	
③	徴収されなかった交付金相当額積立金	認定取消(積立命令解除、返還額確認)⇒取戻申請⇒交付金相当額積立金満額積み立て⇒返還	
④	全部	経産大臣が取戻を認可(積立命令解除、返還額確認)⇒取戻申請⇒交付金相当額積立金満額積み立て⇒返還	

交付金相当額積立：交付金相当額積立金取戻 – 交付金相当額積立金徴収

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「06:交付金相当額積立金徴収処理」「10:交付金相当額積立金徴収通知」

業務詳細仕様

交付金相当額積立金徴収処理

【交付金相当額積立金の徴収条件、金額】

交付金相当額積立金徴収条件	徴収金額	金額上限
認定取消	全額	交付金相当額積立金額
認定取消且つ交付金相当額積立金の一部交付	徴収された交付金相当額積立金	交付金相当額積立金額

【広域機関による徴収処理の内容】

申請内容	説明
対象の設備ID(一覧)	徴収対象設備を選択
徴収事由	認定取消
添付書類	経済産業省通知メール(写)等、認定取消が確認できるもの

【事業者に発行する交付金相当額積立金の徴収通知書】

記載項目	説明
宛名	徴収先の事業者名
日付	徴収通知書発行日
文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
徴収通知書No.	徴収通知書を一意に特定する番号
発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
設備ID	交付金相当額積立金の徴収対象となった設備ID（1設備に対し1枚の徴収通知書を発行）
徴収対象となる交付金相当額積立金	事業者の交付金相当額積立金

会計整理上、徴収金額を納付金に反映するプロセスを追加
(徴収金額を納付金口座に移し替える)

業務プロセス

「10:交付金相当額積立金徴収通知」

業務詳細仕様

交付金相当額積立金徴収処理

【事業者が発行する交付金相当額積立金の徴収通知書に記載する文言】

以下の設備は、経済産業大臣により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 1 5 条の 1 1 第 1 項の規定に基づく供給促進交付金の返還又は調整交付金の納付が命じられたため、同条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり交付金相当額積立金を徴収します。

<参考 1> 落札者決定の取消し（帳票）

<参考 2> 入札保証金没収の通知（メール）

〇〇殿

XXXX年XX月XX日

入札実施機関
電力広域的運営推進機関
再生可能エネルギー・国際部

落札者決定の取消しについて(通知)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 7 条第 7 項の規定に基づき、平成XX年XX月XX日に通知した落札者決定について、入札実施指針に定める落札者決定の取消し事由に該当すると認められたため、この落札者決定を取り消し、同指針に基づき、その旨通知します。

- 記
1. 取消された入札ID
2. 取り消した理由

なお、本通知を受けた者にあつては、落札者決定が取り消された理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに（指定入札機関）へその旨を記載した書面を提出してください。

メール表題：第X次保証金没収(落札取消)通知(XXXX年太陽光第XX回(XXXXkW以上FIP))

XXXX年XX月XX日
〇〇殿

入札実施機関
電力広域的運営推進機関
再生可能エネルギー・国際部

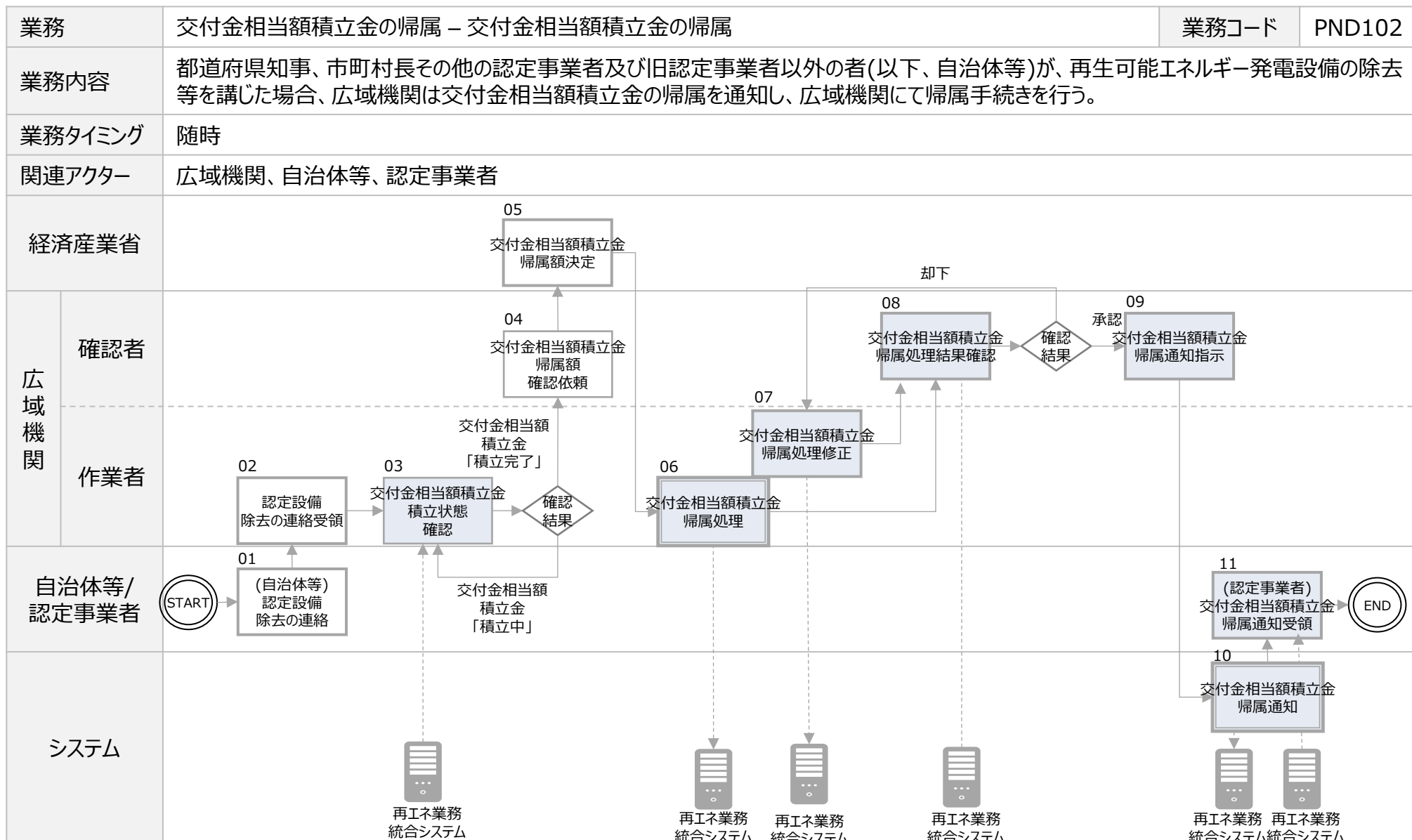
日頃は大変お世話になっております。

XXXX年XX月XX日実施の入札の結果、落札となった下記事業計画について、添付の「落札者決定の取り消しについて(通知)」に記載のとおり、落札が取消となったので通知します。
また、入札実施指針において、落札の取り消し事由に該当する場合、第X次保証金を没収することになっておりますので、その旨を通知します。
(地域公共案件として保証金免除となった案件は没収対象外です。)

なお、本通知を受けた者にあつては、没収の理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、本通知日から5日以内に入札実施機関へその旨を記載した書面を提出してください。

- 記
1. 入札ID
2. 運転開始予定日

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス

「06:交付金相当額積立金帰属処理」「10:交付金相当額積立金帰属通知」

業務詳細仕様

交付金相当額積立金の帰属処理

【交付金相当額積立金の帰属条件、金額】

交付金相当額積立金帰属条件	帰属額	金額上限
自治体等による認定設備の除去	全額	交付金相当額積立金額

【広域機関による帰属処理の内容】

申請内容	説明
対象の設備ID(一覧)	対象設備を選択
帰属事由	自治体等による認定設備の除去
添付書類	自治体等による認定設備の除去が確認できるもの

【事業者に発行する交付金相当額積立金の帰属通知書】

記載項目	説明
宛名	認定設備を保有していた事業者名
日付	帰属通知書発行日
文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
帰属通知書No.	帰属通知書を一意に特定する番号
発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
設備ID	交付金相当額積立金の帰属対象となった設備ID（1設備に対し1枚の徴収通知書を発行）
帰属対象となる交付金相当額積立金	事業者の交付金相当額積立金

会計整理上、帰属した金額を納付金に反映するプロセスを追加
(帰属した金額を納付金口座に移し替える)

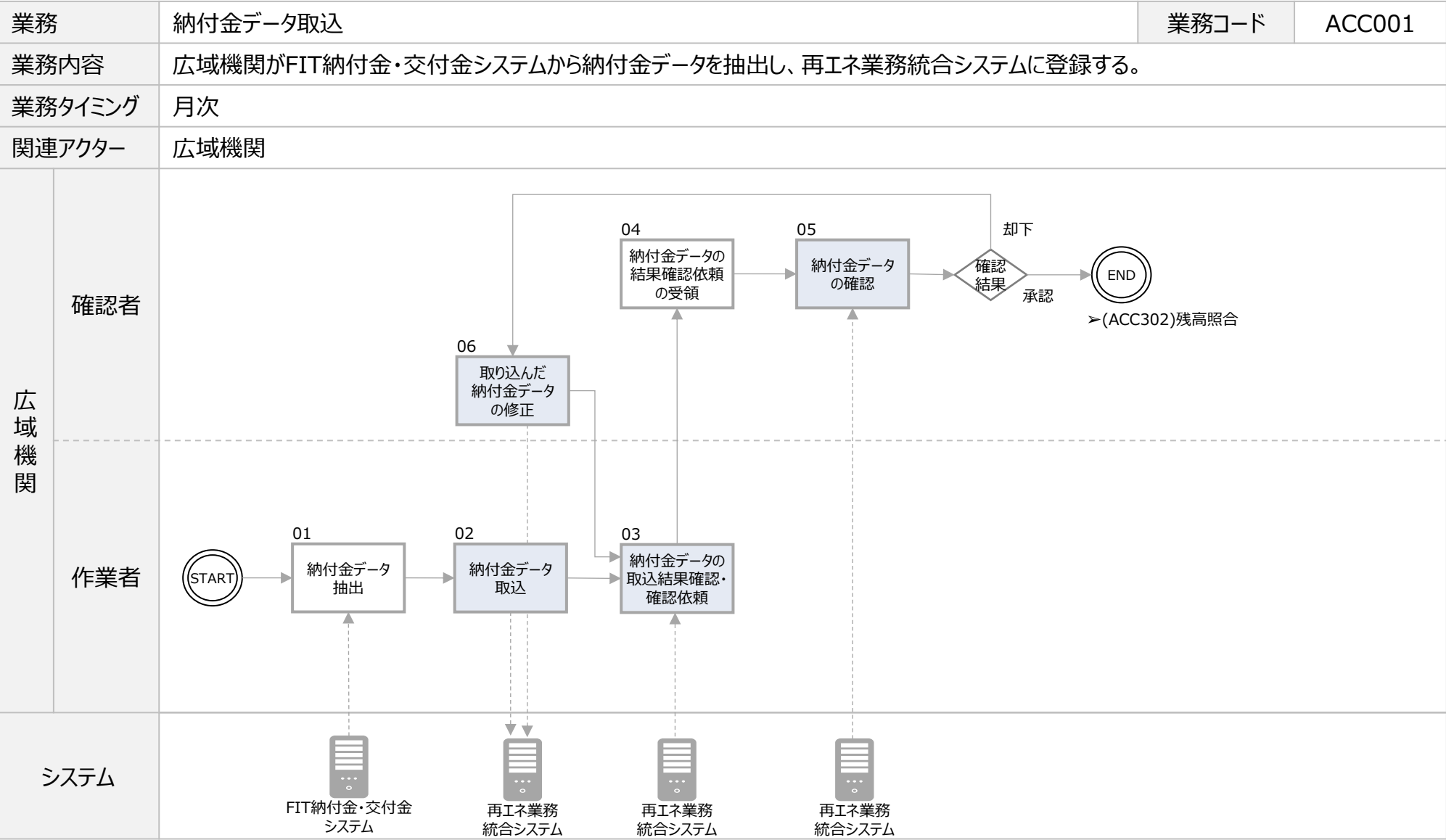
業務プロセス	「10:交付金相当額積立金帰属通知」
業務詳細仕様	
交付金相当額積立金の帰属処理 【事業者が発行する交付金相当額積立金の帰属通知書に記載する文言】 以下の設備は、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法律の規定により設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを講じたため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の10第1項の規定に基づき、以下のとおり交付金相当額積立金が広域機関に帰属しました。	

第5章 資金管理・報告

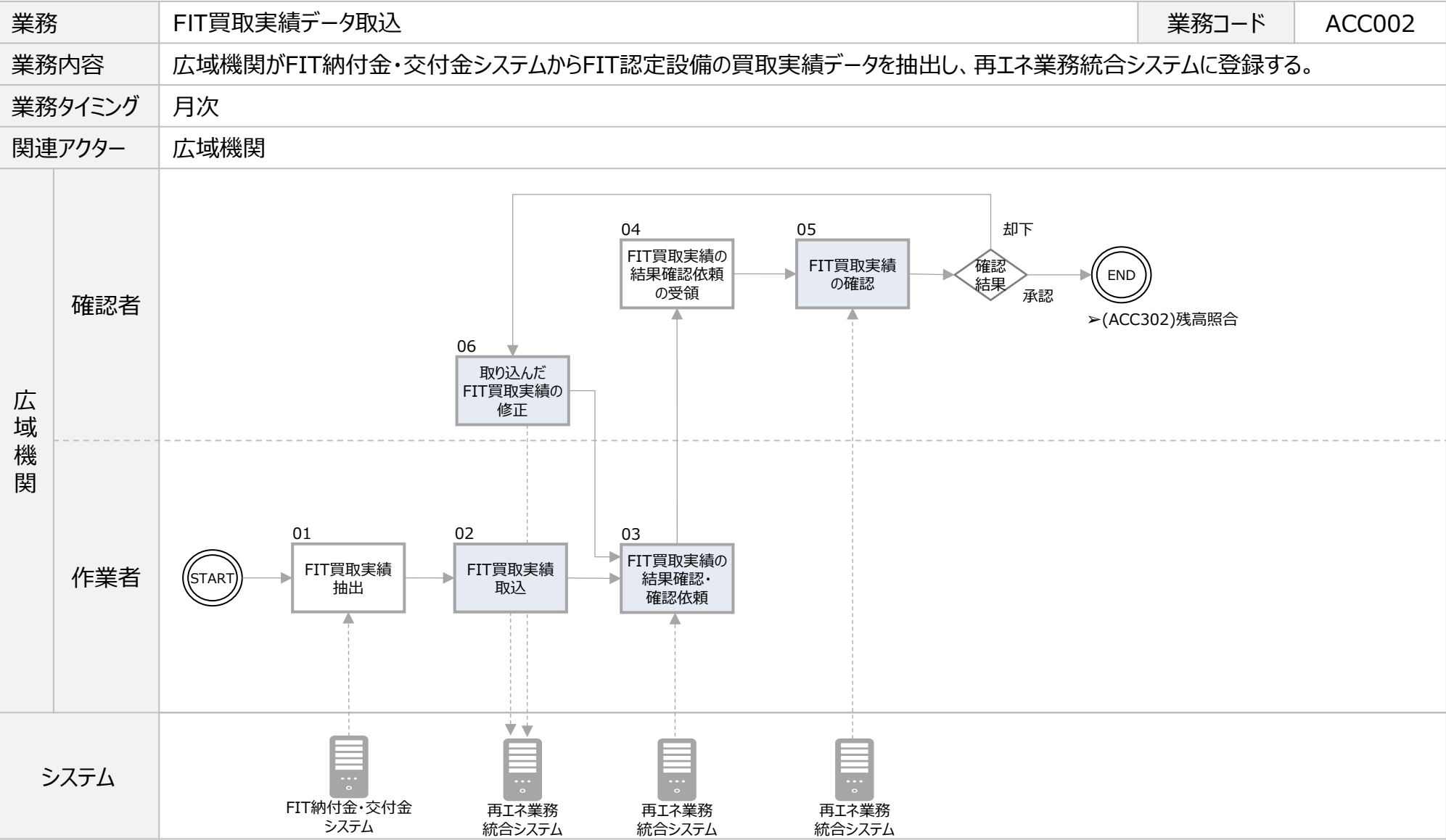
業務		業務コード
納付金データ取込		ACC001
FIT買取実績データ取込		ACC002
支払通知・請求	支払通知(FIP交付金・積立金)	ACC100
	支払通知(積立金取戻)	ACC101
	請求(積立金不足額)	ACC102
	請求(その他)	ACC103
入出金管理	出金	ACC200
	入金	ACC201
	未入金状況の確認	ACC202
	未入金督促	ACC203

業務		業務コード
残高管理	期日到来未入金残高の確認	ACC300
	期日到来未払残高の確認	ACC301
	経費等登録	ACC304
	白紙登録データ確認	ACC305
	残高照合	ACC302
	廃棄等費用積立金 残高確認書発行	ACC303
	交付金相当額積立金 残高確認書発行	ACC306
財務会計連携		ACC400
経済産業省報告	FIP交付金算定結果報告書	ACC503
	廃棄等費用積立金報告書	ACC504
	その他	ACC505
	財務情報開示文書	ACC506
	交付金相当額積立金報告書	ACC507
連絡・通知	連絡事項の掲載・通知	ACC600

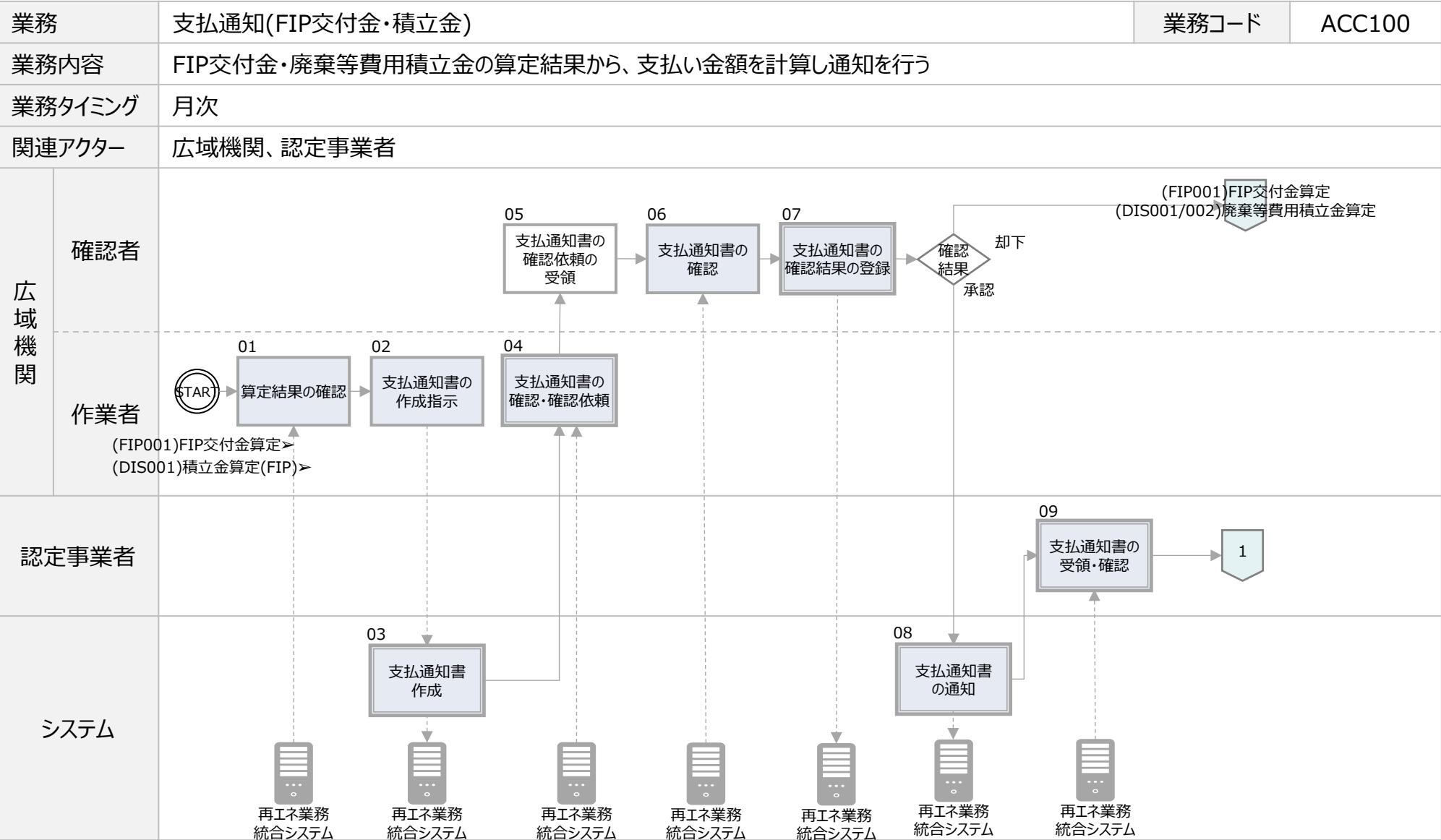
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



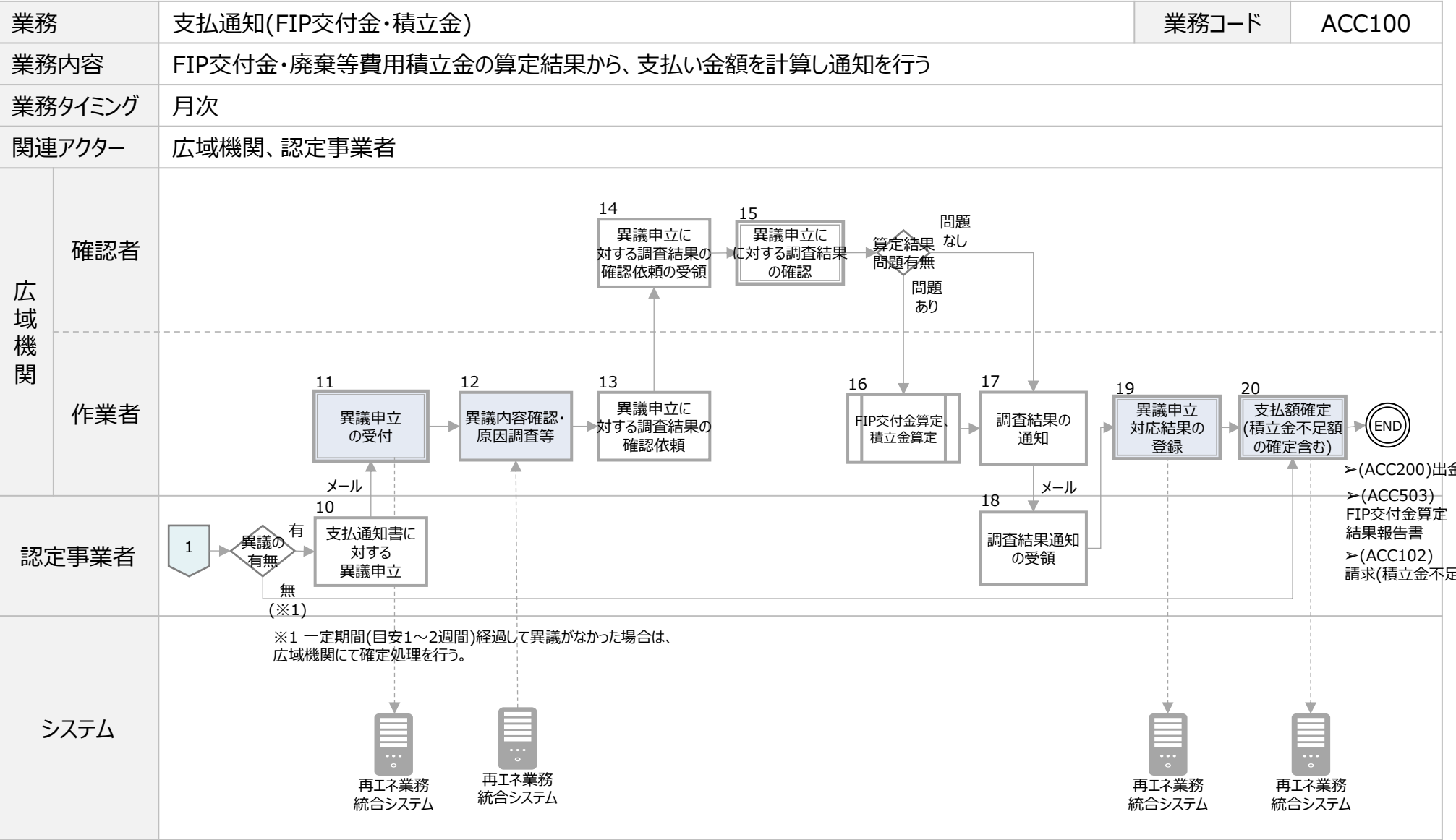
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス「04:支払通知書の確認・確認依頼」「15:異議申立に対する調査結果の確認」「20:支払額確定(積立金不足額の確定含む)」

業務詳細仕様

「04:支払通知書の確認・確認依頼」での算定結果の修正

事業者へ交付金額を通知する前に通常の算定式と異なる交付金額を交付する必要がある場合、広域機関の作業者が以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
算定諸元に誤りはないが、通常の算定式と異なる交付金額を交付する場合	“FIP交付金削除機能”で通常算定結果を削除し、“FIP交付金登録(白紙入力)機能”を用いて異なる交付金額を一から入力。

「15:異議申立に対する調査結果の確認」で承認する算定結果修正のパターン

事業者へ交付金額を通知後に算定額を修正する、または通常の算定式と異なる交付金額を交付する必要がある場合、広域機関の作業者が以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
事業者全体に影響する算定諸元を修正する場合	算定諸元を上書きし、全事業者に交付金を再通知。お知らせに掲載。
個別事業者の諸元(供給電力量)を修正する場合	供給電力量の合計値のみ変更(コマ修正なし)の上、交付金を再通知。
算定諸元に誤りはないが、通常の算定式と異なる交付金額を交付する場合	“FIP交付金削除機能”で通常算定結果を削除し、“FIP交付金登録(白紙入力)機能”を用いて異なる交付金額を一から入力。

「20:支払額確定(積立金不足額の確定含む)」以降の算定結果の修正

FIP交付金額を確定後に算定額を修正する、または通常の算定式と異なる交付金額を交付する必要がある場合、広域機関の作業者が以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
算定諸元の何れかを修正する場合	翌月、“FIP交付金登録(白紙入力)機能”または“入出金明細作成”にて差額を手入力する。
算定諸元に誤りはないが、通常の算定式と異なる交付金額を交付する場合	※過去の算定諸元を上書きせずに、対象案件の精算金を個別計算する機能を持たせる。

※事業者の支払通知書を再作成・通知する場合、白紙登録データの削除を不要とする（算定した結果については再算定する必要あり）

業務プロセス「03:支払通知書作成」

業務詳細仕様

算定結果確認と支払結果通知との関係性

- 電源別に計算したFIP交付金・廃棄等費用積立金額を集計して、事業者別の支払通知書を作成する。
- 事業者別の集計結果がFIP交付金 < 廃棄等費用積立金となる場合は、支払額「供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後)」を¥0とし、**不足額の請求は年次のタイミングで精算を行う**。なお、**複数設備を有する事業者の場合は、月内で電源別の不足額を相殺することを想定**する。

【支払通知書の作成イメージ】

月次

算定結果

事業者名	電源種別	設備ID	交付金 (控除前)	積立金
A	太陽光	A1	▲50	120
B	太陽光	B1	▲100	150
B	風力	B2	▲300	—
C	太陽光	C1	▲200	10
C	太陽光	C2	▲50	150
C	太陽光	C3	▲30	230

支払通知書作成

支払通知書(事業者A)

供給促進交付金の額(積立金控除後)：0*

積立金不足額：70

FIP交付金	太陽光	A1	▲50
廃棄等費用積立金	太陽光	A1	120

支払通知書(事業者B)

供給促進交付金の額(積立金控除後)：▲250

積立金不足額：0

FIP交付金	太陽光	B1	▲100
	風力	B2	▲300
廃棄等費用積立金	太陽光	B1	150
	太陽光	B2	-

支払通知書(事業者C)

供給促進交付金の額(積立金控除後)：0*

積立金不足額：110

FIP交付金	太陽光	C1	▲200
	太陽光	C2	▲50
	太陽光	C3	▲30
廃棄等費用積立金	太陽光	C1	10
	太陽光	C2	150
	太陽光	C3	230

年次

請求書作成

年次で精算実施
➢ (ACC102)
請求(積立金不足額)にて作成

—

年次で精算実施
➢ (ACC102)
請求(積立金不足額)にて作成

業務プロセス「03:支払通知書作成」

業務詳細仕様

支払額が0円になる場合の取り扱い

- FIP交付金<廃棄等費用積立金となった場合は、「供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除後)」=¥0で通知する。
- 不足額は月次単位で管理を行い、以下いずれかの条件に該当する場合は認定事業者に請求を行う。
 - ✓ 条件1：年度末時点(3月分の交付金算定時)に不足額(累計)>0
 - ✓ 条件2：FIP交付期間満了時点(最終月の交付金算定時)に不足額(累計)>0
 - (ACC102)請求(積立金不足額)へ

【不足額発生時の金額累積・請求イメージ】

対象年月		FIP交付金 (控除前)	積立金額	FIP交付金 (控除後)	積立金額 実績	不足額	
		①	②	①-② (マイナスの場合¥0)	①≥②⇒② ②>①⇒①	当月	累計
						②-① (マイナスの場合¥0)	前月累計に 当月分を加算
2022年度	4月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥0
	5月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥0
	6月	¥35	¥40	¥0	¥35	¥5	¥5
	7月	¥50	¥60	¥0	¥50	¥10	¥15
	8月	¥60	¥30	¥30	¥30	¥0	¥15
	9月	¥60	¥30	¥30	¥30	¥0	¥15
	10月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥15
	11月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥15
	12月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥15
	1月	¥35	¥40	¥0	¥35	¥5	¥20
	2月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥20
	3月	¥100	¥20	¥80	¥20	¥0	¥20
累計		¥940	¥340	¥620	¥320	¥0	¥20

毎月不足額を累積していく
(支払通知書の中で当月不足額、
累計不足額を通知)

← 年度末：この時点で不足額(累計)>0となる場合は、
請求処理を実施。
➢ (ACC102)請求(積立金不足額)へ

業務プロセス

「03:支払通知書作成」「07:支払通知書の確認結果の登録」「08:支払通知書の通知」「09:支払通知書の確認」

業務詳細仕様

支払通知書(供給促進交付金)の主な記載内容

記載項目		説明
基本情報	支払通知書No	支払通知書を一意に管理するNo
	支払通知日	支払通知書の文書発行日
	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
	件名	支払通知を行う取引対象の名称
	支払通知書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
	支払通知書宛名	支払先となる事業者名
	支払金額	明細に記載された金額の合計(※2)
	支払予定日	広域機関が実施する支払予定日(※3)
	振込口座情報	広域機関が振込を行う口座情報(※3)
明細情報	対象年月	取引対象が発生した年月(電力の供給年月)
	設備ID	取引対象の設備ID
	供給促進交付金の額(※1)	
	供給促進交付金の額 (廃棄等費用積立金控除前)	廃棄等費用積立金控除前のFIP交付額
	交付金相当額積立金の額	交付金相当額積立金額(※3)
その他	廃棄等費用積立金の額	(DIS001)廃棄等費用積立金算定で導出した当月の廃棄積立額(積立命令中の廃棄積立額含む)
	積立金不足額(当月度)	供給促進交付金の額(廃棄等費用積立金控除前) < 廃棄等費用積立金の額の場合、その差額
	積立金不足額(当年度累計)	積立金不足額(当月度)の当年度累計額

※1 再エネ特措法 第二条の五（供給促進交付金の額の決定、通知等）
第二条の五 推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し**交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項**を通知しなければならない。

※2 廃棄等費用積立の控除は設備ID単位に処理して、事業者へ通知する際に上記の形に集約することになる。ただし、控除対象は外部積立のみで、**内部積立は控除対象外**とする。
また、控除後の金額が**マイナスになる場合は一律¥0で通知**する。

※3 FIT認定設備に係る交付金相当額積立金のみを支払う場合、広域機関は買取義務者に支払うため、認定事業者が参照する支払通知書は作成しない。広域機関は、参考資料として認定事業者への支払通知書を参照可能とする。

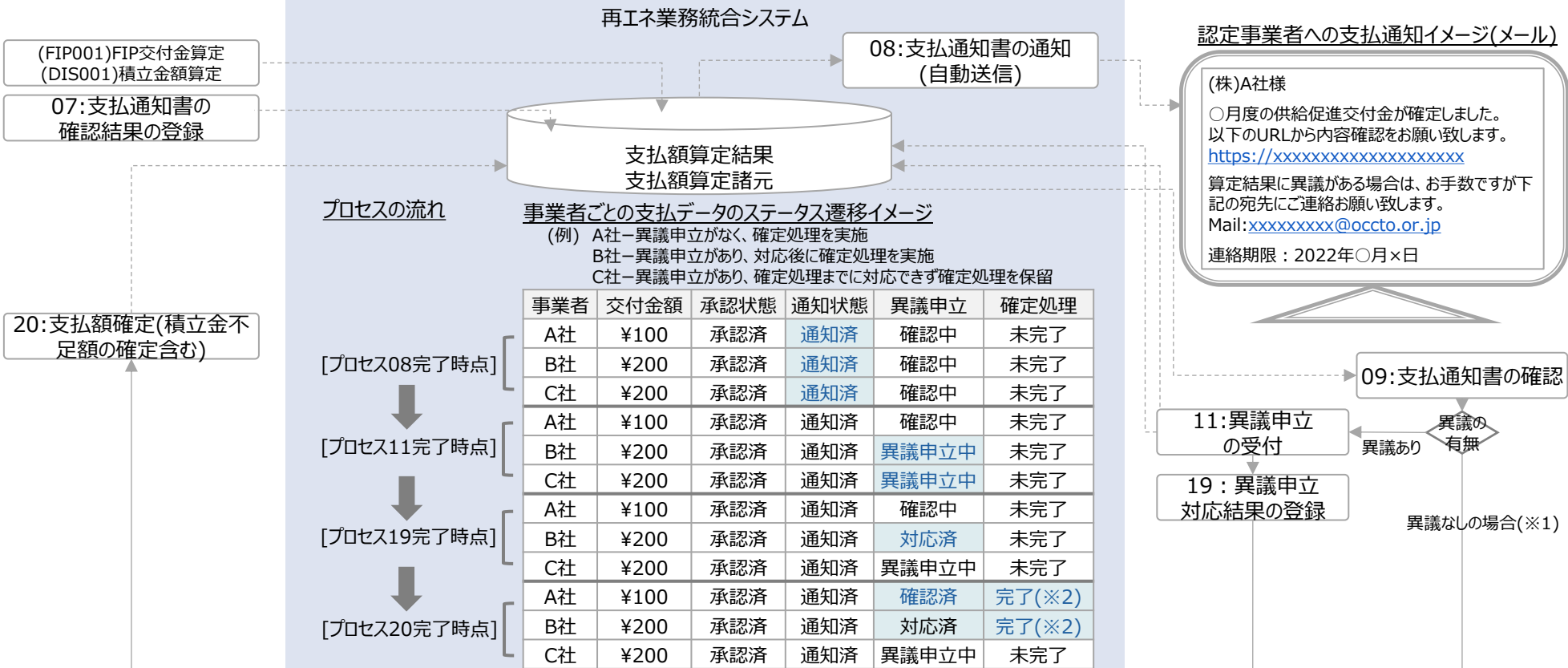
業務プロセス

「07:支払通知書の確認結果の登録」「08:支払通知書の通知」「09:支払通知書の確認」「11:異議申立の受付」
「19：異議申立対応結果の登録」「20:支払額確定(積立金不足額の確定含む)」

業務詳細仕様

支払額確定の流れ

- 認定事業者に対して広域機関からメールを送付し、算定が完了したことを通知する。(システムにて自動送信) ※このメール本文には具体的な内容は記載しない。
- 各認定事業者は、システムを直接参照することでFIP交付金・廃棄等費用積立金・支払い金額および算定根拠を確認する。
- 異議申立があった場合は、ステータスを「異議申立中」にし、確定処理の対象外とする。
- 同事業者内で一部の設備が異議申立中である場合、まずは支払額が確定している設備について支払通知書を再作成する。残りの設備については、異議申立が解決次第、合意した金額でFIP交付金を白紙入力し、支払通知書を別途作成する。
- 一定期間経過後、「確認中」および「対応済」のものへ確定処理を行い、出金プロセスに遷移させる。



業務プロセス

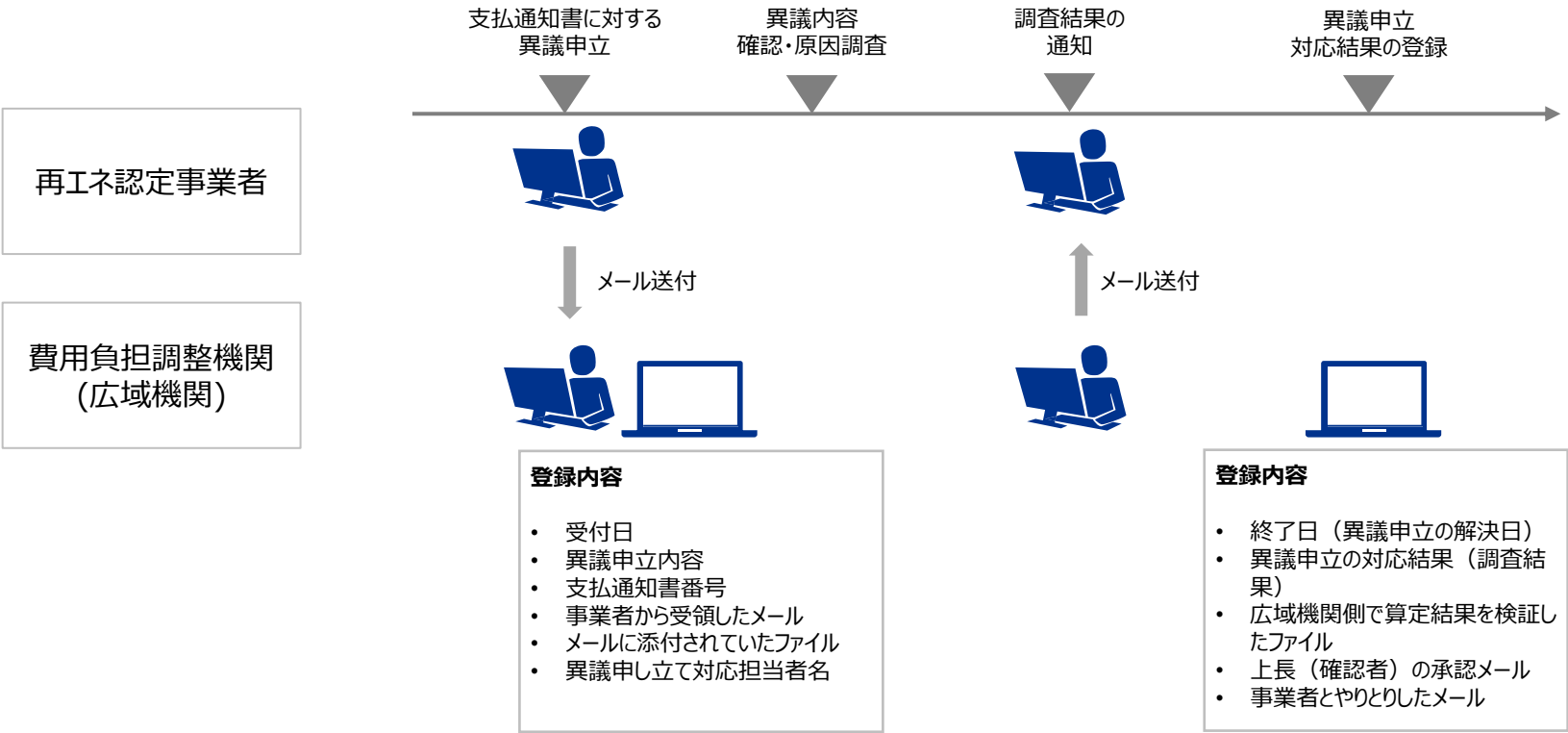
「11:異議申立の受付」「12:異議内容確認・原因調査等」「19：異議申立対応結果の登録」

業務詳細仕様

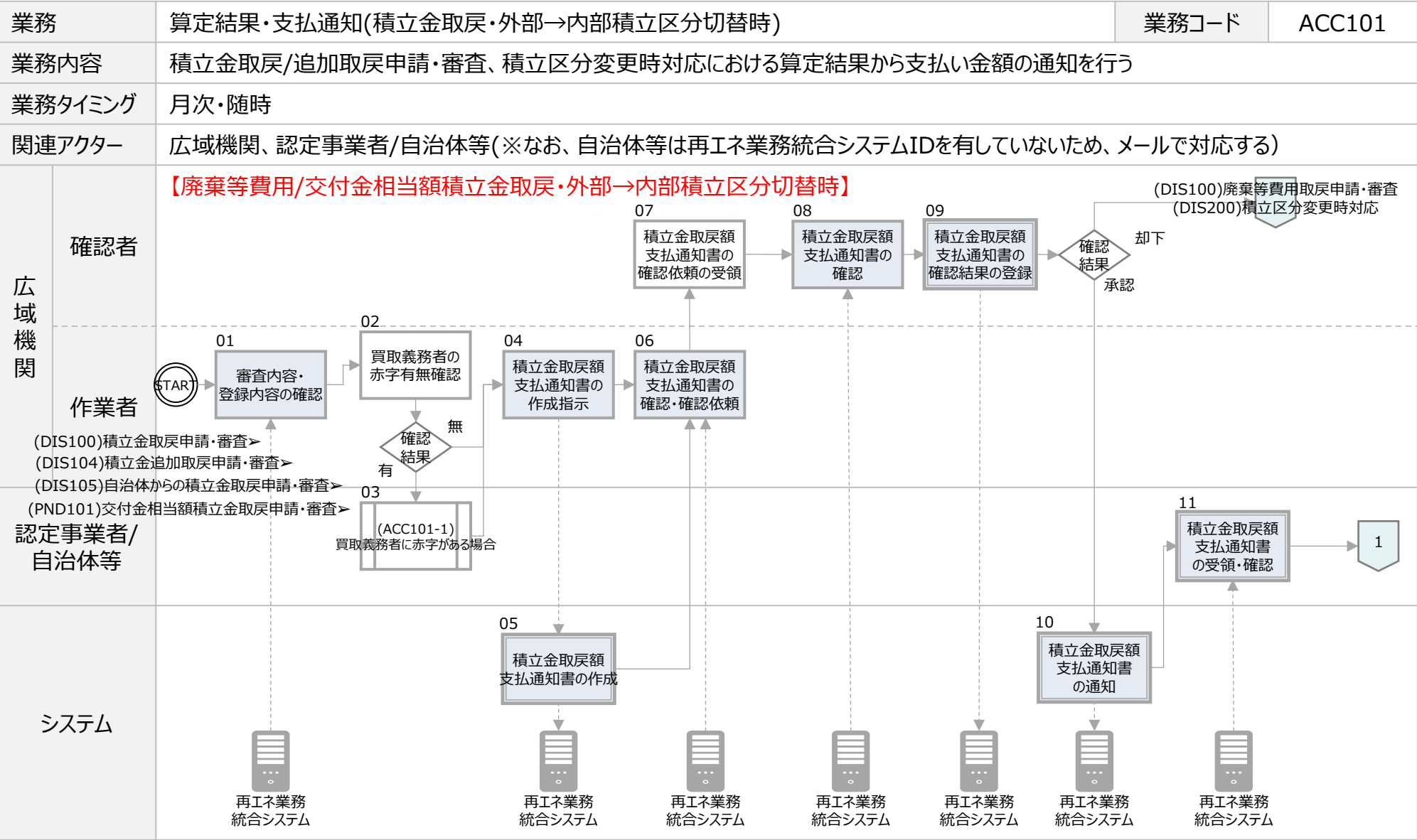
異議申立に対する審査および対応結果の登録

- 異議申立があった場合、受付日に異議申立内容等の情報をシステムに登録し、対応結果の登録時に対応結果等をシステムに入力する

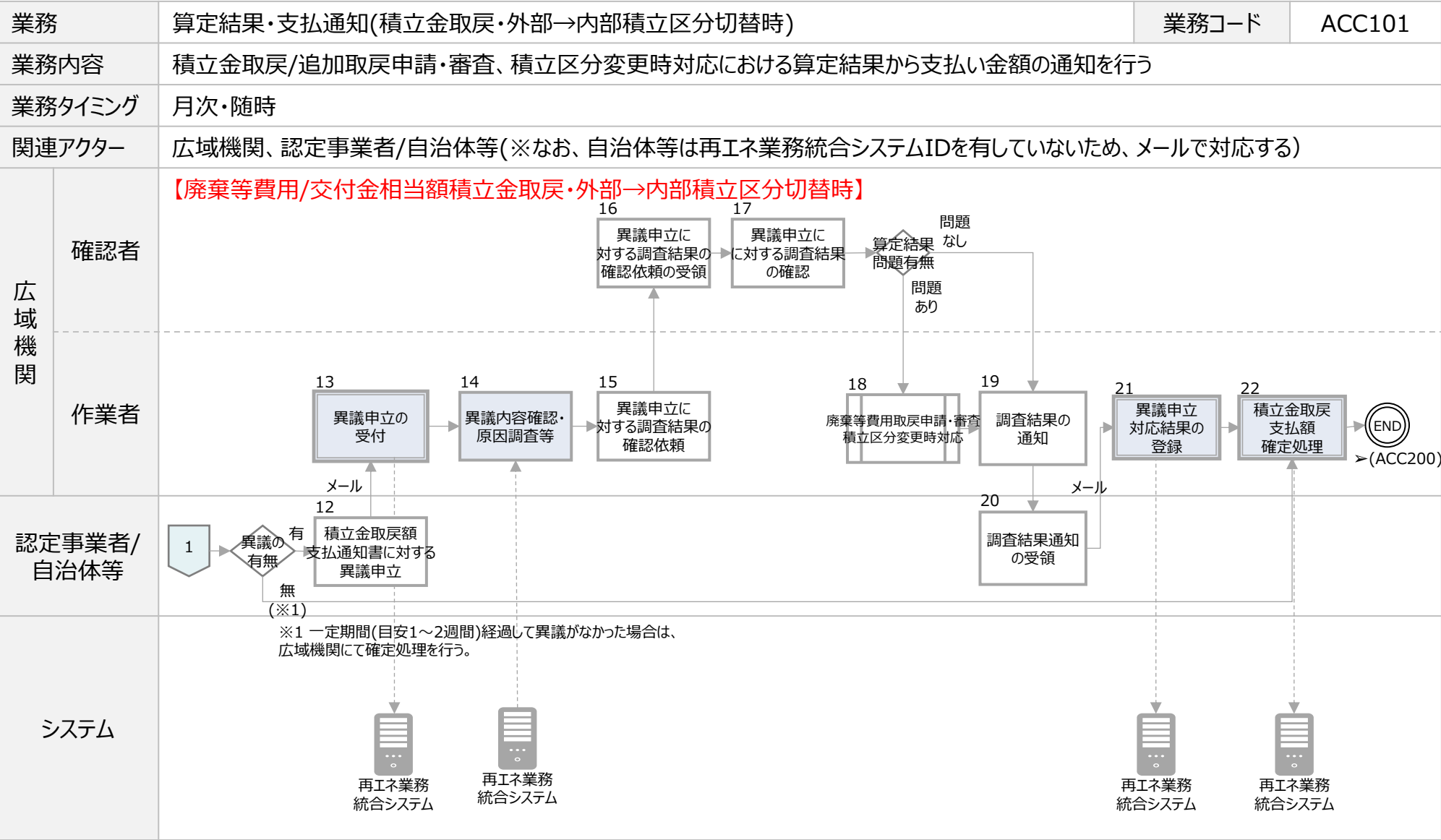
【対応履歴の登録イメージ】



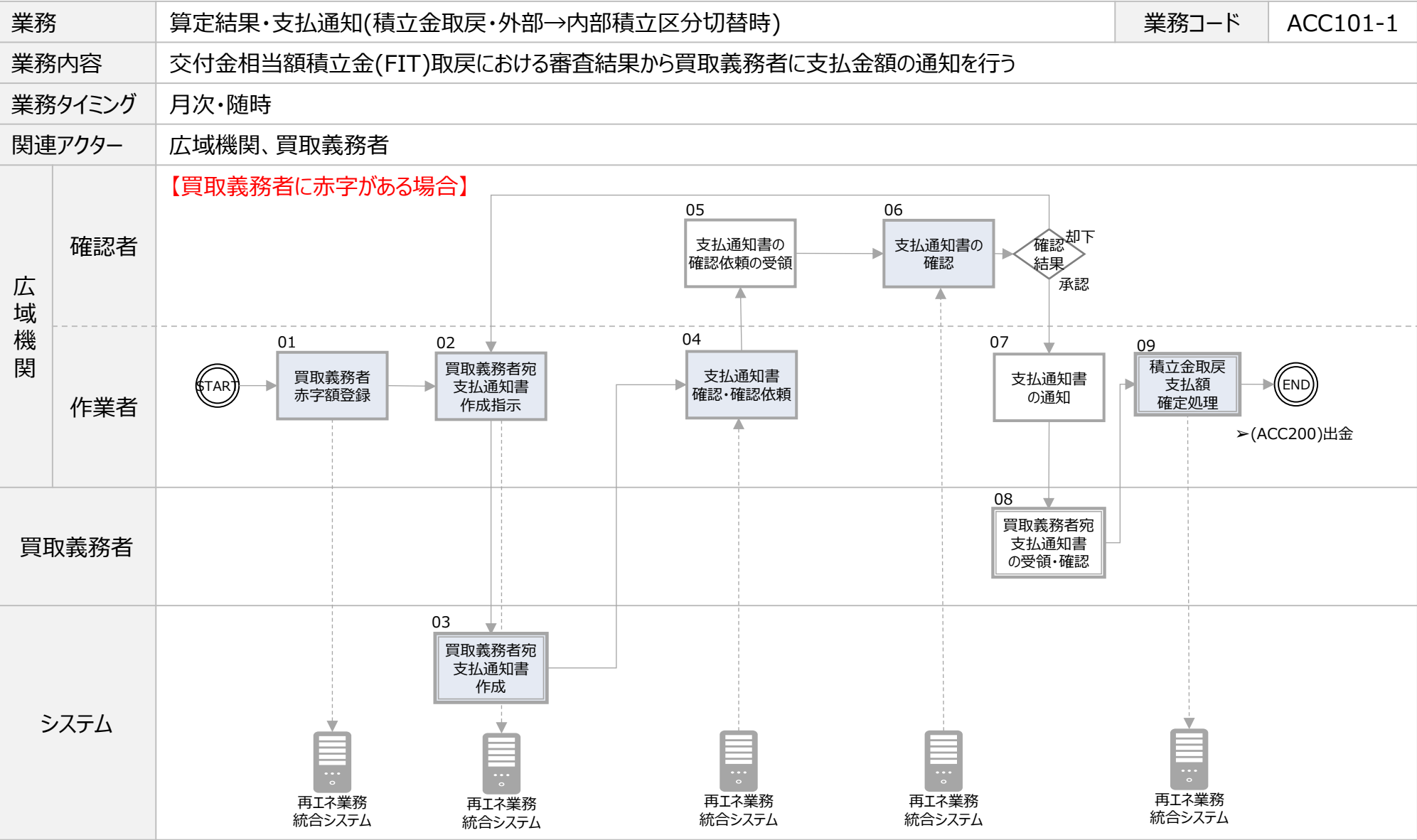
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス	【廃棄等費用/交付金相当額積立金取戻・外部→内部積立区分切替時】:「03:積立金取戻額支払通知書の作成」「08:積立金取戻額支払通知書の確認」 【買取義務者に赤字がある場合】:「03:買取義務者宛支払通知書作成」「08:買取義務者宛支払通知書の受領・確認」
--------	---

業務詳細仕様

支払通知書(積立金取戻)の主な記載内容

- FIT設備の交付金相当額積立金の**全部又は一部**を買取義務者に支払う場合、**買取義務者宛の支払通知書はシステムで作成し、メールで送付する。**

記載項目		説明
基本情報	支払通知書No	支払通知書を一意に管理するNo
	支払通知日	支払通知書の文書発行日
	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
	件名	支払通知を行う取引対象の名称
	支払通知書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
	支払通知書宛名	支払先となる事業者名
	支払金額	明細に記載された金額の合計
	支払予定日	広域機関が実施する支払予定日
	振込口座情報	広域機関が振込を行う口座情報
明細情報	取戻年月	取引対象が発生した年月(取戻金の支払予定年月)
	設備ID	取引対象の設備ID
	取戻金額	設備ごとの取戻金額

※本取引は不課税である旨を欄外に明記

業務プロセス 「03:積立金取戻額支払通知書の作成」

業務詳細仕様

積立金取戻額支払通知書の作成単位

- 電源別に申請される積立金取戻額の支払通知書を作成する。
- 保有する複数電源について積立金取戻申請がなされ、支払通知の作成が同タイミングとなる場合は、積立金取戻額を集計し、まとめて支払いを行う。

【積立金取戻額支払通知書作成のイメージ】 ※同一事業者で複数電源が同時に承認された場合

(DIS100)積立金取戻申請・審査

審査合格通知－電源A

事業者名	電源名	積立金取戻額
A	A	100

審査合格通知－電源B

事業者名	電源名	積立金取戻額
A	B	200

審査合格通知－電源C

事業者名	電源名	積立金取戻額
A	C	300

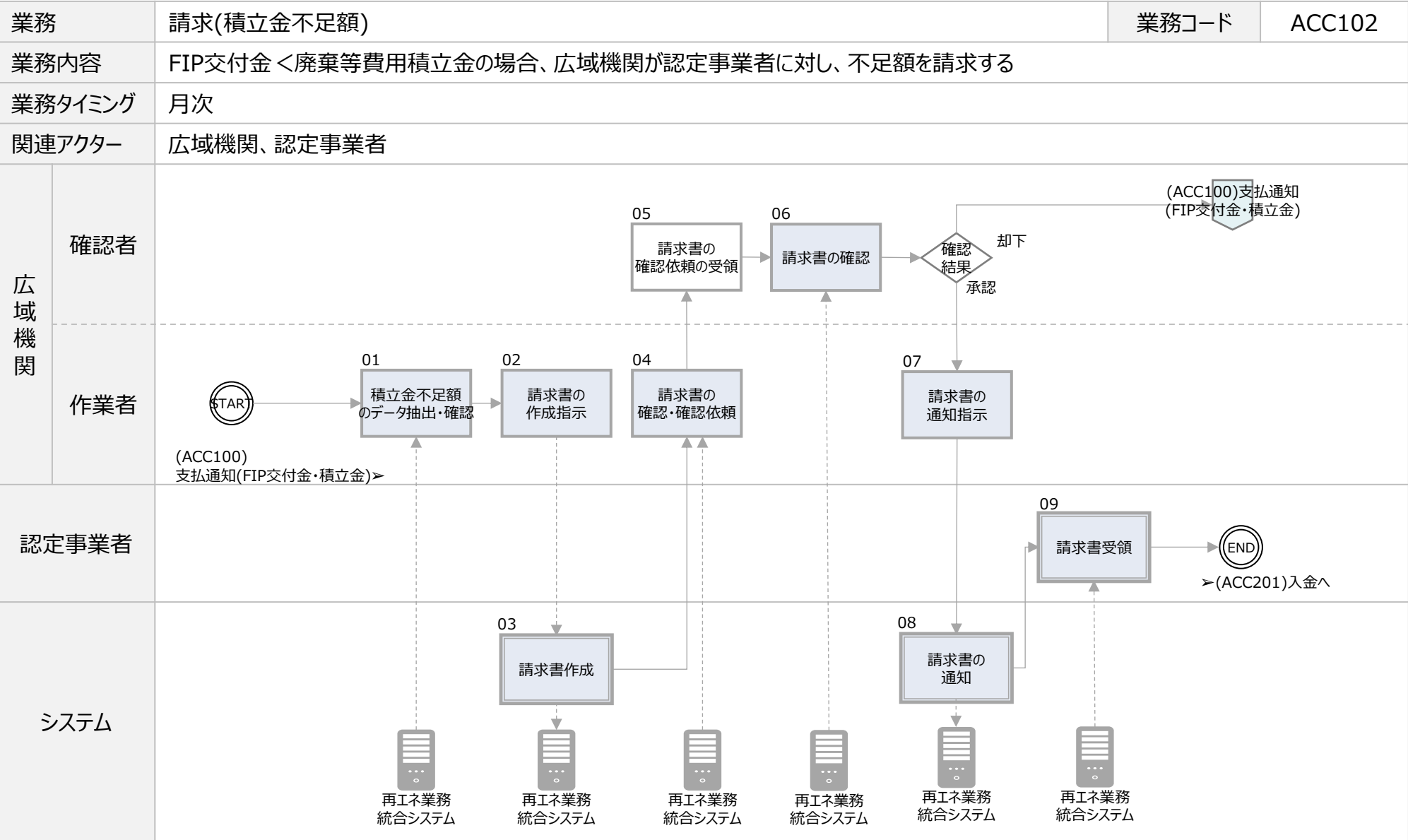
(ACC101)支払通知(積立金取戻・外部→内部積立切替時)

事業者A 積立金取戻額支払通知書

事業者名	支払額
A	600

電源ごと明細

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「02:請求書作成」「08:請求書通知・送付」「09:請求書受領」

業務詳細仕様

請求書の主な記載内容

記載項目		説明
基本情報	請求書No	請求書を一意に管理するNo
	請求日	請求書の文書発行日
	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
	件名	請求を行う取引対象の名称
	請求書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
	請求書宛名	請求対象となる事業者名
	適格請求書発行事業者登録番号	適格請求書発行事業者(広域機関)の登録番号
	請求金額	明細に記載された金額の合計
	振込期限日	事業者に対する振込の期限日
	振込口座情報	各事業者が振込を行う口座情報
明細情報	年月	取引対象が発生した年月(請求額の振込期限月)
	設備ID	取引対象の設備ID
	請求額	設備ごとの請求額

※本取引は不課税である旨を欄外に明記

業務プロセス

「02:請求書作成」「08:請求書通知・送付」「09:請求書受領」

業務詳細仕様

設備譲渡があった場合の積立金不足額の請求先

積立金の残高は設備ID単位で管理するため、積立金不足額(入金不足額)が発生した場合、どの電源に紐づくかを特定することが可能である。

積立不足額が発生した場合、電源間で交付金・積立金の相殺を行い、積立金(実績)と不足額を手動で登録する。相殺時の分配ルールは都度、エネ庁および事業者と連携の上で決定する。

従って積立金不足額が生じた状態で一部の電源が譲渡された場合、当該積立金不足額は譲渡先の事業者（下記B社）に請求する。※①参照

また、譲渡対象の電源の過去の積立金不足額の精算も広域機関からは行わず、必要に応じて譲渡事業者間（下記A社・B社間）で調整する。※②参照

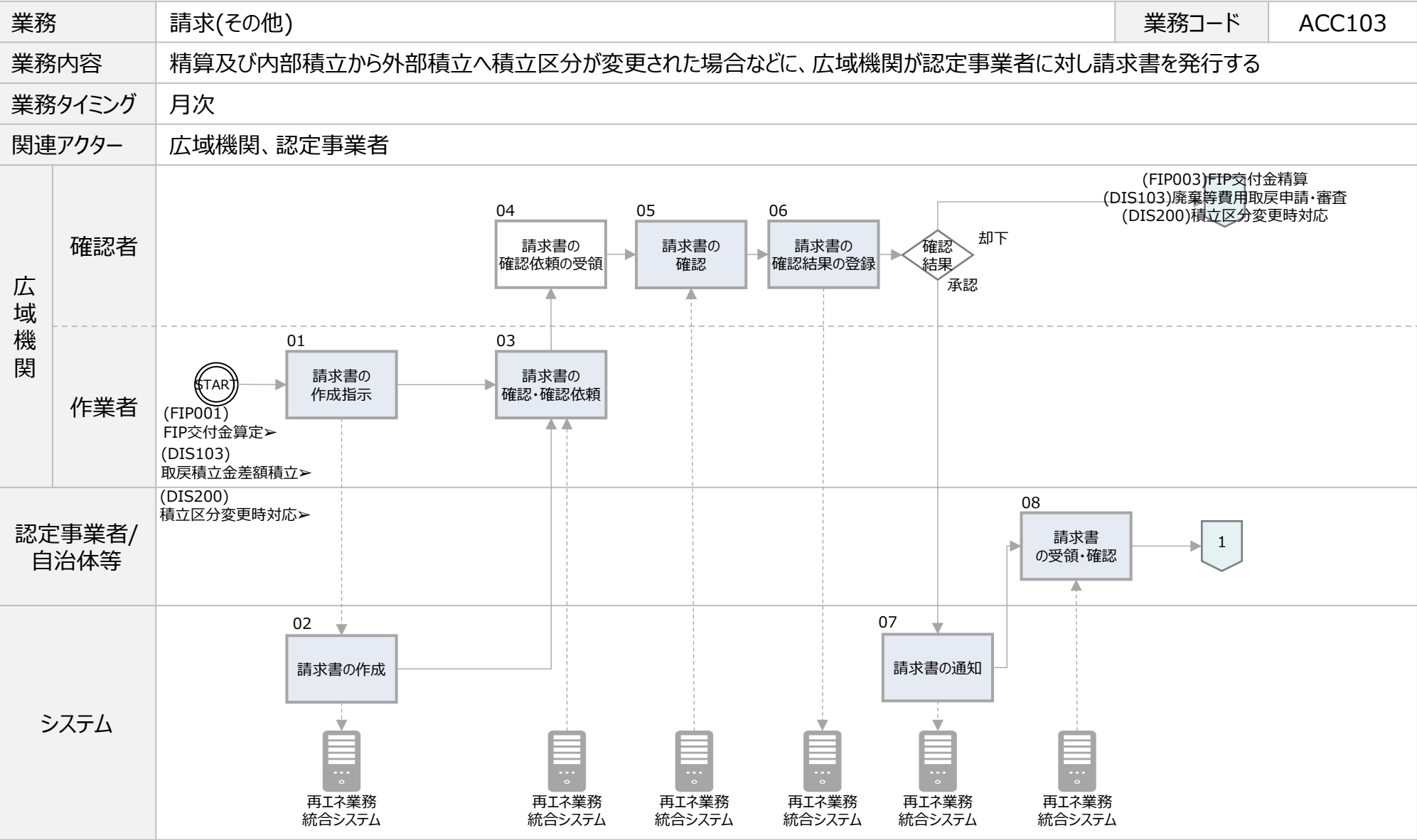
事業者	保有 電源	算定区分	算定対象月													請求する 積立金 不足額
			4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A社	電源a	交付金	▲20	▲20	▲20	▲20		▲20	▲20	▲20	▲20	▲20	▲20	▲20	▲20	－
		積立金	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10	10	－
		積立金不足額	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	－
	電源b	交付金	▲15	▲5	▲20	▲5		▲15	▲5	▲20	▲5	▲15	▲5	▲20	▲5	－
		積立金	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10	10	－
		積立金不足額	0	5	0	5		0	5	0	5	0	5	0	5	－
	電源c	交付金	▲20	▲10	▲20	▲10		－	－	－	－	－	－	－	－	－
		積立金	20	20	20	20		－	－	－	－	－	－	－	－	－
		積立金不足額	0	10	0	10		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小計	交付金	▲55	▲35	▲60	▲35		▲35	▲25	▲40	▲25	▲35	▲25	▲40	▲25	－
		積立金	40	40	40	40		20	20	20	20	20	20	20	20	－
合計	支払通知額	▲15	0	20	0		15	5	20	5	15	5	20	5	－	
	積立金不足額	0	5	0	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

②譲渡対象の電源の過去の積立金不足額の精算は、事業者の取引に委ねる

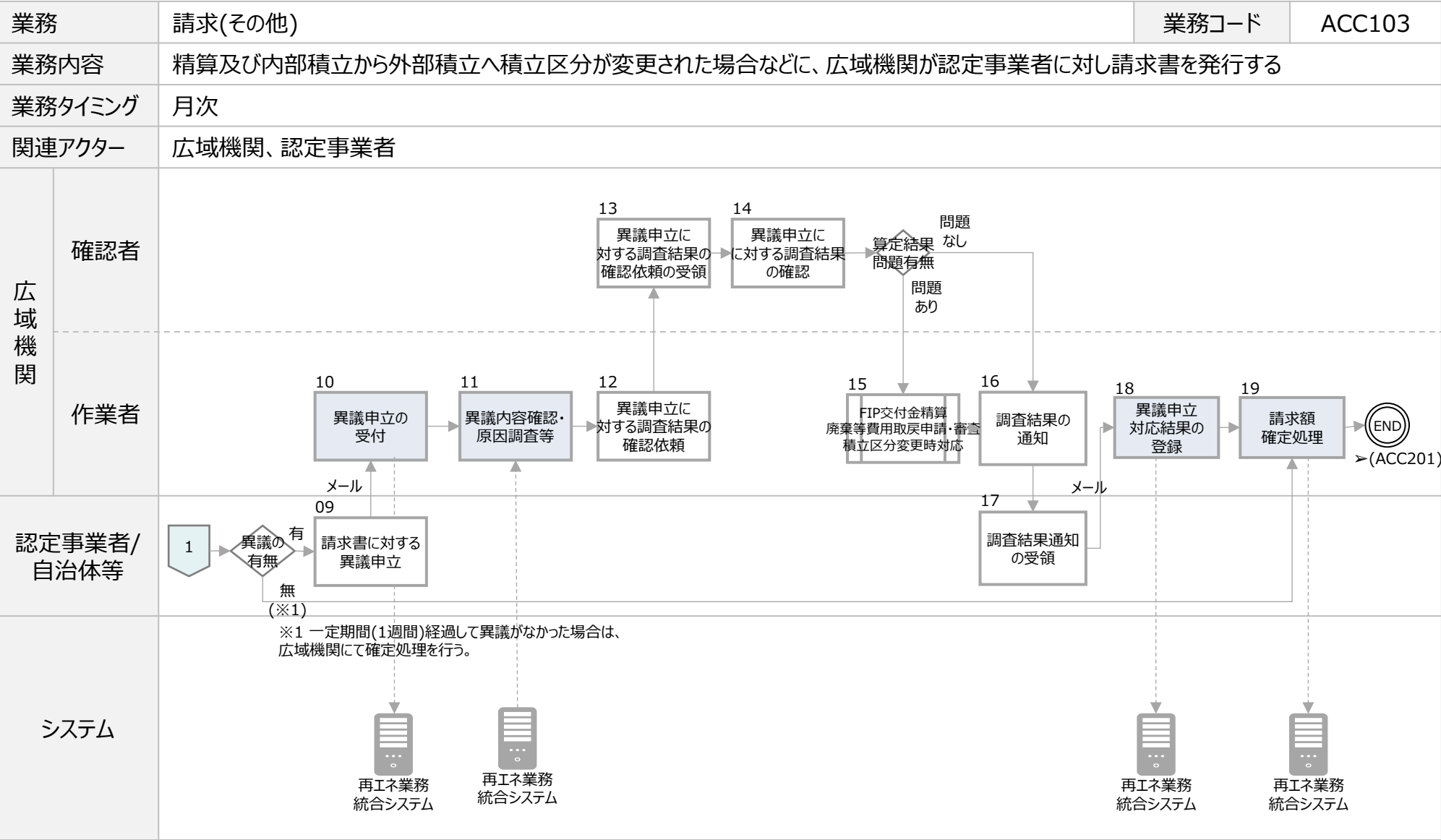
①年度内に一部の電源が譲渡された場合、積立金不足額は譲渡先（B社）に請求する

B社	電源d	交付金	▲20	▲5	▲20	▲5		▲20	▲5	▲20	▲5	▲20	▲5	▲20	▲5	－
		積立金	10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10	10	－
		積立金不足額	0	5	0	5		0	5	0	5	0	5	0	5	－
	電源c	交付金	－	－	－	－		▲20	▲10	▲20	▲20	▲20	▲10	▲20	▲20	－
		積立金	－	－	－	－		20	20	20	20	20	20	20	20	－
		積立金不足額	－	－	－	－		0	10	0	0	0	10	0	0	－
	小計	交付金	▲20	▲5	▲20	▲5		▲40	▲15	▲40	▲25	▲40	▲15	▲40	▲25	－
		積立金	10	10	10	10		30	30	30	30	30	30	30	30	－
	合計	支払通知額	▲10	0	▲10	0		▲10	0	▲10	0	▲10	0	▲10	0	－
		積立金不足額	0	5	0	5		0	15	0	5	0	15	0	5	60

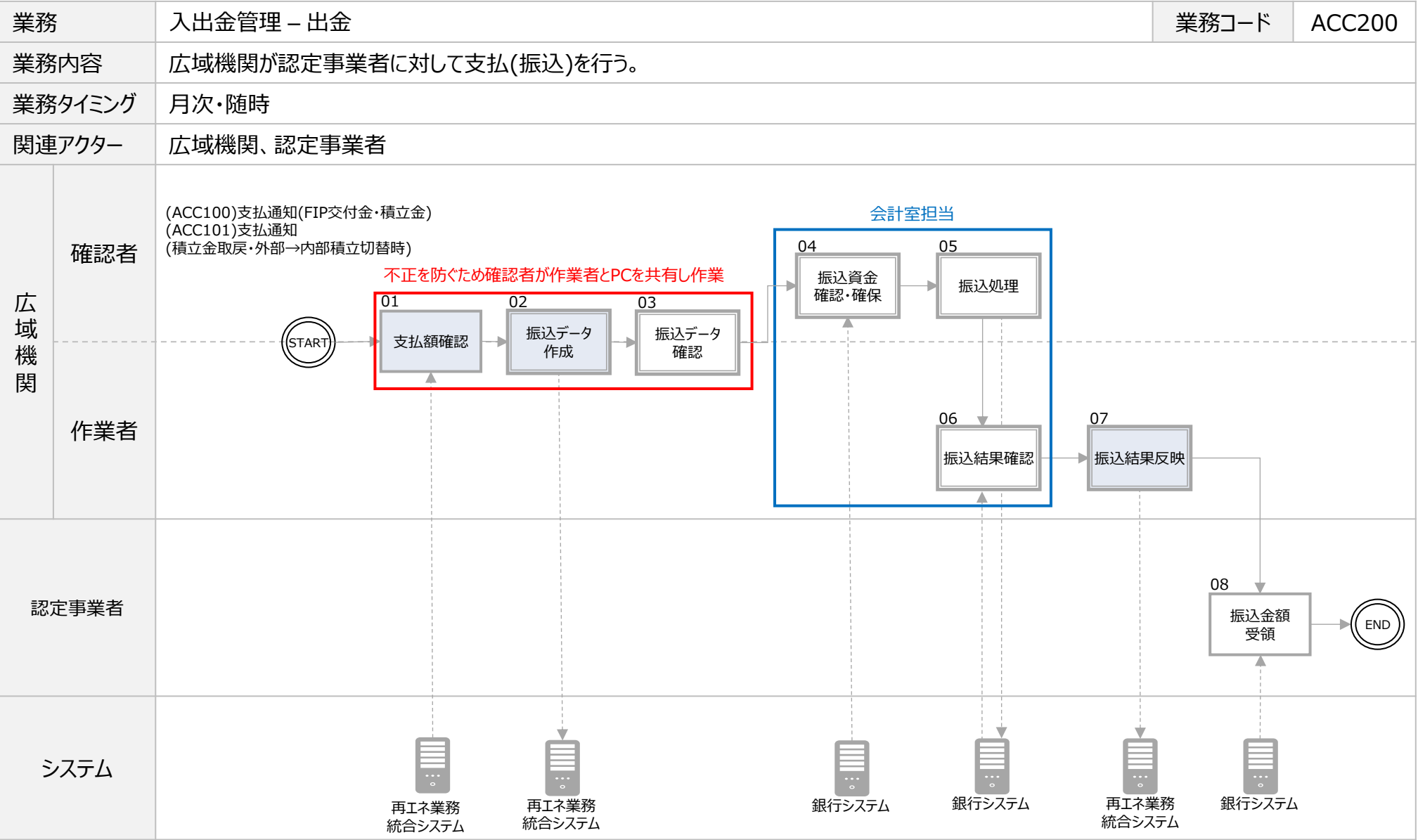
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

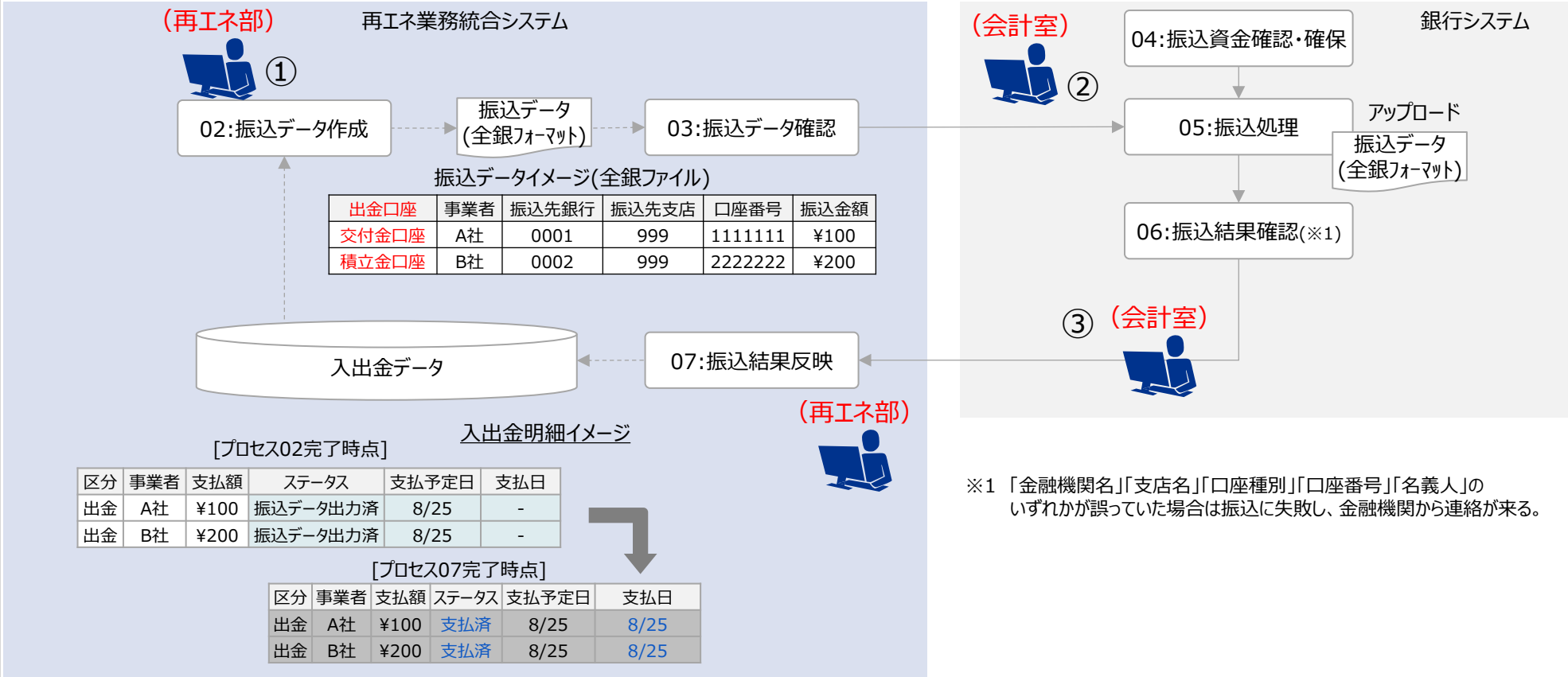


業務プロセス 「02:振込データ作成」「03:振込データ確認」「04:振込資金確認・確保」「05:振込処理」「06:振込結果確認」「07:振込結果反映」

業務詳細仕様

支払業務のプロセス・データ遷移イメージ

- ① 再エネ部は支払通知書の作成後、振込データ(全銀フォーマット)を作成する。
- ② 会計室は振込データ(全銀フォーマット)を用いて、当月分を一括で振込処理する。
- ③ 会計室は振込結果を確認し、問題なく処理された場合、再エネ部は再エネ業務統合システムに結果反映する。(「ステータス」「支払日」を変更する)
再エネ業務統合システムへの結果反映は、対象を選択して一括で結果反映を可能とする。



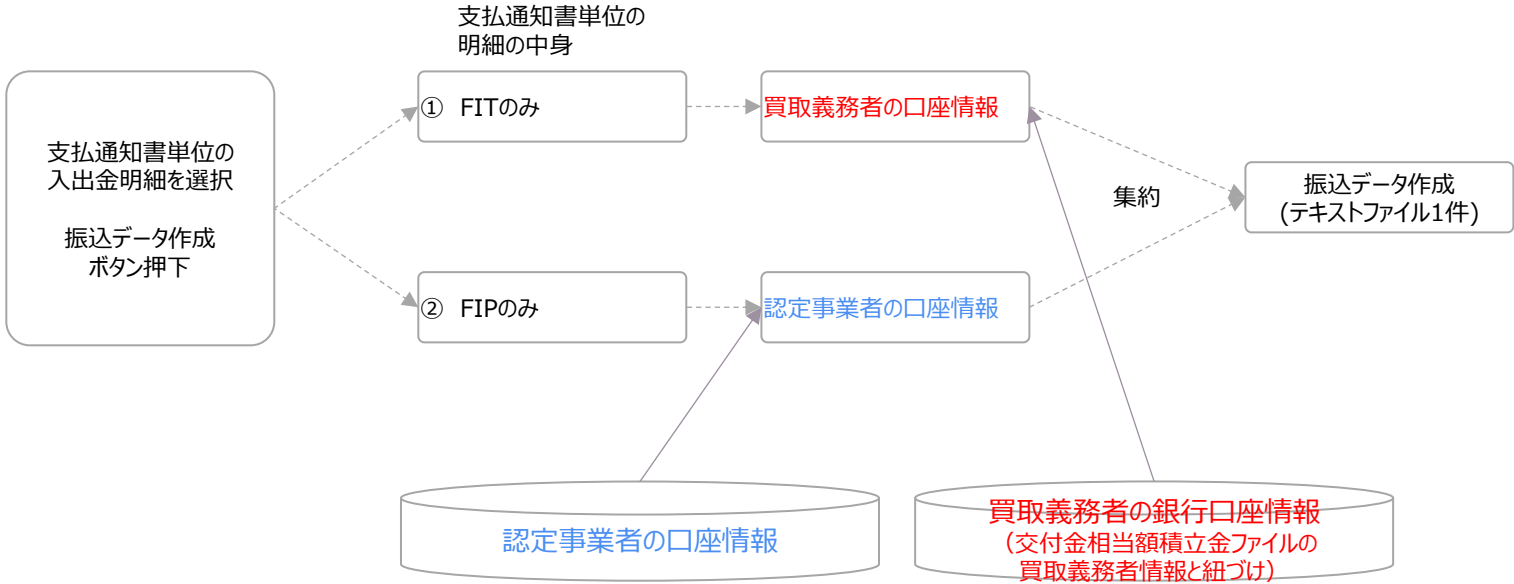
業務プロセス 「02:振込データ作成」

業務詳細仕様

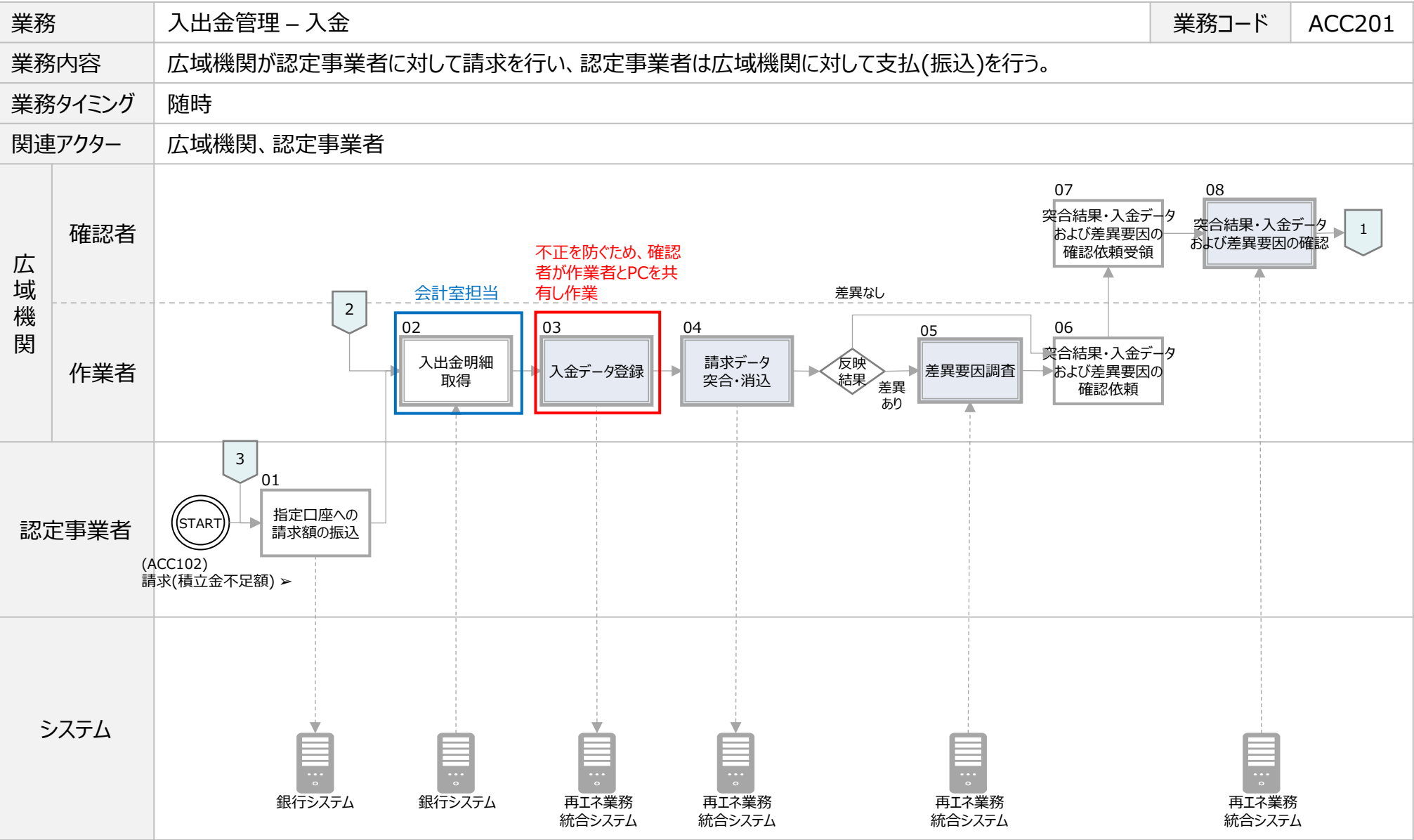
FIT認定設備に係る支払通知書作成

- FIT認定設備に係る交付金相当額の支払通知書を作成する場合、広域機関は買取義務者の銀行口座に支払いを行う必要がある。そのため、システムに買取義務者の銀行口座情報をマスター登録し、振込データ作成時に「買取義務者の口座」を反映する。
- 1つの対象設備に対して複数の買取義務者が交付金相当額積立金を積立てている場合には、買取義務者毎に交付金相当額積立金を支払う。

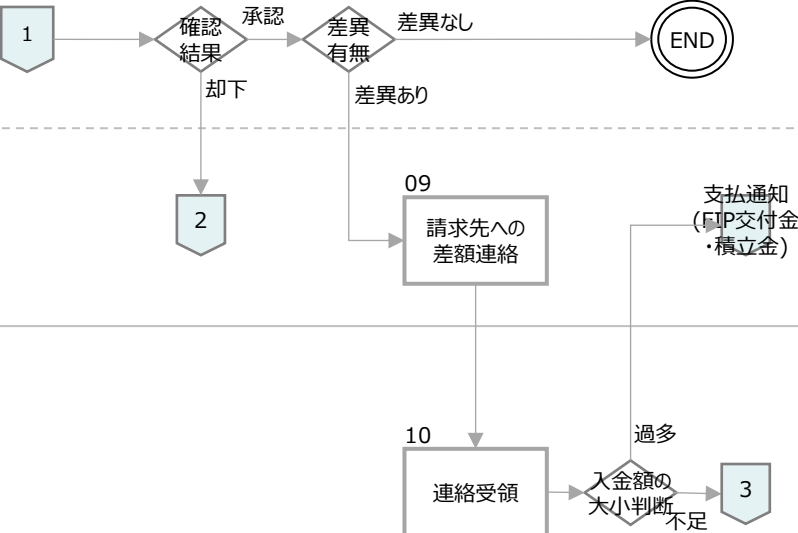
【振込データの作成イメージ】



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		入出金管理－入金	業務コード	ACC201
業務内容		広域機関が認定事業者に対して請求を行い、認定事業者は広域機関に対して支払(振込)を行う。		
業務タイミング		随時		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者			
	作業者			
認定事業者				
システム				

業務プロセス 「02:入出金明細取得」「03:入金データ登録」「04:請求データ突合・消込」

業務詳細仕様

入金消込業務のプロセス・データ遷移イメージ

- ① 会計室は銀行システムから入出金明細情報を取得する。
- ② 再エネ部は再エネ業務統合システムに入金データを登録する。
- ③ 再エネ部は入金データの請求書No.,事業者名、金額などをキーにして再エネ業務統合システムの請求データの自動消込を実施する。
未入金や入金額不足の場合、督促を通じて不足額を回収できた段階で請求データの消込を行う。（不足額に関する新規の請求書は発行しない）

再エネ業務統合システム

[プロセス02完了時点] 入出金明細イメージ						
請求書 No.	対象月	事業者	請求額	入金締日	入金日	入出金ステータス
AAAA	4月	A	100	7/25	-	請求済
BBBB	4月	B	300	7/25	-	請求済
CCCC	4月	C	200	7/25	-	請求済

[プロセス04完了時点]						
請求書 No.	対象月	事業者	請求額	入金締日	入金日	入出金ステータス
AAAA	4月	A	100	7/25	7/25	入金済
BBBB	4月	B	300	7/25	7/25	入金済
CCCC	4月	C	200	7/25	-	未入金

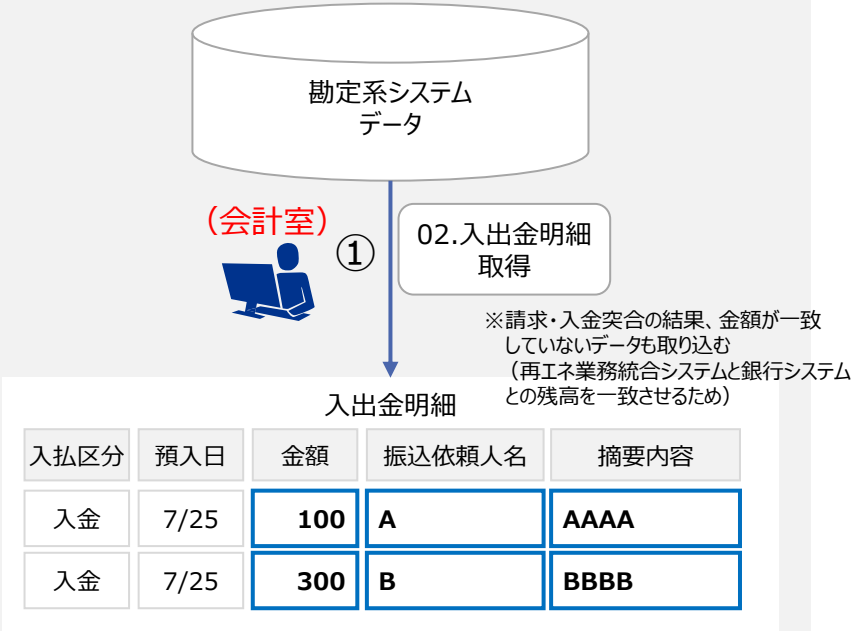
04.請求データ
突合・消込

③ (再エネ部)

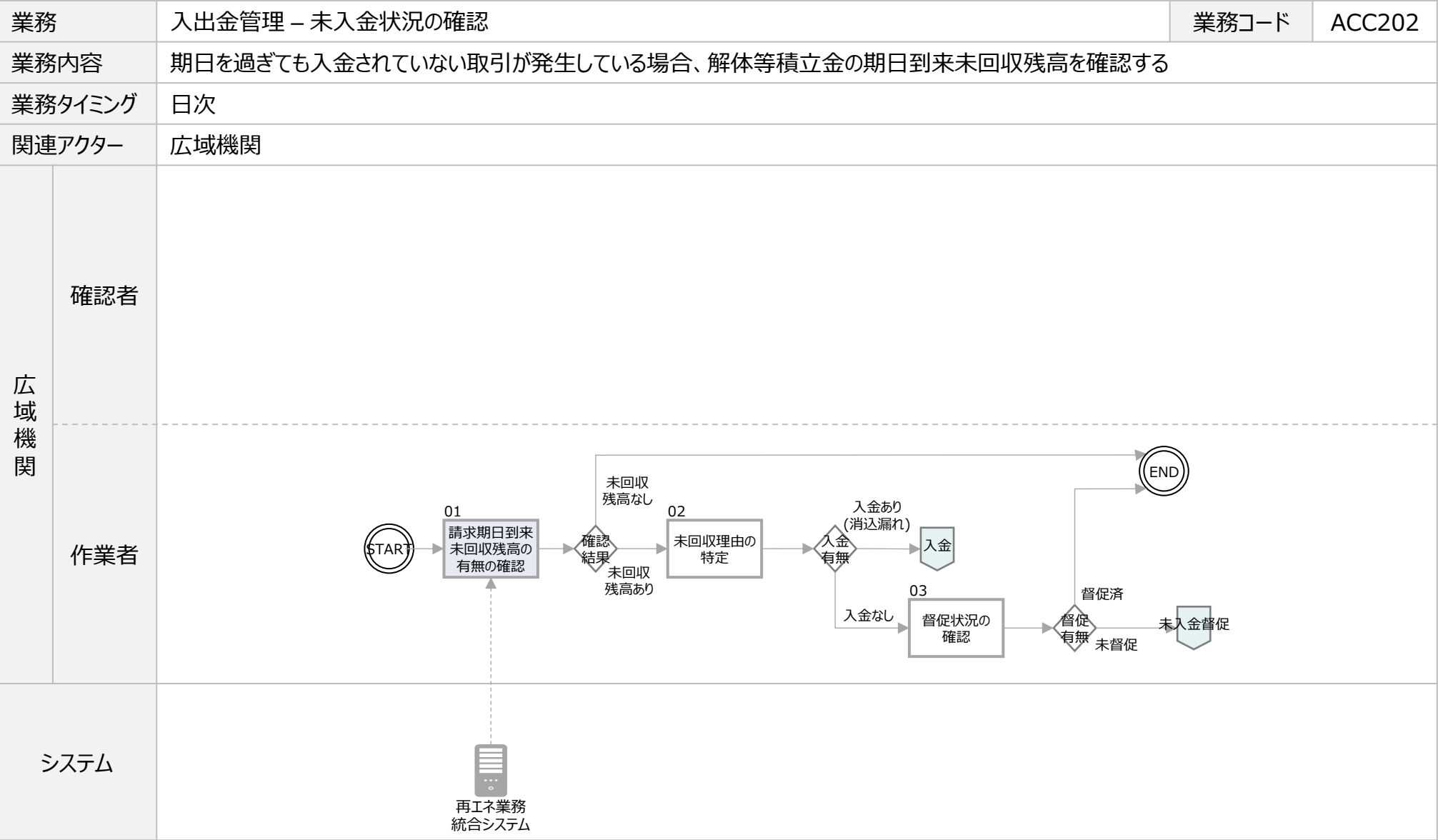
入金データ					
区分	入出金日	入出金額	事業者	請求/支払 通知書No.	備考
入金	7/25	100	A	AAAA	
入金	7/25	300	B	BBBB	

② 03.入金データ
登録

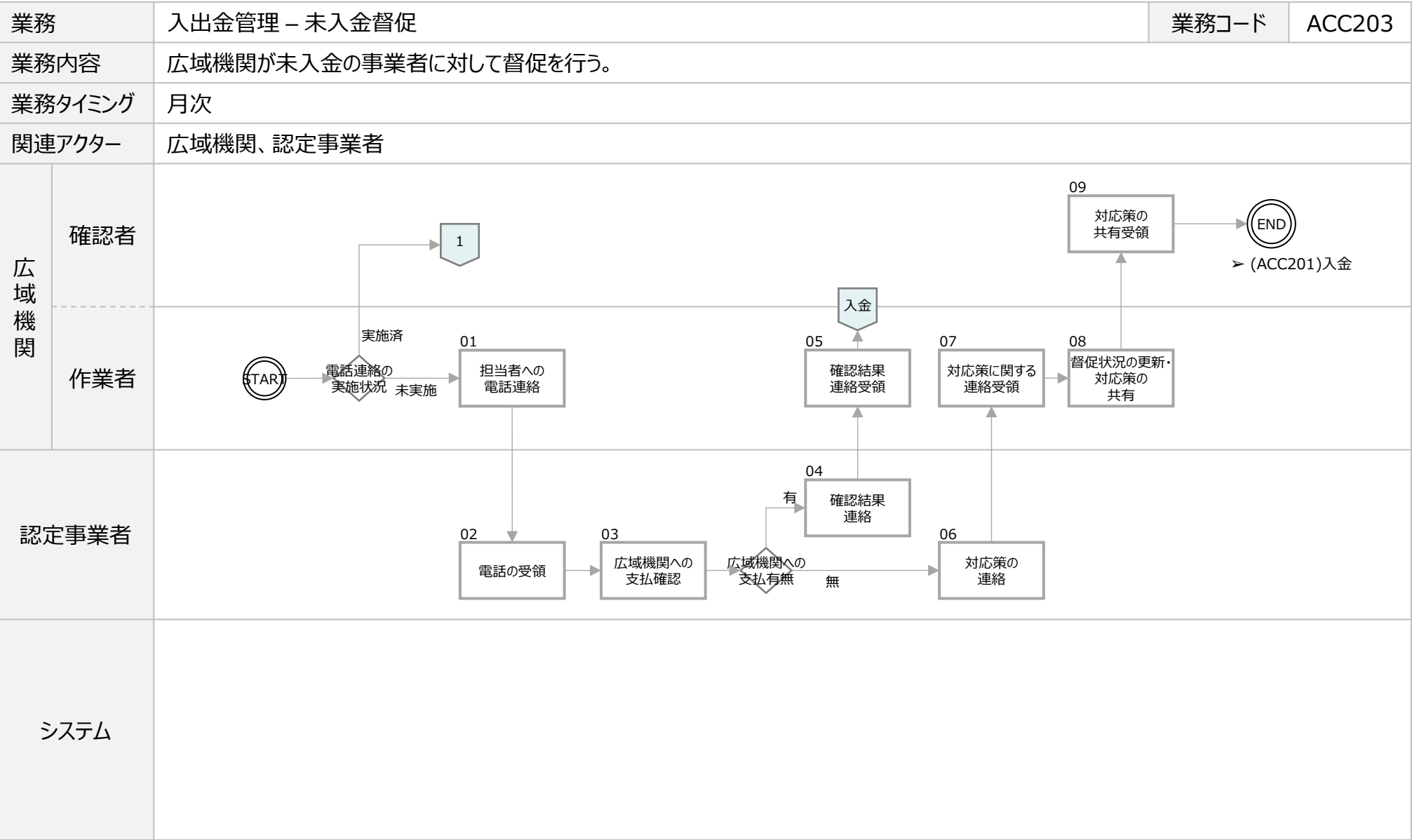
銀行システム



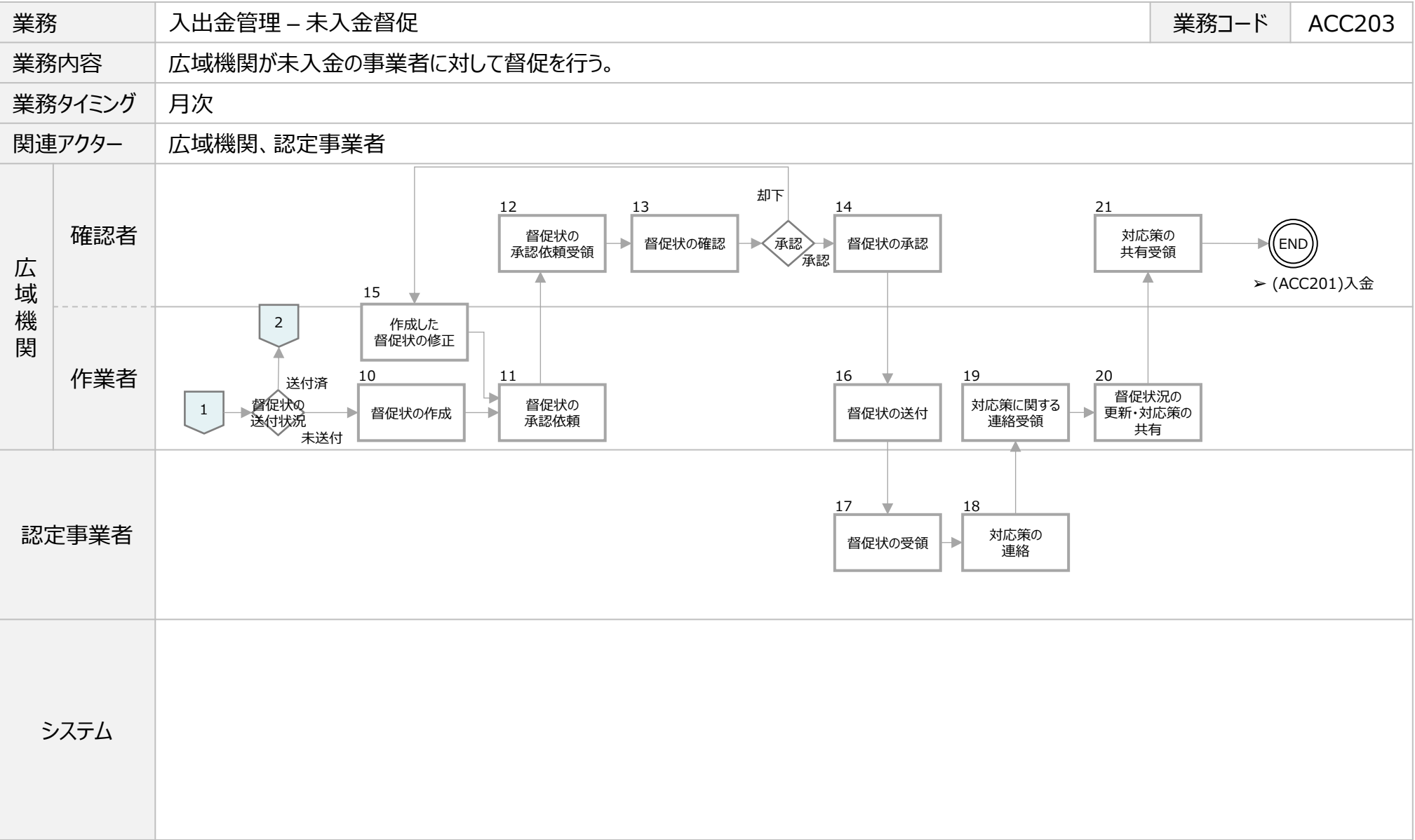
凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



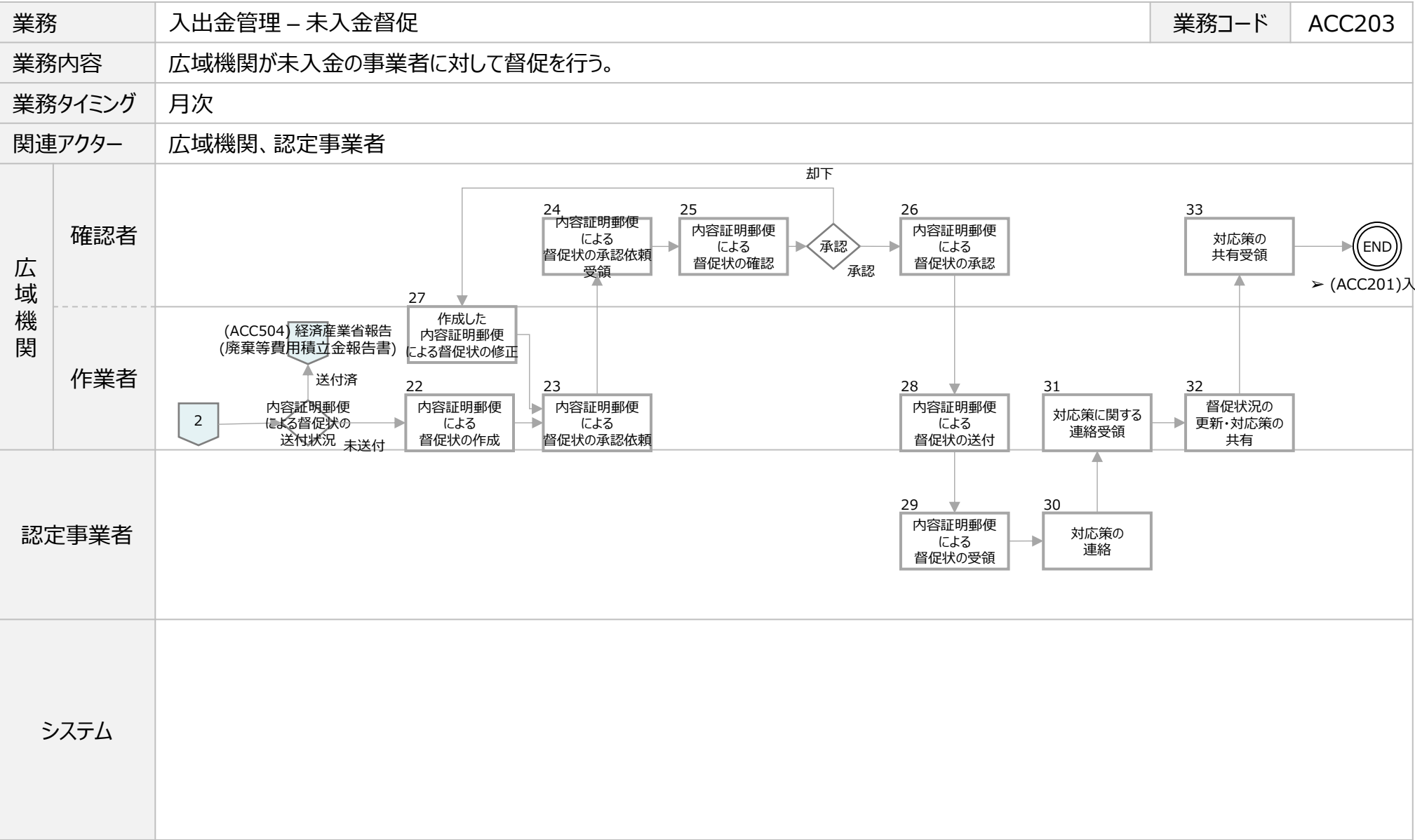
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



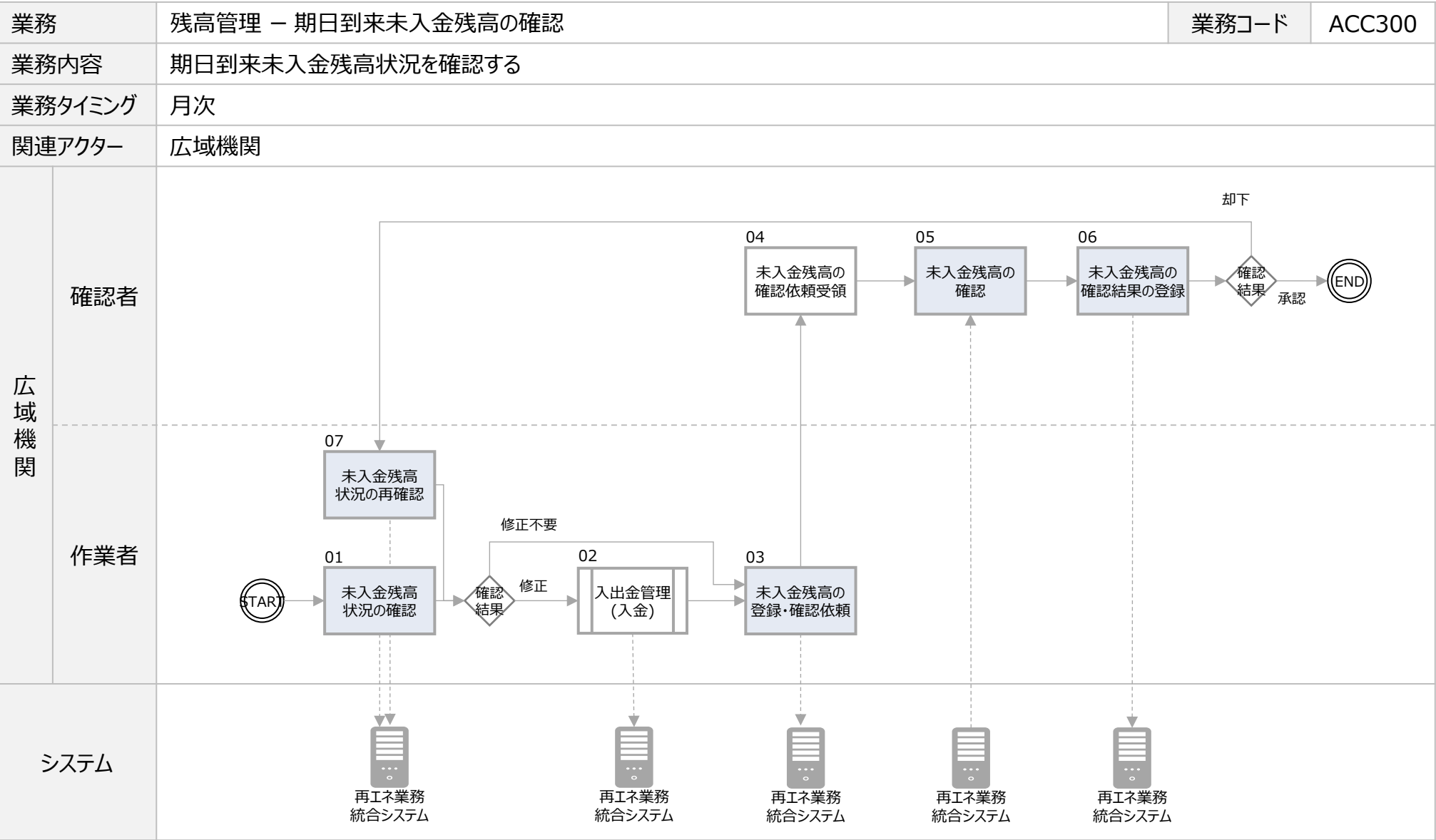
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



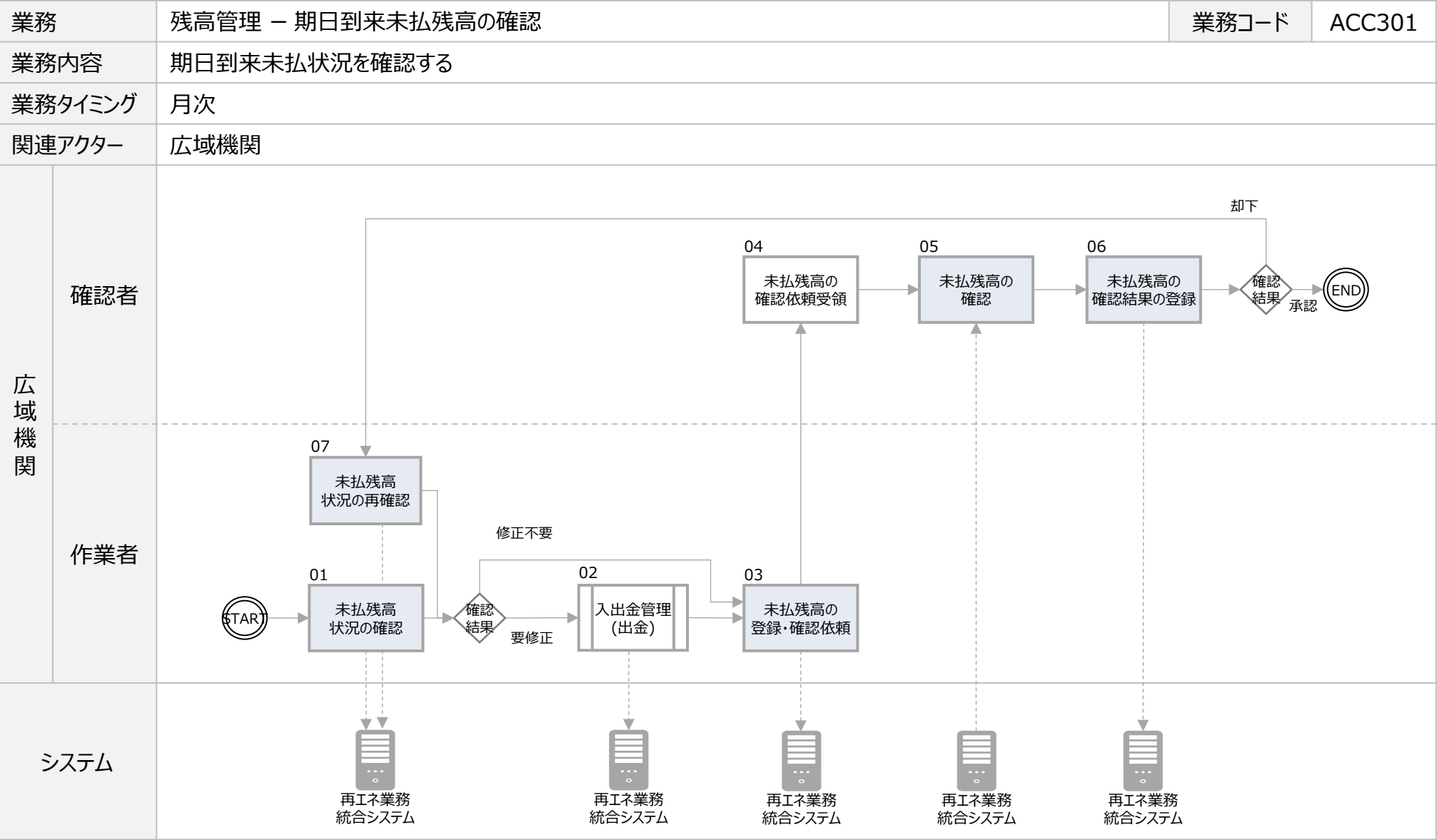
凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



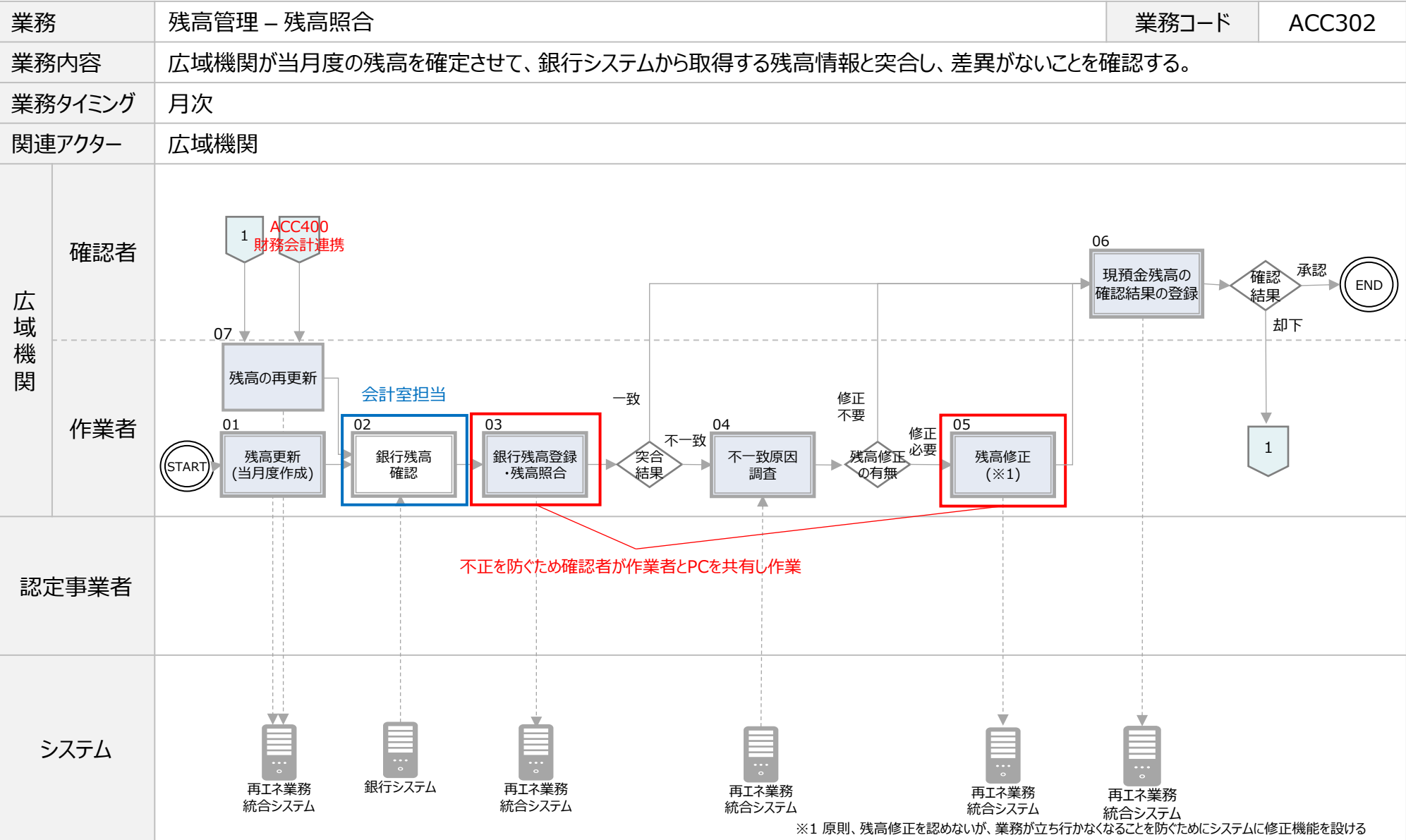
凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス

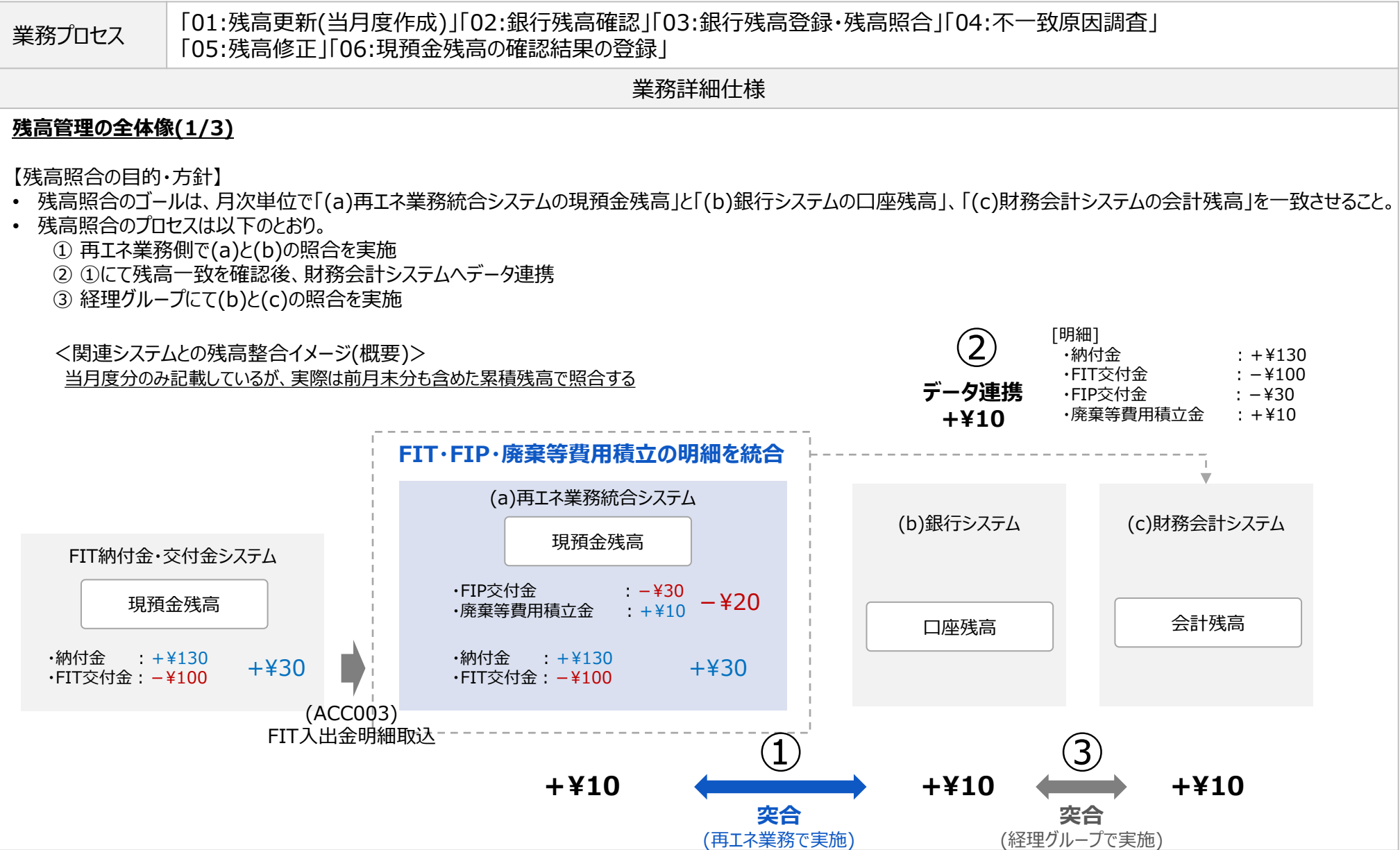
「05:残高修正」「06:現預金残高の確認結果の登録」

業務詳細仕様

「05:残高修正」での修正対応

原則、残高修正を認めないが、残高照合時に不一致が発生し業務が立ち行かない場合にのみ、例外的に広域機関で以下の対応をとる。

修正が必要なケース	対応
口座残高とシステム残高が一致しない	システム残高の修正明細(口座残高との差分)を作成し、システム残高を口座残高に一致させる。



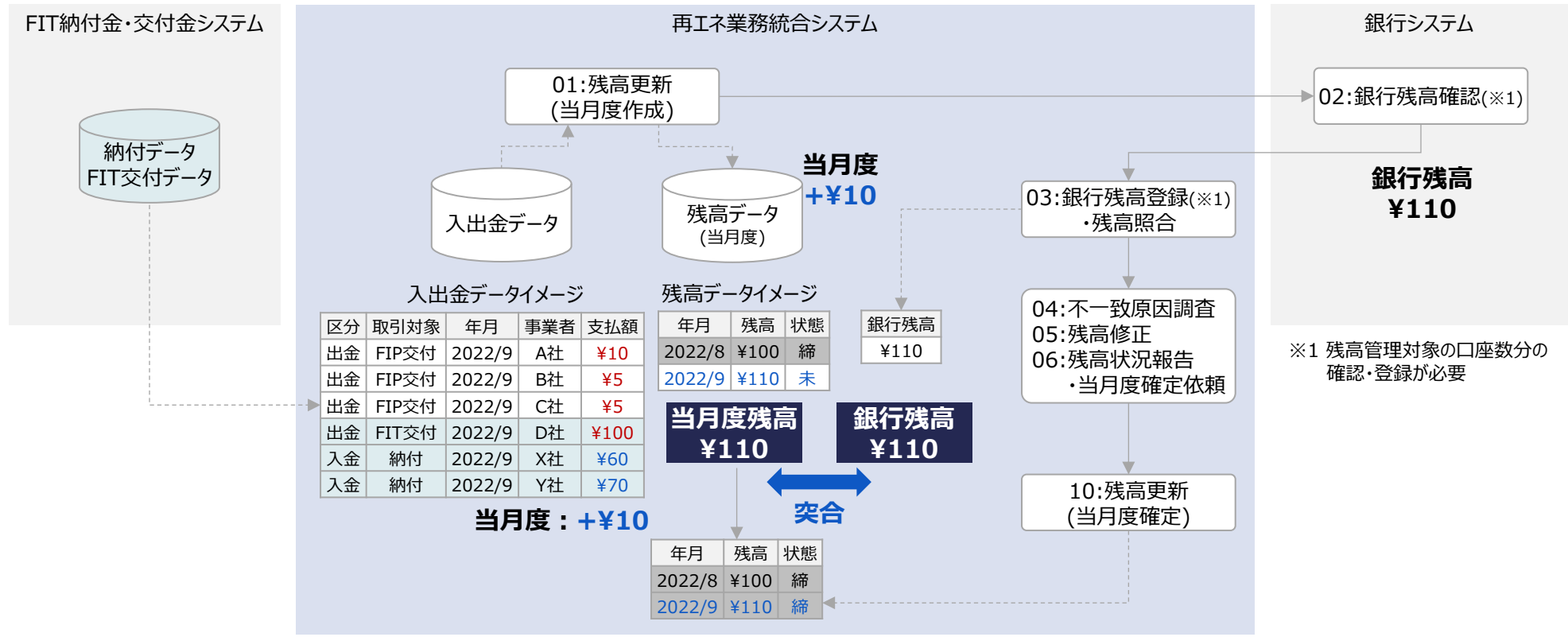
業務プロセス 「01:残高更新(当月度作成)」 「02:銀行残高確認」 「03:銀行残高登録・残高照合」 「04:不一致原因調査」 「05:残高修正」 「06:現預金残高の確認結果の登録」

業務詳細仕様

残高管理の全体像(2/3)

- 【残高照合のポイント】
- 入出金明細を基に、当月度の残高データを作成する。
 - 残高照合の結果OKとなった場合は、当月度の再エネ業務統合システムの残高データを確定する。

<関連システムとの残高整合イメージ(詳細)>

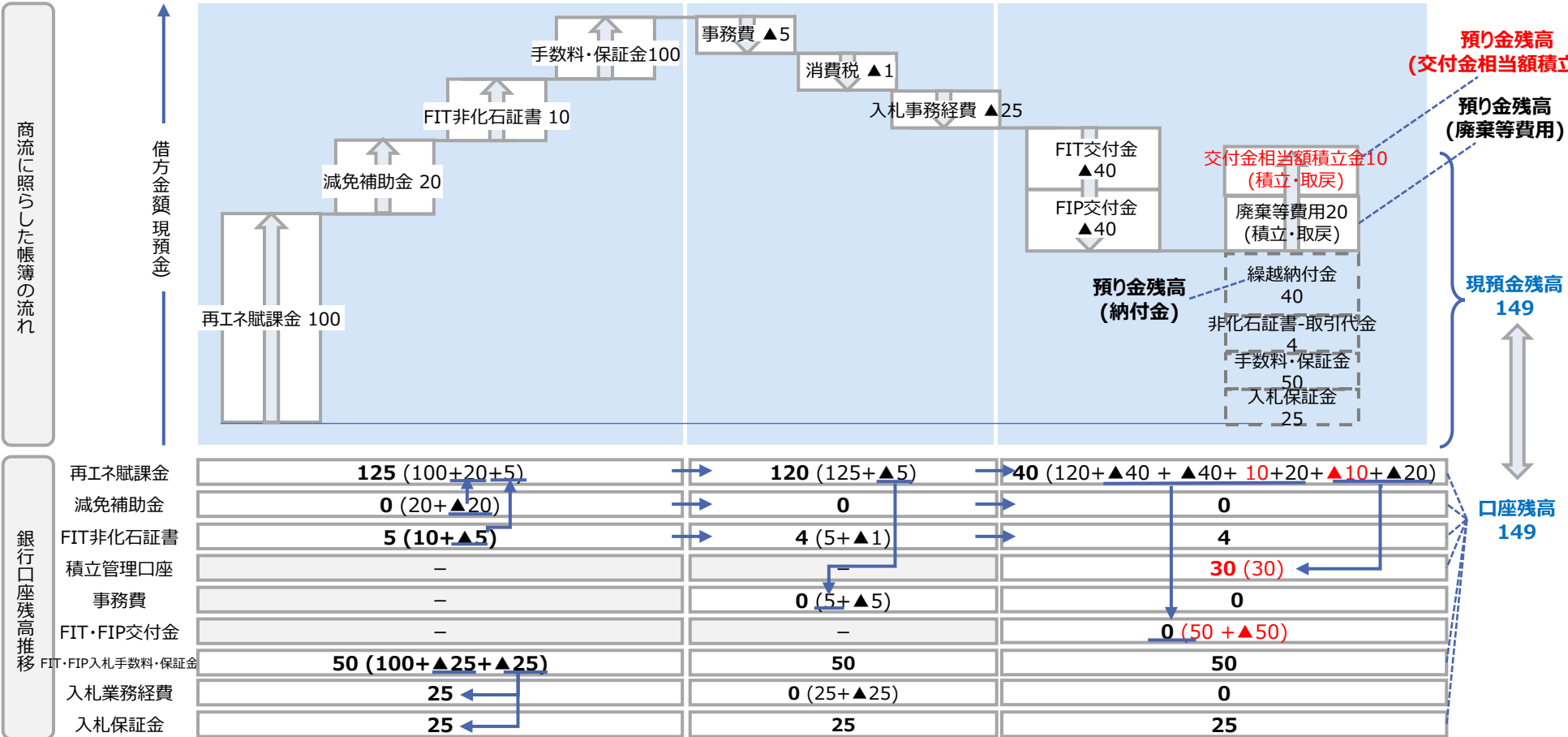


業務プロセス 「03. 銀行残高登録・残高照合」

業務詳細仕様

残高管理の全体像(3/3)

- ・ 業務過程でFIT業務での管理データを取込むことを前提に、FIT・FIP・廃棄等費用(積立・取戻)全体での取引別残高管理を行う
- ・ 帳簿上の現預金残高と、商流に照らし最終的に預り金として残る廃棄等費用および繰越納付金(納付金・補助金がFIT交付金・FIP交付金を上回る部分)の合計金額が一致するため、この関係性を確認する
- ・ さらに、帳簿上の現預金残高と銀行口座残高の一致を確認し、正しい残高管理が行われていることを資金面からも裏付けする



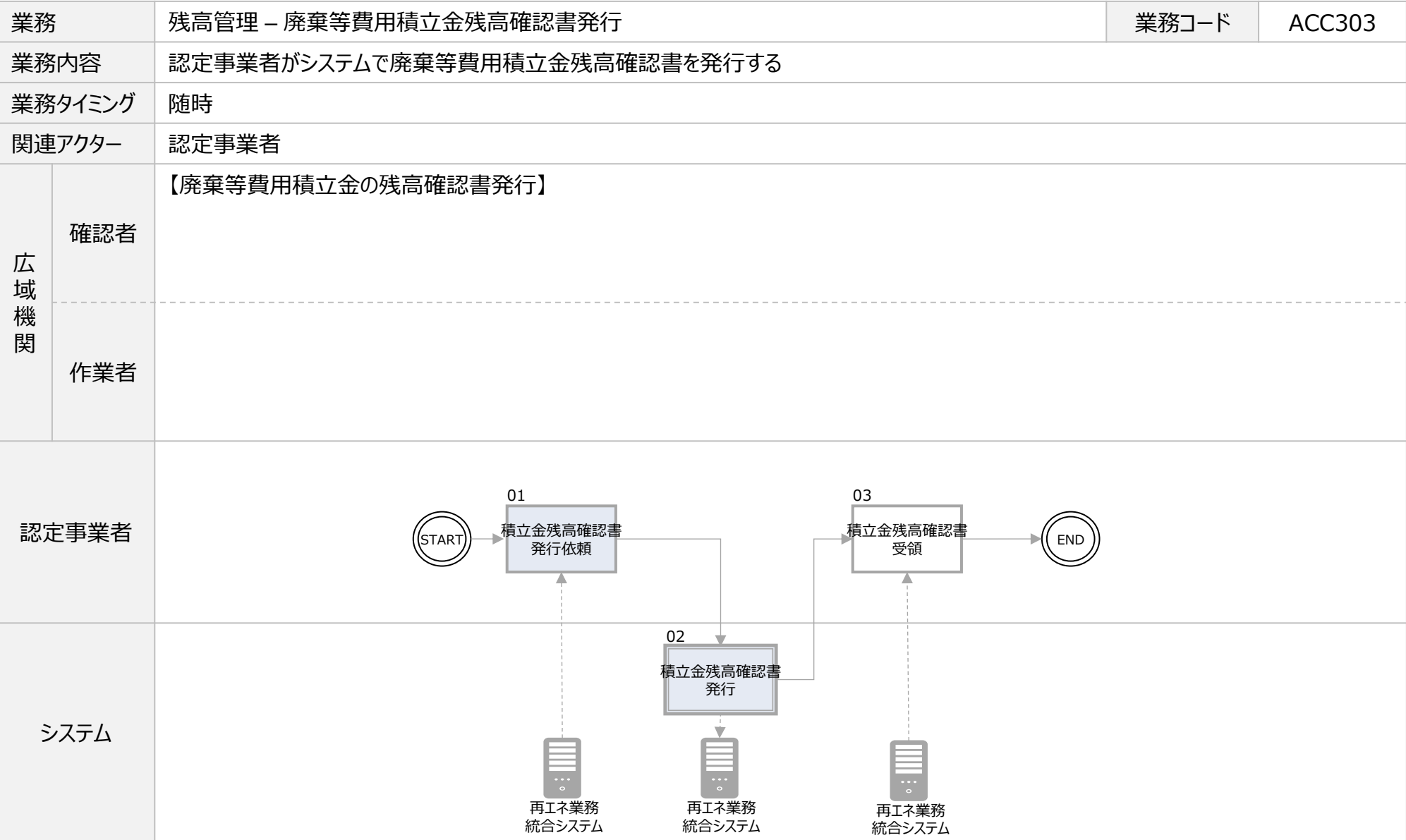
※1 帳簿記入上の貸方情報は会計・税務処理の検討結果応じて今後検討予定 ※2 銀行口座の運用方針は、FIT業務移管もふまえて今後検討予定

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス

「02:積立金残高確認書発行」

業務詳細仕様

廃棄等費用積立金残高確認書

- 事業者は、閲覧日に画面に表示される残高確認書、または任意に選択した過去のある月（月末時点）の残高確認書をダウンロードできる
- 残高確認書発行画面に以下の注記がある
「当システムで積立金の確認が可能となる時期は、FIT買取代金から積立金が控除された月の約4～5か月後になりますので、ご注意ください。
詳細は、弊機関ホームページ 廃棄等費用積立制度FAQをご確認ください。」
- 残高確認書には以下の項目が記載されている
- 残高確認書発行先の事業者が太陽光発電設備および風力発電設備の両方で廃棄等費用積立金がある場合においても、太陽光発電設備の金額と風力発電設備の金額の合計金額を表記する

【積立金

記載項目	説明
宛名	残高確認書発行先の事業者名
日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）
文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
残高確認書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス
廃棄等費用積立金残高	事業者の解体等費用積立金の残高

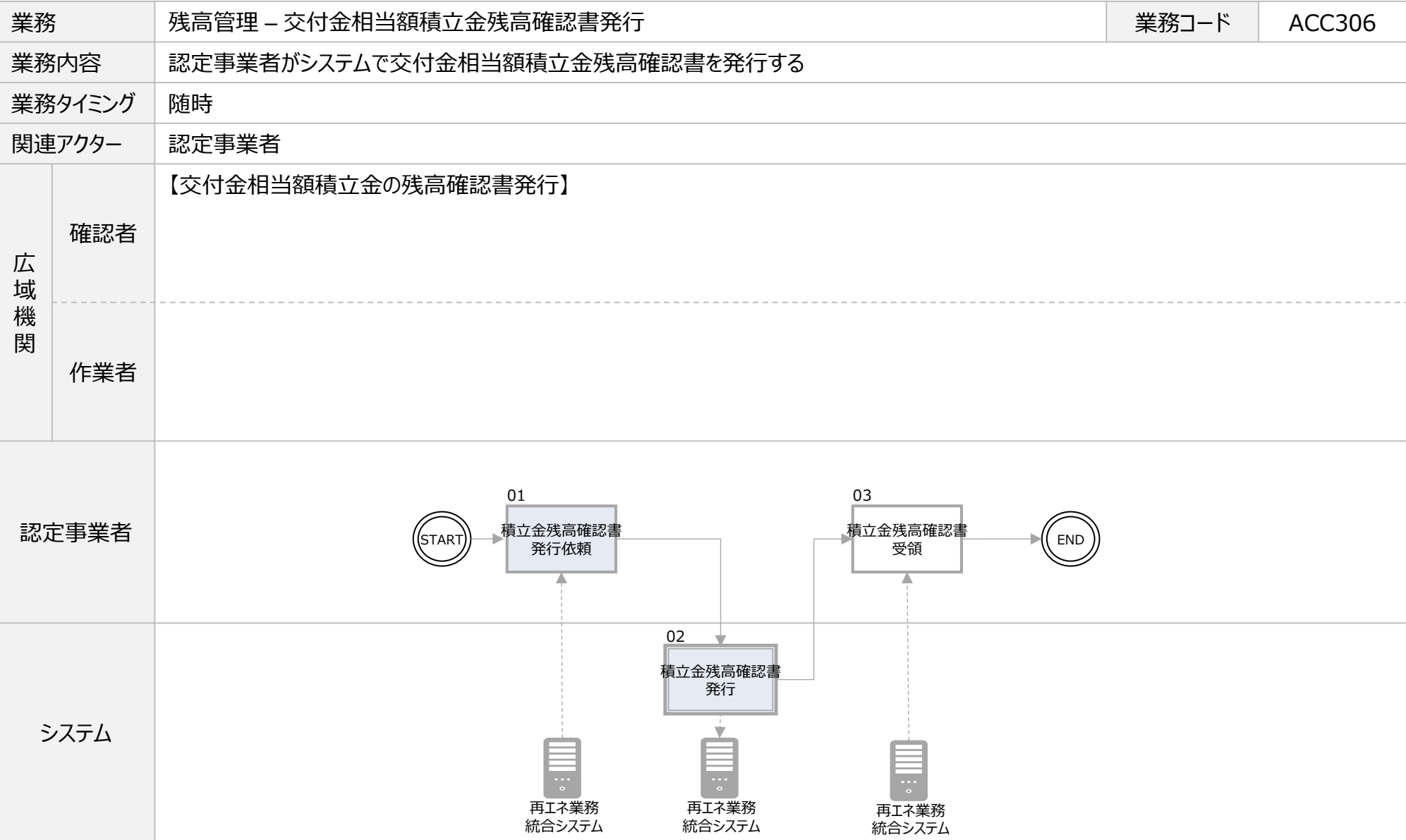
※本取引は不課税である旨を欄外に明記

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス	「02:積立金残高確認書発行」												
業務詳細仕様													
交付金相当額積立金残高確認書 - 事業者は、閲覧日に画面に表示される残高確認書、または任意に選択した過去のある月（月末時点）の残高確認書をダウンロードできる - 残高確認書には以下の項目が記載されている													
【積立金残高確認書の主な記載内容】 <table><tr><th>記載項目</th><th>説明</th></tr><tr><td>宛名</td><td>残高確認書発行先の事業者名</td></tr><tr><td>日付</td><td>残高確認書発行日（＝ダウンロード日）</td></tr><tr><td>文書管理番号</td><td>広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)</td></tr><tr><td>残高確認書発行者の情報</td><td>広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス</td></tr><tr><td>積立金残高</td><td>事業者の交付金相当額積立金の残高</td></tr></table>		記載項目	説明	宛名	残高確認書発行先の事業者名	日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)	残高確認書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス	積立金残高	事業者の交付金相当額積立金の残高
記載項目	説明												
宛名	残高確認書発行先の事業者名												
日付	残高確認書発行日（＝ダウンロード日）												
文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)												
残高確認書発行者の情報	広域機関の名称、住所、連絡先部署名、電話番号・メールアドレス												
積立金残高	事業者の交付金相当額積立金の残高												
※本取引は不課税である旨を欄外に明記													

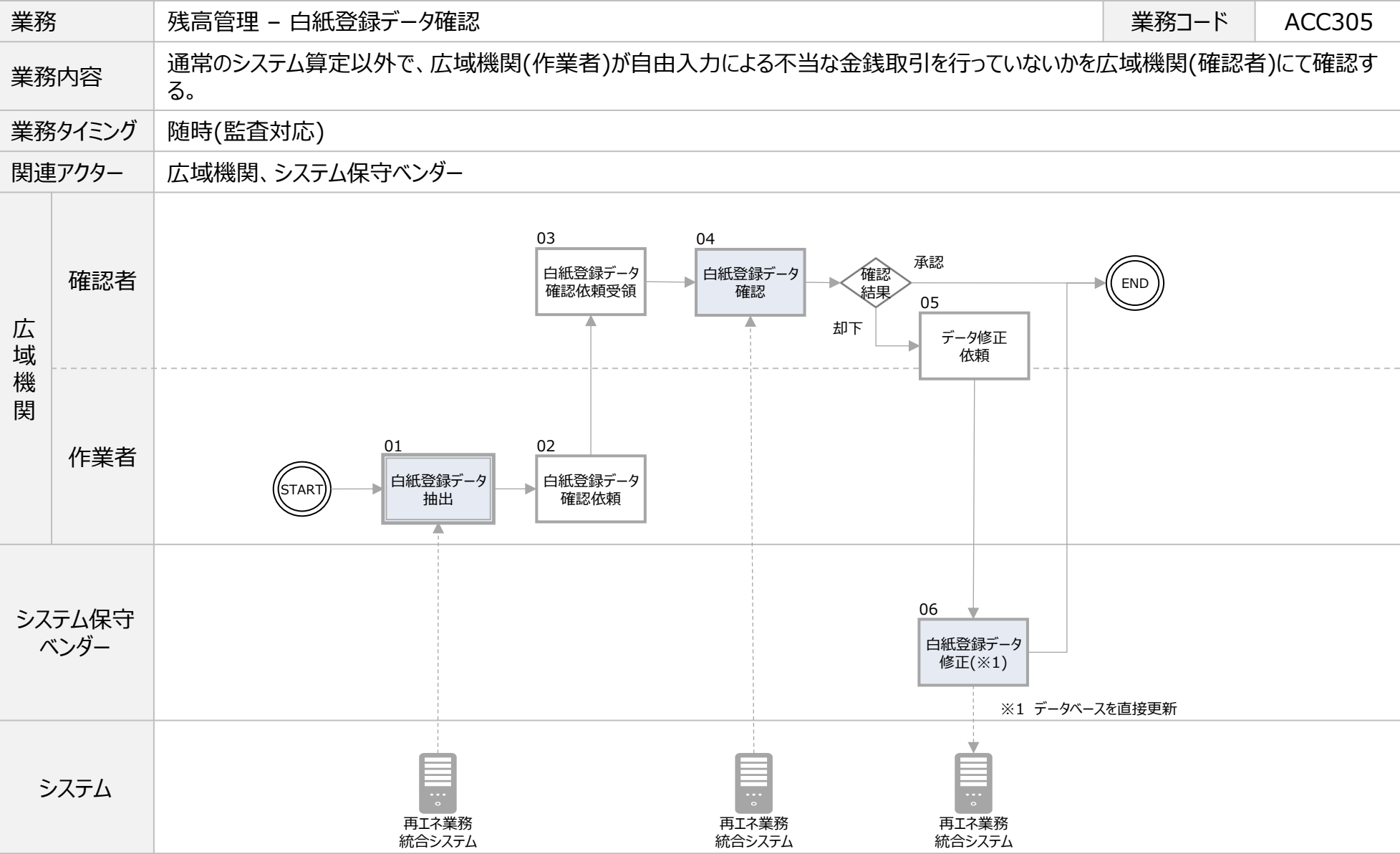
業務プロセス	「01:入出金実績確認」「02:入出金明細登録」	
業務詳細仕様		
・入出金明細は、原則として実際の入出金実績に基づいて作成する。		
「01:入出金実績確認」		
①毎月末、会計室から連携される銀行口座別の入出金明細(再エネ部_会計室共有フォルダにて随時更新)を確認し、再エネ業務統合システムに未登録の入出金実績*を確認する。		
*入出金実績の例		
入出金区分	取引対象	具体例
入金	余裕金運用収益	剰余金の譲渡性預金による運用等による収益
	非化石証書	FIT非化石証書の売却益
	補助金	国の補助金
	納付金	非定型の納付金(破産配当金など)
出金	業務委託費	GIO、みずほR&T等への業務委託費
	システム開発費	みずほR&T、富士通等へ支払うシステム開発・改修費用
	印紙税	再エネ関連契約書に貼付する印紙代
	通信費	再エネ関連通信費(アット東京等)
	振込手数料	FIT/FIP交付金及び経費の支払いの際に発生する振込手数料
②再エネ部及び総務部(再エネのみ)の「提出書類確認表(会計室が管理)」を確認し、入出金実績と照合する。 但し、口座振込手数料等は「提出書類確認表」に記載されないため、同表に記載されていない支出の実在は必要に応じ会計室に確認する。		
「02:入出金明細登録」		
①「01:入出金実績確認」で確認した入出金実績を、入出金明細作成機能を使いシステムに登録する。		

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス「01:白紙登録データ抽出」「04:白紙登録データ確認」

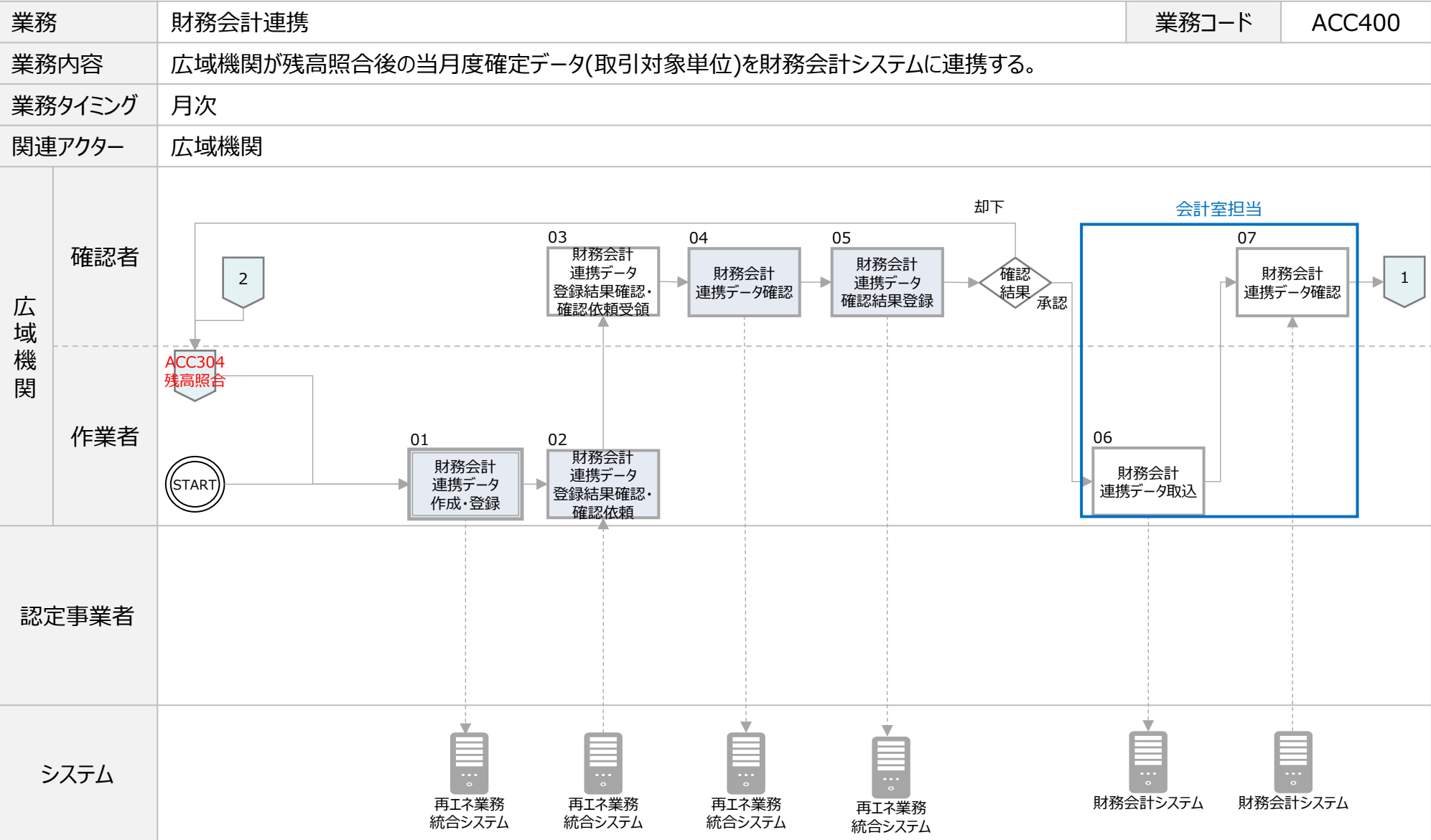
業務詳細仕様

白紙登録データの抽出内容

- ・ 作業者は3画面（FIP交付金登録(白紙)／廃棄等費用積立金登録(白紙)／入出金明細作成）から登録した内容を抽出する。
- ・ 確認者は抽出内容に不正取引が無いことを確認する。

抽出項目	
(共通)入出金管理表示部分	取引対象
	ステータス
	対象年月
	事業者名
	支払金額
	請求金額
	入金実績額
	取引期限
	取引日
	支払通知書No./請求書No.
FIP交付金白紙登録用項目	FIP交付金(廃棄等費用積立金控除前)
	廃棄等費用積立金
廃棄等費用積立金白紙登録用項目	積立金登録区分(取戻差額登録 or 積立区分の変更)
承認ステータス	白紙（承認済/未承認）
	白紙承認ユーザID
	白紙承認ユーザ名
	白紙承認日時

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス

業務		財務会計連携	業務コード	ACC400
業務内容		広域機関が残高照合後の当月度確定データ(取引対象単位)を財務会計システムに連携する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関		
広域機関	確認者	1 08 財務会計 連携データ 確認結果登録 確認結果 承認 2 会計室担当 却下 END		
	作業者			
認定事業者				
システム		財務会計システム		

業務プロセス「01.財務会計連携元データ取得」

業務詳細仕様

FIT、FIP及び廃棄等費用積立業務の財務会計連携範囲

- 交付金・納付金、廃棄等費用など事業者との資金授受が発生する取引データを財務会計へ連携する
- なお、制度上FIT、FIP、および廃棄等費用積立に係る一切の運営費用は小売電気事業者から徴収する納付金・国から受領する補助金によって賄われるため、共通経費の振替などを含めて決算調整として財務会計側で最終処理が行われる

各業務		財務会計(区分経理)		
		全体	FIT・FIP	廃棄等費用/交付金相当額積立・取崩
主管部	納付金受領 100	—	現預金100 / 預り金 100	—
	補助金受領 20	—	現預金 20 / 預り金 20	—
	手数料 ▲5	—	支払手数料 5 / 現預金 5 預り金 5 / 支払手数料 5	—
	交付金支払 ▲80	—	預り金80 / 現預金 80	—
	廃棄等費用積立・取崩 20	—	—	現預金 20 / 預り金 20
	交付金相当額積立・取崩 10	—	—	現預金 10 / 預り金 10
広域機関連営	固定資産管理	減価償却費 50 / 減価償却累計額 50	—	—
	給与計算	人件費 20 / 現預金 20	振替	
	業務委託実施	委託費 20 / 現預金 20		
	決算調整	社内振替 10 / 人件費 10 社内振替 20 / 委託費 20 社内振替 20 / 減価償却費 20	減価償却費 10 / 社内振替 10 人件費 5 / 社内振替 5 委託費 10 / 社内振替 10 預り金 25 / 運営諸経費 25	減価償却費 10 / 社内振替 10 人件費 5 / 社内振替 5 委託費 10 / 社内振替 10 預り金 25 / 運営諸経費 25

※会計処理および財務会計側での仕訳内容については現時点で未確定

業務詳細仕様

財務会計連携データ作成・登録

- ・ FIPおよび廃棄等費用積立に係る取引のうち、入出金が完了しているものを財務会計システムへ連携する
- ・ なお、財務会計システムへの連携データは、電源別事業者別の粒度で生成されている算定データを諸元として同一取引対象内で合算のうえ生成する

再エネ業務統合システム

算定データ						
対象月	事業者	取引対象	金額	区分	通知書No.	入出金状況
4月	A	FIP交付金	▲200	支払通知	1111	済
4月	A	廃棄等費用積立金	40	支払通知	1111	済
4月	A	交付金相当額積立(FIP)	10	支払通知	1111	済
4月	Q	FIP交付金	▲100	請求書	9999	
4月	Q	廃棄等費用積立金	200	請求書	9999	

支払通知データ				
対象月	事業者	通知書No.	金額	通知状況
4月	A	1111	▲160	通知済
4月	Q	9999	0	通知済

入出金データ					
通知書No.	事業者	金額	入金予定日	ステータス	取引完了日
1111	A	▲160	2021/4/25	消込済	2021/4/25
9999	Q	0	2022/3/31	未消込	

連携データ(月次)

データ種別	取引対象	金額	通知書No.
入出金データ	FIP交付金	▲200	1111
入出金データ	廃棄等費用積立金	40	1111
入出金データ	交付金相当額積立(FIP)	10	1111

- ・ 入出金完了をキーに、各取引対象ごとの総額の算定情報を連携データとして集計
- ・ 同一の取引種別で複数の取引が発生した場合は合算して連携データを作成

主な取引対象

納付金、FIT交付金、FIP交付金、廃棄等費用積立金、廃棄等費用積立金返金、交付金相当額積立金(FIT/FIP)、交付金相当額積立金返金(FIT/FIP)、納付延滞金

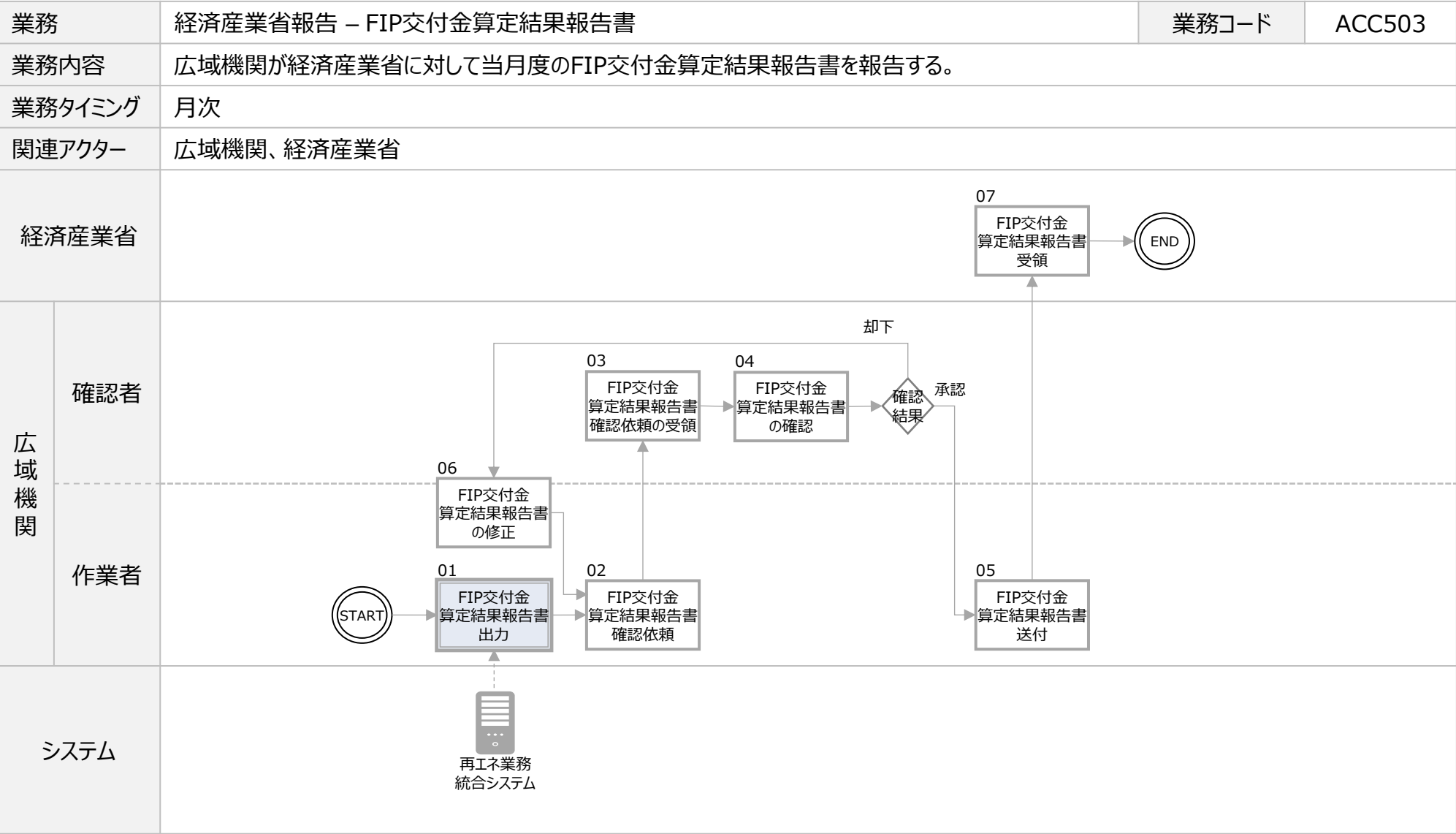
財務会計システム

仕訳データ

借方	金額	貸方	金額
預り金(FIP)	210	未払金(FIP)	200
未収入金(廃棄)	40	預り金(廃棄)	40
未収入金(積立)	10	未収入金(廃棄)	40
未払金(FIP)	200	預り金(積立)	10
		未収入金(積立)	10
		現金	160

※会計処理および財務会計側での仕訳内容については現時点で未確定

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「01:FIP交付金算定結果報告書出力」

業務詳細仕様

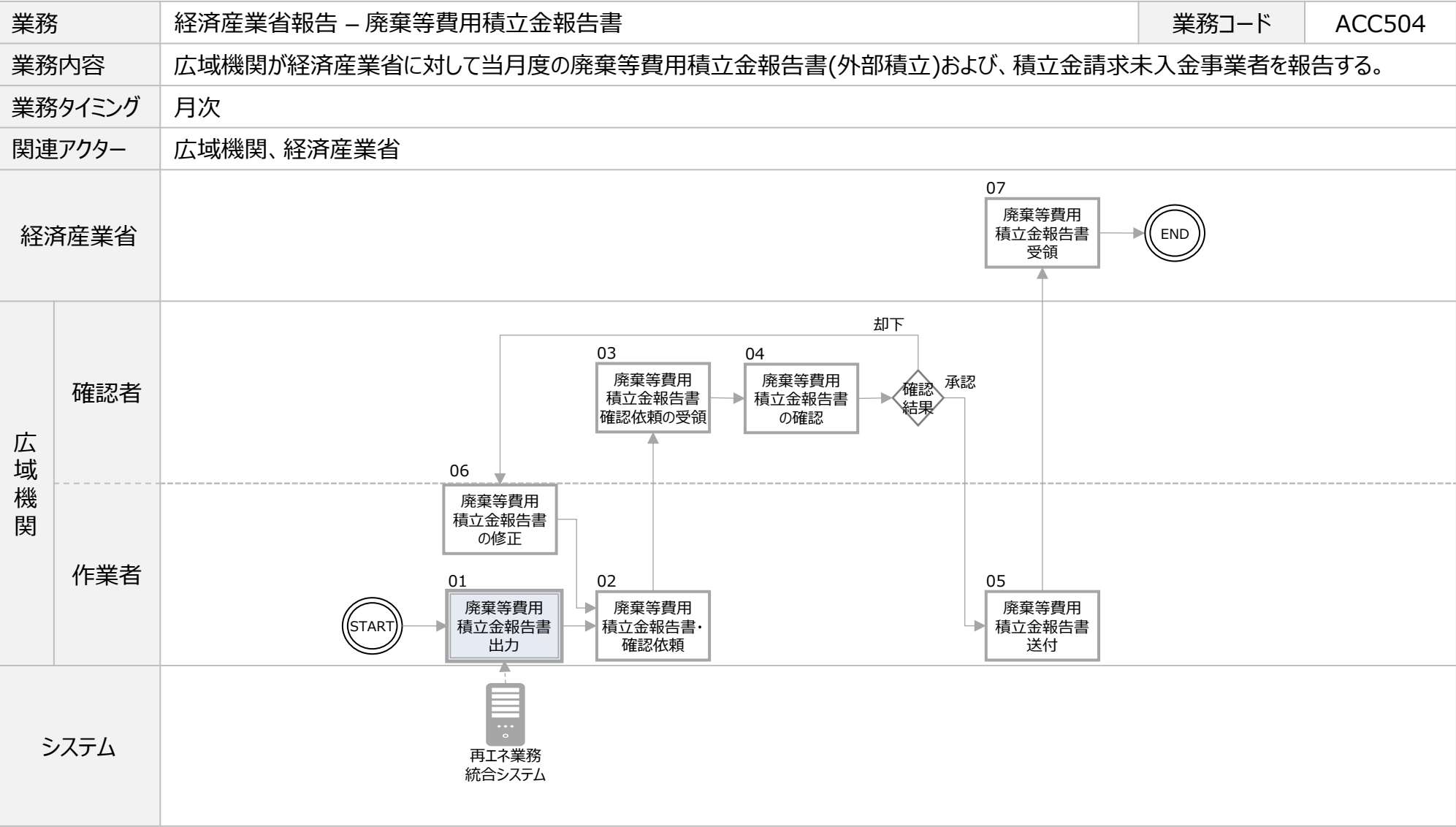
FIP交付金算定結果報告書の主な記載内容※

記載項目		説明
当月度FIP交付金に係るデータ (全事業者の合計値)	経済産業大臣名	経済産業大臣の氏名
	日付	報告書発行日（＝ダウンロード日）
	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
	報告書発行者の情報	広域機関の名称、住所、理事長名、連絡先部署名、電話番号
	供給促進交付金の額 (廃棄等費用積立金・交付金相当額積立金控除前)	廃棄等費用積立金・交付金相当額積立金控除前のFIP交付額
	交付金相当額積立金額	交付金相当額積立金額(FIP交付金との相殺分)
	廃棄等費用積立金額	廃棄等費用積立金額(FIP交付金との相殺分)
	供給促進交付金の額 (廃棄等費用積立金・交付金相当額積立金控除後)	廃棄等費用積立金・交付金相当額積立金控除後のFIP交付額
供給電力量		供給電力量(0.01円/kWhコマ含む・除く両方)
FIP交付金対象件数		供給促進交付金交付対象の設備数
FIP交付対象事業者数		供給促進交付金交付対象の事業者数

※FIP交付金算定結果報告書は「対象年月」毎に作成する。
例：4月供給分(対象年月4月)のFIP交付金は6月中旬に算定、7月上旬に交付後、7月中旬に報告する。

※廃棄等費用積立金額については、太陽光発電設備および風力発電設備が対象となるが、発電種別に関わらず全体の合計額（太陽光＋風力）を記載する。

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス

「01:廃棄等費用積立金報告書出力」

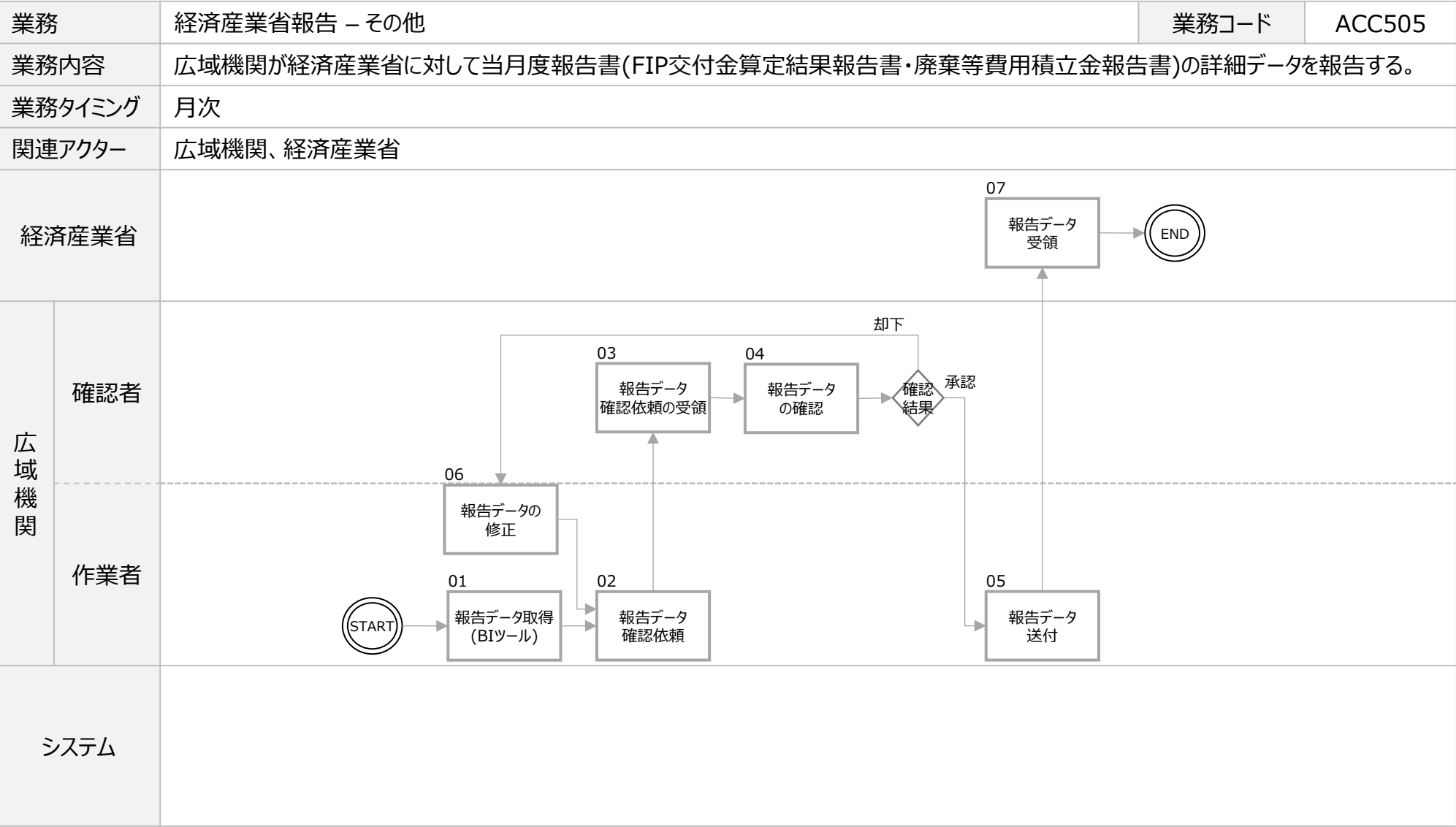
業務詳細仕様

廃棄等費用積立金報告書の主な記載内容※

記載項目		説明
当月度積立金額に係るデータ (全事業者の合計値)	経済産業大臣名	経済産業大臣の氏名
	日付	報告書発行日（＝ダウンロード日）
	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
	報告書発行者の情報	広域機関の名称、住所、理事長名、連絡先部署名、電話番号
	供給電力量	廃棄等費用積立金の算定に用いた供給電力量(0.01円/kWhコマ含む)
	廃棄等費用積立金額合計	当月度の積立額合計(①＋②＋③)
	①廃棄等費用積立金額(FIP交付金との相殺分)	FIP交付金からの控除による積立額
	②廃棄等費用積立金額(FIT交付金との相殺分)	FITおよび一時調達契約中のFIP設備の積立額
	③廃棄等費用積立金額(相殺処理外)	積立区分変更(内部→外部積立)、積立金不足額の請求の入金等によって積み立てられた積立額
当月度取戻額(全事業者の合計値)		積立金取戻申請・積立区分変更(外部→内部積立)によって事業者が取戻した金額
累計積立額(当月末時点)		当月末時点の累計積立額
廃棄等費用積立金残高(当月末時点)		当月度末時点の積立金口座残高

※廃棄等費用積立金報告書は「報告年月(≠対象年月)」毎に作成する。
例：報告年月7月の場合、4月供給分FIP設備の積立金、3月買取分FIT設備の積立金および7月の積立金取戻実績・個別積立実績(積立区分の変更によるもの等)を8月上旬に「7月分」として報告する。
精算の場合は、支払通知書が確定した年月(≠精算年月)をキーに積立金額を集計する。
※廃棄等費用積立金額については、太陽光発電設備および風力発電設備が対象となるが、供給電力量や金額等、ここで記載する全ての項目について、発電種別に関わらず全体の合計額（太陽光＋風力）を記載する。

凡例 再エネ業務統合システム 業務詳細仕様の対象 他業務プロセス



業務プロセス

「01:報告データ取得」

業務詳細仕様

報告データの主な内容と報告タイミング(1/2)

月次報告は、①中旬頃 ②月末～翌月初 のタイミングにて実施する。

各報告タイミングにおける主な報告内容は以下の通り

タイミング	記載項目			備考	
①中旬頃	発電設備出力区分別・認定年度毎 の月別供給電力量 (対象月マイナス2か月分_速報ベース)	【新設・既設・FITから移行】	発電設備出力区分別・認定年度毎の設備容量(kW)		
			発電設備出力区分別・認定年度毎の件数		
			発電設備出力区分別・認定年度毎の供給電力量		
		【新設のみ】	発電設備出力区分別・認定年度毎の設備容量(kW)		
			発電設備出力区分別・認定年度毎の件数		
			発電設備出力区分別・認定年度毎の供給電力量		
	交付金額明細(エリア毎)	エリア名			
		供給電力量(kWh)(0.01円/kWhコマ含む)			
		供給電力量(kWh)(0.01円/kWhコマ除く)			
		回避可能原価(FIP参照価格(卸電力取引市場分))円			沖縄エリアはシステムブライズ
		非化石価値相当額(円)			
		バランシングコスト(円)			
		参照価格(円)			
		調整前交付金(円)(0.01円/kWhコマ含む)			
		調整後交付金(円)(0.01円/kWhコマ除く)			
		精算額(円)			
		交付金の額(円)(精算額反映後)			
		交付金相当額積立金(円)			
		廃棄等積立費用(円)			
		交付金の額(円)(廃棄等積立費用控除後)			
		備考			
	事業者別エラーの一覧	記載項目詳細については今後検討予定			システム外にて別途作成を想定
	積立金不足額未入金事業者名の一覧				システム外にて別途作成を想定

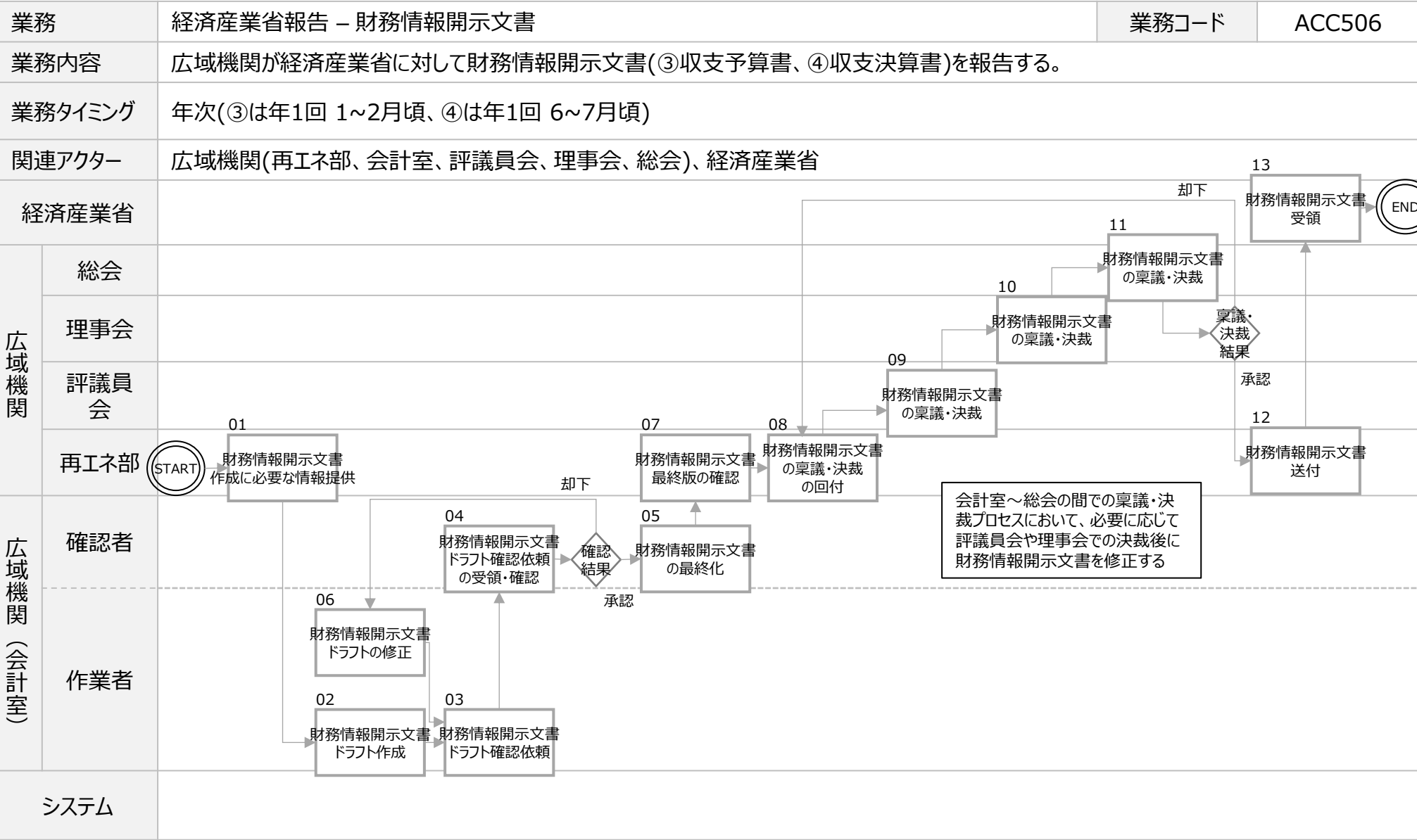
業務プロセス	「01:報告データ取得」			
業務詳細仕様				
報告データの主な内容と報告タイミング(2/2)				
タイミング	記載項目			備考
②月末～翌月初	発電設備出力区分別・認定年度毎 の月別供給電力量 (対象月マイナス2か月分_確報ベース)	【新設・既設・FITから移行】	発電設備出力区分別・認定年度毎の設備容量(kW)	
			発電設備出力区分別・認定年度毎の件数	
			発電設備出力区分別・認定年度毎の供給電力量	
		【新設のみ】	発電設備出力区分別・認定年度毎の設備容量(kW)	
			発電設備出力区分別・認定年度毎の件数	
			発電設備出力区分別・認定年度毎の供給電力量	
	【HP添付用】表C 供給電力量公表_事業者報告年月	表C①	太陽光発電（50kW以上250kW未満）の供給電力量（万kwh）	
			太陽光発電（250kW以上1,000kW未満）の供給電力量（万kwh）	
			太陽光発電（1,000kW以上）の供給電力量（万kwh）	
			風力発電設備の供給電力量（万kwh）	
			水力発電設備の供給電力量（万kwh）	
			地熱発電設備の供給電力量（万kwh）	
			バイオマス発電の供給電力量（万kwh）	
			合計の供給電力量（万kwh）	
		表C②	太陽光発電（50kW以上250kW未満）の交付金額（億円）	
			太陽光発電（250kW以上1,000kW未満）の交付金額（億円）	
			太陽光発電（1,000kW以上）の交付金額（億円）	
			風力発電設備の交付金額（億円）	
			水力発電設備の交付金額（億円）	
			地熱発電設備の交付金額（億円）	
			バイオマス発電の交付金額（億円）	
			合計の交付金額（億円）	
	都道府県太陽光発電率表 (事業者報告年月マイナス2か月分まで)	都道府県別月間発電量	電力量(kWh)	FIP制度における発電設備区分は現時点で不明
			発電出力(kW)	
			発電率(%)	
	階段データ (事業者報告年月マイナス2か月分まで)	都道府県別年間発電量推移	電力量(kWh)	
		交付金額(億円)		
供給電力量(億kWh)				
設備容量(万kW)				
発電率(%)				

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

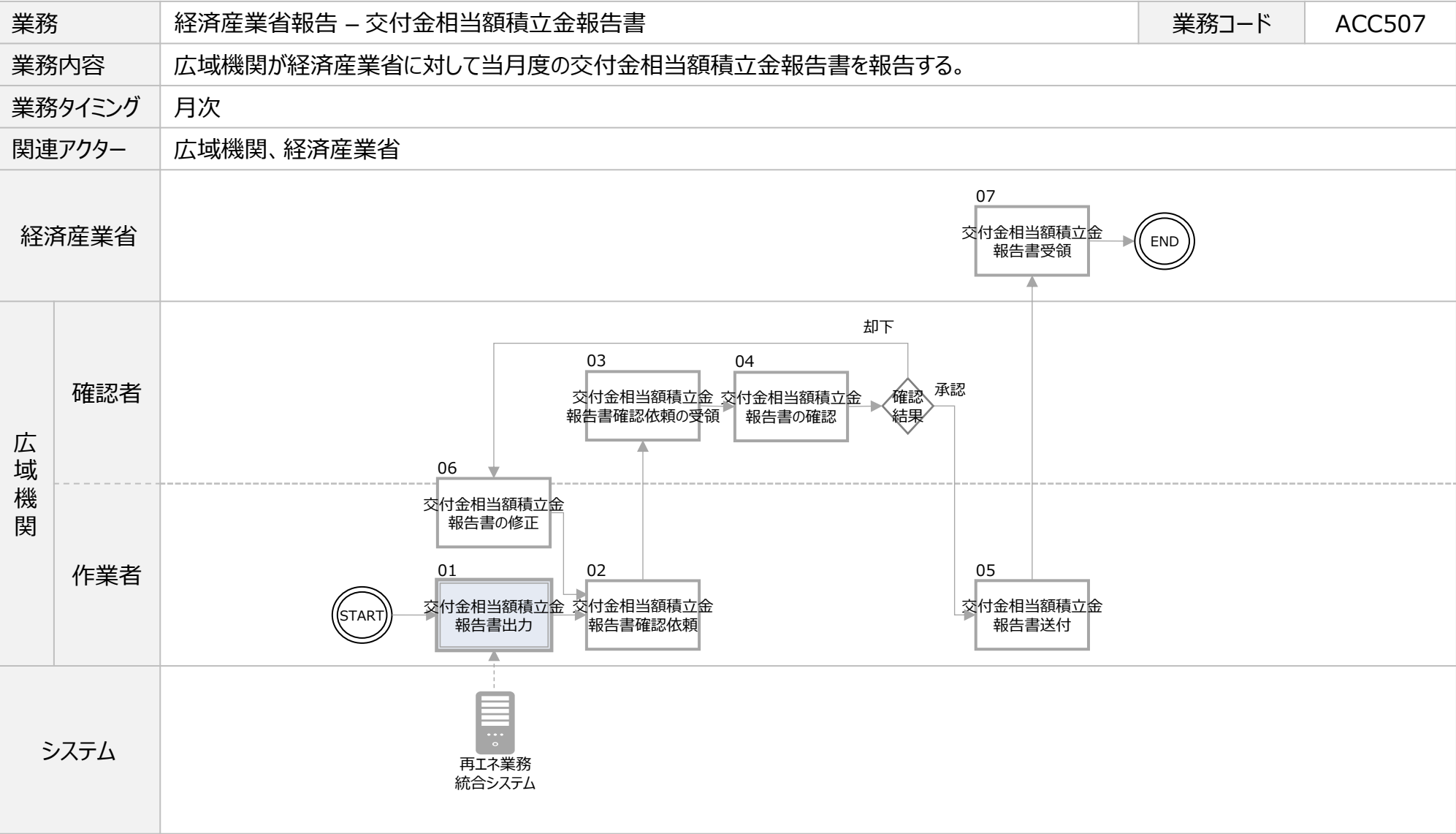


凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス



業務プロセス

「01:交付金相当額積立金報告書出力」

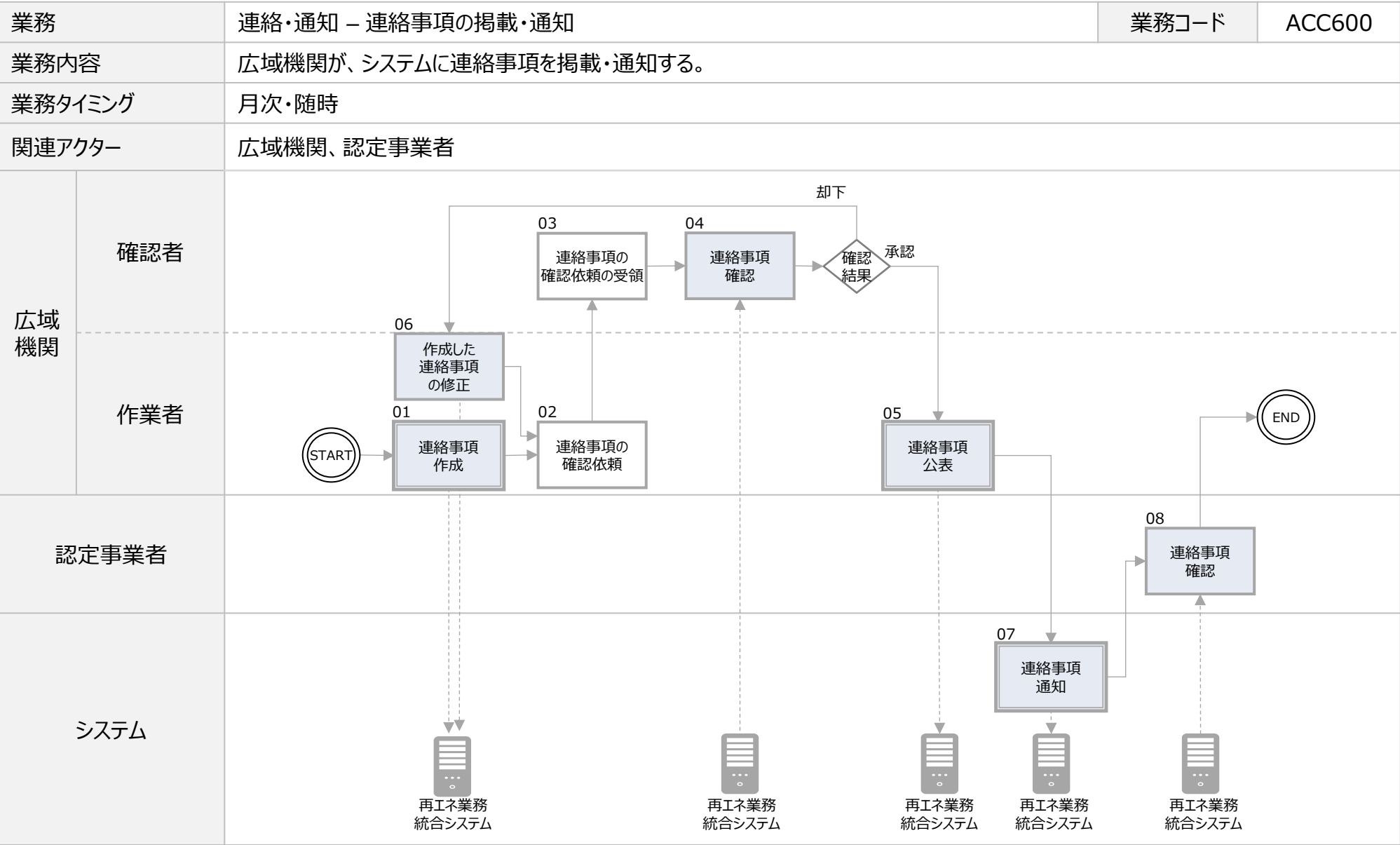
業務詳細仕様

交付金相当額積立金報告書の主な記載内容※

記載項目		説明
当月度交付金相当額 積立金に係るデータ (全事業者の合計値)	経済産業大臣名	経済産業大臣の氏名
	日付	報告書発行日（＝ダウンロード日）
	文書管理番号	広域機関で発行する文書を一意に特定する番号(広域再第YYYY-999号)
	報告書発行者の情報	広域機関の名称、住所、理事長名、連絡先部署名、電話番号
	交付金相当額積立金額合計	当月度の交付金相当額積立金額合計(①+②)
	①交付金相当額積立金額(FIP)	
	交付金相当額積立金	当月度のFIPの交付金相当額積立金
	供給電力量	当月度、FIP交付金相当額積立金の対象となったkWh
	当月度交付金額	事業者の取戻申請を受けて交付(積立命令解除)したFIP交付金相当額積立金
	当月度徴収金額	認定取消により広域機関が徴収したFIP交付金相当額積立金
	②交付金相当額積立金額(FIT)	
	交付金相当額積立金	当月度のFIT及び一時調達契約中のFIP設備の交付金相当額積立金
	供給電力量	当月度、交付金相当額積立金の対象となったkWh
	当月度交付金額	事業者の取戻申請を受けて交付(積立命令解除)した交付金相当額積立金
	当月度徴収金額	認定取消により広域機関が徴収した交付金相当額積立金
	累計交付金相当額積立金額(当月末時点)	
交付金相当額積立金残高(当月末時点)		当月度末時点の交付金相当額積立金

※ 交付金相当額報告書は「報告年月(≠対象年月)」毎に作成する。
例：報告年月7月の場合、4月供給分FIP設備の交付金相当額積立金、3月買取分FIT設備の交付金相当額積立金および7月の交付金相当額積立金の交付実績・徴収実績を8月上旬に「7月分」として報告する。
精算の場合は、支払通知書が確定した年月(≠精算年月)をキーに交付金相当額積立金額を集計する。

凡例  再エネ業務統合システム  業務詳細仕様の対象  他業務プロセス



業務プロセス

「01:連絡事項作成」「05:連絡事項公表」「06:連絡事項通知」

業務詳細仕様

連絡事項の内容(1/2)

【定期的な情報開示】

・ FIT・FIP制度、廃棄等費用積立に関する情報を定期的にシステムで公開する。

・ 認定事業者に対する通知はせず、システムへの掲載のみ。

保留中

開示分類	開示項目	説明	開示頻度
FIT・FIP・廃棄等費用積立概況 (月単位)	FIT交付金額(当月度)	FIT買取義務者に交付した当月度のFIT交付金総額	月次
	FIP交付金額(当月度)	FIP認定事業者に交付した当月度のFIP交付金総額	
	納付金額(当月度)	小売電気事業者から徴収した当月度の再エネ賦課金総額	
	廃棄等費用積立金額(当月度)	認定事業者が当月度に積み立てた廃棄等費用積立金総額	
	廃棄等費用積立必要金額(当年度)	認定事業者が当月度に積み立てる必要がある廃棄等費用積立金総額	
FIT・FIP・廃棄等費用積立概況 (年単位)	FIT交付金額(当年度)	FIT買取義務者に交付した当年度のFIT交付金累計額	月次
	FIP交付金額(当年度)	FIP認定事業者に交付した当年度のFIP交付金累計額	
	納付金額(当年度)	小売電気事業者から徴収した当年度の再エネ賦課金累計額	
	廃棄等費用積立金額(当年度)	認定事業者が当年度に積み立てた廃棄等費用積立金累計額	
	廃棄等費用積立必要金額(当年度)	認定事業者が当年度に積み立てる必要がある廃棄等費用積立金総額	

＜掲載イメージ＞

例：2023年10月度分掲載の場合

概況	2023年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
FIT交付金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
FIP交付金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
納付金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
廃棄等費用積立金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	
廃棄等費用積立必要金額	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10	¥10						¥999,999	

業務プロセス	「01:連絡事項作成」「05:連絡事項公表」「06:連絡事項通知」
業務詳細仕様	
連絡事項の内容(2/2) 【不定期な情報開示】 - 認定事業者の事業運営上、必要性の高い情報をシステムに掲載する。(例：システムメンテナンス期間、認定事業者への特別な依頼事項など) - 連絡事項の掲載後、全ての認定事業者に対してメールを送信し、メールに添付したURLから連絡事項を確認するよう促す。	

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		連絡・通知 – 算定諸元の公表	業務コード	ACC601
業務内容		広域機関が、システムに卸電力取引市場の参照価格、インバンスリスク単価を掲載する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	【卸電力取引市場の参照価格の公表】		
	作業者			
事業者				
システム				

凡例

再エネ業務統合システム

業務詳細仕様の対象

他業務プロセス

業務		連絡・通知 – 算定諸元の公表	業務コード	ACC601
業務内容		広域機関が、システムに卸電力取引市場の参照価格、インバンスリスク単価を掲載する。		
業務タイミング		月次		
関連アクター		広域機関、認定事業者		
広域機関	確認者	【インバンスリスク単価の公表】		
	作業者			
事業者				
システム				

業務プロセス	【卸電力取引市場の参照価格の公表】「03:卸電力取引市場の参照価格の公表」 【インバランリスク単価の公表】「02:インバランリスク単価の公表」
業務詳細仕様	
公表内容	
【卸電力取引市場の参照価格の公表】 - 広域機関が、「JEPXスポット・時間前市場価格(FIP参照価格)」及び「供給電力量(エリア電源種別ごと)」をもとに算定した卸電力取引市場の参照価格及びその諸元（前年度平均市場価格、当年度/前年度の月間平均市場価格等）について、エリア電源種ごと・月単位で公表する。 - FIP交付金の支払通知書確定と同時に、公表ファイルを更新する。	
①FIP電源における更なる情報開示の推進 - FIP制度を活用する事業者の予見性を高める観点からは、FIP制度の運営に当たって、<u>再エネ発電事業者や関連プレーヤーの事業検討等に資する情報は、可能な限り開示していくことが重要。</u> - こうした考え方の下、これまでも、<u>本委員会においてFIP制度の先行的な活用事例を紹介してきたほか、プレミアム</u>の値を計算するためのシミュレーション・ツールを資源エネルギー庁HPで公表するなど、様々な取組を進めてきた。 - 今後、更なる情報開示を推進していくために、次のような対応を講じていくこととしてはどうか。 ① 再エネ発電事業者や関連プレーヤー（金融機関等）の事業検討に当たっては、<u>プレミアムの交付額に直結する参照価格の実績額の情報が重要</u>となる。こうしたニーズを踏まえ、<u>参照価格やその諸元（前年度平均市場価格、当年度/前年度の月間平均市場価格等）</u>について、<u>エリアごと・月単位で開示すること</u>としてはどうか。 ② また、再エネ発電事業者や関連プレーヤーのニーズを踏まえ、<u>出力制御の長期見通し</u>についても、関連審議会（系統WG）と連携し、<u>試算を行い、公表していく。</u> ③ さらに、①②に限らず、今後、競争情報の取扱い等には留意しつつも、<u>再エネ発電事業者や関連プレーヤーのニーズに応じて、必要な情報開示について</u> <u>不断の検討</u>を行っていく。	
令和6年9月30日(月) 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第69回）より抜粋	
【インバランリスク単価の公表】 - 広域機関がFIT納付金・交付金管理システムで算定し、再エネ業務統合システムに連携するインバランリスク単価を月単位で公表する。 - 連携ファイルのシステム登録完了と同時に、公表ファイルを更新する。	